

ソヴェート聯邦

内 譯 重工業 四百三十九億留
輕工業 百六十五億二千萬留
食料工業 百四十億留

貨物總輸送量は五億六千八百萬噸、一日の平均輸送量は九萬五千車輛の見込。

農 業

經營別播種面積内譯 (單位百萬ヘクタール)

	1936 (%)	1937 (%)	1938 (%) (計畫)
國營農場	16.1(12.1)	13.7(9.9)	12.1(8.9)
共營農場	108.1(80.6)	117.5(85.3)	117.9(86.4)
共營農場の種	4.0(3.0)	5.2(3.8)	5.3(3.9)
個人播種	5.8(4.3)	1.4(1.0)	1.1(0.8)
總播種面積	134.1(100.0)	137.8(100.0)	136.4(100.0)

耕地總面積は二億二千三百九十萬ヘクタール、その中播種面積は一九三六年一億三千四百十萬ヘクタール、一九三七年一億三千七百八十萬ヘクタール、一九三八年一億三千六百四十萬ヘクタールとなつてゐるが、その企業形態別播種面積百分比は上表の如くである。

重要農産物は大部分が粒穀物であり、その外は工業用農作物、家畜飼料用農作物、野菜等の順となつてゐる。その生産高總計は一九三七年に於て、一九二六―二七年の價格で二六二億留、一九三二年の二二一億留に比し正に二倍に上る。その内容は

重要農産物生産高 (單位百萬ヘクタール)

	粒穀物(%)	工業用作物(%)	野菜瓜類(%)	飼料作物(%)	其他(%)	合計(%)
1928	92.2(81.6)	8.6(7.6)	7.7(6.8)	3.9(3.5)	0.6(0.5)	113.0(100)
1932	99.7(74.2)	14.9(11.1)	9.2(6.8)	10.6(7.9)	0(0)	134.4(100)
1935	103.4(77.8)	10.6(8.0)	9.9(7.5)	8.6(6.5)	0.3(0.2)	132.8(100)
1936	102.0(76.1)	10.7(8.0)	9.6(7.1)	11.8(8.8)	0(0)	134.1(100)
1937	103.7(75.3)	11.0(8.0)	9.4(6.8)	13.7(9.9)	0(0)	137.8(100)
1938	99.6(73.7)	10.7(7.9)	9.1(6.7)	15.8(11.7)	0(0)	135.2(100)

一六八

略々上表の如くである。

一九三八年に於ける農業の一大特徴はトラクターその他の機械耕農を著しく強化することであり、新たに五百のトラクター配給所を設け、昨年配給せられた九十三萬四千馬力に對し、今年には百十三萬八千馬力となる筈である。

家畜の飼養数は一九三六年六月一日調査によれば左の如くである。

全聯邦家畜飼養數 — 1936年 — (單位百萬頭)

	總頭數	個人有數
馬	16.6	1.7
牛	56.7	36.4
羊及山羊	73.7	39.1
豚	30.4	19.2
駱駝	0.2715	
騾	1.94	

一九二八年始の調査によれば、之等の數字は牛二・一%、羊二・

・二%、山羊一七・五%、豚一七・七%の割合で増加してゐるといふ。

なほソ聯邦に於ては毛皮使用の目的を以て野生の獸類を繁殖せしめるといふ特殊産業があり、就中、一九二七年以來カナダ赤狐黒狐種の輸入あり、一九三二年以後黒貂及び北極狐の養殖が盛となり、ソ聯邦工業の重要部門の一をなしてゐる。現に國營の野獸養殖農場の數の如きも二十を越える有様である。

漁 業

此の聯邦の漁業發動機船は一九二九年五百六十隻、三萬七千馬力であつたが一九三六年には六倍し、三千百十五隻、二十三萬馬力に増加した。冷凍船も一九二八年では四隻であつたのが、一九三三年十九隻、一九三六年二十六隻となつた。

ソ聯邦自身の手による漁業が漸次擴張するに至り、特に極東に於ても日本の特殊權益を奪還せんとする氣配が明らかに觀取せられ、漁業數の如きも既に日本側よりもソ聯側が數を増しつゝある状態にある。一九三六年には三九四區對四四六區、その結果、日本との北洋漁業條約の改訂についても一九三二年の廣田カラハン協定を毎年延長して來たに止るばかりでなく、今年の日本船出漁に對しても旅券査證を甚しく濫り、やうやく六月末に之が行はれたのは、支那事變、防共協定等の諸問題を抑む帝國關係の不圓滑なる事實を不すものと見てよからう。

運 輸 ・ 通 信

鐵道線路は一九三六年十月現在で八萬五千九百九十九軒、そのうち五千軒の電

ソヴェート聯邦

化、九千五百軒の複線工事、(特にウラル・クズネツ炭田、ザバイカル線、ウスリイ線、ドンバス線、但し、昨年夏迄にその中ウスリイ線はハバロフスク、チタ間複線工事完成)停車場構内線を八千五百軒に延長する工事が進められてゐる。又、新鐵道として建設中のものにバイカル・アムール幹線(所謂バム線、バイカル附近迄完成、別にハバロフスク、コムソモリスタ間も一九三五年起工)モスカウ・ドンバス線、ウラル・クズネツ炭田・ドネツ炭田線、カラガンダ・バルハシシユ線、ウーファ・マダニトゴルスタ線等。之等の完成した時は總延長九萬四千軒に増す。

一九三六年初に於ける各種機關車總數、二萬二千四百四十八臺、貨車五十九萬八千四百三十二臺、客車三萬二千九百二十八臺(地下鐵用車を除く)であつた。

鐵道輸送量は第一次計畫中の合計千六百九十億噸から増して第二次計畫中に七七・二%増したと見られ、一九三五年度だけでも乗客九億九千九百九十二萬人、貨物三億八千八百五十三萬三千噸に達した。又、内水路は第一次計畫の八萬四千軒から第二次終には十萬一千軒に増し、運輸量は二百六十一億噸から一四一・四%増して六百三十億噸となり、一九三六年始に動力船三千七十隻、非動力船六千五百隻。尙この期間に白海、バルト海、黒海、裏海を結ぶ運河が出現すると共に、海運は自國輪船による輸送百八十二億噸から一八〇%増して五百十億噸にする計畫であつた。約言すれば第一次計畫最終年たる一九三二年に比し、一九三七年に於ける貨物集積量は鐵道一七八%、水運二四%、海運二八〇%の割合となる。

民間航空路を開拓し、全國に第一次末の三萬二千軒から第二次末には八萬五千軒とし、その中、營業距離を三萬五千軒迄下す。民間航空路總延長は一九三

五年に約八萬軒であつたのが、一九三六年には九萬六千軒に増大し、同年始に於ける民間飛行機数は一九三〇年比に比し三十四倍加した。

長距離航空としては本年報昨年版にも記した如く、一九三六年には(一)七月二十日朝からモスクワ、極東間の北氷洋岸経由の記録飛行(五十六時間、九三七四軒)(二)八月五日に北米ロサンゼルス出發、北方航路通過によるシベリア行飛行(航程一、〇〇〇軒)更に九月十三日にはこのモスカウ入が受けられ(全航程、一八、〇〇〇軒)右二大飛行があつたが、越えて昨一九三七年五月二十一日にはシュミット博士の北極征服飛行成功が實現した。そして、今年六月二十七日にはモスカウ、ウラヂヤストク間無着陸飛行が企てられたが翌二十八日東部シベリアで着陸したが航程二十四時間四十四分、航程五、六八〇軒で雄圖空しきに終つた。然し、之に次で七月中旬モスコウ、極東間の七千軒定期空運が開かれるに至つた。

自動車交通は、第一次末の七萬五千台から第二次終迄に五十八萬台に激増、全國道路延長を二十一萬軒とし、之に舗装を施される。

通信事業に就ては、郵便路延長を増すと共に、その中の自動車郵便路を一九三二年二八%より一九三七年の五八・五%に増加。

都市間の電信電話線の長さも一九三三年の百五十一萬五千軒を一九三七年迄に殆ど倍加して三百八十三萬軒とし、村落ソヴェート間、機械農具溜揚間、國營農場等の間に生産用の電話を設置する。又、國內電信電話線延長は三萬二千八百六十六軒、國際聯絡用の電信電話線及び海底電線延長は五十七萬一千六百九十九軒に達す。

かくして輸送力の増大は第二次計畫中に鐵道四三%、水運八六%、通信機關

ら二六%を増して一九三七年には二千八百九十萬人となり、その中大工業従業員は一九三三年の六百三十萬人から二九%増して八千一百萬人に増加。序にそれを一九三五年の實數について調査した表を示せば前頁上段の如くである。

賃銀も實質上増加して四五五億留から一、〇〇二億、即ち約二・二倍とし、之に對して重要食料品並に工業製品の消費額が約二・五倍増加するが、他方、國營及び協同組合營の商業の小賣値段が三・五%引下げられると共に、社會施設文化施設に對する國庫の支出も大いに増加するから(一九三二年の四三億留から一九三七年の九三億留に)生活は安易となる仕組である。

労働時間も通常毎日七時間、雜労働にあつては毎日六時間乃至それ以下に短縮せられ、勞賃基金も第二次五ヶ年計畫下に於ては三百二十億留より五百十億留に増加し、各人當り二割二分の増収を見ることが豫定せられたのである。

第二次五ヶ年計畫の下では、約三百萬の新労働者が地方から都會に吸収せられる方針が進められ、ために急速に熟練工を養成する必要があるが、之に應ずるため工業學校卒業の熟練工二百七十萬、並に農業労働者百五十萬の訓練が企てられた。

第二次五ヶ年計畫に於てまた別に特筆すべき點は、國民の物質的狀態の向上と共に文化狀態の改善が重んぜられてゐること、この目的のために用ゐる政府の豫算は四十億留から九十億留に増額せられた。その中、住宅に對する投資は第一次五ヶ年計畫の時の三倍、公共施設費は四倍、教育及び公共保健費の支出も三倍乃至四倍になり、労働者の生活水準が昂められる一方に於て、一般小賣物價を三五・四〇%引下げの方針が立てられたから、實質賃銀の著しい引上と

四三・八%に達し、以上一切の交通々信事務局の仕事は二倍以上に増加しつゝある有様である。

労働

全國民經濟に働く労働者及び従業員人數は一九三三年の二千二百九十萬人か

ソヴェート従業員數 (1928-35年)(單位千人)

業別	1928	1932	1935	増加率 (1928年ヲ 100トス)
大工業	3,096.0	6,481.3	7,065.5	228.2%
建築業	723.0	3,125.8	2,203.9	304.8%
農業	1,676.0	2,857.5	2,973.9	177.4%
交通業	1,270.0	2,222.0	2,921.8	230.1%
商業	532.0	1,410.8	1,650.0	310.0%
教育事業	789.0	1,347.2	1,725.4	218.7%
保健事業	399.0	647.2	808.6	202.7%
行政及事務機關	1,174.0	1,918.0	1,745.2	148.6%
全農業合計	11,599.0	22,942.8	24,769.9	213.6%

同じ結果となつたと報告せられてゐる。

生産額について見るに第一次五ヶ年計畫の直前に於て、總額を以て世界第五位に立つてゐたのが、第二次五ヶ年計畫の直前には第三位、歐洲に於ては第二位を占めるに至つたこと、及び第二次五ヶ年計畫完成の暁には世界で第二位、歐洲で第一位に上つたことは既述の通りである。

ソ聯邦人民委員會は六月一日、本年度第一四半期の國家經濟計畫の實現を審議すると共に、第三四半期の計畫案を附議決定した。第一四半期の經濟建設は昨年の如く漕漕工作に煩はされなかつたためか、稍々立直りの觀あり、一月から四月迄に各工業は増進、林業及び穀物貯蔵は若干立進れてゐるが、それら四月に入つて恢復の跡を示してゐる。

第一期に於ける工業生産額は二百四十三億留に達し、計畫より三〇・三%多く、昨年同期に比しても一・一%を増した。

農村の植付は五月廿五日迄に九四%を完了、鐵道貨車運轉數は一月七萬五千二百輛、五月九萬二千五百輛に上るが、資本投下の方面は不成績であつた。

本年第三四半期の計畫によれば、工業生産總額二百二十五億三千萬留(一九二六、二七年度の貨幣價額を標準として計る)前年同期よりも二・八%の増加を示す。而してその中、石炭三千六百七十萬噸、鋼鐵五百十萬噸、資本投下額百二十六億五千九百萬留の豫定であり、又、商品小賣の豫定額は三百五十四億留に上り、前年同期より一三・四%を加へることになる。

七 貿易

ソ聯邦國民經濟の將來を考へ、そして若いソヴェート經濟を外國の競争から

ソ日貿易については一九二五年一月二十日の日ソ協商が之を規定し、北樺太の石炭石油に關する利権が認められ、次で一九二七年には北洋漁業利権も確立せられ、その後數度の契約更改を重ね、今日は一九三二年の廣田・カラハン漁業協定を延長した儘になつてゐる。ソ日の貿易額は毎年大體二千萬圓から四千萬圓の間であるが、前頁の表にある對ソ輸入額は北鐵讓渡代價金を含んでゐるため比較的多額になつてゐる。茲にその分を省略し、圓貨を以て日ソ貿易の數字を表すれば上表の如くである。之等の數字が兩國貿易總額に於て占むる率は僅に二乃至四%に過ぎない。

日ソ貿易總額(單位萬圓)

年次	日本より輸出			ソ聯邦より輸入			收支差引
	歐ソ	亞ソ	計	歐ソ	亞ソ	計	
1930	135	2,696	2,831	258	3,717	3,975	(-)1,144
1931	213	1,494	1,707	379	3,087	3,465	(-)1,758
1932	183	1,260	1,443	136	3,107	32,43	(-)1,800
1933	157	1,209	1,366	572	3,103	3,675	(-)2,309
1934	164	1,136	1,300	805	3,275	4,080	(-)3,780
1935	214	2,617	2,831	1,450	340	1,790	(+)1,041
1936	835	2,299	3,134	1,453	680	2,133	(+)1,001
1937	413	2,385	2,798	964	390	1,354	(+)1,444

業協定を延長した儘になつてゐる。ソ日の貿易額は毎年大體二千萬圓から四千萬圓の間であるが、前頁の表にある對ソ輸入額は北鐵讓渡代價金を含んでゐるため比較的多額になつてゐる。茲にその分を省略し、圓貨を以て日ソ貿易の數字を表すれば上表の如くである。之等の數字が兩國貿易總額に於て占むる率は僅に二乃至四%に過ぎない。

國はともに種々の理由から孤立經濟の遂行に入つたし、特に支那事變を挾んで兩國の關係は一時のやうに圓滑に行かなくなつたため、輸出入ともに著しい減少を示すに至つたことは注目し得る。
ソ聯邦より日本へ輸出するものは、主として鉄礦、石炭、石油、石棉、マンガン、木材、魚類等で、反對に日本よりソ聯邦へ輸入するものは、電氣機械毛織物、工業機械類、織材、種子、船舶、セメント、絹織物、小麦粉等が多いが、之等のものゝ流出入する徑路は専ら極東ソ聯領よりしてゐたのが、近頃は歐ソ聯領よりするものが増加の跡を示して來た。以上の外一九三五年の北鐵讓渡契約に基き、日本の斡旋により滿洲國側よりソ聯邦に支拂ふことに定められた一億四千萬圓の中、三分の一は即時現金拂で、残る三分の二(九千三百三十萬圓)は日滿兩國產物資を以て三年間六期に分納せられてゐる。品物は船舶、機械、大豆、銅線、茶、セメント、織物、漁用ロープ其他により既に大部分支拂又は契約済となつてゐる。即ち、この北鐵讓渡に關する決済としては、前記の如く即時拂現金二千三百三十萬圓が一九三五年(昭和十年、康德二年)三月二十三日、滿洲國政府を経て日本政府保障の下に先方に渡され、その後、物資を以て支拂はれること四回、今年三月二十三日を以て全部完了となる筈になつてゐた。然るにその直前(三月十七日)滿洲國外務當局は「先方から滿洲國に支拂ふべき債務を果すだけの誠意を示さないが故に、最終回支拂の分、五百九十八萬圓は一時之を留保する」旨を公表した。それは、ソ聯邦の交通人民委員部、石油トラスト、通商代表部、領事館等が滿洲國に負擔してゐた運賃及び電信料等の未納金約五百四十四萬圓(その中、債權債務表に明記せられてゐる分のみで百十數萬圓)並に、滿北鐵の出入商人に負つてゐた石炭代、電報代、洗

滯代等で滿洲國政府が立替へておいた約十八萬圓、滿北鐵經營の村實諾爾旗礦が滿洲國に支拂ふべき税金未納額約六千圓等で總計五百六十餘萬圓に上る額を指すものである。

何れにしても一般的に見て一昨年秋の日獨防共協定及び昨年イタリ、フランス政權、滿洲國等が同一戰線に加はるることにより、ソ聯邦の立場が困難を加へるに至つた結果として、日ソ貿易そのものも若干の動搖を見るに至つたこと否み難い事實である。

八 金融・幣制

ソ聯邦の信用制度は一九三〇年の改革があるまでは、その商業信用、貸借信用を主として立つてゐた點に於て他の諸國の銀行と大差なき外觀を呈してゐたが、その内容に至つては相當他と異なるものがあつた。即ち、債權者、債務者の關係が他國と全く趣を別にしてゐる。即ち、一般の國民經濟に於ては債權者は貸付資本をもち、債務者は之を借入れて運轉し、企業の利益を擧げて得た利潤の一部を利子として債權者に支拂ふものであり、兩者の經濟關係は銀行を通じ保持せられるものであるが、ソ聯邦に於ては國民經濟全體の計畫的發展が金融關係の動力をなすやうに仕組まれてゐる。一言にして盡せば、他國では貸付資本に對する需給關係が一切を決するに反し、この國では全國國民經濟の計畫の下に從屬せられるのである。いはゞ金融及び銀行制度は國民經濟の發達建設の有力な手段として、財政上の準備金、一切の金融の動員を行ふことにより、國營及び共營の商業に財的援助を與へることになる。同時に、小商賣經濟と中小

農經營とを變形し、從業員の生活水準を昂めることにより、組合的共同經營に之を移行せしめる助けをなすのである。

一九三〇年に決行せられた信用及び銀行の改革は一層この使命を擴充し、國民經濟の計畫的組織の度を昂め、之を以て資本發達の有効なる桿材たらしめ又、商業信用に代ふるに直接の銀行信用を以てするに至らしめた。第一次、及び第二次五ヶ年計畫の成功の結果、國立銀行の信用工作が非常に發展したが、經濟團體が、國立銀行に金融をうける程度が如何に増進したかを示す略表を左に記しておく。

經濟團體の國立銀行への買債額 (單位年一十億留)

年次	買債額
1932	8.7
1933	10.4
1934	14.1
1935	17.4
1936	26.8
1937	34.2

之は畢竟、銀行預金の増大も示すものであり、それは全國國民經濟の發展、即ち、經濟團體の向上、資本流通、商品流通及び商品運搬の發達、國民收入の増加、共營經濟の余力の加重等を示す證據である。更に一九三六年六月四日の法律によつて國立銀行の金融に對する制限は撤去せられ、各團體に對する差別取扱の規則はなくなつた結果、國立銀行の貸付は殆ど無制限に行はれるに至り

ソ聯銀行預金額

年次	經濟團體預金	共營經濟預金
1933	3.7	282
1934	3.7	302
1935	3.6	276
1936	5.4	975
1937	6.4	1,600

商業に對してだけでも、その預金の二六%を占むる九十億留が投せられるに至つた。經濟團體の預金及び共營經濟の當座預金の増加は上の數字によつて知られる。(單位十億留)

之等の數字は國民經濟に貨幣經濟の著しき發達の跡を示すものといへる。一九三五年四月一日の流通貨幣は七千八百七十九百萬留に上り、その約半額（三千九百三十八百萬留）は國立銀行券、残る三千五百四十一百萬留は國庫證券として銀及白銅貨（三億四千五百萬留）銅及青銅貨（五千六百萬留）又、國立銀行の正貨準備は一九二八年四月一日の二千三十七萬チエルヲネツツから一九三五年四月一日の八百五十八萬三千五百五十八萬三千チエルヲネツツに激増した。之は一九三五年十月の相場（一留を八七・一三米仙とす）で七億四千七百八十八萬六千弗に當つた。一昨一九三六年二月一日の布告は留を佛貨にリンクせしむる旨を明にし、一留は三法と定め、三月一日より之を實施した。又、同六月以後金利を一齊に引下げた。

主要金融機關

金融機關は（一）當座金融銀行として聯邦國立銀行と對外貿易銀行、（二）特別融資銀行（三）國營労働者貯蓄銀行に別たれる。
國立中央銀行―短期金融事務の總元締、中央本金庫、聯邦銀行等に當るもので、全國的經濟開發計畫と調和して聯邦内の通貨流通を統制する。そして政府の保護する限度に於いて國家經濟諸部門に短期金融を行つてやる。國家、協同組合、社會化企業間の金融決済事務、外國輸出入業者との取引を行ふが、勿論、かなりの額の貴金屬及び外國貨幣を以てする正貨準備をもつてゐる。又、統一國家豫算及び地方豫算に關し現金輸送事務を行ふ。
銀行が國家經濟に融資する場合の擔保は、生産業、商業の手にある原料、食糧、製造品等や銀行預託品に對する倉庫證券等で、之等は三四週乃至二ヶ月、

四ヶ月長くとも六ヶ月又は九ヶ月の短期金融であり、銀行金融の平均期限は辛やく二ヶ月乃至三ヶ月を越えない。

國立銀行は全國に支店及び出張所の數二、七八五を有し、全聯邦に至る所の町に之をもつてゐるのみならず全國の貯蓄銀行の大部分を取扱店としてゐる。對外貿易銀行―輸出入取引の支拂及び決済を取扱ふが、然し國際決済事務に關しては國立銀行自身ほど大規模には及び得ないのは勿論である。
特別融資銀行―ソヴェート經濟主要諸部門に對する長期投資事務の取扱を目的とする。

その中には（イ）プロムバンク―工業建設融資銀行、即ち工業、運輸通信業の建設資金融通を目的とするもの。

（ロ）トルグバンク―商業建設融資銀行、即ち、家庭經營以外の各種協同組合、國營商業、労働者配給施設、聯邦人民委員部所屬國家委員會等への融資、貯金者に對する特別長期融資、別に協同組合の流通資金に對する金融。

（ハ）ツエコムバンク―都市建設、家庭經營融資銀行、即ち地方都市銀行で、家庭經營、都市建設、都市に於ける一般改良及び建設事業に融資する。
（ニ）コルホーズバンク―農業融資銀行、即ち、國營農業及び集合農場の金融、又、共營農場、國營農場並に機械トラクター溜場の労働者及び技術家に對する融資、或る場合には個人農夫世帯への融資。
等々のものも含んでゐる。

國營貯蓄銀行―預金、手形決済、國庫債券賣出の形を以て國民一般の貯金を集め、又、預金者の手形振出、（主として家賃瓦斯電氣其他の支拂）の轉付を引受け、一貯蓄銀行より他の貯蓄銀行への送金、聯邦内各銀行に對する信用狀の

發行、國債の賣出しと利息支拂、富彙等に關する事務を行ふ。この種の銀行は國內の到る處に存在する。

九 財政

世界大戰前からロシアの國算豫算は無理があつたが、更に大戰中の國費は五百億留、ために一九一四―一七年の豫算不足は四百十億留を越え、辛うじて紙幣發給により之を補填してゐた。隨つて財政の破綻からだけでも革命が起る可能性はあつたのである。即ち一九一七年十一月一日の紙幣流通高實に百九十五億留に上り、十一月革命の時の混亂は想像以上で、留の購買力は忽ち十五分の一に下落、稅務署は風脈でたゞ紙幣發行のみに俟つ外はなかつた。革命後、一九一八年十月三十日に至り、富裕階級への課稅として百億留の革命稅が徴せられたが、其後に於ける留價の漸落は次第に金納稅の重要性を減じたため、政府は實物納稅に移る方針を立てた。そして一九二一年に至り、所謂新經濟政策の採用と共に再び金納稅が復活せられ、且つ、國立銀行其他各種銀行も設立せられるに至り、一九二二年の始には紙幣發行が國費の九〇%から三五%に急減せられ、一九二四年には幣制改革がとげられ、發券によらぬ健全財政が始め立てられた。その後、五ヶ年計畫の發展により、國家經濟の充實發展が遂げられ、一九三二―三四年と一九二七―二八年との間に國家收入の増加率二倍半に達した。而もそれが外債による必要なく、全く國內的充實の結果であることは注目すべき現象である。而も共同經營と國營企業との發展は漸次、私人に對する課稅の必要を少なからしめ、國民は五ヶ年計畫の進行と成功とを歓迎するに

至つたが、然し、第一次計畫の末期並に第二次計畫により、國防費の激増を來すに至つた。一九三三年以後に於けるソ聯邦財政の出入を表示すれば次の二表の如くである。

1923-37年 聯邦歳入 (單位百萬留)

年次	國家企業收入及租稅	公債	其他收入	前年度比	總計
1923-24	1,824.7	183.5	309.4	—	2,317.6
1924-25	2,803.6	130.5	68.1	—	3,002.2
1925-26	3,886.9	146.0	5.7	27.6	4,066.2
1926-27	5,049.4	319.2	6.7	15.3	5,390.2
1927-28	5,884.3	726.4	3.7	56.0	6,670.4
1928-29	7,465.3	724.8	32.2	205.4	8,427.7
1929-30	11,485.7	1,278.4	35.6	106.8	12,936.5
1930(X-XII)	4,305.7	356.1	8.9	651.5	5,322.2
1931	19,497.3	3,269.0	388.6	706.2	23,861.1
1932	27,062.3	3,921.7	46.9	598.6	31,629.5*
1933	30,051.3	4,012.0	947.6	—	35,010.9
1934	43,316.3	4,325.0	1,238.1	—	48,879.4
1935	57,629.5	3,450.0	752.5	2,300.0	65,700.5
1936	71,118.8	6,080.0	1,516.1	—	78,715.0
1937	90,417.4	5,975.0	1,677.0	—	98,069.5
1938(推算)	110,309.2	7,289.5	2,045.9	—	119,643.7

*印1930年以前は歳出入に總道經費を含んでゐた。隨つて1931年以前の計算法に一致せざるがためには特に1932年の數字に總道收入 2,899百萬留を加算するを要す。

1937年聯邦豫算 歳入の部 (單位千留)

一、取引税	76,795,400
重工業人民委員部	8,860,000
輕工業人民委員部	11,382,000
食糧品工業人民委員部 (中央酒精局を除く)	20,387,000
中央酒精局	6,190,000
農産物買付委員會	24,106,000
國營商業	2,605,000
協同組合	1,682,000
二、収益控除	6,304,175
a. 重工業人民委員部	1,331,030
b. 輕工業人民委員部	829,100
c. 林業人民委員部	37,000
d. 食糧品工業人民委員部	1,800,100
e. 地方工業人民委員部	542,905
f. 農業人民委員部	40,480
g. 國營農場人民委員部	30,700
h. 鐵道運輸業	687,700
i. 國內商事人民委員部	174,950
j. 農産物買付委員會	58,750
k. 外國貿易人民委員部	37,510
l. 國營金融機關	245,000
m. 其他	169,950
三、企業所得税其他諸税	972,905
a. 勞役税	390,370
b. 共營農場所得税	530,000
c. 國營農場税	45,895
d. 其他	6,640
四、社會保險資金より社會事業に交付	3,700,000
五、公債收入	5,975,000
a. 公債應募	4,375,000
b. 貯金局關係	1,200,000
c. 國家保險關係	400,000
六、諸税及公課	2,645,000
a. 共營農場農民及私營農業農民税	650,000
b. 都市住宅・文化建設費徵税	1,465,000
c. 農村住宅・文化建設費徵税	530,000
七、其他收入	1,677,020
a. 關稅	860,000
b. 鑛貨	15,000
c. 山林	180,000
d. 雜	622,020
歳入總計	98,069,500

ソヴェート聯邦

1923-27年聯邦歳出 (單位百萬留)

年次	國民經濟費	社會文化費	國防行政費	國際關係 支	地方豫算 及 財政施設	政府豫備 金其他	總計
1923-24	1,151.9	133.1	647.5	71.8	149.5	163.8	2,317.6
1924-25	1,629.5	198.7	686.5	66.2	325.1	96.2	3,002.2
1925-26	2,244.6	275.9	899.6	117.6	441.0	87.5	4,066.2
1926-27	3,066.9	356.4	1,002.4	101.0	615.4	248.5	5,390.6
1927-28	3,796.4	426.0	1,109.3	296.6	669.2	369.9	6,670.4
1928-29	4,784.3	481.7	1,206.9	317.5	1,299.3	338.0	8,427.7
1928-30	7,680.7	794.9	1,396.9	405.7	1,743.6	964.7	12,986.5
1930(X-XI)	3,124.7	295.8	533.4	74.9	418.3	875.1	5,322.2
1931	18,047.7	1,290.7	1,714.5	408.3	1,400.6	999.3	23,861.1
1932	23,663.6	1,705.8	1,987.3	961.8	1,893.8	1,417.2	31,629.5
1933	23,912.2	2,393.1	2,264.9	1,330.0	2,340.8	2,770.4	35,010.9
1934	33,383.6	3,018.8	2,873.3	1,702.0	4,854.2	3,047.5	48,879.4
1935	35,104.7	4,783.5	6,500.0	1,815.0	8,850.7	8,148.1	65,202.0
1936	37,583.5	6,509.4	14,815.5	2,701.5	12,456.6	4,648.5	78,715.0
1937	39,585.6	26,604.5	20,102.2	2,579.0	9,198.2		98,069.5
1938 (推算)	48,294.4	32,457.5	24,523.7	3,146.3	11,221.8		119,643.7

ソヴェート聯邦

一九三八年度の豫算は、一月廿五日の人民委員會議で決定せられたものゝ如くであるがその内容は今に至るも發表せられるに至らない。然しながら七月十一日に發行せられた共產黨機關紙「ボルシエヴィキ」七月號には財務人民委員ツヴェレフの豫算に關する報告論文が發表せられた旨、外電に傳へて居り、それによれば、全聯邦及び各支分共和國地方豫算の總計は一九三七年度に比し、約二二%増加したといふ話であるから、今假に一九三七年度の豫算を基礎として各項目に二二%宛の割増を加へて推算した數字を一九三八年の分として掲げておくこととした。

なほ歳入と歳出との費目がどうなつてゐるかといへば、歳入では社會化せられた經濟からの營業税が大部分を占め、(八割五分位) 他の大衆課税は極少額(一割余)に過ぎない。今、その模様を一九三七年度の聯邦一般豫算によつて示しておく(次の二頁表参照)。

二表の中歳入に就いて見るに、國營企業經營方面の収益總高は一九三六年度豫算では百十三億留とせられ實收は百四十五億に上つたのに對して、一九三七年度は二百八億留と豫定せられてゐる。又、國營商業収益は一九三六年度より六六・三%を増して百十二億留に上り、協同組合収益も一九三六年度六億八千八百萬留から十一億二千五百萬留に増す見込が立てられてゐるわけである。取引税全額七百六十七億留が見込まれてゐるが、之は前年に比し一六・五%の増收である。更に一九三六年には公債の借換を行つたが、一九三七年一月一日に於ける現在公債所有者二千六百萬人、總額百億留を超えた。同時に國營貯金局の方も預金高は一九三七年一月一日に於て三十五億留、之を一九三三年一月一日の九億七千五百萬留、一九三五年一月一日の十六億留、一九三六年一月一日の三十四億留に比して著しい増加振りである。次で歳出の點について見れば、前年に比し百五十億留(一八・五%)を加へてゐるが、國民經濟費は少し増加してゐる程度に止まる。國防豫算は勿論顯著な増加振を示し、一九三六

1937年聯邦豫算 歳出の部 (單位千留)

A. 國民經濟費	39,585,607
1. 重工業人民委員部	5,217,420
2. 國防工業人民委員部	2,328,790
3. 輕工業人民委員部	1,603,700
4. 林業人民委員部	1,274,660
5. 食糧品工業人民委員部	1,042,450
6. 地方工業人民委員部	375,633
7. 映畫工業	163,330
8. 工業建設費	391,530
工業關係小計	12,397,513
9. 國營農場人民委員部	2,064,280
10. 農業人民委員部	6,252,670
a. 聯邦所管	
b. 支分邦所管	537,200
c. 購買肥料獎勵金	205,000
農業關係小計	9,059,150
11. 植林山林保護局	390,310
12. 交通人民委員部	4,698,610
13. 水運人民委員部	1,132,540
14. 北洋航路局	579,900
15. 道路局	830,900
16. 非軍用航空局	301,180
17. 通信人民委員部	545,900
18. ウォルガ運河建設局	200,100
19. モスカウ運河建設局	242,820
運輸通信關係小計	8,533,040
20. 國營商業配給買付機關	3,035,780
21. 對外貿易人民委員部	19,720
22. 豫備品委員會	1,687,600
23. モスカウ地下鐵道	458,350
24. 海洋氣象觀測局	128,640
25. 其他國民經濟費	3,875,504
B. 社會文化費	26,604,552
教育	18,269,806
{ 國家豫算	7,942,341
{ 地方豫算	10,427,465
保健	7,528,146
{ 國家豫算	2,472,540
{ 地方豫算	5,055,606
體育	96,752
{ 國家豫算	44,236
{ 地方豫算	52,516
社會保險、勞働保護	709,848
{ 國家豫算	510,999
{ 地方豫算	198,849
計	10,870,116
{ 國家豫算小計	15,734,436
{ 地方豫算小計	20,102,240
C. 國防人民委員部	2,699,390
D. 內務人民委員部	149,300
E. 司法人民委員部	1,618,622
F. 行政費	2,579,000
G. 公債關係	1,382,100
H. 銀行長期買付額定	1,855,000
I. 人民委員會豫備金	543,689
J. 其他	950,000
K. 繰入過剩	
輸出總計	98,069,500

年度の支出は百四十九億留に上つたが、一九三七年度は一躍して二百一億二百二十萬留となり、更に兵員の増加のため相當大きな追加豫算が豫想せられる。教育費は一九三六年の百三十九億留に對し、百八十五億留に増加せられてゐる。最後に國民保健費は前年五十八億留であつたのが、七十五億留になつてゐるが、國防豫算増増と同時に教育保健に力を入れた所が一應の注目に値する所であらう。

一九三八年豫算について見るに、歳入の九一・四パーセントは社會主義化せられた企業による収入である。そして豫算の四分の三、地方豫算歳入の三分の二は取引税によるもので、今年度は八百三十三億留に達する見込になつてゐる。今日までの處、これ以上の数字は明らかでない。このことは軍事豫算の部分を明示したくないといふ必要が最大の動機をなしてゐるものゝ如くである。

國際貸借

序にソ聯邦の國際貸借について一言觸れるならば、ソ聯邦が國際聯盟加入(一九三四年秋)の結果、聯邦の需めに應じて提出した一覽は下の如くであつた。

即ち一九三五年度の差引受取超過額は十一億五千五百萬留であつたが、クレディット償却高十億五百萬留(輸入クレディット償却六億九千四百萬留、銀行クレディット償却三億千五百萬留)であつたから、残る一億五千萬留はこの國の經濟の組織上、當然全部國家に歸屬し、國立銀行準備金をそれだけ増加せしめたのである。

尙、貿易の項に於て示した数字によつても明らかな如く、ソ聯邦は一九三三

ソ聯邦國際貸借表
(1935年、單位百萬留、一留は三法)

受取勘定	2,184.
1. 商品輸出收入	1,800.
2. 運輸保險收入	76.
3. 貿易外送金	29.
4. 來遊外人消費	62.
5. 其他收入	165.
6. イ-ア-マークせられた金	52.
支拂勘定	1,029.
1. 商品現金輸入支拂	860.
2. 在外公館費其他	57.
3. 公債クレディット利子	89.
4. 技術援助に對する支出	23.
差引受取超過	1,155.

年以來引續き、輸出超過であり、多き時は八億留以上、昨一九三七年にも出超八千七百萬留以上に達してゐるやうな状態で、先づ國際貸借は健全といつて支ない。而もこの取引額の約八割に及ぶ額は現金取引を行つてゐるといふのであるから、對外債務の如きも餘りに決済せられつゝある理由も之を察するに難くない。殊に、この國の金、白金の産額の多大なことが經濟上の強味であり、財政の良化を助ける根據をなすに不足はない。例へば、金の産額は一九三六年に於て、二二八・六兆(十二億八千三百七十九萬留)その中、金本位準備金並に外債準備として保有せられ額は略々五億四千四百萬留であつたと報告せられてゐるから、残る七億三千九百萬留は國策の自由處分に委ねられる範圍におかれてゐると見ていい。現に、その中、四千萬磅余に當る部分はイギリスに現送せられたといはれてゐる位である。資源の豊富なること寧ろ羨むに堪へたり

といふべきか。

十 軍 事

一九一七年革命後のソ聯に於ける内亂、干渉、戦争を防ぐため、先づ赤衛軍が設けられ、次で一九一八年二月以後、赤軍が作られ、それが其後の軍隊の中核をなしてゐる。そして一九二四—二九年の間に質的に量的に大改革を加へられ、現状に至る基礎は堅められた。然し一九三二年の滿洲事變の勃發、一九三三年のナチス・ドイツの出現までは、ソ聯邦の軍備は比較的平坦な進路を辿つてゐた。所が第一次五ヶ年計畫を早く切り上げた頃から次第に、國防に力點を置き、經濟政策の歪曲を行ふに至つた。特に日獨伊防共陣營の赤實、支那事變を中心とする東亞風雲の急迫等は一層この形勢を促進し、國防費のみについて見ても、一九三六年は百四十八億千五百萬留、昨一九三七年は二百一億二百萬留に急騰してゐる。

従來、徵兵適齡は二十一歳であつたのを、昨一九三六年八月十一日の布令で十九歳にまで引下げた。之は大戦中（一九一四—一八年）並にその後の數年間、出生率が減退してゐたが今日現れて來たのと、今一つは兵力を急に充實する必要とから、この非常手段に出たのであつて、この方法により一九四〇年に至る四年間は新舊兩制度による適齡者を年一回半の割合で徵集する結果、服務年齡は十九歳から四十歳までとなつた。そして陸海空軍ともに、國防人民委員部に屬してゐる。目下急務とせられてゐるのは、優秀な將兵の養成、軍工業の充實による兵力の技術的裝備、敵の後方陣地擾亂に必要な攻撃手段の完成

國境地帯に於ける急襲に對する防備補充、政治中心及び工業中心地の防空準備等である。

兵員數は十年前の赤軍が總數五十六萬三千人であり、その頃の赤軍入營者は徵兵適齡の約三分の一に止り、残りは民兵部で短期教育を施すに止まつたが、一九三四年には適齡者中の適任者全部を赤軍に收容し、その數百三十萬に達してゐる。而もこの兵員に對する機械化の程度は甚だ高く、その水準は兵一人當り、一九二九年平均二・六馬力、一九三〇年三・〇七馬力であり、そして一九三三年には七・七四馬力で米佛は勿論英をも凌駕し、更に現兵では兵一人當り十二馬力に達してゐる。

一九三五年及び一九三六年に於ける兵役義務者の數は夫々百八十五萬、及二百十七萬人に達し、陸軍平時總兵力は一九三六年末に於て約百六十萬人、その中正規兵百三十萬、民兵部隊三十萬、外に特別部隊二十五萬、合計百八十五萬に達すると報告せられた。之を兵種別にすれば歩兵師團九十、騎兵師團廿五、飛行機數五千、戦車五千、獨立機械部隊十數個隊、陸軍、空軍共に世界第一と傳へられる。勿論之は地球陸地の六分の一を占むる膨大な國土を守るためだらうが、一には全國の軍事化が必要以上に進んでゐるために相違ない。

海軍も近時大いに擴張に努め、昨春に於ける各種軍艦數一七四隻、總噸數二十七萬三千噸余、建造中のもの二二隻、四萬二千噸余。

空軍も一九三六年末に於て飛行機數五千（四百は水上機）、飛行船八、關係人員五萬、今年末までに飛行機一萬二千乃至一萬五千、飛行船を四九隻に擴張計畫進行中であり、外に民間空運として飛行機二千、操縦者九千を備ふ。

而して右の兵力の中、極東に對しては總兵數三十萬、歩兵師團十六、騎兵師

團四、飛行機千二百、戦車千二百、潜水艦七十隻を向けつゝあり、之は刻々増大の傾向ありと認められる。
何れにしてもソ聯邦に於ける軍備の傾向は、近年着々軍事費の膨脹しつゝあるといふ一事のみによつても知られるのである。

ソ聯軍事費膨脹趨勢
(單位百萬留)

	豫算總額	國防豫算
1931	21,774.0	1,390.0
1932	27,542.0	1,396.5
1933	35,010.0	1,573.7
1934	48,879.4	1,669.0
1935	65,900.0	6,500.0
1936	78,715.0	14,800.0
1937	97,000.0	20,102.0
1938	未 設 表	未 設 表

昨一九三七年五月末に赤軍内の肅清問題として元國防人民委員部長ガマルニク將軍の自殺に引續き、同じく國防人民委員部長であり大戦軍に革命戦争以來赤軍の中心人物であつたハチエフスキ元帥、ウボレイウツチ大將、エイデマン將軍、ヤキール大將、ブートナ將軍、コルク將軍、プリマコフ將軍、フェルトマン赤軍總務部長等八要人の逮捕があり、即日、最高法院の判決をうけ反スターリン的賣國行爲と軍紀紊亂とを理由に、併れ直ちに銃殺の刑に處せられた。そしてその後は政治上と同様軍事上にも反スターリンの名の下に肅清の手は止まる所を知らなかつた。それは極く最近まで續いた結果、今年五月に於ける赤軍首腦部の預備は、次の如くになつてゐる。

陸軍

ソヴェート聯邦

國防人民委員ウオロシロフ元帥、同次長フエジコ一等大將及びメフリスス一等大將

參謀總長シャボニコフ一等大將

砲兵監タムルク二等大將

空軍監ロクチオノフ二等大將

軍管區司令官

- (1) モスカウ、ブジョンヌイ元帥
- (2) レニングラード、ホーヂン二等大將
- (3) 白ロシア、カワレフ二等大將
- (4) キエフ、チモシエンコ二等大將
- (5) ハリコフ、スミルノフ一等大將
- (6) 沿ヴォルガ、ブリヤンスキフ將軍
- (7) 北カウカサス、カチャロフ將軍
- (8) 後カウカサス、チュレエノフ二等大將
- (9) 中央アジア、アパナセニコ二等大將
- (10) ウラル、ソフロノフ二等大將
- (11) 西シベリア、アントニウク將軍
- (12) ザバイカル、エフレイモフ將軍
- (13) 極東特別軍、ブリユツヘル元帥

海軍

海軍人民委員 スミルノフ大將

同代理 スミルノフ中將及びイサコフ小將

ソヴェート聯邦

軍令部長 ガーレル中將
政治部長 シヤボシニコフ小將
同代理 ラウヒン
艦隊司令官

- (1) バルチック、レフチエンコ代將
- (2) 黒海、ユジャンシエフ代將
- (3) 太平洋、クズネツコフ代將
- (4) ムルマンスク、デウシノフ代將

かゝる聯軍の犠牲として最近に現れたものが六月十三日に起つた極東ゲベウ司令官リユシコフ大將の瀕死事件であつた。

十一 外交

ソ聯邦の外交は世界に於ける資本主義と國際平和との攪亂を目的とすると思はれてゐたが、今日は反對にファッシズムと國際戦争との回避者と自稱してゐる。但し、之はスターリンの所謂「一國社會主義の建設」政策が宣明せられると共に世界革命後進しが決定せられて以來の宿案と見られるのであるが、ともかく、第一には國力充實の必要から、第二には世界のファッシヨ化と國際戦争の勃發とを防止する意味から絶えず、國際平和、領土不侵略を提唱するようになつた。そして第一と第二とは相対して不可分の政策となつてゐるわけである。即ち、それは國內で經濟力の充實と政治的反對派の抑壓とを断行し、國外から之を攪亂するやうな情勢の誘發されることを努めて避けてゐるのであつて

今日までのソ聯邦の内治外交の方針は悉く自國防衛の目的を達するための備の両面をなしてゐると見られる。

瀕死事件當時、ソ聯邦は經濟力も國防も充分でなく、日本の手が極東ソ聯領に及ぶことを極力警戒してゐた。それで日本に對しては瀕死事件と日ソ不可侵條約とを交換問題として提案したが、それは成立しなかつた。その頃、スターリンがなした演説に「ソ聯邦は他國の領土は一時も欲せぬ代り、自國領は一時も割くを欲せず」とあつた文句は世界に響き渡つた。コミンテルンの如きも、その頃、日本を徒らに攻撃することを慎み、日本國內のファッシヨ化を警戒せよとの指令を出した程であつた。北滿に事を醸さぬために北滿邊境交渉を一九三三年五月に開始した(一九三五年三月調印)のもかゝる政策の現れの一に外ならなかつた。

日本の聯軍撤退のあつた同じ一九三三年の十月にドイツでもナチス政權が聯盟政策を執行した。そこでかゝる形勢に共通の脅威を感じ始めた佛ソ兩國は漸次接近し始め、一九三三年十一月には不可侵條約を結び、一九三三年二月批准し、更にソ聯邦は同年六月のロンドン國際經濟會議を通じてイギリスにも接近し始め、次で七月にはトルコ、ベルシア、アフガニスタン等のアジア諸國と、エストニア、ラトヴィア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、チエッコ・スロヴァキア等のバルチック並にバルカン諸國との間に不可侵條約を締結して、ベルリン、ローマを樞軸とする中歐勢力の擴大を防止した。同じ一九三三年十一月には米ソ國交を復活し、越えて翌一九三四年秋には外交政策の一大轉換を遂げて國際聯盟に加入したのである。

ソ聯邦は全くヴェルサイユ體制の擁護に参加したのであつて之より英佛ソ

三國提携が歐洲、否、世界情勢に重大なる影響をもつやうになつたのである。而も一九三三年以來の第二五ヶ年計畫は著々國力と國防との充實に成功した。經濟外交軍備に於て、漸く自信を加へ來つたソ聯邦當局は、終に一九三五年七月の第七回コミンテルン大會をして猛烈な日獨攻撃を行はしめ、そしてそれが一昨一九三六年十一月の日獨防共協定のきっかけをなして日ソ北洋漁業協定の更改不能の原因をなしたことは周知の通りである。然しソ聯邦は同年二月には佛ソ互助同盟を、又、翌三月には多年の懸案たるソ蒙互助協定を遂げた。永續するスペイン戦亂に對しても英佛と提携して政府軍を助けつゝあること亦微び難き事實である。

而して昨年七月七日に支那事變が勃發し、事變は益々惡化し行くのみであつたが、この形勢に乗じて、ソ聯邦は八月二十一日に至り、支那を誘つて豫て計畫中であつた、ソ支不可侵條約の成立にまで漕ぎつけた。之に對して世界防共聯盟の計畫も着々進み、終に同十一月上旬には露の日獨防共協定に對してイタリイが加盟し、茲に世界の持たざる國たる日獨伊三國の防壁は愈々堅められ之に瀕死事件にスペインのフランコ政權が馳せ參じて一層その陣營の擴大を計つた。茲に於て、ソ聯邦の外交政策は勢ひ孤立政策の傾向を帯びるに至り、聯盟及び英佛等に對する協調政策は棄てないが、その他の諸國に對する外交は漸次網縷的色彩を深めつゝある。

例へば昨年五月十一日、ソ聯邦外務人民委員部は在モスカウ日本大使館に對し、九月十五日限り、オデツテ及びノヴォシビルスク兩地駐在の日本領事館を閉鎖すべきことを要求したが、日本側は將來右兩地に日本臣民が居住し、日本の權益が存在し、且つ、オデツサに日本船が寄港する可能性あるとを理由として

ソヴェート聯邦

この要求に應じなかつたにも拘はらず、先方は一九二六年兩國間に交された覺書に領事館同數保有の原則が規定せられてゐることを楯に九月十五日限り、兩地の日本領事館の職務遂行と生活繼續とを否認する事に出た。

又、同じく昨年八月十三日には在ヘルシンキソ聯邦總領事代理クズネツコフは瀕死事件の黒河並に松花江所在ソ聯邦領事館の閉鎖を通告するに至つた。そして同月二十一日に前記の如きソ支不可侵條約を締結したことは同聯邦當局の極東時局に對する意圖の赴く方向を示すものといへる。

但し、かゝるソ聯邦の孤立外交主義はヨーロッパに對しても均しく採用せられた處であつて、今年に入り、三月六日にはルーマニア駐在ソ聯邦代理公使ブデンコが任地ブカレストを脱出し、途中苦心を重ねて二月十五日にローマに到着、イタリイ政府の保護をうけた事件あり。

三月五日、獨ソ交換領事館、在獨ハンブルグ、ケーニヒスベルグ並に在ソ、キエフ、ノヴォシビルスク閉鎖、モスコ、及びベルリンの大使館領事部のみを殘すに至つた。

三月十日、エストニアは在レングラード領事館閉鎖。

三月二十二日協定成立により、ノールウェイは在レングラード領事館を近々閉鎖と決す。

三月十一日、トルコはオデツサ、バクウ、エリバン、レナカン四領事館閉鎖、バツムのみを残し、ソ聯邦はイズミール(スミルナ)、カリス領事館を閉鎖、イスタムブルのみを残す。

四月一日、オランダは在レングラード領事館を閉鎖。

四月四日、バクウ駐在イラン領事館、パラヴィ駐在ソ聯邦領事館を閉鎖。

四月十日にはソ聯邦側は在ハバロフスク及びブラゴウエシチエンスクの帝國總領事館を同十五日附閉鎖ありたま旨通告があつたが、翌十一日、我が方はその通告の撤回を要求した。

四月十九日、レニングラード駐在フィンランド領事館並に在フィンランドのソ聯邦領事館の閉鎖決定。

四月廿二日、ウイーン駐在ソ聯邦公使館を閉し、總領事館を置く。

かゝる一時的形勢は、當然、日ソ間の懸案の解決をも困難ならしむる形勢を發生した。即ち、北樺太石油、北樺太鑛業等の利権會社、北洋漁業に従事する日魯漁業其他の業務遂行に關しても利権侵犯、勞力使役障害等幾多の故障を及ぼすのみならず、滿ソ國境方面、北洋水上方面等に於て、飛行機不時着、汽船拿捕、既得利権の取消等々數多くの難問を生じてゐる。

之等の問題が如何に解決せられるかといふことは明日の世界狀勢を定むる上に一大樞杵をなすと見るべきである。

【追記】七月十一日に至り、ソ聯邦軍隊が突然ソ鮮兩國領に近い滿洲國內に在る張鼓峰を不法占據したことから、日ソ兩國軍内に暫く不穩の空氣が漂ひ、双方とも少からぬ殺傷者を出したが、幸に八月十日に至り、モスカウに於て重光大使と、リトヴィノフ外務人民委員との間に停戰協定の成立を見、更に同十二日現地の兩軍司令の間に協定の調印が遂げられた。

比 律 賓

一 總 說

フィリッピンは、一五二二年、スペインのために世界一周を企てたポルトガル人フェルナンド・マチェランによつて發見命名された。一五六五年、スペインは初代總督をここに派遣してその領有を主張し、セブに植民地を創設し、更に一五七一年首都マニラを建設した。その後最近に至るまでのフィリッピンの歴史は、内憂外患の連続であつたといふも過言ではない。内にあつては支配者としてのスペイン人、殊に權力を擅にする僧侶と一般土着民衆との間に葛藤軋轢やむことなく、外部からは、その虚に乘じてこの豐饒なる領土に垂涎するもの少からず、支那の海賊、ポルトガル人、オランダ人、イギリス人等が交々來寇してこれを脅威した。更に稍々滿つて後陽成天皇の御代、フィリッピンの征服を勅令あらせられたこともあつた。一八一〇年、フィリッピン人はスペイン國會に代表者を送る權利を與へられ、マニラは一八三四年無制限開港場として廣く門戸を世界貿易に開放した。更にスエズ運河が開通して歐洲との間に直接の郵便通信事務が開始され、島内に鐵道や電信が輸入されて文化の程度が進むに従ひ、フィリッピン人の中にはスペイン人の桎梏を脱せんとする風潮が漸次濃厚となり、一八九七年つひに獨立の宣言を見るに至つた。翌年米西

戰爭勃發するや獨立派は合衆國を助けてスペイン官廳を倒し、アギナルド將軍を獨裁者とする獨自の政府を樹立するに成功した。しかしスペインが合衆國のため武力的に打倒され、同島を合衆國に譲渡することを餘儀なくされ、一八九九年フィリッピン共和國の成立をみるに至り、アギナルド一派は目算外れ、新たに合衆國に叛旗を翻してこれと拚争し、獨立の完成のため頑強に戦つたが遂に敗北に終つた。一九〇一年には初めて民政が布かれて合衆國初代總督が着任し、一九〇七年フィリッピン議會が創設され、一九一六年ジョンズ法として知られるフィリッピン自治法が効力を發生し、總督及び副總督は別として、國內問題の處理は實質上すべてフィリッピン人の手に委ねられることとなつた。前記ジョンズ法は、フィリッピンに完全なる政府が出来た暁にはこれに獨立を認むべきことを豫約するものであるが、その後合衆國に於ても主として財政經濟上の理由から獨立論が擯棄し、一九三三年所謂ホーズ・カッティング法案と呼ばれるフィリッピン獨立法案が、大統領の拒否にも拘らず議會を通過した。しかしフィリッピン側はより完全なる獨立を獲得せんがため同法案の採擇を肯せず、ついでマクダファイ・タイディングス法案が採擇され一九三四年合衆國の上院院會を通過し大統領の署名を得、フィリッピン議會もまたこれを可決し、かくてフィリッピンの獨立は決定的となつた。一九三五年九月、大統領選挙が行はれ、ケソンが大統領に、オスメニャが副大統領に選出され、同年十一月フィリッピン獨立準備政府としての聯邦政府の樹立及び初代大統領の就任を正式に宣言し、十年の後完全に獨立する段取となつた。しかし一方にフィリッピンの完全獨立の期限を繰上ぐべしとする論者あるに反し、他方においては、その後における極東の情勢の推移、日本の對外政策の進路等に鑑み、獨立期を延期す

べしとの説を唱ふるものあり、前途容易に誼誼し難きものがある。

二 面積・人口

フィリッピン諸島は大小七〇八三の島嶼より成り、總面積は、二九六、二九四平方千米であるが、そのうち主要なるものは次の十一島で、四六四二の島は未だ命名さへされてゐない小島嶼にすぎない。

島 名	面積 (平方千米)
ルソン	105,708
ミンダナオ	95,587
サマール	13,271
ネグロス	12,699
パラワン	11,655
バナタロ	11,520
ミンダロ	9,826
レイテ	7,249
セブ	4,390
ボホール	3,973
マスバテ	3,250
その他	17,166

フィリッピンの全人口は一九一八年の國勢調査の際には、一〇、三二四、三二〇人であつたが、一九三〇年には二二、二五〇、七五二人、一九三五年末には二二、〇九九、四〇五人と推定されてゐる。フィリッピンにはネグリティ族と稱する先住民があつたが、漸次新に移住し來つたインドネシア族に同化され、これと支那人またはスペイン人等との混血が行はれ、今日のフィリッピン人を構成するに至つた。普通フィリッピン人と呼ばれるものは、内容的には幾多の種族に分れてゐるが、重要なものは、タガログ族、ビサヤ族、イロカノ族、ピコール族、バンベンガ族、パンガシナン族等である。ビサヤ族が最も多く、政治的・社會的には、タガログ族及びビサヤ族が相俟んで

三 政治

政治の組織 フィリッピンは現在完全獨立への過渡期にあり、従つて政治の組織も統一でないが、統治の基本をなすものは、一九三五年十一月十五日を以つて效力を發生した新憲法である。同法によれば、フィリッピンはフィリッピン聯邦と稱せられ三權分立の原則に則つて統治される。統治の任を負ふものは六ヶ年の任期を以つて選出される(再選を許さず)大統領であり、同じく六ヶ年の任期を以つて選出される副大統領がこれを補佐する。但し大統領の権限は著しく制限されたもので、たゞヴィーの權を有するにすぎない。大統領の下に七省より成る内閣があつて行政の衝に當る。立法權は一院制の國民議會の司るところで、議會は、滿二十一歳以上の男子にして財産上、教育上一定の條件に適合するものによつて選出される任期三ヶ年の議員によつて構成される。婦人に對しては、この新憲法採擧後二ヶ年を経た後、特別の人民投票を行つて三十萬人以上の婦人が賛成投票をなした場合に、參政權が賦與されることになつてゐる。司法權は、首都マニラにある高等法院及び全國二十一ヶ所に散在する區裁判所によつて運用される。また市及び地方には治安判事の置かれてゐるところがあり、マニラには特に市裁判所なるものがある。なほ地方行政は内務省の監督のもとに、行政局、非キリスト教士族局によつて行はれる。現在は、完全なる獨立をみるまでの過渡期として、アメリカの高等事務官が駐在してフィリッピンの統治を監視してゐる。

なほ現大統領はマヌエル・ケソン(一九三五年十一月十五日就任)、副大統領はセルギオ・オスメリア(同上)であり、高等事務官には一九三七年二月より

最も優勢の地位にある。これらは皆キリスト教徒で全人口の九割近くを占める。その他に非キリスト教徒たる土著種族數種があるが數はあまり多くない。フィリッピン人以外の外國人では、支那人が最も多く現在では八萬人に近いものと見積られ、これについては、日本人、アメリカ人、スペイン人、イギリス人等が多い。

支那人労働者の移住は禁止されてゐる。日本人に對しては特に之を禁止する法律はないが、公有土地法によつて土地の墾下、租借等はかなり嚴重に制限され、最近に於ては、同國にある外人會社、外人小賣商及び使用人を制限する法律が議會に提出され、日本人の發展を著しく阻害するに至つた。一九三六年十月一日調査による在留日本人内地人數は二一、〇八七人で明治四十二年(一九〇九年)の在留邦人數の約十倍にのぼつてゐるが、前年同期に比し三八一名の減少を示してゐる。そのうち約七割はミンダナオのダヴァオにあつて農業に従事し、同地方に抜き難き勢力を占めるに及びフィリッピン側に恐怖心を起さしめ、いはゆるダヴァオ土地問題を發生せしめるに至つたことは周知の如くである。なほ日本は、マニラに總領事館を、ダヴァオに領事館を置いて、日比關係の改善、在留邦人の保護に努めてゐる。なほフィリッピンの重要諸都市とその人口(一九三五年)は右の如くであつた。

都 市 名	人口 (單位千)
マニラ	353
セブ	82
イロイロ	46
ラウア	43
レガスピ	36
サムボアンガ	26

人の保護に努めてゐる。なほフィリッピンの重要諸都市とその人口(一九三五年)は右の如くであつた。

ル・マクナットが就任した。

四 産業

フィリッピンは熱帯植物の栽培に適する豊沃なる土地を有する。しかし開發の程度はなほ甚だ不十分で耕作可能な面積は全面積の六割三分と見積られるに拘らず、現在實際に耕作されてゐるのは一割三、四分に過ぎない。なほ鑛産、水産等の方面にも資源が豊富で、原料生産國として有望な前途を有してゐる。

農業 フィリッピンの産業の最も重要なものが農業であることは、輸出總額の約九割が農産物である事實によつても明らかであるが、主産物としては、米、椰子油、砂糖、マニラ麻、カ、オ、コブラ、等がある。最近數年間における重要農産物の産額を表示すれば上表の如くである。

上表のうち砂糖は産額においても輸出額においてもフィリッピン農業の大宗であり、マニラ麻はフィリッピンの特産物として重要な地位を占めてゐる。米

重要農産物産額累年比較

品 目	1933年度	1934年度	1935年度
砂糖(米突噸)	1,218,175	1,499,222	658,473
マニラ麻(同)	134,456	180,257	200,576
煙草(同)	41,750	32,677	28,642
コブラ(同)	474,240	475,241	539,696
椰子油(千封度)	328,794	280,228	326,061
米(同)	4,640,886	5,141,244	4,445,145

の産額も少なくないが、なほ國內の需要を充たすに足りない。煙草は從來かなり有名であつたが最近稍々不振に陥つてゐる。

鑛業 鑛産物の埋蔵はかなり豊富で、金、銀、銅、鐵、白金、クロム、石油等があるといはれてゐるが、まだ十分に開發されるに至つてゐない。そのうち最も重要なものは金で、最近數年間漸進的にその産額を増し、一九三五年の輸出額は一五、九八九、五一五弗に達した。

工業 工業はなほ未發達の状態にある。一九三六年において四八の製糖所をはじめ製油、煙草工場、精米所等の稍々見るべきものがあつたが、他は概ね家内工業的經營の域を脱しない。

畜産業 自然的條件としては、畜産業は當然フィリッピンに發達すべきものと思はれるが、悪疫類の猖獗で今のところ、當局の苦慮にも拘らず、著しく發達を阻害されてゐる。一九三五年末における家畜頭数は牛一、四八三、二六〇頭、水牛二、二七二、三一九頭、馬及び騾馬四〇〇、二五〇頭、豚三、〇一八、七五八頭であつた。

漁業 フィリッピンはその地理的地位からいつて水産資源甚だ豊富とみられるが、現在多くは土人の粗笨なる漁撈方法に委ねられて十分なる成績をあげてゐない。ただ日本人漁業者が進出して盛に活動してゐる事實は注目し得る。主なる水産物は、各種魚類のほか藤甲、眞珠、海藻、介類である。

林業 林業はフィリッピン重要産業の一つで、全面積の殆ど半分は林業區域であり、その九割七分五厘は官有林である。主産物は建築材、家具材をはじめとして、藤、竹、染料用植物等である。

五 貿易

フィリッピンは、合衆國との間に自由貿易を行ひ、この膨大な相手國の吸収力に恵まれて、最近數年間、絶えず輸出超過を續けて來た。世界經濟不況に瀕されて一時稍々輸出額の減少をみたがその後再び回復した。最近數年間に於ける輸出入の趨勢を示せば左表の如くである(單位一〇〇〇ペソ)。

年度	輸 入	輸 出	出 超
1931	198,357	207,944	9,587
1932	158,790	190,676	31,886
1933	134,723	211,542	76,819
1934	167,214	220,807	53,593
1935	171,048	188,491	17,443
1936	202,252	295,350	93,098

一九三六年の輸入品中特に重要な地位を占めたものは、鐵、鋼及び同製品の金額三二〇三萬二千ペソ、綿及び同製品の三〇五三萬五千ペソ、鑛油類の一四六五萬七千ペソ、自動車及び同部分品の二一四〇萬八千ペソ、肉類及び日用品の二一〇二萬四千ペソ等であつた。

輸出品中首位を占めるものは砂糖でその額は一二三三八七萬五千ペソにのほり、これについてはマニラ麻の三四一七萬七千ペソ、コブラの三〇〇萬ペソ、ココナツ油の二七七九萬四千ペソ、煙草の一〇四九萬ペソ等が重要であつた。更にフィリッピンの貿易を相手國別にみると、輸出相手國中首位にあるのは合衆國で一九三六年の輸出額は三三七五〇萬五千ペソで輸出額の五分七厘弱が最高で、そのほかイギリス本國、オランダ、スベ

イン、ドイツ、フランス等が多く、その他はあまり重要でない。輸入相手國の方面では、同じく合衆國の一二二九九萬五千ペソ、六割一分弱が歴史的に第一位であり、日本の二六五二萬九千ペソ、一割三分強が第二位を占め、これについてはドイツ、支那、イギリス本國、暹羅、オランダ、佛領印度支那、英領印度、蘭印等の順になつてゐるが、いづれも日本からの輸入額に比すれば四分の一以下の少額である。なほ一九三六年の日比貿易について見ると日本からの輸入品中では繊維物類が断然多く、人絹織物、メリヤス製品、蠶繭詰、小麦粉、鐵製品等がそれについて多く、日本への輸出品中では、鐵礦、木材、マゲイ麻、葉煙草等が多い。なほまたフィリッピンが一九三三年二月以降、絹毛布、タオル、下着、靴下、人絹製品、靴類、セルロイド製品、馬鈴薯その他の關稅を引上げたのを手始めとして、その後國內産業保護、對米貿易促進等の建前から高率保護關稅の設定に向つて進みつゝあることは注目すべき事實である。

六 金融・幣制

フィリッピンの中央發券銀行は、一九一六年に特許されたフィリッピン國立銀行で、一九三五年末に於て資本金一〇〇〇萬ペソ、剰餘金八三八萬三千ペソ、準備金六七三萬八千ペソ、預金七二六七萬七千ペソであつた。同行はまた政府の唯一の預金機關となつてゐる。同行以外に銀行券を發行する銀行に、スペインの領有時代から存在したフィリッピン島銀行があるが、政府は漸次同行發行の銀行券を回收して銀行券の發行をフィリッピン國立銀行に獨占させる方針をとつてゐる。そのほか重要な役割を演じてゐるのはニューヨーク・ナシヨナル・シテイ銀行、イギリス系の香港上海銀行及びチャータード銀行、日本の

七 財政

横濱正金銀行等である。その他郵便貯金銀行が全島各所に設けられてゐるが、庶民金融界に支配的勢力を揮つてゐるのは高利貸である。フィリッピンの金利は異常に高くそのため島内の開發を阻害される事多大である。

フィリッピンの貨幣制度は一九〇三年のフィリッピン貨幣法によつてペソを單位とする金貨本位を採用し、一九三二年金本位條令によつて金本位制をとるに至つたが一九三三年合衆國の金本位制と共にフィリッピンも又金の輸出及び金兌換を停止し、又ペソ値の四割一分引下を行つた。一ペソは一〇〇センチタヴオより成り銀貨一ペソは品位八〇〇の銀二〇グラムを含有する規定である

年 度	歳 入	歳 出	過 不足
1930-31	69,426	78,641	-9,215
1931-32	59,840	65,690	-5,850
1932-33	48,000	54,555	-6,555
1933-34	52,640	52,640	—
1934-35	55,017	53,997	+1,020
1935-36	82,839	75,933	+6,906

フィリッピンの中央財政は、一九二九年頃までは歳入超過であつたが、同年勃發したアメリカの經濟恐慌、これに續く世界經濟不況の打撃を受けて赤字となつた。但し最近に至つて大體均衡を取返しつつある。最近數年間に於ける歳出入とその過不足は上の如くである(單位一〇〇〇ペソ)。

但し上の表中一九三二—三三年以後は豫算である。歳入の主なるものは租稅收入で、歳入總額の約八割に

達し、官業収入の約一割五分がこれについて重要である。最近二、三年間の実績にみるに租税収入中では輸入税が最も多額を占め、これについては、免許及び營業認可料、消費税、所得税等が多かつた。歳出の方面に於ては、秩序維持費、社會改良費、公債費、一般行政費等が多額を占めてゐる。各省經費別にこれをみれば、教育費が最も多く、全經費の二割八分を占め、國防費の二割五分弱がこれにつき、そのほか土木交通部費、農務部費、司法部費等が比較的多数に上つてゐる。公債額は、地方及び市債等を含めて、一九三五年十一月に於て九五〇七萬七千ペソで、減債基金は五九三九萬六千ペソ餘であつた。

八 投 資

フィリピンに於ける投資の半分以上は合衆國の投資と想像される。フィリ

目 項	金 額
公 社 價 業	113,985
工 業 設 施	35,474
商 業 以 外 の 不 動 産	30,487
農 業 山 本	12,104
農 林 業 業 山 本	10,616
銀 行 資 本	6,500
銀 行 資 本	2,609
銀 行 資 本	837
銀 行 資 本	45,179
計	257,791

ツピン島内事情
調査局の調査によれば、一九三二年に於ける合衆國の投資額は二五七七九萬千ドルで、一九一四年の投資額に比すれば約四倍

に増加してゐる。一九三三年の投資額の内譯は右の通りである(單位一〇〇〇ドル)

右の内公社債といふのは政府の公債、鐵道社債、公共事業債等であり、工業投資は製糖業、椰子油精製及びこれに關聯する諸産業に對するものであり、雜の部にはホテル、新聞、劇場及び慈善施設等に對する投資が含まれてゐる。合衆國以外の諸國のフィリピンに於ける投資は甚だ明瞭を缺く。大體の推算としては支那が約二〇〇〇萬ポンド、イギリスが約一〇〇〇萬ポンド、スペインが六〇〇萬ポンド、日本が五〇〇萬ポンドと推定されてゐるが、これ等の推算額がそれぞれを與にして計算發表されたものであるから、あまり信頼するに足らぬ。支那の投資は主として商業施設、椰子等の方面に多く、イギリスの投資は鐵道、銀行、森林利権、輸出入商館等に多く、日本のそれは漁業、鑛山、森林及び貿易等の方面に多く、殊に日本の投資は最近かなり増加しつつあるものとされてゐる。

九 交 通・通 信

フィリピンの道路建設事業は政府の司るところであり、そのために多額の經費を支出してゐる。一九三五年に於ける道路延長は一六、一七七マイルのうち九二七二マイルは所謂一等道路であつた。道路が比較的發達してゐるため自動車の利用もかなり盛んで、一九三五年に於ては、乗用車が二七、三八二台、トラック一六、四五七台、自動自轉車が五、二四四台あつた。鐵道の發達はまだ十分でなく、その延長は一、三九五マイルのうち一、一八三マイルはルソン島にあつてマニラ

道株式會社によつて經營され、残りの二二二マイルはバナイ、セブの兩島に敷設されフィリピン鐵道會社の經營である。海運は地理的關係上かなり盛んである。この方面に於て最も勢力を有するものは英米である。一九三五年に於ける入港船舶は一、三六六隻五八萬二千噸、其うちイギリス船が四四〇隻一七五萬五千噸強、アメリカ船が二五〇隻二二萬七千噸強、日本船が二二二隻七五萬九千噸、オランダが三三隻五六萬四千噸強、ドイツが一〇二隻五〇萬四千噸強、出港船舶は合計一、五二二隻六一四萬三千噸強、就中イギリス船の四六九隻一八五萬噸が第一位を占めアメリカが二五、一三二隻二二萬噸強、日本が二六五隻九一萬八千噸強で第三位、これについてはオランダの一五五隻六四萬八千噸、ドイツの一、一九隻五八萬三千噸、ノールウェーの一、一九隻四十萬七千噸強が主要な地位を占めた。尙わが山下汽船の月一回定期直航線のほか、日本郵船の極東ニューヨーク線、中南米ガルフ線もマニラに寄港し、大阪商船、山下汽船、川崎汽船、國際汽船等各社の極東ニューヨーク線も、多くはマニラを起點とし或ひは同地に寄港する。但し沿岸航路については、政府は沿岸航路法によつて完全に外國船を排除し獨占的に自國船にこれを委ねてゐる。空運方面も最近急速に發達し現在フィリピン・エリアル・タクシー、イロイロ・ネグロス・エア・エクスプレスの二會社があり、マニラ、イロイロ、セブ等の間に定期航空を行ひまた國際航空の方面においては、カリフォルニアと香港、澳門を結ぶアメリカの汎米航空會社の太平洋橫斷定期航路(チャイナ・クリップ

パー、ハワイアン・クリップパー)がマニラを經由してゐる。
通信機關としては、一九三五年の初めに於て、九九八の郵便局、六四二の爲替取扱局、五二三の電信局があり、そのうち九二は無線電信局で、四九九は

十 軍 事

現在フィリピンには四六〇〇人餘の合衆國の正規軍と六四〇〇人餘のフィリピン義勇軍とが八ヶ所に分置されてゐるが、フィリピン獨立と共に撤退することとなり、従来の合衆國軍司令官はその職を退いてフィリピン聯邦の國防組織の指導に任することとなつた。また海上警備の方面では従來、合衆國がフィリピンに二つの海軍根據地を置き、總數四三隻のアジア艦隊をしてこれに當らしめてゐた。右四三隻のうち河川砲艦一〇隻は概ね支那沿岸長江方面にあり、常時フィリピンを根據とするものは巡洋艦二隻、驅逐母艦一、驅逐艦一三、潛水母艦一、潛水艦六、その他の艦船一〇と見られる。またアメリカはフィリピンに陸軍航空隊第四混成航空隊を置いてゐる。機数は詳細に知りたがいが關係人員は約二五〇〇名程度と見積られる。フィリピン政府は獨立後、その軍備の充實のため努力すべく聲明してゐるが、現在のところはなほ過渡的段階に屬し詳細不明である。なほフィリピンには、島内の秩序維持のため、普通の警察以外に軍隊組織の特殊の警察隊があり、一九三三年に於けるその員数は將校兵卒を合せて約五二〇〇〇人にのぼつた。

佛領印度支那

一 總 說

今日の佛領印度支那は昔の安南國の地であるが、フランスは一七八七年、安南との間に親交條約を結んで以來、着々とこの地に勢力を扶植し、殊にフランスが、一八〇二年、現安南王朝の祖阮福暎を援けて當時暹羅の底にあつた安南を平定せしめるに成功してからは、その勢力は抜きがたきものとなつた。その後安南はフランスの露骨なる植民政策擧取政策に抗して屢々フランスと事を構へたが、一八六二年、兩國の間にサイゴン條約が締結され、フランスは交趾支那の割讓をうけ、續いてフランスがカムボヂヤをその保護下に置くに及び、安南の不安は極度に達し、再びフランスと干戈を交へてフランスの侵略を一掃しようとしたが敗戦して東京地方の割讓を餘儀なくされたのみならず、安南自體もまたフランスの保護下に立たねばならぬこととなつた。かくてフランスは安南を出発點として漸次四隣に勢力を張り、一八九三年に暹羅との條約によつて西境のラオスを保護領とし、その後メコン西岸のメコンパパンの領有を承認せしめ、メルブレ、バサック地方を割讓せしめ、更に一九〇七年には佛暹條約によつてバツタンパン、シエムレアブ、シソフォン等の諸地方の割讓をうけ、クラット港一帯の海岸地方を暹羅に返却し、フランスの印度支那に於ける領土擴張の風はかくて漸くにして終熄した。またこれより先、一八九八年、フラン

スは支那より廣州灣を租借してこれを印度支那總督の管轄下に置き、南支那の要地たらしめるに成功した。

二 面積・人口

佛領印度支那の總面積は七四〇、四〇〇平方千米でフランス本國の約一倍半、總人口は一九三六年の官廳統計によれば、二三、〇三〇、〇〇〇人、そのうち階級的に多數を占めるのはいふまでもなく土著人で、それについては支那人の三二萬六千人、歐人の四二二、二六〇人等である。これを地方別にみると左表の如くである。

	面積(平方千米)	人口(千人)
交趾支那	64,700	4,616
安南	147,600	5,656
カムボヂヤ	181,000	3,046
東京	115,700	8,700
ラオス	231,400	1,012

土著人は十數種の種族に分れてゐるが、最も多數を占めるのは安南族の約一六六八萬人であり、これについて多いのはカムボヂヤ族の約二九三萬人、タイ族の約一三七七萬人、インドネシア族の約一〇二萬人等である。なほタイ族は更に幾つかの分派に分れ、そのうち重要なのはラオス族、東京タイ族等である。アジア外國人のうちでは支那人が最も多く、その他印度人、暹羅人、ジャヴァ人等が約一萬人ある。一九三六年十月一日現在に於ける在留日本内地人數は僅かに二五二人で、前年同期に比し一三人増加した。日本は河内に總領事館、サイゴンに領事館を置いてゐる。

なほ佛領印度支那の主要都市及び最近におけるその人口概数は下表の如くである。

都市名	人口(單位萬)
堤岸(西貢の隣接都市)	19
西貢	15
河内	13
海防	13
ブノンペン	8.2
順化	8

三 政 治

政治の組織 佛領印度支那統治の最高機關はフランス大統領の任命する印度支那總督で、フランス本國植民大臣の印度支那に對する權限を代行し、立法、行政、司法、軍事、外交等各般に互る廣汎なる權限を有する。佛領印度支那は、交趾支那植民地及び東京、安南、カムボヂヤ、ラオスの諸保護領より成り印度支那聯邦を組織してゐる。統治最高機關たる總督の下には總務長官があつて總督を助けて政務の統括に任じ、その下に各種の局課が置かれてゐる。交趾支那には植民地政廳を置いて、副總督が長官となり、その他の保護領には理事廳を置いて理事長官がそれぞれ地方行政の統括に當つてゐる。また政務の執行を助ける補助機關として聯邦全般に互つては總督府會議、經濟財政最高會議、國防會議、防務委員會等があり、交趾支那には植民地會議、各保護領には保護領會議、經濟財政會議等がある。更に安南、カムボヂヤ、ラオス等の一部には現に王國が存在し、形式的に國政の執行を擔當してゐるが、何れもフランスの意を備しフランスの行政長官の補佐指導によつてこれを行ふにすぎない。

佛領印度支那には代議制度がなく、憲法上本國議會の權能に屬する立法以外の植民地統治に必要な諸法令を制定する權限は専ら總督の筆權するところである。

司法の最高機關は印度支那司法部でその下に控訴院初審裁判所、治安裁判所、混合商事裁判所等がある。交趾支那に於ては全部フランス判事の裁判に統一されてゐるが、保護領に於てはフランスの裁判權は歐人及び支那人等に及ぶにすぎず、土人に關する事件については土人の裁判官がこれに當る。但し土人裁判所からサイゴン及びハノイの控訴院に控訴することが出来る。而して右控訴院は安南人官吏の輔佐のもとにフランスの法官が裁判に當ることとなつてゐる。

なほ現在に於る佛領印度支那總督は一九三六年九月十三日に任命されたジュール・グレヴィエである。

最近に於る政治の動向 フランスの印度支那統治政策は極めて排他的で、領内に外國の勢力の侵入することを極端に排斥し、そのため土人の利益を阻害し、開化を阻止し自由を束縛すること甚しく、その反作用として最近三、四十年來土人はしきりに獨立運動を企て、フランスと抗争するに至つた。一九一四年、世界大戰を契機として企てられた安南獨立黨の叛亂は無残にも失敗に終つたけれども、民族自決の風潮は強く土人の意識を刺激し、現に王黨派と目せられる越南國民革命黨、共和的な安南獨立黨、越南共產黨等の諸黨が夫々の立場から獨立運動を展開してゐる。しかも最近に於ては土人の中にも資本家階級が生育して土人内部にも抗争を醸しこれが民族的自決運動と交錯して、著しく政情を複雑ならしめてゐる。

四 産 業

農業 佛領印度支那の産業中最も重要なものは農業であり、農産物中最も重要なものは米である。交趾支那、カムボヂヤ、ラオス南部、安南の南部等サイゴンを中心とする一帯は、世界中最も著名なる米産地の一つである。これについて重要なものは玉蜀黍、ゴム、胡椒、胡麻、茶、コブラ、砂糖等である。一九三六年に於ける主要

農産物	産額(千噸)
米	7,000
玉蜀黍	600
ゴム	40
茶	15
椰子	60
胡椒	25
胡麻	3.5
胡椒	3.5

農産物の産額を示せば右表の如くである。

鑛業 鑛業は佛領印度支那に於ては農業に於て重要な産業である。鑛産物中の王座を占めるものは石炭であり、主産地は東京で、炭層の關係上探掘の操作極めて簡単な上に炭質も頗る優秀である。産出される石炭の大部分は無煙炭で、煉炭、コークス等の産も少ない。その他亞鉛、錫、ウオルフラム、金、銀、燐、石、アンチモニー等の産があるが、亞鉛が稍々大規模に探掘されてゐる以外はさほど重要でない。

鑛産物	産額
石炭(千噸)	2,186
亞鉛(噸)	5,221
錫(同)	1,403
ウオルフラム(同)	250
アンチモニー(同)	527
燐石(同)	10,336
金(兩)	204

一九三六年に於る重要鑛産物の産額は上欄左表の如くであつた。其他 工業はなほ未發達の状態にあり、精米業が最も盛んでそのほかには、製糖業、製絲織物業、水道、電気事業、化學工業、製紙業等が行はれてゐるが何れも規模小さく、また土人の家内工業として、花紙、漆細工、龍細工等行がはれてゐる。林産としてはチーク材、紫檀、黒檀、カリン等がある。また沿海地方、メコン河及びカムボヂヤの湖水等では盛に漁業が行はれてゐるが、漁撈方法は頗る幼稚である。

五 貿 易

安南、東京、交趾支那、カムボヂヤを含む佛領印度支那は一八八七年以來一つの關稅區域に統一されてゐるが、フランス本國は之に對して殆んど排他的獨占的な貿易政策をとり、最近關稅の引上、關稅制度の採用により輸入の取極を嚴重にしてゐる。佛領印度支那の貿易は最近數年間、一九三一年を除いては、常に出超を展げてゐる。今その輸入額と輸出超過額を示せば右表の如くである(單位一〇〇萬フラン)。

輸出品中最も多額を占めるのは米で、一九三六年の輸出額は七六三九〇萬フランにのぼつた。これについては玉蜀黍の二九四〇七萬フラン、ゴムの二四四三三萬フラン、石炭の七九四七萬フラン等が重要で、更に乾鰯魚類、錫、胡椒等の輸出も少ない。次に輸入の方面では、最も多額を占めるのは絹布類で、その額は約一五四〇萬フランにのぼり、紙類の三六五一萬フラン、石油、ガソリンの三五六四萬フラン、棉花の三三九〇萬フラン、自動車の二五七八萬フ

ラン等が重要な地位にある。輸出相手國のうち壓制的地位にあるのはフランス

年 度	輸 出	輸 入	差 額
1931	1,123	1,290	- 167
1932	1,018	968	+ 50
1933	1,014	911	+ 103
1934	1,044	909	+ 135
1935	1,298	901	+ 397
1936	1,682	980	+ 702

本國で輸出總額の五割五分を占め、これに次いで香港の九分、シンガポールの六分、日本の五分等が重要であり、輸入相手國の方面では同じくフランスが斷然多く輸入總額中の五割三分を占め、支那、香港、蘭印、シンガポール等がこれにつき、日本は第六位で三分を占める。日本の佛領印度支那に對する貿易關係は、最近に至つて漸く躍進を遂げてはゐるが、金額はなほ甚だしい。日本への輸出品では石炭、ゴム及び樹脂、米等が多く、日本からの輸入品中では絹織物、陶磁器類が多い。なほ對日貿易においては最近數年來常に輸出超過を續けてゐる。

六 金融・幣制

佛領印度支那に於ける中央銀行は、一八七五年に設立された印度支那銀行である。兌換券發行の權利は、一九三一年三月の法律によつて二十五ヶ年間延長された。資本金は二〇〇〇萬フランで、正貨準備の五倍を限度とする發行權を有し、一九三六年七月末に於ける兌換券流通額は、九七九〇萬ピアスト

七 財 政

佛領印度支那の財政は中央財政と聯邦各邦の財政とに分れてゐるが、中央財政の豫算は經濟財政最高會議の協賛により總督これを決定し、本國樞密大臣の發議に基づき閣議を通過し、大統領の認可を経て成立するもので、中央財政は會計總監、地方財政は地方會計官及び特別會計官の管掌するところである。最近數年間の中央財政の歳出入は左の通り。(單位一〇〇〇ピアスト)

但し前表中一九三六年の数字は豫算であり收支の實績は明確でない。一九三五年の實行豫算についてみると歳入の主なるものは關稅でその額は一六二八萬七千、專賣收入が一〇六八萬九千、消費稅及び流通稅が九四〇萬三千、登録、印紙稅、土地收入が五四六萬七千、遞信收入が三七〇萬ピアストルで重要な地位を占めた。歳出項目中にしては、公債及び年金費の一四〇二萬三千ピアストルを筆頭に、財務費の一〇三九萬六千、遞信費の五三七萬三千、土木費の四五五

年度	歳入	歳出	過不足額
1931	76,703	95,006	-18,303
1932	65,245	82,847	-17,602
1933	62,420	67,743	-5,323
1934	57,802	62,843	-5,041
1935	56,718	55,449	+1,269
1936	60,161	60,161	—

萬三千、本國政府分擔金の三九四萬一千、その他造幣費、社會施設費、經濟施設費等が比較的重要な地位を占めた。なほ一九三七年初に於て未償還公債額は、フラン貨公債が一四二四四一萬八千フラン、ピアストル貨公債が四七一萬一千ピアストルであつた。フラン貨公債の殆ど全部は鐵道建設に當てられてゐる。

八 投資

佛領印度支那に於ける最近の投資狀態については殆ど頼るべき材料がない。一九三三年の第五回太平洋會議のためデンネリー教授の研究發表したところによれば、一九三二年に於ける投資額は一〇三二〇〇萬フランでその内訳は左の如くであつた(單位一〇〇萬フラン)

項目	金額
政府公債	3,030
工業	2,630
銀行その他金融機關	1,680
農業	1,310
貿易	870
交通・運輸	790
計	10,310

印度支那に於ける投資の殆ど全部がフランスであることは想像にたくなく、英米等の投資は極めて小額でありまた支那の投資は從來は相當の額にのほつたが漸次減少して今日に於てはあまり重要ではなく、その額も不明確である。

九 交通・通信

印度支那に於ては道路はかなり發達してゐて、一九三五年末の延長は、植民地道路、地方道路等を合すれば、二七五〇〇餘キロに達した。鐵道はハノイ、サイゴン等を中心として海岸方面に發達し延長は一九三六年に於て三、三〇〇キロ、その約三分の二は政府の經營に屬してゐる。面積の別に鐵道網の發達狀態が貧弱であり、従つて國內交通は、河川、或ひは比較的發達せる道路を利用する自動車等によつて補はれてゐる。自動車数は一九三六年に於て乗用車一、四二四臺、トラック一八三臺、オートバイ五三臺であつた。海運方面に於ては

サイゴン及びハイフオンの二港を中心とし、出入の船舶中に於てはフランスのものが多い、イギリス船は數に於てフランスを凌ぐが噸數に於ては劣つてゐる。即ち一九三五年入港船舶はフランス船二五六隻で一五二萬噸、イギリス船が三五一隻で一六萬二千噸、日本船が一八九隻で八六萬二千噸、支那船が一八七隻で四〇萬八千噸、出港船舶はフランス船二五八隻で一五二萬二千噸、イギリス船三五一隻で一五萬五千噸、日本船は一八五隻で八四萬五千噸であつた。外國航路としては、フランスの會社の獨占する歐洲航路、フランス及び暹羅の會社によつて運轉される暹羅航路、フランスの經營する日本航路、フランス及びイギリスの會社の經營する支那航路、オランダの會社の經營する蘭印航路等があり、またわが大阪商船の西貢線が月一回乃至三回、海防及び西貢に寄港し、日本郵船のリバプール線が原則として月一回西貢に寄港する。また航空方面に於ては一九三一年以來フランス東洋航空會社によりマルセイユ、サイゴン間の歐亞連絡航空が開かれた。

通信機關としては、一九三五年に於て郵便局三四四、電話線は五〇五〇〇キロ、電信線は一九四〇〇キロにのほつた。なほサイゴンと歐洲間には無線電信の設備がある。

十 軍事

總督は印度支那の國防に關し本國に對して責任を負ひ陸海軍の區分配置を司る。緊急の場合を除くは總督の同意なくしては何人も軍事行動をなすを得ないが、軍の直接指揮に當るものはいふまでもなく軍司令官以下の軍事當局であ

る。印度支那に於ける國防用兵の最高機關としては總督を議長とし印度支那軍團司令官を副議長とする國防會議があり、また國防計畫の最高機關としては總督を議長とし軍部及び行政各部の代表者より成る防務委員會がある。

陸軍はフランス人及び土人を合せて約三萬人より成り、歩兵三ヶ隊團、砲兵一聯隊及び一中隊、戦車隊一小隊、裝甲自動車隊一小隊、輸重隊一中隊、通信隊一中隊に編成され、その外に空軍四ヶ中隊がある。印度支那の海上を警備に任ずる海軍力はフランス極東艦隊と印度支那海軍部で、後者はその代表機關たる海軍本部をサイゴンに置く。極東艦隊は印度支那のみならず廣く極東に於けるフランスの權益擁護の警備に當るもので、その勢力は一九三六年九月末に於て、七二四九噸の輕巡洋艦一隻、砲艦六隻、河用砲艦一〇隻、測量艦三隻等で、そのうち印度支那海軍部所屬と思はれるものは砲艦二隻、河用砲艦五隻、測量艦三隻等であり、その關係人員は約一、三〇〇人と見積られる。

暹羅

一 總 說

暹羅國の歴史は遠く紀元七世紀の前半、佛教が國教として採用された頃に溯るが、その固有の歴史はタイ族が、一三三八年ソコタイ王國を建設した頃に始まるものといへる。その後わが山田長政の活躍したアチュタヤー王朝が樹立（一三五〇—一七六七年）されたが、その間或ひは支那と貢納關係を結び、或ひは緬甸の強權下に立ち、或ひはエスキット教徒を伴ひ來つたフランス人に支配される等變轉極まりなき數世紀を送つた。一七八二年、現在のチャクリ王朝が樹立され、首都が曼谷に設置され、かくて稍々國家の形態を備へ、また十九世紀の中葉から末葉にかけて、イギリス、フランス、プロシヤ、オーストリア等と通商關係を設定し西歐と關係を結ぶに至つた。しかし最近數十年間に於ける暹羅の歴史はいはゞ外患の連續であつた。即ち東側からは佛領印度支那を根據地として襲ひ來るフランスの侵略政策があり、更に西側からは緬甸を媒介としてイギリス帝國主義の爪牙が迫り來つたからである。しかも當時の暹羅にこの侵略を反撃すべき實力は勿論なかつた。かくて一八九三年には暹羅はメコン河東部から撤退することを餘儀なくされ、一九〇二年にはトウレサプ湖周圍の地域を、一九〇七年にはバツタンパン、シエムレアブ、シソフオン等の地域をフランスに奪はれた。しかもイギリスはかゝるフランスの進出に對抗するため

暹羅に迫つて一九〇九年英暹條約を結ばしめ、馬來の屬國ケランタン、ケダ、トレンガヌ、ペルリス等を奪つた。かくて暹羅が今日の領土を保持し得たのは、實に英佛兩國の勢力拮抗の結果であるといふも過言ではない。更に暹羅を内政的に見ると、チャクリ王朝百五十年は、實に中世紀的な君主專制國家であつた。しかるに民衆は、東洋における日本の勃興その他に刺激されて、漸次國民的自覺を強め、諸外國の羈絆を脱して完全なる獨立國家たらんとする希望を抱き、内政革新の氣運が起るに至つた。かくて一九三二年六月の第一次革命が勃發した。この革命によつて小壯軍人文官等を中心とする急進的革新勢力が政權を掌握した。同月暹羅暫定憲法が作成されて立憲君主制の採用を決し、更に同年十二月暫定憲法を稍々緩和修正せる現行憲法が發布されるに至つた。然るにこの第一次革命を曆しとせざる保守勢力は、翌一九三三年四月反動的政變を起し、そのため一時憲法が停止されるに至つたが、同年六月再び第二次革命が行はれ現政權が樹立された。その後新舊兩勢力、急進保守兩派の間には眞々抗爭が繰返されたが、一九三五年三月、イギリスに擔保されるプラーヂャテイボク王が退位し、皇朝マヒドンが即位し、憲法の規定による攝政會議の輔佐のもとに憲法に則し議會を中心とする憲政々治を遂行し、かくて今や國內の秩序は維持され、他方對外的拘束から脱却せんとする努力と相俟つて國民の意識は急激に向上し、漸次に三種分立の原則を基調とする近代的獨立國家たる體裁と内容とを具備せんとしつつある。

二 面積・人口

暹羅の全面積は五一八、一六二平方千米で、日本の總面積の七割七分弱に當る。一九二九年七月十五日に行はれた國勢調査によると全人口は一一、五〇六、二〇七人であつて一九一九年四月一日の國勢調査の際より二割以上の増加を來し、また一九三六年十月一日の人口推定数は一三、五〇二、〇〇〇と見積られてゐる。住民中最も多數を占めるのは暹羅人で一九二九年の國勢調査によれば一〇、四九三、三〇四人、即ち全人口の約九割一分強にのほり、これについて支那人の四四五、二七四人（全人口の四分弱）、印度人及び馬來人の三七九、六一八人等が最も多く、カムボヂヤ人及び安南人、シヤム人及びビルマ人、白人等がこれにつき、一九三六年十月一日現在に於ける在留日本内地人數は四四七人で、一九三五年同期に比し三五人の増加であつた。なほ暹羅における主要

都市名	人口(單位萬)
盤谷(首都)	64.5
チエンマイ	35
アユタヤー	27
ラムバーン	25
ラーチブリー	22
ペトリユウ	16
コーラート	14
バタニー	13

諸都市及びその人口概數(一九三六年)は上表の如くであつた。

三 政治

政治の組織 暹羅は立憲君主國である。國の元首たる國王は憲法の規定に従つて立法權、行政權、司法權を總攬し、國民議會の停止、解散權、宣戰及び條

約締結權等の大權を有するが主權そのものは國民にある。立法機關は國民の代表機關としての一院制の國民議會であり、議員の半数は國民の選出で任期四年、半数は國王の任命である、但し十年以内には議員は全部民選となる筈である。選舉制度は普通選舉で、滿二十歳以上の男女はすべて選舉權及び被選舉權を有する。國政の執行に當るものは國王の任命による一名の議長及び十四名乃至二十四名の委員より成る國務院で國民議會の信任を得、政府の全政策に關し國民議會に對して責任を負ふ。また司法權は法會によつて設立される裁判所によつて運用される。

現在の國王は一九三五年三月二日に即位されたアナンダ・マヒドン(一九二六年生)であるが國王幼少なるため特に三名の議員よりなる攝政會議が置かれてゐる。なほ内閣は國務院の委任によつて行政に當るが、現在その首班はピヤ・パホンである。

最近に於ける政治の動向 一九三二年の革命以來人民黨が殆ど唯一の政黨として残り、政治は殆ど政黨勢力を中心として動いてゐる。第一次革命以後眞々新舊兩勢力の抗爭があつたことは前述の通りであるが、反動勢力は常に人民黨を中心とする政治勢力に屈服され、殊に一九三六年二月、首相ピヤ・パホンは内閣を改組して軍部の人材を網羅する強力内閣を組織し、第二次革命によつて反動政府を打倒した國防大臣ルアン・ピブン、反動政府によつて共產主義者として罵倒され、革命當時暫定憲法の起草、新政府の綱領起草等内政各面に卓越せる手腕を揮つた青年外相ルアン・プラーヂット等と協力して銳意國力の伸長を計り、今やその努力は内政外交各方面に着々として効果を收めつつある。

四 産 業

農業 暹羅の産業の中樞をなすものは農業である。この事實は農業林業牧畜等に從事するものの数が全人口の八割三分を占めてゐる事實によつても明らかである。それは暹羅の風土氣候雨量等が最も農業に適してゐるのみならず一穀國民の智能の程度が農業に適してゐるといふ事情にもよるであらう。農業に於て最も重要なものは米作で耕作面積に於ても断然他の農産物を壓し米作面積は全耕地面積の約九割七分を占め、一九三四年の收穫は五〇〇萬噸以上にのほつた。收穫米の約五分の三は國內で消費され五分の二が輸出され、その輸出額は暹羅の輸出總額の五割七分で輸出品中の王座を占め、従つて米作の豊凶は實に暹羅の經濟の生死を制する事情にある。その他の主要農産物として擧ぐべきものは、煙草、玉蜀黍、棉花、胡椒、椰子等であるが、米作に比較すれば重要性遙かに低い。棉花栽培は世界大戰前までは主要産業の一つであつたがその後萎微振はず、最近數年來政府の獎勵によつて稍々恢復したがまだ國內の需要を満たすに至つてゐない。そのほか甘蔗、ゴム等の栽培にも最近力が

	産 額 (千ピクル)
米	83,462
煙草	171
玉蜀黍	72
棉花	32
豆類	94
胡椒	17
胡椒	28

注がれてゐるが何れも小規模で重要性に乏しい。一九三四年に於ける主要農産物の産額は上表の如くであつた(註)
(註)一ピクル六〇噸

林業 暹羅は世界有数の森林國で、林業は政府の重要財源の一つである。林産中特に重要なものはチーク材で世界のチーク材生産の六割五分を占めるがその伐採及び製材の大部分はイギリス商社の手に握られてゐる。チーク材は伐採より製材までに數度の検査を受け輸出總額の約六割は不合格となつて國內消費に當てられ残る四割が歐州、アフリカ、印度、支那、日本等に輸出される。チーク材以外の木材としてはマイヤン、タベック等が建築用材として輸出され、木材以外の林産物にはラック、竹、藤、樹膠、樹脂、漆、香料等があり殊にラックは暹羅の輸出品中第五位を占める重要物産である。
鑛業 未だ十分の調査開採してゐないが鑛物資源はかなり豊富といはれ、錫を筆頭にタンクステン、アンチモニー、石炭、鐵、銅、金、銀、鉛、マンガシ、ルビー、サファイア等の埋藏あるものとされてゐる。特に錫は暹羅最大の鑛業で、馬來半島に多く一九三五—三六年の産額は九九〇〇噸で世界生産總額の七分二厘に達し、その輸出額も輸出總額中の一割五分で重要な地位を占めてゐる。

其他 工業は頗る貧弱で工業労働者は人口の二分強(一九二九年國勢調査による)にすぎず、精米及び製材を除いては殆どみるべきものがない。畜産業は農業用としてかなり盛に行はれ一九三四年三月の推定数は象一〇、六三二頭、馬三三三、三八八頭、牛五、四六一、九五七頭、水牛五、一五四、一三四頭であつたが、主として農業の副業たる程度に止り大規模の牧畜業として行はれてゐるわけではない。漁業はかなり有望視され、全人口の一分強がこれに従事し、國內消費量も相當の額にのほがるが、現在は暹羅人支那人等によつて幼稚な漁撈法のもとに行はれてゐるにすぎない。

五 貿 易

暹羅は最近十數年間常に輸出超過を續けてゐるが、世界經濟不況の影響を受けて一九三二—三三年頃から著しく對外貿易不振に陥つた。最近數年間に於ける輸出入額及び輸出超過額は次表の如くである(單位一〇〇〇バート)

年度	輸 入	輸 出	出 超
1931	155,009	161,519	6,510
1932	99,909	134,207	34,298
1933	89,497	152,523	63,026
1934	92,963	144,079	51,116
1935	101,727	172,595	70,868
1936	108,754	158,218	49,464
1937	110,044	184,361	74,317

一九三七年(自一九三六年四月至一九三七年三月、即ち佛歴二四七九年)の輸入品中最も重要な部分を占めてゐるのは、絹布、金屬製品、ズツク袋、煙草類、製造機械類、絲類、自動車、人絹類、紙類、電氣等々の各種加工品でその額七六五三萬四千五百バート餘、これについては食料品類の約一六六五萬バート強原料品の一四〇三萬二千バート強、酒類の一五七萬二千バート強等が重要である。輸出品中首位を占めるのは暹羅最大の農産物たる米で、輸出總額の五割二分強を占め、金額九五九四萬四千バートにのほがる。その仕向先はシンガポール、香港及び支那、印度及びセイロン、歐洲、日本、南米等である。これについて重要なのは錫及び錫礦で金額は二九八〇萬九千バート餘、輸出總額に對する割合は一割六分強である。更に

ゴム類の二三五三萬六千バート餘、チーク材の八六五萬千バート餘等がそれにつぐ主なる輸出品である。尙輸入相手國中首位に立つものは日本で、輸入總額の二割五分七厘強を占め、これにつぐものは海峽植民地の一割六分二厘強、イギリス本國の一割二厘強、香港の九分二厘強等であり、それについてはベナン、ドイツ、蘭印、印度、支那等の順であり、輸出相手國の首位は英領海峽植民地、輸出總額の二割七分九厘強、これについてはベナンの二割六分八厘強、香港の一割四分三厘強等があり、日本は第六位で二分八厘強を占めた。尙日本から暹羅への輸入に於ては絹織物が壓倒的に多く、鐵製品等がこれに次ぎ、暹羅から日本への輸出に於ては米及び胡椒、木材等が最も重要である。

六 金融・幣制

暹羅の國內銀行としては現に完全にイギリスの支配下にある暹羅商業銀行(一九〇四年創立)と國庫貯蓄銀行(一九一三年設立)とがある。前者は三五〇萬バートの拂込資本と一五二萬七千バートの準備金とを有し、普通銀行業務及び爲替業務を行ひ後者は郵便貯金に類する貯蓄業務に従事してゐる。右二行の外暹羅には香港上海銀行、チータード銀行、有利銀行(以上イギリス系)、印度支那銀行、印度支那不動産銀行(以上フランス系)、廣東銀行、四海通銀行華僑銀行(以上支那系)等の外國諸銀行が聯合その他に支店を置き、また一九二六年四月以來橫濱正金銀行が曼谷に支店を設置した。かくて暹羅の金融は殆ど完全に外國諸銀行の司るところとなつてゐる。
暹羅には中央銀行がなく紙幣はすべて大藏省によつて發行される。貨幣單位

はバーツで、バーツは一〇〇サタンより成る。バーツはまた外來語でチカルとも呼ばれる。一九二八年四月の通貨法によりバーツの金額分は銀金〇・六六五六グラムと定められた。即ち英貨一ポンドは一バーツに當る。一九三二年三月暹羅はイギリスに追随して金本位を離脱したが、バーツのポンドに對する比率は不變であつた。發行準備は金地金及びポンド貨等によつて構成されその準備率は十割を超えてゐる。一九三六年三月末現在の流通貨は一二五、八一八、五四〇バーツであつた。

七 財政

暹羅の財政状態は比較的良好で、一九三二—三三年度に赤字を出した以外、最近殆ど毎年剰餘金を出して來た。世界經濟不況の影響により歳入は一時かなり減少したが、一九三二年に關稅、マッチ消費稅等を増徴し、所得稅、營業稅その他數種の新稅を設定してこれを補填した。一時減少した歳入も漸次回復を示してゐる。最近數年間における歳入歳出額とその過不足を示せば下表の如くである。(單位一〇〇〇バーツ)。但し一九三三—三六年度以降は概算、下表一九三三—三八年以降は豫算である。

財源のうち最も重要なのは租稅收入で、なかんづく關稅は一九三二—三三年度の豫算によれば三四九一萬五千バーツ弱、その他人頭稅の六八〇萬バーツ、消費稅の七二〇萬七千バーツ、土地收入の五七九萬八千バーツ等が重要な地位を占めてゐる。租稅收入についで重要財源は、鐵道、電信電話、電氣、郵便等の官營事業收入の一八五二萬九千バーツ、森林、鑛山等の如き官有財產收入の九九

年 度	歳 入	歳 出	過 不 足
1931—32	78,948	87,482	- 8,535
1932—33	79,651	70,232	+ 9,419
1933—34	83,694	72,681	+11,013
1934—35	92,801	75,488	+17,313
1935—36	94,147	84,585	+ 9,562
1936—37	100,720	96,000	+ 4,720
1937—38	104,891	104,882	+ 9
1938—39	109,426	109,398	+ 28

費の六九〇萬二千バーツ、恩給費の六七六萬バーツ、農務省費の五三九萬四千バーツ等である。暹羅の財政に於ては最近三、四年前における軍事費の増加が目立つてゐる。なほ一九三六年三月末に於ける未償還外債は總額七八二六萬バーツ餘で、そのほかに内國債が約一〇〇〇萬バーツあつた。暹羅の外債については特に注目すべきは、總額の約八割三分近くがイギリスによつて握られてゐること、それは暹羅財政のイギリスに對する依存關係を雄辯に語るものといふべきであらう。

八 投資

暹羅における外國投資者の最大部分はイギリスによつて握られてゐる。例へば、暹羅には凡そ五種の外債があるが、四六三萬ポンド四分利暹羅馬來半島鐵道公債は一九〇九年馬來聯邦において募債され、一〇〇萬ポンド四分半利公債は一九〇五年半分はロンドンで、半分はパリで募債され、三〇〇萬ポンド四分半利公債は一九〇七年、四分の一はベルリンで、殘餘はパリとロンドンにて折半して募債され、更に一九二二年の二〇〇萬ポンド七分利公債及び一九二四年の三〇〇萬ポンド六分利公債はいづれもロンドンにおいて獨占的に發行されてゐるのである。かくの如く二三六三萬ポンドの外債のうち一二二五萬五千ポンドまでがイギリスによつて占められてゐる事實は、暹羅におけるイギリス資本の獨占的支配を裏書きするものといふべきであらう。現にイギリスはその有力なる資本的支配權を通じて暹羅大藏省に英人顧問を入れ、その財政に干渉の手をのばし、またイギリス系諸銀行を通じて金融上に支配力を握り、更に錫礦業及びチーク伐採業等にも莫大なる資本を投下して會社を設立し、その他糯米所、輸出入業、機械製作等各方面に殆ど獨占的勢力を延ばしてゐる。また支那の華僑七八〇萬人のうち約三分の一は暹羅に在住し、商業、中小工業、庶民金融等の領域に半平たる足場を有し、その投資も決して輕視すべからざる額にのほつてゐる。たゞ暹羅に居住する支那人の大部分は多かれ少なかれ永久的な居住者であり、従つてその投資はむしろ國內投資に類するものである。その他英領馬來、佛領印度支那、日本、アメリカ、ドイツ等も投資してゐることは事實であるが、その額は明確でない。

九 交通・通信

暹羅に於ては河川の利用が容易であつたため道路は未發達の状態におかれてゐる。一九三五年初に於ける主要道路の延長は僅かに二七九〇軒程度にすぎず、政府は最近極力道路の開發に努力し重要地點間に數條の道路工事に着手してゐるが、なほ頗る貧弱である。道路の發達の幼稚な割合に國道は廣く敷設せられ、その延長は一九三六年十月末に於て約三二〇〇軒、建設中に屬するもの一八一軒であつた。主なる幹線は、北方線、南方線、東方線、東北線で、各々支線を有し、またそのほかに若干の私營鐵道がある。また陸上交通に於ては最近自動車利用が盛となり、一九三四年には暹羅ロイヤル自動車組合が組織され、英領馬來自動車組合との間に暹羅馬來間の連絡協定が結ばれた。一九三三年に於ける自動車台数は、乗用車四四六五台、バス六一〇台、貨物自動車二四八四台、その他の自動車一五四台、合計七七一三台で、自動自轉車は三六六台であつた。次に海運について述べれば、暹羅に於ける開港場は曼谷だけで、入港船舶は一九三五—三六年に於ては一〇二九隻、一、三六五、七六六隻、そのうち第一位はノールウェーで四六九隻四三四、八七八隻、第二位はイギリスで二二三隻三三七、六七五隻、第三位は日本で七五隻二二〇、七三九隻、これについてはデンマーク、オランダ等が重要な地位を占めた。なほ日暹間の直接の航路として大坂商船の西貢盤谷線が盤谷を終點とするほか同社の西アフリカ線も同地に寄港し三井船船部も門司盤谷間に直航々路を有する。國內航路はすでに一九三二年に開かれ現在では暹羅航空會社がこれに當り一九三五年に於ける國內航空路の全長は約六二〇軒であつた。國際航空の方面では、イギリスのイムピリアル・エアウェイズの經營する英漢線が一週二回、ロンドンより盤谷を経てシンガポール、臺灣を結び、フランスのエール・フランスのバリ、西貢(又は河内)

線が週一回盤谷を経由しオランダのK・L・Mの經營するアムステルダム、ジャバ線が週二回盤谷を経由してゐる。

通信機關としては一九三六年に於て郵便局が七五三、電信局が六四九、また一九三四年に於て電話交換局が二四、無線電信局が三あつた。電信線の延長は九、三四五、五九八軒で、三つの無線電信局のうち盤谷局とシンゴラ局は暹羅海軍當局の管轄下におかれ、コーカン局は暹羅省の管轄下にある。

一九三七年における暹羅經濟界の全般的趨勢を見ると、前年來回復に向ひつゝあつた向上線が、米の不作とこれに伴ふ輸出不振のため、稍々腰を折られた點である。貿易部面についていふと、一月乃至十月の輸入額は前年に比して殆ど増加せず、これに反して五割四分減といふ米の兎作に曬されて米の輸出が異常な不振を叫び、輸出總額はそのため前年に比して金額に於て一割九分減となつた。錫の生産は前年よりも増加しその輸出量は二割七分の増加を示したけれども、なほ國際錫協定の割當額に達するには至らなかつた。但しチーク材の輸出増加の見るべきものがあつた。次に物價の運動を見るに、盤谷における米價は年頭において最高の水準にあつたが、その後動搖して漸次落調を示し十月においては前年同期より九分高となつた。錫の價格は三月まで顯著な騰勢を示したが、その後著しく下落し、十二月中旬においては前年の價格水準を劃るのと一割九分に及んだ。バートの相場は九月までは前年より稍々弱く、七月の最低期においては平價の五割九分八厘となつたが十一月には六割一分五厘に回復した。銀準備額は變らず爲替準備は前年より増加した。財政關係では、一月乃至八月の關稅收入が前年より五割二分の増加を來した點が注目されるが、これは申告による統制が強行され結果と見られる。經濟政策の方面では國家の補

助による農業の協同組合建設が行はれ、生活必需品その他に關する物價統制が準備された。

十 軍 事

暹羅に於ては一九一七年に義務兵役制が確立され、一九三三年發布の兵役令により、現役、第一豫備役、第二豫備役、第三豫備役等細目に關する規定の改正を行つた。暹羅は最近數年間國防大臣ルアン・ビブン指導の下に極力國防力の充實を計り國防豫算の如きも一九三六―七七年においては一九三二―三年(革命當時)の二倍以上にのほり、佛領印度支那當局の神經を痛く刺戟しつゝある。詳細は下明であるが陸軍の編制は、一九三六年の公表によると、近衛歩兵以外に歩兵二大隊、近衛騎兵以外に騎兵三大隊、砲兵八分隊、工兵二大隊、野戰衛生隊五隊等より成り、兵員数は約二七〇〇〇名位と見積られた。空軍は現在三大隊あり、目下四大隊に擴張中で將來更に五大隊に強化される構想である。飛行機数は明瞭でないが大體二〇〇機内外と見積られる。海軍は一九三五年―三六年以降六年計畫をもつて盛んに擴張に努力中であるが、今のところ微々たるもので、一九三六年九月末の調べによれば、砲艦六隻、機雷艦三隻、海防艦一隻、水雷艇六隻、その他七隻にすぎず、兵員數も現役約五〇〇〇名程度であつた。

十一 外 交

暹羅は南洋諸國中殆ど唯一の獨立國である。十九世紀の末から二十世紀の初

めに互る英佛の侵略政策にも拘はらず、暹羅が完全にこれらの諸國への隷屬を免れ、獨立國としての體面を保ち得たのは、英佛兩國の勢力の均衡にもよるであらうが、また他面英佛兩國勢力を互に拮抗牽制せしめんとする暹羅の爲政者の意圖的努力に負ふところ多大であつた。暹羅は二十世紀に入つてから歐米及び日本等の先進國の文物制度を鋭意吸收消化するに努め、各種の改革を行つて漸くその文化水準を高め、不平等條約の撤廢、關稅自由權の奪回等にも漸次成功をさめた。世界大戰の際には聯合國の一員として起ち、後國際聯盟にも加入して漸く國際的地位を認められるに至つた。但し久しく暹羅の内部に浸透した英佛兩國、殊にイギリスの勢力は今なほ輕んずべからざるものあり、これらの勢力を排除することなくしては、眞に獨立國としての實質を培養することかたく、従つて最近の暹羅の外交の基本方針は英佛勢力からの脱却にあるといふも過言ではあるまい。しかもかかる外交方針の半面に於て特に注目し得るのは、最近における暹羅の對日親善的態度である。それは一九三三年の國際聯盟の日支問題を經る總會に於ける態度、留學生の派遣、陸海軍武官等の訪日、王族の御來朝、支那事變、特に一九三七年秋の國際聯盟總會に於ける對日友好態度等枚舉に盡なき事實のうちにも明確にあらはれてゐる。なほ日本は、盤谷に公使館及び總領事館を置いて、國交の緊密化、通商關係の改善等に努めてゐる。

英領馬來

一 總 說

英領馬來は、シンガポール、マラッカ、ペナン、ラプアンの四植民地によつて構成される海峡植民地と、ペラ、スランゴール、ネグリ・スミピラン、パハンの四十侯國によつて構成される馬來聯邦と、ジョホール、ケダー、パリス、ケランタン、トレンガスの五十侯國より構成される馬來非聯邦との、三つの部分から成つてゐる。抑々馬來半島は印度洋と太平洋を結ぶ交通の要衝にあり、古くから東西貿易の接續點として重要な地點に位し、早くからヨーロッパ人の窺視するところとなつた。先づ一五〇一年マラッカがポルトガル人の手に歸した。ポルトガル人の勢力はその後漸次衰微して一六四一年マラッカは新に來航せるオランダ人の手に落ちたがやがて新にイギリス人の進出が初まり、一七八六年、東印度會社はケダーの سلطان からペナンの割讓を受け、ここにイギリスの馬來進出の發源地が開かれた。イギリスは更に一八〇〇年ケダーの سلطان からウェスレーを買収し、一八七四年ペラの酋長からデインディングスを譲り受けて現在のペナン植民地を確立した。マラッカは一七九五年イギリス人の奪取するところとなり、一八一八年一應オランダに還附されたが、一八二四年イギリスはオランダと條約を結んで互に植民分野を協定しイギリスの領有してゐたスマトラのベンクレーンとの交換が行はれ、こゝにマラッカは決定的

にイギリスの領有に歸した。シンガポールは一八一九年ラッフルズ卿によつて植民地として建設され、後印度政府の支配下におかれたが、一八二四年イギリスはその永久讓渡を受けるに成功した。一八二六年、マラッカ、ペナン、シンガポールの三植民地は一つに統一されて印度の一行政區域とされ政廳をピナンにおいたが、一八三六年、首府はシンガポールに移され、一八六七年、印度政府の管轄を離れてイギリス本國の直轄植民地となつた。また一八八六年にはココス島、一八八九年にはクリスマス島がシンガポール植民地に併合され、一八四八年以來直轄植民地となつてゐたラプアンも一九〇七年シンガポール植民地の一部となつたが、一九一二年海峡植民地總督の統轄下に別個の植民地を構成してシンガポールから分離し、かくて現在の海峡植民地の分野が定まつた。

馬來聯邦がイギリス領となつたのは、その構成分子たるペラ、スランゴール、及びスンガイ・ウジョンが一八七四年イギリスの保護下に立つに至つた時に始まる。その後一八九五年にスンガイ・ウジョンとネグリ・スミピランは併合してネグリ・スミピランと稱する一行政區劃となりまたパハンも一八八八年イギリスの保護領となり、一八九六年、ペラ、スランゴール、ネグリ・スミピラン及びパハンの四保護領は、イギリスとの條約によつてマレー聯邦を組織するに至つた。

馬來非聯邦のうちジョホールは、一八八五年イギリスとの條約によつてその保護下に立ち、從來暹羅の領土であつた他の四侯、即ちケダー、パリス、ケランタン及びトレンガスは、一九〇九年の英暹條約によつてイギリスの保護領となつたものである。

二 面積・人口

英領馬來の面積は一三七、七七六平方軒で、そのうち海峡植民地は三、五一三平方軒、馬來聯邦は七一、三三七平方軒、馬來非聯邦は六二、九三六平方軒である。海峡植民地の人口は一九三一年の國勢調査によると、一四、〇一五人、一九三五年十二月末の推定では一、四三三、七九二人であつた。そのうち最も外數を占めるのは支那人で、その數六八六、八〇四人、これに次いで馬來人の二九二、二八一人が多く、その他は印度人の二二八、八二一人、ヨーロッパ人の二二、一〇〇人、ユーラシア人の二二、〇四八人等であつた。馬來聯邦の人口は一九三五年十二月推定によると、八二三、八九一人で、そのうち重要なのは支那人の七三七、五二八人、馬來人の六四九、四一三人、印度人の三九七、六七三人、ヨーロッパ人の七、六一六人等であつた。また馬來非聯邦の人口は、一九三五年十二月の推定では、一、四七二、三八九人で、その約三分の二は馬來人、約五分の一は支那人で、それに次いで印度人が

都 市 名	人口(單位千)
シンガポール(植)	446
ヂョーヂタウン(植)	★ 149
クワラルンプル(聯)	114
イボカ(聯)	★ 54
マラツカ(植)	39
ジョホール・バル(非)	★ 21

(註) ★印は一九三一年の人口、他は一九三五年。植は海峡植民地、聯は馬來聯邦、非は馬來非聯邦の略。

多かつた。なほ英領馬來に於ける在留日本人總數は、一九三六年十月一日に於

ては七、一八五人で、前年同期に比し六九八人の増加であつた。なほわが國はシンガポールに總領事館を置いてゐる。

なほ英領馬來における重要諸都市及びその人口は前表の如くである。(註)

三 政 治

政治の組織 海峡植民地はイギリス帝國の直轄植民地で、イギリス皇帝によつて任命され、本國植民大臣の監督下に立つ總督が司法行政の諸機關を統括しまた官吏の任免をなし、植民地總督、立法會議及び行政會議の輔佐の下に統治の權限を行使する。立法會議は總督を議長とし、其他軍司令官及び一二名の官吏並びに一三名の民間議員により構成される。但し總督は立法會議の議決を拒否する權限を有するから、立法會議はいはゞ總督の諮詢機關にすぎぬ。行政會議は總督を議長とするその諮詢機關であり、軍司令官、植民地總督、ペナン及びマラッカ駐劄官、機事長、財務官、總督の任命する官吏二名乃至三名、及び民間の代表者三名によつて構成される。

現總督はサー・トーマス・シエンソン・ホワイトレグ(一九三四年就任)である。

馬來聯邦はイギリスの保護國で、海峡植民地總督は職權上馬來聯邦の高等事務官を兼ね、その下に一名の總務長官があり、更にその下に聯邦各侯國に各一名の駐劄官があり、各侯侯を助けて行政を行ふ。

馬來非聯邦は、それぞれ獨立の政府を有し、名目上その領主によつて統治されるが、海峡植民地總督が職權上馬來非聯邦の高等事務官であるばかりでなく、更に非聯邦各侯國にはイギリスの顧問官が駐在し、行政上の實權はイギリス

に據られてゐる。

四 産 業

農業 農業は英領馬來における最も重要な産業で、一九三一年における農業人口は全人口の約七割七分に達した。農産物中特に重要なものは、ゴム、ココナ、米、バナナ、パイナップル等である。ゴム栽培の歴史は比較的新しいが、最近数十年間、ゴムの世界的需要著しく増大し、馬來のゴム栽培業の發達を刺激し、今や馬來農産物中の大宗をなすに至つた。ゴムの生産は一九三四年六月一日以來國際ゴム生産協定の制限下におかれるに至つたが、その栽培面積は、一九三五年に於て、海峽植民地、馬來聯邦及び非聯邦を合せて約三一九萬五千エーカーに達し、その生産総額は三七萬八千噸以上のほつた。椰子の栽培は古くから行はれ、現に海岸地方に盛に行はれてゐる。一九三五年に於けるココナは生産量は二一萬二千噸に近く、また椰子油の産額は三萬六千噸に近かつた。米は主として馬來非聯邦に栽培され、一九三五—三六年の産額は約三二萬六千噸弱にのほつた。英領馬來のバナナはハワイに次いで世界的に有名であり、シンガポール、ジョホール等を中心に、盛に栽培され、一九三五年に於けるその輸出高は約七萬四千噸以上のほつた。

鑛業 英領馬來の鑛産物中重要なものは、錫、鐵、磷酸石灰、銅土、金、石炭、マンガン等であるが、特に錫は、世界最大の産地として著名である。その分布は馬來聯邦に最も豊富で、非聯邦にも多少産出されるが、海峽植民地には殆どない。馬來の錫鑛は非常に優秀のもので、その含有量は七〇パーセント以上

上のものすらある。最近は國際協定によつて制限され、産額は減少してゐるが、一九三六年の生産量は、馬來聯邦が六四、七一九噸、馬來非聯邦が二、〇二九噸、海峽植民地が五八噸、合計六六、八〇六噸であつた。錫の生産は從來支那人の事業であつたが最近に於てはヨーロッパ人の勢力が著しく増大し、彼等の經營するものは六割六分に及びその残りが支那人によつて經營されてゐる。鐵の生産地はジョホール及びトレンガヌで、日本の石原産業公司、日本鑛業會社等の手によつて探掘され八幡製鐵所への鐵鑛の最も重要な供給地となつてゐる。馬來の鐵鑛はその含有量六四パーセントといはれる良質のもので、一九三六年に於ける産額は一六一萬二千噸以上のほつた。金は馬來聯邦を主産地とし、一九三六年の産額は三七七九オンス、石炭は主として馬來聯邦に産し、その産額は一九三五年に於て三九萬二千餘噸で領内の消費を充たすに足りなかつた。マンガンはトレンガヌ及びケランタンに産し、その産額一九三六年に於て二萬七千噸弱であつた。またクリスマス島には磷酸石灰の産あり、一九三五年の産額は一四萬八千噸近くであつた。その他シライト、ウォルフラム等の産がある。

工業 英領馬來の工業は世界大戦の頃から發展の緒に附いたが、特に一九三一年の頃クレメンチン總督が馬來の工業化を叫んで以來急速に發達の道を辿つた。現在最も盛なのは、錫の精練とパイナップル罐詰製造である。殊に前者はたゞに英領馬來の錫鑛のみならず、蘭印、佛領印度支那、暹羅、支那等からも原鑛を吸収して精練してゐる。また輸入防遏のため麥酒製造業なども近來盛んに社かんとしてゐる。

其他 水産業も行はれてゐるが、近海漁業は主として馬來人、支那人等の手

に委ねられ、遠海漁業は日本人によつて獨占的に行はれ、其漁獲高は一九三五年に於ては八萬六千噸以上のほつた。

五 貿 易

英領馬來の貿易は、一九三二、三三年頃までは、入超であつたが、その後は引續き出超となつた。一九三二年以後の貿易の成績次表の如くである。(單位一〇〇弗)

年度	輸 出	輸 入	出超及入超
1931	406,289	458,265	51,976(入超)
1932	324,771	380,771	56,000(同)
1933	371,434	349,863	21,571(出超)
1934	568,487	471,435	97,052(同)
1935	583,986	478,924	105,062(同)
1936	638,768	512,900	125,868(同)

八三萬四千弗を筆頭に米の四三〇五萬四千弗、自動車油の三六七七萬七千

輸出品中最高額を占めるものはゴムで、一九三六年に於ける輸出額は三〇三三二萬五千弗以上のほつた。これに次いで錫が多く、その額は一四一三五萬三千弗、自動車油の二七四五萬一千弗、ココラの一〇〇三萬七千弗、胡椒の一〇八四萬六千弗、パイナップル罐詰の八六八萬七千弗、椰子油の七八二萬九千弗、アレカナットの七五二萬七千弗、乾鹽魚の六九八萬五千弗、液體燃料の五六九萬四千弗等が重要であつた。輸入の部では一九三六年に於てはゴムの九四

弗、錫及同洗鑛の三〇六六萬五千弗、液體燃料の一七〇七萬八千弗、紙巻煙草の一四五三萬弗、綿布類の一四三〇萬二千弗、揮發油の一四〇六萬七千弗、ココラの二〇八〇萬三千弗、機械類の一〇六八萬六千弗等が重要な地位を占めた。輸出相手國中壓倒的に重要性をもつのは合衆國で、一九三六年に於ける對米輸出額は二九五六〇萬九千弗で輸出總額の四割六分二厘を占め、それについては英領馬來の九四四萬九千弗(輸出總額の一割四分八厘)、イギリスの五六三四萬一千弗(八分八厘)、日本の四八二〇萬七千弗(七分五厘)その他蘭印が重要で、輸入相手國のうち最も重要なのは蘭印で、一九三六年に於ける輸入額は一六一四六萬九千弗(輸入總額の三割一分五厘)を占め、次は英領馬來の八四五五萬六千弗(一割六分五厘)、英本國の七七二六萬三千弗(一割五分)、日本の三三五四萬六千弗(六分三厘)等であつた。なほ一九三六年に於ける日本からの輸入品中では、綿布の四八七萬弗が最高で、その他一〇〇萬弗以上のものは、鐵及び製品、絹糸及び絹製品、人絹糸及び人絹織物、石炭、化學製品、ゴム製品等々で、また同年に於ける日本への輸出品中最高額を占めるものはゴムの三三九六萬七千弗で、これについては鐵鑛の八九五萬三千弗、錫の五三二萬五千弗、自動車油の五一〇萬一千弗、揮發油の一六七萬弗が重要な地位を占めた。

なほ英領馬來は、一九三二年のオッターワ協定以後、イギリス商品に對する特惠的取扱を擴大徹底する一方、一九三三年四月、六月、一九三四年五月、六月、七月、十一月の數回に亘り各種外國商品の輸入税の引上、錫の輸出税改正等を行ひイギリス商品と外國商品との取扱に莫大な開きを生ずるに至つた。現に日本の綿布、人絹等は從價三割乃至八割にのぼる關税を課せられることとな

六 金融・幣制

英領馬來にはイギリス、アメリカ、フランス、オランダ、支那、日本等の各
國銀行が支店を置いて金融事業に當つてゐる。イギリス系銀行の重要なもの
としてはチャータード銀行、香港上海銀行、有利銀行、ビー・オー銀行（支那にお
いては大英銀行）、東方銀行等があり、アメリカ系銀行にはナショナルシティ
銀行があり、オランダ系にはオランダ商業銀行、蘭印商業銀行があり、フラン
ス系銀行には印度支那銀行があり、支那系銀行には華僑銀行、和豐銀行、華
南銀行、四海通銀行等があり、日本の銀行としては横濱正金銀行、台灣銀行、華
南銀行があつて重要な役割を演じてゐる。その他農業関係の資金や建築資金等
の融通を目的として政府が四百萬弗の資本金を投じて設けた栽培業者貸付委員
會あり、又郵便貯蓄銀行も各地に設置されてゐる。銀行以外の金融機關には、
印度人の高利貸、支那人の質屋たる當舖が、庶民金融の部面に深く根を下して
ゐる。

英領馬來の貨幣單位は海峽植民地弗で、之は海峽植民地のみならず英領馬來
全般に通用する。一弗は一九〇六年に二毫四片、即ち六〇弗は英貨七磅に等し
きものと規定された。一弗銀貨は品位五〇〇の銀二六〇グレインを含む。英領
馬來に於ける無制限法貨は、イギリスのスターリング金貨と海峽弗貨と五十仙
銀貨でそのほかに二〇仙、一〇仙、五仙の銀貨、五仙の白銅貨、その他數種の銅
貨が補加貨として流通してゐる。また海峽植民地政府は、一萬弗、一千弗、百
弗、五〇弗、一〇弗、五弗及び一弗（無制限法貨）の紙幣を發行し、チャーター

ド銀行、香港上海銀行も銀行券を發行してゐる。一九三六年五月一日現在に於
ける紙幣流通高は、約七九萬七千弗であつた。なほ金本位は一九三一年九
月廿一日以來停止され、相場の変動は全く英貨スターリングに準じてゐる。

七 財政

海峽植民地の財政は、一九三〇年と三一年とに赤字を出したほか、最近數年
間は大體歳入超過となつた。即ち最近に於ける歳入、歳出及びその過不足額は左
表の通りである（單位磅）。但し一九三六年及び三七年の數字は見積である。

年度	歳入	歳出	過不足
1931	3,103,512	5,460,299	- 2,356,787
1932	5,198,934	3,989,590	+ 1,209,344
1933	3,684,939	3,555,567	+ 129,372
1934	3,995,204	3,609,347	+ 385,857
1935	4,088,044	4,055,874	+ 32,170
1936	3,900,590	4,185,827	- 285,237
1937	3,793,371	4,232,076	- 438,705

一九三五年の歳入中主なもの
は、免許料及び各種租稅收入の
約二七二萬六千磅強、利子の約
六三萬五千磅強、郵便電信收入の
約二五萬七千磅強、官有財產收
入の約二〇萬六千磅強、各種手
數料の約一六萬二千餘磅、歳出
中主なもの、公共事業費の約
六〇萬八千磅強が最高で、それ
については軍事費の約五八萬磅
強、警察費の約三二萬四千磅強
病院衛生醫療施設費の約三〇
萬五千磅強、給年金費の約二七

萬八千磅強、教育費の約二二萬四千磅強、郵政費の二〇萬一千磅強が重要な費
目であつた。

一九三五年十二月末現在に於ける公債額は、公共事業債が六、九一三、三五
二磅、馬來聯邦政府に貸付られた公債が五、一五五、〇〇〇磅、合計一二、
〇六八、三五二磅であつた。

馬來聯邦の財政は概ね歳入超過である。最近數年間の歳出入概況は左記上表
の如くである（單位磅）。

年度	歳入	歳出	過不足
1931	6,107,344	7,252,388	- 1,145,044
1932	5,112,001	6,269,683	- 1,157,682
1933	5,506,527	5,863,512	- 356,985
1934	6,874,738	5,507,977	+ 1,366,761
1935	7,275,831	5,963,993	+ 1,311,838

國名	歳入	歳出
ジョホール	2,002,248	2,150,143(磅)
ケダ	795,021	675,936(磅)
ペリス	604,162	518,720(弗)
ケランタン	259,847	238,494(磅)
トレンガヌ	2,996,949	2,038,841(弗)

一九三五年の歳入の主なもの、關稅
の約三二〇萬四千磅強、消費稅の約八五
萬二千磅強、地租及び礦區稅の約六二萬三千磅強、裁判所手数料その他の約五

八 投資

一萬七千磅強等であり、歳出中の主なもの、公債費の約一〇〇萬二千磅強、公
共事業債其他の約八一萬磅強、年金給其他の約六九萬五千磅強、醫療衛生費の
約四二萬三千磅強等であつた。なほ一九三五年十二月末に於る公債總額は一
一、〇二一、六六七磅であつた。

馬來聯邦各國の一九三五年に於ける歳出入は上欄下表の通りであつた。
なほ一九三五年に於てケランタンは六四六、六八五磅、トレンガヌは三、六
〇〇、〇〇〇弗の公債を有したがその他の各國には無かつた。

英領馬來に於ける外國投資の規模、種類等に関しては殆ど新しい信憑すべき
資料がないが、一九三〇年に於けるキングダストレーのイギリス海外資本分布表
によると馬來に於けるイギリスの投資は英領のみならず馬來半島の英領以外の
諸領域及び蘭印をも含めて總額一〇八〇〇萬磅にのぼり、その内政府債及び市
債等が四〇〇萬磅、公共事業への投資が四〇〇萬磅、礦山投資が八〇〇萬磅、
雜が九二〇〇萬磅で、雜の部の多くはゴム栽培への投資である。アメリカの一九
三〇年に於ける投資額は合計二七二〇萬三千米弗でゴムが一九二七萬三千米
弗、石油が三二〇萬米弗、小賣業が三三萬四千米弗、雜が五二九萬五千米弗で
あり、すべて直接投資であつた。日本の對英領馬來投資額について台灣總督府
調査課の推定するところによれば、總額四二二〇萬圓でその内辦は栽培業二七
〇〇萬圓、鑛業九七〇萬圓、商業の三三〇萬圓、漁業二二〇萬圓となつてゐる。
其他例へば支那の投資（華僑の投資）の如きも相當額にのほるものと想像さ

れるが、詳細不明である。

九 交通・通信

一九三五年末に於て、海峽植民地には鋪裝及び砂礫道路が約一四五〇軒、その他の道路が約一四〇軒餘、馬來聯邦には約四五七〇軒以上の道路があり、そのうち約六割八分は瀝青道路であつた。また馬來非聯邦には約二四〇〇軒の道路がありジョホール、ケダム等には鋪裝道路がよく發達してゐる。自動車は、一九三五年に於て、海峽植民地、馬來聯邦、非聯邦を通過して乗用車が二七五〇四臺、バスが一九九九臺、自動自轉車が三八八四臺、トラックが八一四九臺、その他雜用車が四三〇臺あつた。英領馬來の鐵道は、從來ジョホール線を除き、すべて馬來聯邦政府の經營であつたが、その後前者もその經營するところとなつた。最も重要な線は、西岸線と東岸線で前者はシンガポールを起點とし馬來半島を縦貫し暹羅鐵道に聯絡するものである。半島の西岸は比較的鐵道網が發達してゐるが、東岸はあまり發達してゐない。英領馬來の鐵道延長は一九三四年に於て約一七〇〇軒餘であつた。英領馬來の海港の重要なものは、シンガポール、ペナン、マラッカ等であるが、特にシンガポールは古來東西航路の要衝を占め、船舶の轉機、貨物の集散等股盛を極む。一九三五年に於ける馬來諸港出入船舶噸數は約三〇五六萬七千噸にのほり、そのうち三割三分はイギリス船、二割三分はオランダ船、一割七分は日本船、その他の船舶が二割七分であつた。なほわが日本郵船の横濱ロンドン線(二週一回)、リバプール線、船路、ハンブルグ線、横濱、ハンブルグ線(各月一回)、カルカッタ線(月三

回)ボンベイ線(月二回)、大阪商船の南米線(月一回)、ボンベイ線(月二回)カルカッタ線(月二回)、西アフリカ線(二月一回)、アフリカ東岸線(月一回)、歐陸汽船のボンベイ線(年一回)、アフリカ線(月一回)、但し山下及び川崎兩社と共同、山下汽船のベルシャ線(年六回)等が夫々シンガポールに寄港する。航空事業はよく發達し、内地航空路はいふに及ばず、帝國航空會社の經營するロンドン、シンガポール間の定期航路は、更に濠洲に延長され、またアフリカのケイプタウンへの支線をも有し、オランダのロイヤル・ダッチ航空輸送會社のパタウィア、アムステルダム間の定期航空路はシンガポールに於て英領馬來との連絡を保ち、ロイヤル蘭印航空輸送會社はパタウィア、シンガポール間に定期航空路を開いてをり、航空事業の發達は、英領馬來の商業上、軍事上の重要性を益々大ならしめてゐる。

通信機關としては、英領馬來には一九三五年に於て、郵便電信局が一四二局、郵便局が八七局、電話局が一六九局ありまたシンガポールのパヤ・レールをはじめ、領内都合八ヶ所に無線電信局電話局があり、無線電信の發受、無線電話、ラヂオ放送等を行つてゐる。

一九三七年における經濟界の趨勢、經濟界の一般情勢は、三月から五月にかけて一時物價の下落があつたにも拘らず、概して好調を續けた。工業界で特に目立つたのは錫生産の増大で、一月乃至十一月に於ては前年同期に比し一割四分の増産を示した。農業の方面では、ゴム及び椰子賣の生産が好況を呈し、一九三七年上半年期において印度人労働者の移入約五萬に達したが、それらは主としてゴム栽培の盛況に基因するものであつた。貿易の部面では、一月乃至九月の輸入は、前年同期より四割三分増、輸出は五割五分増で出超増加は一〇割三分に

及んだ。木綿製品、鐵、銅及び同製品の輸入は前年より著しく増加し、錫の輸出は前年に比し量において一割九分、價格において五割二分、ゴムの輸出は量において三割一分、價格において七割六分の増加であつた。シンガポールにおける卸賣物價は、三月を最高として約一割七分の下落を示したが、九月においては前年に比し約一割八分高であつた。錫の價格も三月を頂點として一時下落したが、七月、八月頃には再び騰勢に復し、九月における價格は前年より三割五分高を示した。ゴムの價格は五月以後下落したが、九月には前年より一割一分高であつた。コブラは下落し米は騰貴した。海峽邦は英貨磅と同一の歩調を示し、十一月における相場は平價の六割九厘四毛であつた。財政状態は極めて良好で、輸出關稅收入は益々増加した。なほ日本商品に對するポイコットは在任華僑等によつて盛に行はれ、一九三八年一月一日以降は、完成商品に對しても輸入割當を行ふこととなつた。

十 軍事

英領馬來の陸軍は、印度人を除いて約四五〇〇人と見積られてゐるが近く三倍に擴張される構想である。編成は、歩兵三大隊のうち一大隊は印度人隊、砲兵二大隊と一中隊、高射砲四中隊、工兵五中隊、輜重一中隊、衛生隊一中隊、通信一小隊となつてゐる。空軍は現在約四中隊であるが、近く五中隊となり、更に大擴張を見る豫定である。海軍は、英領馬來專屬の艦隊ではないが、シンガポールは香港と相まつて東洋に於けるイギリスの海軍根據地の最も重要なものの一つであり、一九三三年ポールドウィン内閣のシンガポール海軍根據地擴

張計畫以來著々としてその裝備を擴張改善し、巨大なる埠頭、大ドック附屬工場、要塞等を完備し一九三八年初めついにこれを完成し、今やシンガポールはイギリス海軍の重要根據地として遺憾なくその機能を發揮するに至つた。

蘭領東印度

一 總 說

十六世紀の末、オランダ人がここに渡來したとき、彼等はそこにポルトガル人の據拠してゐるのを發見した。オランダ人は他の歐洲諸國の競争者に強力に對抗するため、本國の特許を得て一六〇二年オランダ東印度會社を設立した。同會社は喜望峯よりマジエラン海峡に至るすべての國々との獨占的貿易權、又武官の任命權、印度の諸侯との條約締結權、官職の權、要塞構築の權等を保有した。同會社は殆ど獨立の性質を有し莫大なる資本力を擁し、また當時隆々としてゐたオランダ本國の國勢を反映して活潑な活動を展開した。同會社の最初の目的は、ふまでもなく貿易上の進出にあつたけれどもイギリスの東印度會社等と抗争しつゝ漸次近隣に領土擴張の觸手を延ばし、一六一九年ジャバウア島にバタヴィアを建設して東洋經營の礎を固めた。同會社は久しく繁榮を續けたがやがて衰微して債務の重壓に苦しみ、一七九八年、存立二百年に近い歴史と一億二千萬ギルダーの負債を残してついに解散のやむなきに至り、オランダ政府は同會社に對する特許を取消してその領土の行政權を政府に收め、これを本國任命の總督の支配下に置くこととなつた。時恰も歐洲に於てはナポレオン戰爭の頃に當り、或ひはオランダ本國がフランスに併合されて東印度の領土にフランス國旗が翻り、或ひはフランスと交戦しつゝあつたイギリスのために侵略

占領せらるゝなど、領土もまた幾度か轉々として所屬を變へたが、ナポレオンの没落後オランダも獨立を回復して東印度の領土を取返し、一八二四年にはロンドン協定を結んで、イギリスはその占領下にあつたオランダ植民地を放棄しマラッカ及び印度に於ける諸設備とベンクレーンとの交換を行ひ、大體に於て現在の領土の配分が定つた。この領土が總督治下に置かれてから數年間は、支配者たるオランダ人と被支配者たる土人との間に絶間なき流血の闘争が繰返された。總督は強權をかざして苛酷誅求飽くところを知らず、酋長の苦しみに喘ぐ土人は之に對して命がけの反抗を試みた。かくて一八三〇—三九年に亘つては所謂ジャバアの暗黒時代と呼ばれる恐怖と混亂の時代が現出された。しかしかゝる執拗なる土人の反抗も十九世紀の中葉から末葉にかけて殆ど完全に壓服され、オランダの統治政策も漸次緩和されて事態は平靜を收束した。しかしこの平靜は表面上の平靜であり、オランダの植民地的擷取と支那華僑の商業的擷取とは土人の生活を極度に脅威し、土人の民族意識を培養すべき温床となつてゐる。殊に日露戰爭に於ける日本の勝利、世界大戰後に於ける民族自決思想の昂揚は、土人に民族解放、民族自決への希望を植あつけるに十分であつた。土人の中に獨立運動が豊々蕪聚されてゐる事實はその證左にはかならぬ。

二 面積・人口

蘭領東印度は位置上からみれば、大スンダ群島、小スンダ群島、モルツケン群島、ニューギニア島の四大部分に分たれるが、行政上は、ジャバウア及びマヅラより成る内領とそれ以外の外領とに分れてゐる。面積は、一八九九、七五一平方

呎で本國面積の五八倍にのぼる。其内重要な島の本國面積に對する比率はジャバウアが四倍、スマトラが二倍、ボルネオが一七倍、セレベスは五・五倍、ニューギニアは二二倍に相當する。各島嶼群の面積及び人口は左表の如くである。

面積 (平方呎)	人口 (1930.7.調査)
ジャバウア及びマヅラ	41,718,364
スマトラ及附屬諸島	7,976,051
バンカ及びピリト	278,792
ボルネオ及附屬諸島	2,168,661
セレベス及附屬諸島	4,231,906
モルツケン	893,400
テイモール	1,657,376
バリク及びロムボク	1,802,683
計	60,727,233

人口は前表の示す通り、一九三〇年の國勢調査によれば六〇、七二七、二三三八で一九二〇年の調査の際に比すれば約一一、三八三、〇〇〇の増加で増加率は約二割三分にのぼる。ジャバウア及びマヅラの人口密度は一平方呎當り三一人強に當るがその他は極めて稀薄である。住民は法律上歐人、土人、その他の東洋人の三部類に分たれてゐる。一九三〇年の調査によれば、歐人はそれと同一の法律的特遇をうける日本人をも含めて二四〇、四一七人、土人は五九、一三八、〇六七人、支那人一、二二三、二一四人、その他の東洋人一、一五、五三五人であつた。歐人中最も多いのはオランダ人の二〇八、二六九人でドイツ

人イギリス人これに次ぐ。在留日本内地人數は一九三六年十月一日現在に於て六四九七人で前年同期に比し一〇一人の減少を來したが、支那人を除けばオランダ人に次ぐ多數を占めてゐる。日本はバタヴィアに總領事館をスラバヤ、メダン及びメナドに領事館を置いてゐる。土著人種の数は大中小三階級にのぼるが、そのうちではジャバウア族の約二三八〇萬、スンダ族の八五九萬強、マヅラ族の四三〇萬強等が最も優勢で、その他一〇〇萬以上のものはミナンカバウ族、ブギス族、バリク族、ハタク族等々であつた。なほ蘭領東印度の主要都市とその最近における人口は上表の如くである。

三 政 治

政府の組織 蘭領東印度の統治の基本をなすものは、「印度國家統治規定」でそれは一九二五年に制定され、その後二度の修正を経て今日に至つてゐる。同法によれば、外交關係の事項を除き内政はすべて總督によつて本國政府の監督のもとに行はれる。總督はオランダ女王の任命にかゝり、總督は五名乃至七名（内二名は土人）の議員より成る蘭印評議會と稱する諮問機關の助けによつて

行政に當る。但し右は執行権を有するものではない。右評議會は總督を議長とし、他の議員はオランダ女王の任命することである。蘭領東印度に既述の如く行政上ジャバア及びマツラと外領とに分れ、ジャバアは十七、外領は十八の土人自治領がある。立法機關としては、植民地自治への第一段として一九一八年に設置された國民參議會がある。國民參議會は、オランダ女王の任命する議長及び任期四ヶ年の六十一名の議員より成り、議員の一部は政府の任命により一部は地方議會の選挙によるもので、歐人、土人及びその他の東洋人を包含してゐる。國民參議會は豫算の審議に當るほか一般的な内政上の重要問題につき政府に意見を有する。但し立法権は獨占的に議會に屬するわけではなく、議會と總督との間に分享されてゐる。司法制度については、オランダ本國人には大體本國法が適用され、土人には各種族固有の慣習や宗教上の戒律等を加味制定された植民地法が適用される。従つて司法機關も歐人判事の構成する裁判所と土人官吏によつて構成される裁判所とがある。

なほ現總督は一九三六年六月八日に任命されたスタルケンボルヒ・スタフウウエル博士である。

最近に於ける政治の動向 オランダは經濟的には蘭領東印度によつて立つてゐるといつても過言ではない。従つてオランダは經濟上、これを最大限度に利用する必要がある。最近まで國際的には専ら平和主義、貿易自由主義を根幹とする政策をとつて來たが、内政方面では、土人に對する搾取苛烈なる上に、人種が甚しく難多で勢力關係が頗る錯綜し、必ずしも本意ではなかつた。オランダ人の政黨は總督以下の官憲を擁つてオランダ資本の利益のために動もすれば

土人の利益を犠牲にする傾があり、土人もまた政黨を組織してこれに對抗してゐるが、人口の上での勢力は漸次的でも國民參議會の議員數が民族別に制限されてゐる關係上、その利益を有効に主張擁護することは至難で、従つて土人は議會外の闘争手段に訴へねばならぬ情勢下におかれてゐる。かくて最近に於てはサラカット・イスラムその他反政府的汎イスラム運動團體の活動がかなり活潑に展開され、またこれと交錯して社會主義的運動が各地に蔓延する形勢を示し、漸く官憲の神經を震ますに至つた。

四 産 業

蘭領東印度は豊富な資源を擁してゐるが、ジャバア、スマトラ等を除いてはまだ十分の開發をみるに至つてゐない。蘭領東印度の産業中最も重要なものは農業で、工業、鑛業、漁業等も、最近かなり發展を遂げたといへ、また甚だ不十分である。

農業 蘭領東印度の農業には、歐人及びその他の外國人の經營する所謂エステート農業と、土人の經營する土人農業とがある。前者は本來大規模經營で輸出向農産物の生産を主とし、後者は土人の生活必需品生産を主とする小規模經營である。従つて農産物の種類も同様でなく、前者においては砂糖(世界第三位)、ゴム(世界第二位)、カタベルカ、コーヒー、茶、煙草、胡椒、ココア、椰子、オイルパーム、肉豆蔻、胡椒等の生産を主とし、土人農業の主産物中では米が最も多く、玉蜀黍、カッサバ、甘藷、落花生、大豆、蠶豆等がこれに次いで重要である。但し土人農業も漸次輸入を遂げ、輸出總額中に占むるその

割合も次第に増大しつゝある。左表によつて見ても蘭印における農業の重要性は首肯されるであらう。

蘭印農産物と世界農産物の比較(註)

	世界産額	蘭印産額	%
規 那	8,511 吨	7,561	89
米各種	27,350	22,432	82
米胡椒	54,914	44,014	80
米胡椒	880 千吨	288	33
米古椰子產品	1,517	502	33
米アデブ	311	95	31
米茶	385	72	19
米油椰子產品	891	139	16
砂 糖	24,527	1,401	6
コ - ヒ -	1,498	71	5

(註) 右比較は一九三三年の産額による。
米印は輸出額

主要農産物中最も重要な砂糖は、世界主要産糖國の輸出割當協定の結果最近數年間植付面積も收穫高も漸次減少を示し、産額は一九三二年には約二五六萬噸、一九三三年には約一四〇萬噸、一九三四年には六三萬六千噸、一九三五年には五一萬噸、一九三六年には五八萬六千噸となつた。ゴムも國際生産制限協定のため著しく生産を阻害され一九三五年の生産額は二九九、七七四噸となり前年より約八萬噸の減産であつた。その他の主要農産物の一九三五年に於ける産額を示せば、コーヒー一〇、九四七噸、茶七一、三六〇噸、煙草四二、三一九噸、オイルパーム一四七、六三四噸、ココア一、七二九噸等である。

	1934	1935	1936
錫	20,532	21,427	31,263
石油	6,054,737	6,081,685	6,437,818
石炭	1,031,924	1,110,953	1,147,196

鑛業 鑛産物の埋藏量は甚だ豊富だといはれてゐるが今のところ調査開發共に十分でない。鑛産の主要なるものは、石油、錫、石炭等であり、その他金、銀、銅、硫黄、マンガン、ヴォルフラム、アスファルト、ボーキサイト、燐礦等の産がある。石油は主としてスマトラ、ジャバア、ボルネオ等の諸島に産し、錫はバンカ島、ピリトン島を主産地とし、石炭はスマトラ、ボルネオ等に多い。最近數年間における主要鑛産物の産額を示せば左表の如くである。(單位噸)
尙獨が國際生産制限協定の制限をうけてゐることは周知の如くである。

工業 工業の領域に於て重要なのは農産物加工工場で製糖、精米、製茶、コーヒー、ゴム、タピオカ、纖維等の精製業を主なるものとし、そのほかには石油精製がかなり大規模に行はれてゐる位で、その他は甚だ貧弱である。
漁業 魚貝類は四面海に圍まれてゐるため無盡蔵だといはれてゐるが、今のところ原始的な漁撈方法による土人の手に委ねられてゐて未開發の状態にある。たゞ最近日本の漁業家がセレベス、ジャバア等において鱈網業、眞珠貝、高潮貝、夜光貝採取業等に從事し、パタヴィアに大島漁業公司、メナドに日蘭漁業會社を設立してかなり活潑に活動し、一九三五年十一月における邦人漁業者數は三三〇名乃至三四〇名にのぼり、パタヴィア市場に於ける取引年額一〇萬乃至一六〇萬キルダのうち約四分の一は邦人漁業家の漁撈にかゝるもの

であった。

五 貿易

蘭領東印度の貿易は年々出超を示してゐる。最近数年間の貿易總額を示す下表の通りである(單位一〇〇〇ギルダー)。

年度	輸出	輸入	出超
1931	749,435	592,523	156,912
1932	543,710	384,154	159,556
1933	470,349	329,037	140,971
1934	489,420	290,977	198,443
1935	464,424	273,370	177,405
1936	551,560	281,874	269,686

一九三六年の輸出をみると、礦油及び同製品は九七一七萬四千ギルダー、ゴム類は八七七九萬八千ギルダー、植物性油類及び採油用種子は七〇六五萬六千ギルダーで、その他一〇〇萬ギルダー以上のものはセメント及び礦産物、紅茶、砂糖、煙草、藥料及び香料、農産物、植物性纖維類、コーヒー、タピオカ製品、動物製品等であり、同じく一九三六年の輸入に於ては、纖維製品の八四八六萬七千ギルダー、飲食料品の六〇二一萬六千ギルダー、機械、器具類の二八六六萬三千ギルダー、化學製品等類の二七六三萬三千ギルダー、金屬及び同製品(金銀を除く)の二七四三萬四千ギルダー、車輛及び同部分品の一三六〇萬八千ギルダー、紙及び同製品の一二四萬一千ギルダー等が最も重要で、礦産物、種子及び同製品、木材及び同製品、動物製品、皮革及び同製品、陶磁器、土

器等がこれに次いで重要である。輸出相手國の重要なものは一九三六年に於ては、オランダ、合衆國、シンガポール、日本、イギリス、暹羅等であり、輸入相手國の方面では、日本が斷然他を壓して首位を占め、これに次いでオランダ、シンガポール、ドイツ、イギリス、合衆國等が重要である。對日輸出品の重要なものは、一九三六年に於ては、ゴム類の七五九萬四千ギルダー、砂糖の七三〇萬二千ギルダー、軍油の三九八萬五千ギルダー、玉蜀黍の三一五萬四千ギルダー等であり、同じく一九三六年に於ける日本からの輸入品の重要なものは、染及び捺染縮布の九四四萬七千ギルダー、未縮縮布の七七〇萬ギルダー、晒布の六三一萬七千ギルダー、人絹織物の五二〇萬二千ギルダー、絲織縮布の四八

年度	輸出	輸入	計	入超
1931	33,051	92,551	125,602	59,500
1932	23,657	78,338	101,995	54,681
1933	22,770	98,715	121,485	75,945
1934	19,427	92,916	112,343	73,489
1935	24,148	82,092	106,240	57,944
1936	28,970	66,509	95,479	37,539

九萬三千ギルダー、自動車及び同部分品、附屬品の二〇五萬九千ギルダー等が重要であった。なほ對日貿易關係の最近数年間に於ける推移を示せば、上表の如くである(單位一〇〇〇ギルダー)。
數年來オランダ本國は從來の自由主義貿易政策を擁護して保護主義を採用した。特に本國から蘭領東印度への輸出が減少し日本の對蘭輸出が第一位を占めるやうになつたため、オランダの保護政策は益々露骨となり、日蘭貿易關係の前途暗澹たるも

のあり、かくて日蘭商賈の關係となつたことは周知の如くである。

六 金融・幣制

蘭領東印度の中央發券銀行は、一八二八年に九〇〇萬ギルダーの資本によつて設立されたジャヴァ銀行で一九三七年二月末に於ける兌換券流通高は一七八四七萬ギルダーであつた。その他オランダ人の經營する銀行金融機關にはオランダ貿易會社、蘭印商業銀行、蘭印割引銀行等があり、何れも普通の銀行業務のほか、農場農産物加工工場の經營、經營資金の融通、物産の委託販賣等も行つてゐる。なほオランダ資本によつて經營される銀行としては、貯蓄銀行、信用救済銀行等があるが、小規模である。オランダ系以外の銀行としては、イギリスの香港上海銀行、チャータード銀行、有利銀行、アメリカのナショナル・シティ銀行、日本の横濱正金銀行、臺灣銀行、三井銀行、華南銀行、支那の華僑銀行等の支店があり、何れも専ら爲營業務に従事してゐる。そのほか、土人の金融機關として、公營の小銀行が各地方に設置されてゐる。

蘭領東印度の基本貨幣は一〇ギルダー金貨で、純分九〇〇の金六・七二〇グラムを含有する。無制限法貨は一〇ギルダー及び五ギルダー金貨、二ギルダー半、一ギルダー及び半ギルダー銀貨で一ギルダー銀貨は純分七二〇の銀一〇グラムを含有する。そのほか有限法貨として致種の銀貨、白銅貨及び銅貨がある。なほ一九三六年九月二十七日、法律によつて金の輸出が禁ぜられ(一九一四年八月金輸出禁止、一九二五年四月金本位に復歸)貨幣價值は平價より約二割の下落を來した。

七 財政

蘭領東印度の財政は、オランダ本國の財政とは關係のない獨立のものであるが、國民參議會の審議を経た後、本國議會の承認を経なければ實行することが出來ぬ規定になつてゐる。蘭領東印度の歳入歳出は一九二九年頃から漸次減少し、殊に世界經濟不況の影響をうけて蘭印經濟もまた活氣を失ひ、租稅收入官業收入等も減少を來たして數年來著しき赤字に陥み、従つて經費支出の方面にも種々の節減を加へざるを得ない状態となつてゐる。最近数年間に於ける蘭領東印度の歳入歳入總額及びその不足額は下表の如くである(單位一〇〇〇ギルダー)。但し一九三五年は假決算、三六年及び三七年は概算。

年度	歳入	歳出	不足額
1931	598,151	766,719	168,568
1932	499,387	629,007	129,620
1933	452,704	552,210	99,506
1934	450,106	504,440	54,334
1935	463,599	479,535	15,936
1936	441,489	479,153	37,664
1937	437,119	461,481	24,362

上表の示す如く蘭印の財政は年々赤字の累積であり、従つて政府當局も財政均衡のため異常の努力を拂ひ、緊急ならざる土木事業の中止、採算とりがたき國營事業、國有鑛山の閉鎖、官吏の減俸、行政機構の單純化等により經費を節減する一方、基本的租稅の引上、輸入稅、所得稅、石油消費稅等の増徴、財産稅、煙草消費稅、工業製品消費

税等の新設により歳入の増加を蒙り、最近赤字漸減の趨勢を辿つてはみるもの、財政の均衡はまだ期待すべくもない。財源の最も重要なものは租税収入で歳入總額の五割以上を占め、租税収入中重要なのは、一九三六年の概算によれば、消費税の五〇三二萬ギルダ、輸入税の五〇〇〇萬ギルダ、土地収益税の三二一〇萬ギルダ、所得税の二〇〇〇萬ギルダ、賃税の一八〇〇萬ギルダ、土人ゴム輸出税の一五〇〇萬ギルダ等であり、更に各省事業収入は九七九七萬ギルダ、官業専賣収入は六七五一萬ギルダにのぼつた。歳入中重要なのは一九三六年の概算によれば、財務部費の約八七五四萬ギルダ（そのうち六割四分は恩給費）内務部費七四三〇萬ギルダ、國債費六八三三萬ギルダ、陸軍部費五二三八萬ギルダ、海軍部費三七六〇萬ギルダ、教育宗教部費三三四五萬ギルダ、交通官業部費一五三八萬ギルダ、司法部費一五〇一萬ギルダ、衛生部費一一九五萬ギルダ等である。なほ一九三五年末における國債殘高は一三六三三萬ギルダであつた。

八 投資

關領東印度に於ける各國最近の投資は極めて不明確であるが、一九一八年に發表された数字によれば、大規模農業への投資額は一八二〇〇萬ギルダ、貿易、銀行、工業、商業への投資は二三八〇〇萬ギルダとされ、そのうちオランダの投資は、七割三分強、支那は二割一分弱、イギリスは九分強、ベルギー、日本、アメリカ等は一分強と見積られたが、その後時と共に相當の變化を來したことは勿論想像にかたくな。各股の投資のうち最も多額を占めるの

は農業投資で、假にフレデリック・フィールドが一九二九年末の調査として掲げてあるところによると、農業の投資總額は、ジャヴァ、スマトラ東海岸、南スマトラを通じて、二〇六五〇〇萬ギルダにのぼり、そのうちオランダは一五三六二〇萬ギルダ、イギリスは二七八一〇萬ギルダ、フランス及びベルギーは一八一八〇萬ギルダ、アメリカは五三〇〇萬ギルダ、日本は一九六〇萬ギルダ、ドイツは一七九〇萬ギルダとなつてゐる。これを投資目的別に見ると、砂糖の七九三五〇萬ギルダ及びゴムの六六〇二〇萬ギルダが最も多く、これについては茶、コーヒー、煙草、油椰子等が重要な地位を占めてゐる。またオランダの投資は砂糖、ゴム、煙草、茶、コーヒー等に多く、イギリスの投資はゴム、茶等が大部分を占め、フランス及びベルギーの投資はゴム及び油椰子に多く、アメリカのそれは殆どゴムのみに限られ、日本の投資は、ゴム、砂糖、油椰子等に多い。また農業投資の七割八分強はジャヴァに集中され、その残りが外領に散在し、ジャヴァに於てはオランダの投資が壓制的に多く外領に於ては四割四分までは諸外國の投資でその他はオランダの投資である。農業以外の投資については、アメリカの投資の三分の二が證券投資であるといふ事實、イギリスが關領政府の公債及び地方債約四〇〇萬ポンドを所有しまた石油會社に約二〇〇〇萬ギルダの投資を有する事實等を除いては甚だ不明確である。なほ日本の關領投資額は四六一二萬圓と見積られ、その内譯は栽培業三四一八萬五千圓、商業八八三萬八千圓、林業二六〇萬圓、鑛業四〇萬圓、漁業一〇萬五千圓と推定されてゐる。

九 交通・通信

四萬ギルダ）をうけて活潑に活動し、バタヴィア、パレムバン、シンガポールの間の航空路をはじめバタヴィアを中心とする定期航空の數線があり、またアムステルダム、バタヴィア、バンドン間にはロイヤル・ダッチ航空輸送會社が定期航空路を開いてゐる。

通信 通信機關としては、一九三五年に於て、郵便電信局四〇四、郵便局一八九、電信局八二五、合計一四一八局あり、なほそのほかに二三四〇の地方的な郵便事務取扱所と六四三の電信事務取扱所があつた。政府の電信線は一九三五年に於て陸上線及び海底線を含せて八二〇〇軒以上に達し、國有電話線は陸上及び海底線を含せて二七一〇〇軒以上にのぼつた。尙日本及びオランダ、ドイツ、フランス、暹羅、佛領印度支那、フィリッピン、香港、支那、北米合衆國等との間には無線電話の連絡がある。

關領東印度の道路はかなり發達してゐて殊にジャヴァの如きは殆ど完備に近い。一九三五年末に於ける道路延長は五七九〇〇軒以上に達し、そのうち四〇二〇〇軒以上は砂利が敷きつめられ、その他アスファルト、コンクリート、煉瓦等の舗装の施されてゐるものも少なくない。従つて自動車もかなり廣く利用され同じく一九三五年初に於ては乗用車三六六一六三臺、バス五七四一臺、トラック八〇一九臺、オートバイ一〇〇二九臺にのぼつた。

鐵道 はジャヴァ、スマトラ、セレス等に敷設されてゐてその延長は官營及び私營を合せて一九三五年には約七四五〇軒、そのうち約五四七〇軒はジャヴァ及びマヅラにありスマトラに約一九七〇軒が占められてゐた。

海運 海運は非常に發達しバタヴィア、スラバヤ等の諸港を中心に船舶の往來極めて殷盛である。關領の船舶を有する船舶數は一九三五年に於て汽船及び發動機船三〇八隻六七四、四二八噸、帆船は五、〇二四隻、一三六、八二六噸にのぼり、また同年領内の諸港に入港した貿易船は一三、四六六隻、約三〇八一噸に達しそのうちイギリス船は八、一四一隻、九三二萬二千噸、オランダ船は五九九隻、七一〇萬三千噸、關印船は二、七四六隻、六七一萬五千噸、ノールウェー船は二七二隻、二八一萬七千噸、日本船は二六六隻、一九八萬三千噸であつた。なほ石原産業、南洋郵船、日本郵船、大阪商船の四社の共同出資によつて一九三五年に設立された南洋海運株式會社及び關領のジャヴァ・チャイナ・ジャパンとが日本との間に定期航空路を經營し、オランダ、ドイツ、イタリー等の會社が歐洲航空路を經營し、ジャヴァ・ニューヨーク・ライン會社がアメリカ航空路を開いてゐる。

航空 航空方面では、ロイヤル關領航空輸送會社が政府の補助金（現在二

は農業投資で、假にフレデリック・フィールドが一九二九年末の調査として掲げてあるところによると、農業の投資總額は、ジャヴァ、スマトラ東海岸、南スマトラを通じて、二〇六五〇〇萬ギルダにのぼり、そのうちオランダは一五三六二〇萬ギルダ、イギリスは二七八一〇萬ギルダ、フランス及びベルギーは一八一八〇萬ギルダ、アメリカは五三〇〇萬ギルダ、日本は一九六〇萬ギルダ、ドイツは一七九〇萬ギルダとなつてゐる。これを投資目的別に見ると、砂糖の七九三五〇萬ギルダ及びゴムの六六〇二〇萬ギルダが最も多く、これについては茶、コーヒー、煙草、油椰子等が重要な地位を占めてゐる。またオランダの投資は砂糖、ゴム、煙草、茶、コーヒー等に多く、イギリスの投資はゴム、茶等が大部分を占め、フランス及びベルギーの投資はゴム及び油椰子に多く、アメリカのそれは殆どゴムのみに限られ、日本の投資は、ゴム、砂糖、油椰子等に多い。また農業投資の七割八分強はジャヴァに集中され、その残りが外領に散在し、ジャヴァに於てはオランダの投資が壓制的に多く外領に於ては四割四分までは諸外國の投資でその他はオランダの投資である。農業以外の投資については、アメリカの投資の三分の二が證券投資であるといふ事實、イギリスが關領政府の公債及び地方債約四〇〇萬ポンドを所有しまた石油會社に約二〇〇〇萬ギルダの投資を有する事實等を除いては甚だ不明確である。なほ日本の關領投資額は四六一二萬圓と見積られ、その内譯は栽培業三四一八萬五千圓、商業八八三萬八千圓、林業二六〇萬圓、鑛業四〇萬圓、漁業一〇萬五千圓と推定されてゐる。

四萬ギルダ）をうけて活潑に活動し、バタヴィア、パレムバン、シンガポールの間の航空路をはじめバタヴィアを中心とする定期航空の數線があり、またアムステルダム、バタヴィア、バンドン間にはロイヤル・ダッチ航空輸送會社が定期航空路を開いてゐる。

通信 通信機關としては、一九三五年に於て、郵便電信局四〇四、郵便局一八九、電信局八二五、合計一四一八局あり、なほそのほかに二三四〇の地方的な郵便事務取扱所と六四三の電信事務取扱所があつた。政府の電信線は一九三五年に於て陸上線及び海底線を含せて八二〇〇軒以上に達し、國有電話線は陸上及び海底線を含せて二七一〇〇軒以上にのぼつた。尙日本及びオランダ、ドイツ、フランス、暹羅、佛領印度支那、フィリッピン、香港、支那、北米合衆國等との間には無線電話の連絡がある。

一九三七年における經濟界の趨勢 最後に一九三七年に於ける經濟界の趨勢を大體すると左の如くである。

商品市場では價格の下落はあつたが（特に錫及びゴム）、經濟界の趨勢は大體良好であつた。工場方面では錫の生産は漸次増大し、一月乃至十一月の生産額は前年同期より一割九分の増加を示したが、平均して生産割當額には達しなかつた。錫の價格は稍々下落し、石炭及び石油の採掘は前年より増加した。農業の方面では、米、玉蜀黍等國內消費食糧品は豐作で煙草の收穫も良好であつた。砂糖の生産及び輸出は著しく増大し、コーヒー、棕櫚油等は前年の産額を越えたが、茶は稍々減少した。ゴムの採取は七月までは増加したがその後減退した。貿易部面では、一月乃至九月の輸入總額は前年に比し八割三分、輸出總額は八割九分、出超額は九割六分の増加を示した。機械その他の資本財、金屬製雜製品の輸入は増加し、食糧品の輸入は豐作のため減少した。一月乃至十月

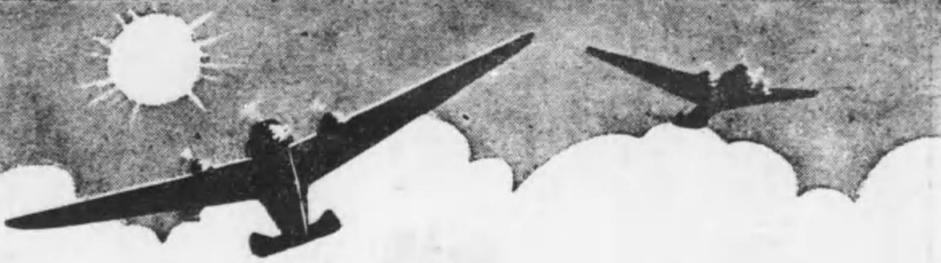
のゴムの輸出額は前年に比し四割五分増、一月乃至十一月の錫の輸出額は一割九分増、石油製品、砂糖、コーヒー、煙草等の輸出は、量においても、價格においても増加し、茶、コブラの輸出額は稍々減少した。貿易部面において、ドイツ及びアメリカ合衆國への輸出が倍以上に達したのは特に注目する。砂糖、茶、コーヒー、コブラ、ゴム、錫等、輸出商品の價格は、三月を頂點として十一月までに二割八分の下落を來した。食糧品の價格及び生計費は稍々騰貴を示した。貨幣價值は、オランダのグルデンにリンクして動搖なく、十一月においては平價の八割一分六厘七毛を示し、金準備額も増加した。財政部面においては、一月乃至十月の歳入は前年に比して約三割の増加、殊にゴム、錫の生産及び輸出税關係の収入増が目立つた。一九三八年の國家豫算として報ぜられたところによると、歳入は一億二百八十萬ギルダーの増收を豫想して總額五億五千八十萬ギルダーにのぼり、歳出は國防費、教育費、社會厚生費等の増額により五千九百七十萬ギルダーの増加となり、總額において五億七千九十九萬ギルダーに達するものといはれてゐる。なほ一九三八年第一四半期におけるゴムの輸出額額は基本割當額の七割（一九三七年の平均は八割三分七厘五毛）に引下げられた。錫の輸出額額は、同期において基本額の七割に低減されたが、他の諸國のうち部分的に輸出額を調整するものがあつて結局は八割見當となるものと見られる。三八年四月から三九年三月末に至る茶の輸出額額は八割七分五厘から九割二分五厘に引上げられた。

十軍 事

オランダ本國政府は最近數年來極東の情勢の變化に對應するため關領東印度における軍備殊に海軍及び空軍の強化を策しつゝあるが、詳細はなほ不明である。假に各方面の情報を綜合すると關印の軍備は大體次の如きものと考へられる。

陸軍 關領東印度の陸軍は本國陸軍とは全く別個の植民地軍を構成してゐる。最近に於ける陸軍軍備は、歩兵六ヶ聯隊、機關銃隊六ヶ中隊、自轉車隊一中隊及び憲兵隊がジャバにあり、守備歩兵十三ヶ大隊と二ヶ中隊及び憲兵隊が外領にあり、そのほかに騎兵半ヶ聯隊二個、補充隊若干、移動砲兵二ヶ聯隊、重砲兵一中隊、野戰工兵二ヶ中隊、技術隊一ヶ中隊、補充隊一ヶ中隊、自動車隊一ヶ中隊、その他軍醫部、測量部、空軍約二ヶ中隊あり、人員は下士官以上のもの約二二〇〇人下士官以下のもの約三八〇〇〇人、計約三九二〇〇人であつた。また正規軍のほかに、土人軍としてマントネガラの軍が約九六〇人、マツラにパリサン軍が約一六〇〇人餘ある。

海軍 一九三六年九月末に於て六六七〇噸級の巡洋艦二隻、驅逐艦八隻、潜水艦一六隻、砲艦二隻、掃海艇四隻、その他小艇一〇隻であつた。



**戦線の將士へ
慰問品を!!**

弊店にては慰問品の好適品を各種豊富に取揃へて
すべて御便宜に御奉仕申上げて居ります

慰問品賣場

上野店 五階
銀座店 四階

東京 **松坂屋**



愛知洋紙店

名古屋西區本重町一丁目二〇番地

大阪支店

大阪市東區安土町二丁目六四番地

株式會社 大倉洋紙店

東京本店

東京市日本橋區通一丁目二番地ノ五

大倉用紙股份有限公司

新京本店

滿洲國新京中央通滿鮮ビル五號

哈爾濱支店

滿洲國哈爾濱通裡中國七道街二四號

資本金 五千八百二十五萬圓

片倉製糸紡績株式會社

東京市京橋區京橋三ノ一

社長 今井五介

明治キヤラメル

ミルクキヤラメル
 チョコレートキヤラメル
 クリームキヤラメル
 レモンキヤラメル
 コーヒーキヤラメル



強い子になれ!

明治製菓株式会社

濠洲

一 總説

濠洲は一六〇六年、ジャバアから渡来したオランダ人によつて発見された。その後イギリス人が探検を試み、一七七〇年、ニュー・サウス・ウェールズに初めてイギリスの國旗を樹てた。従来イギリスはアメリカ大陸を流刑地として使用してゐたが、アメリカ獨立の前後から新に濠洲が流刑地として使用されるに至り、それ以來濠洲はイギリスの新植民地としての役割を演ずることとなつた。殊に流刑植民者が漸次自由植民者に代るに及び、植民地としての發展は急速なる歩調をとり、メルボルンをはじめとして新しい植民地が續々として建設され、拓殖開發の事業は着々として進められた。特に十九世紀の中葉に於ける金礦の發見は、從來主として牧畜業を中心としてゐた濠洲に一變革をもたらし、移民の激増、地價の騰貴、大都市の勃興を招來し、植民地濠洲の面目を一変した。その頃、濠洲の各州はそれぞれ獨立國家たる形態を有し、それぞれその經濟的特殊事情を根據として相互に抗争したが、その結果中央集權制の必要が感ぜられ、幾多の曲折を経て、一八九一年濠洲國民會議がシドニーに開催され、つひに聯邦制を採用してコンモンウェルス・オブ・オーストラリアと稱し、一九〇〇年新憲法が制定され、翌一九〇一年から實施されることとなつた。世界大戰の際には濠洲は完全にイギリス本國の政策を支持して太平洋に於

けるドイツの植民地を占領したが、イギリス本國とは甚しく遠隔の地にあり、利害も必ずしも一致せず、完全なる獨立への希望が漸次旺盛となりつゝある。なほ濠洲は現に所謂白濠主義を振りかざし、有色人種労働者の移住を極端に排斥しつゝあることは注目し得る。

二 面積・人口

濠洲の全面積は、濠洲聯邦、英領ニューギニア、ノーフォーク島をも含めて七、九三八、三九〇平方軒、そのうち濠洲が七、七〇三、八六七平方軒、ニューギニアが二三四、四八九平方軒を占めてゐる。人口は一九三三年の調査によれば、濠洲聯邦は六、六三〇、六〇〇人、ニューギニアは二七六、五二五人、ノーフォーク島が九四二人となつてゐる。人口密度は、ヴィクトリア、タスマニア、ニュー・サウス・ウェールズ等の諸州は稍々稠密であるが、その他は極めて稀薄で全體としてこれを見れば、一平方軒當り僅かに〇・八六に過ぎない。また人口増加率は、最近年平均一分六厘強を示した。なほ右の數字は原始住民を含み、その数は六萬乃至七萬五千と見積られてゐる。濠洲の住民中歐美的多數を占めるものは白人で、全體の九割九分近く、特に九割はイギリス人である。そのほかに支那人、日本人、ニュージランド族、馬來族、パプア族等があるが、その数は極めて少い。

濠洲は、十九世紀の末頃までは、廣く門戸を開放して東洋人労働者の入國を自由にしてゐたが、賃銀低廉なる東洋人労働者のため白人労働者が著しく壓迫されたので、漸次これを排撃する政策をとり、一九〇一年聯邦政府成立するや

完全に東洋人を排斥し所謂日臺主義を採用するに至つた。その後一九〇五年、日本の抗議の結果、旅行者、學生、貿易に關係する商人及び臺灣政府の特許する眞珠目採取業者たる日本人に限り、入國を許すこととなつた。一九三六年に於ける臺灣、新西蘭、大洋洲諸島に留の日本内地人数は三二〇五人で前年同期に比し一三三二人の増加を示した。

都市名	人口(單位1000)
キャンベラ(首都)	8.8
シドニー	1341
メルボルン	992
阿德レイド	313
ブリスベーン	301
パース	208
ニューカースル	105

なほ臺灣における重要諸都市及びその人口(一九三四年)は左の如くである。

三 政治

政治の組織 臺灣聯邦は、ニューサウス・ウェールズ、ヴィクトリア、クウィーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリア、タスマニアの六州を中心として形成されるイギリスの自治植民地で、統治の大權はイギリス皇帝の掌中であり、皇帝の任命せられる總督がこれを施行する仕組になつてゐるが、實際上の行政は十四名の閣僚より成る責任内閣によつて運用されてゐる。内閣は下院に於ける多數黨の代表者を首班として組織せられ議會に對して責任を負ふ。立法權は、總督と上下兩院より成る聯邦議會に屬するが、實權は聯邦議會にある。上院は各州より六ヶ年の任期を以つて六名宛選出された合計三十六名

の議員より成り、原則としてその半数は三年毎に更新される。下院は各州の人口に比例して(但し各州共五名を下らざること)選出される任期三年の議員によつて構成される。下院議員数は原則として上院議員数の二倍とされ、一九三六年に於ては七十五名であつた。議員の被選舉權は、上下兩院共、イギリス臣民にして三ヶ年以上臺灣州に居住せる成年男女に與へられ、選舉權は滿二十一歳以上の男女の享有するところである。豫算案の作成は専ら下院に於て行はれ、上院はこれを修正する權限を有せず、上下兩院意見の不一致を來すときは兩院聯合協議會によつて疏通を計り、なほ一致を見ぬ場合には上院は解散される。司法關係の最高機關は總督の任命にかゝる裁判長及び五名の裁判官より成る臺灣高等法院で、條約によつて起る一切の事項、聯邦各州間に起るすべての事件、他の諸國の代表に關する事件、議會によつて委ねられた他の諸事件に關する第一審を行ふほか、同高等法院の各判事の行ふ第一審の判決、他の聯邦裁判所、各州の高等法院の判決に對する控訴審を行ふ。同法院の上告はイギリス本國樞密院に於て行はれる。そのほかに聯邦仲裁調停裁判所、聯邦破産裁判所の施設がある。

なほ總督はゴリー卿(一九三六年一月就任)、首相はライオンズ(一九三四年十一月就任)である。

なほ現内閣は統一オーストラリア黨を中心としこれに統一地方黨の勢力を加味した聯立内閣で、首相は統一オーストラリア黨のライオンズである。また一九三四年九月の選舉による上下兩院の勢力關係は、上院では統一オーストラリア黨が二七名、統一地方黨が六名、労働黨二名で、下院に於ては、統一オーストラリア黨三三名、労働黨一八名、統一地方黨一五名、労働黨ラング派九名、

計七四名である。

四 産業

臺灣は天然の富源最も豊かな國で、農業、鑛業、牧畜業等、原料生産の諸産業は頗る發達してゐるが、工業方面は、最近政府當局が極端な保護貿易政策によつて國內工業の保護助長を計つてゐるにも拘らず、まだ充分の發達を遂げるに至つてゐない。

農業 農業は臺灣の主産業の一つであるが耕地面積は全面積の約一分に過ぎず、なほ廣漠な處女地が未開發のまま残されてゐる。農産物中最も重要なものは小麦で、そのほか燕麥、大麥、玉蜀黍、牧草等の産が少くない。一九三四年に於ける主要農産物の耕地面積と産額とを示すと次の如くであつた。

農産物種別	耕地面積(エーカー)	産額
小麦	12,544,178	133,398,232 (ブッシュル)
燕麥	1,561,553	16,906,022
大麥	455,921	8,032,455
玉蜀黍	294,981	8,100,827 (噸)
牧草	1,178,173	3,810,708
鈴薯	130,629	285,563
蔗糖	322,457	4,498,804
葡萄	117,347	360,694 (磅)
果實	277,762	7,343,239

畜産業 臺灣は世界有数の牧畜國である。殊に牧羊は世界第一で羊毛の産額も又世界の首位を占めてゐる。一九三四年末に於ける家畜数は、馬一、七六七、七五八頭、牛一四、〇四八、六七一頭、豚一、一五八、二七四頭で、羊は一九三五年末に於ける政府の推定によれば、一二二、二八二、一九四頭にのぼり、一九三四年末に於ける羊毛の産額は一、〇二五、四二四、三三三噸に達した。酪農産業もまた盛に行はれて、一九三四年に於ては、バターは四六九、〇七八、七三三噸、チーズは三九、九七五、一八五噸、ベーコン及びハムは七一、〇〇四、六六三噸の産額があつた。

鑛業 鑛産物中最も重要なものは金で、臺灣が世界屈指の産金國であることは周知の通りである。その産額は最近數年間増大の一途を辿り、一九三〇年の産額は四六六、五九三オンスであつたに對し一九三五年には九一〇、四九二オンスと二倍近くに増加してゐる。

そのほか、石炭、銀、鉛、銅、錫等の産があり、一九三五年における鑛産物の總価格は二三、二四七、五二七磅にのぼつた。なほ一九三五年の重要鑛産物産額は下表の如くであつた。(米印は概數)

	産額	金額
金	910,492(オンス)	7,971,334(磅)
鐵	1,907,462(噸)	2,181,097(ク)
鉛及銀鉛	243,817(ク)	3,181,278(ク)
銅	2,879,091(オンス)	348,440(ク)
錫及錫	3,602(噸)	763,383(ク)
銅	17,048(ク)	606,632(ク)
石炭	10,887,954(ク)	3,416,845(ク)

工業 工業は世界大戦を轉機として飛躍的發展を遂げ、殊に金屬機械工業、被服工業、飲食料品、糖草工業、纖維工業、紙、印刷、製本工業、木材加工工業、化學工業、家具製作工業、陶器煉瓦、ガラス工業等がかなり盛に行はれてゐる。但しこれらの工業は戦後列國の工業が漸次舊態を回復するに及び再び萎縮に陥り、政府當局はしきりに保護政策を講じてゐる。一九三三—三六年度における各種工場数は二四、八九四、従業員数は四九二、七七一に上つた。

其他 臺灣は比較的森林地帯が少く、従つて林業はあまり盛でない。たゞ臺灣特産のユーカリ樹は有名で、質が良好で成長が早いので廣く植林されてゐる。水産業は極めて幼稚である。肉類が豊富低廉で、臺灣住民の大部分を占める白人の嗜好が魚類を多く要求しないためであらう。たゞ木曜島その他の眞珠採取業は頗る有名で、日本人漁夫の眞珠業に従事するものも數百名にのほつてゐる。

五 貿易

臺灣の貿易は近年引續き出超である。一九三〇年以後六ヶ年間の輸出入額及び出超額は下段に示す如くである(單位一〇〇〇萬磅)。

一九三三—三六年度に於ける輸入品中最も重要なものは五九六萬九千英貨磅を占める自動車及び同部分品を筆頭に、藥劑化學製品及び肥料の四三七萬、綿織物の三八一萬五千、紙類の三五〇萬七千、石油の三七九萬三千、電氣機械及び同部分品の三三六萬一千、鐵及び鋼の三二〇萬三千、絹及び人絹織物の二六九萬八千、茶の二〇七萬八千英貨磅等である。同期に於ける輸出品の主なるもの

年 度	輸 入	輸 出	出 超
1930-31	68,808	104,856	36,047
1931-32	56,967	108,404	51,437
1932-33	72,662	120,943	48,281
1933-34	76,043	123,411	47,368
1934-35	92,835	112,936	20,151
1935-36	106,776	135,054	28,278

本は四九七萬、蘭印の四九二萬八千、ドイツの二九六萬三千英貨磅等が最も多額を占め、そのほか印度、新西蘭等が重要であつた。輸出相手國中にあつては、英本國の六八二萬五千英貨磅が筆頭で、日本の一七六萬一千英貨磅が第二位、これに次いで合衆國、ベルギー、フランス、新西蘭、ドイツ等が重要であるが、何れも對日輸出額の半分を占めそれ以下にすぎぬ。臺灣の日本向輸出は、羊毛、小麦等が多く、臺灣の日本品輸入額は綿織物、紙織物等を主たるものとしてゐるが、非常な片貿易である點に特徴がある。この片貿易調整のため一九三五年以來日臺當局間に交渉が重ねられたが、一九三六年五月、臺灣政府は日本品の輸入に對し突如禁止的高率關稅を課し、日本は通商保護法を發動してこれに對抗する等、幾多の波瀾をみたが、一九三六年末一應の通商

取極めに成功した。

六 金融・幣制

臺灣聯邦銀行は一九三三年シドニーに設立されたが、普通銀行の取扱ふ一般預金その他の事務を行ひ、その半面、中央銀行としての機能に缺くところが少なくない。一九三六年六月における同行の預金額は約四五六八萬磅であつた。また一九二八年同行から分離獨立した預金銀行の一九三六年六月における預金額は約一三三二二萬磅にのほつた。臺灣においては、民間銀行の勢力が非常に強く、民間商業銀行は十四行にのほり、その他には二つの州立銀行があるが、そのうち重要なものは一九三三年六月に於ける拂込資本額によつてみると、資本金八七八萬磅を擁するニュー・サウス・ウェールズ銀行、五〇〇萬磅の資本を有する臺灣國民銀行、資本金四七四萬磅のシドニー商業銀行會社、資本金四五〇萬磅の臺灣銀行、資本金四二二萬磅の臺灣商業銀行等々である。郵便貯金もまた一八六三年以來南オーストラリア州を除いて廣く行はれてゐる。

臺灣に於ては、メルボルンとパースの二ヶ所に造幣局があつて貨幣の鑄造に當つてゐる。そのほかロンドン造幣局の鑄造する磅金貨も臺灣に於て法貨として通用する。しかし現在では實際上金貨は用ひられず、専ら紙幣が流通してゐる。一九三六年六月に於ける紙幣流通高は四七〇四萬磅で、準備金は約一六〇〇萬磅強、準備率は約三割四分であつた。なほ臺灣は一九九二年に金本位を停止した。

七 財政

臺灣の財政は、一九二七—二八年度以來歳入不足に苦しんで來たが、一九三〇—三一年度に千萬磅を突破する赤字を出したのを最後に、その後歳入超過に轉じた。即ち最近數年間に於ける臺灣の歳入、歳出及びその過不足は次表の通りである(單位磅)。

年 度	歳 入	歳 出	過 不 足
1930-31	69,566,920	80,324,539	-10,757,619
1931-32	71,532,298	70,218,207	+ 1,314,091
1932-33	73,512,809	69,966,201	+ 3,546,608
1933-34	73,941,953	72,640,383	+ 1,301,570
1934-35	77,369,105	76,657,900	+ 711,205
1935-36	82,203,341	78,635,621	+ 3,567,720
1936-37	82,807,977	81,531,419	+ 1,276,558

歳入の大部分は租稅で歳入總額の七割六分を占め、就中關稅が最も多額にのほり、一九三六—三七年度に於ては二八七八萬磅以上ののほり、消費稅の一四二二萬磅強、所得稅の八五六萬磅強、賣上稅の八〇一萬磅強等が重要な地位を占め、租稅收入については、電信電話郵便ラヂオ收入が多額を占め、その額は一五七九萬磅強であつた。歳出中最も多いのは、戰爭及び關稅兵關係の經費で一九三六—三七年に於ける額は一八七二萬磅強にのほり、これについては州債利子、同償還基金、各種補助金等各州關係の經費の約一五〇二萬磅、疾病養老扶助料の約一四〇〇萬磅、郵政費の二三一〇萬磅強、國防費の六二五萬磅強が重要な地位を占

めた。濠洲の公債額は、世界大戦前までは聯邦債と州債とを合せても三億磅程度であつたが、戦後飛躍的に増大し、一九三六年の半には、聯邦債が三九一〇四萬磅、州債が八六四七四萬磅強合計一二五五七八萬磅強の巨額に達し、年々支拂はるべき利子だけでも四五〇〇萬磅にのぼる。公債額の約半分は内國債で半分は外國債である。この巨額の公債は濠洲財政の窮とされてゐる。

八 投 資

濠洲に於ける外國投資は、主として英米兩國のものといられる。イギリスの投資は一九三〇年末に於て約四九四〇〇萬磅にのぼり、そのうち四三二〇〇萬磅は政府債市債等で、その他銅山への九〇〇萬磅、公共事業への九〇〇萬磅、鐵道への二〇〇萬磅等が重要なものであつた。アメリカの投資は、新西蘭への投資と合併して發表されてゐて、濠洲のみに關する數字が見當らないが、試みに濠洲及び新西蘭への投資を示すと、一九三〇年に於ては合計四一九二九萬磅餘で、その内譯は、政府債が二二七二三萬磅、市債が三三二〇〇萬八千磅、社債が二二六萬磅であり、直接投資としては、製造工業の四九八一萬六千磅、石油業の六八八五萬六千磅等が重要であつた。而して一九三二年に於ては、總額は更に増加して四二八〇〇萬磅となつてゐる。

九 交 通 ・ 通 信

土地が廣漠としてゐるため道路の開鑿は充分でなく、一九三二年に於て、主要幹線は約五萬六千軒、その他の道路を合せて合計約四五萬軒と見積られた。自動車の利用は極めて盛で、一九三〇—三一年度に於て、登録された車臺の總數は六〇萬四千臺、そのうち四二萬九千臺は乗用車、九萬八千臺はトラック、七萬七千臺は自動自轉車であつた。鐵道の大部分は官有で、一九三五年六月に於ては約四三、六〇〇軒餘の官有鐵道があり、更にそのほかに一三五〇軒餘の私設鐵道があつた。海運は非常に發達してゐて、一九三三—三六年度に於ける外國船舶の入港船舶總噸數は一、六一五隻、約六二三萬八千噸でそのうちイギリス船が四三四萬三千噸で六割九分六厘を占め、これについては日本船の四六萬四千噸、ノールウェー船の四六萬三千噸、アメリカ船の二三萬三千噸、オランダ船の一五萬噸等が重要な地位を占めた。なほ日濠間の海運は、日本郵船、大阪商船の航路をはじめ、國際汽船、山下汽船、川崎汽船の三社共同によるジヤパン・オーストラリアの航路によつて、何れも月一回定期的に行はれてゐる。濠洲の私設航路はすべて政府の監督統制下に經營され、内地各都市に縱横に航空路が開かれ、一九三六年四月末における航空路延長は補助線非補助線を含して二七〇〇〇軒以上にのぼつた。またシンガポールを経て遠く英本國との間にもイムビリアル・エアウェイズによつて一週二回の聯絡が行はれてゐる。

通信機關の方面においては、一九三六年六月末に於て、郵便局數が八一一四局、電信局數が九二五二局、無線電信局は各州の官部及びその他の重要諸都市に設置され、ラヂオ放送局數は一三であつた。

一九三七年における濠洲の一般的經濟情勢 價格關係、販路關係が良好なため、八月頃までは恢復の歩調を辿つたが、羊毛の價格下落のためこの歩調は阻

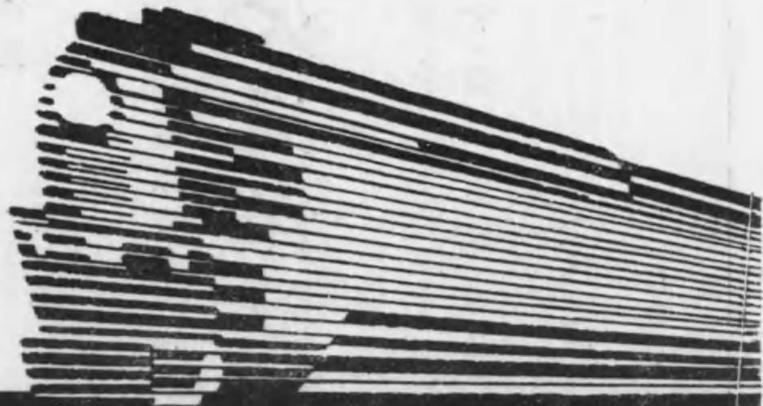
害された。工業界はかなり活氣を呈し、一九三七年半はにおける使用労働者數は、世界大戦前の水準を突破すること一割七分、恐慌時の水準を超えること六割に及んだ。重工業の建設が盛に行はれ、濠洲産木材による製紙、瀝青質岩による燃料採取等が準備され、地方軍體工業の建設著しきものがあつた。建築活動もまた活潑に行はれ、前年の水準を超えた。一月乃至八月の金生産は前年より一割九分の増加を示した。失業者數も工業界の活況に伴つて減少した。農業界も概して活氣を示し、一九三三—三八年度の當局の第一回豫想によれば小麦の收穫は一億六千三百萬ブッセルで前年より一割の増収を示してゐる。一九三六—三七年の羊毛收穫は、總額約六千六百萬磅、前年に比し千二百萬磅の増収であつた。價格は九月以後著しく下落し十一月には前年の水準以下となつた。また一九三六—三七年の肉類の輸出金額は約一割八分の増加であつたが、バタの輸出金額は前年に及ばなかつた。貿易方面では、總額は依然として増加の傾向を辿つた。一九三六—三七年の輸出額は前年より一割八分、輸入は八分五厘増加し、出超額は四千四百六十萬磅にのぼつた。機械類、燃料、ゴム、紙類等の輸入は増加し、羊毛、小麦、肉類の輸出は著しく増加し、バタの輸出は量的にも金額の上でも前年より減少した。次に濠洲商品の價格の運動を見ると、羊毛の價格（羊毛のロンドンにおける價格）は、十一月には前年に比し約一割六分安、小麦の價格は十月上旬において前年より八分高、バタの價格は十月初まで絶えず上騰し、その後著しく下落したが、それでも十一月末の價格は前年より高かつた。卸賣價格は八月までは上向、九月に入つて稍々下落、生計費は稍々騰貴したが、貨幣は多少上騰した。貨幣價值は十一月において平價の四割八分四厘九毛を示し、聯邦銀行の爲替準備は増加し、諸銀行のロンドン

十 軍 事

濠洲の國防は、國防省の管轄するところで、國防會議、海軍局、陸軍局、空軍局、軍器供給局、民間航空部、文書部等の組織によつて分擔されてゐる。陸軍は水久軍と市民軍に分れ、一九三五年末において前者は人員一八一〇人、後者は人員二六二七〇人で騎兵二ヶ師團、歩兵四ヶ師團、混成三ヶ旅團に編成されてゐる。海軍は、一九三六年末に於て一〇、〇〇〇噸乃至一五〇〇噸の巡洋艦四隻、水上機母艦一隻、驅逐艦四隻、測量艦一隻、スループ二隻、驅逐艦一隻、特務艦一隻、給油艦一隻を有し更に嚮導艦一隻スループ一隻が新たに建造された。海軍の關係人員は一九三六—三七年に於ては四二九〇人であつた。空軍は陸上四隊、水陸兩用一隊を有しその關係人員は一九三六年六月に於て一七六四人であつた。なほ濠洲政府は一九三八年三月下旬、總額二四八五萬磅、海陸空軍の擴充を目的とする國防三ヶ年計畫を發表し着々と國防力の充實を計つてゐる。

流線型高速度特別急行列車

「あじあ」号



南滿洲鐵道株式會社

本社・大連

支店

東京・大阪・新京・上海

北京・天津・紐育・巴里

案内所

東京市丸の内・大阪市東區安土町・下關驛前

十一 外 交

○ 歐洲の外交の基調はいはゆる白濁主義で、極端な排外主義をとり、殊に一九〇一年以來全く東洋人の移民を許さな。かゝる排外主義の最も重要な目標となつてゐるのは、日本人であるやうに思はれる。それは日本人の異常な發展力に對する恐怖にきざすものであり、その事實は、世界大戦後委任統治地の配分に際して滿洲聯邦首相ヒューズが、先頭に立つて日本の南進を阻止すべく奔走したのをみても明瞭であり、またさきに英帝國會議を機會に現滿洲聯邦首相ライオンズが、海軍無條約時代に處する對艦策として、太平洋不可侵條約案を提唱してゐるのも、所詮、その證左とみらるべきであらう。一九三四年頃から日露の兩國の間には興々親善的デエスチニアが交はされ、また一時異常な緊張を示した日露通商戰も一九三六年の通商取極めにより稍々緩和されたが、それによつて滿洲の白濁主義は毫も解消したわけがなく、對日恐怖が一掃されたわけではないから、前途はなほ必ずしも樂觀を許さぬものと思はれる。なほ日本はシドニーに總領事を置いて居留邦人の保護並びに日露關係の改善に不斷の努力を續けてゐる。

開業
資本金
諸準備金

明治十二年八月
七千五百萬圓
壹億八百萬圓

東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一

東京海上火災保險株式會社

(營業種目)

海上・火災・運送・自動車・傷
害・硝子・盜難・森林・航空

(支店)

(出張所)

大阪市高麗橋四丁目
神戸市榮町通三丁目
新京特別市長春大街
橫濱・名古屋・福岡・上海

資本金壹千萬圓 (全額拂込済)
積立繰越金參百八拾六萬圓

△山一證券株式會社

取締役社長 平岡傳章

本社電話
茅場町(66)自三三二四九長三一五三
本社 東京市日本橋區兜町一丁目
京橋營業所 同 京橋區第一相互館一階

支店及出張所

大阪・名古屋・岡山・新潟・濱松・京都
京城・福岡・廣島・札幌・神戸・橫濱

大東東の観光と文化の案内機関

観光・視察の斡旋
文化施設の利用案内
旅館・買物の案内
遊学・取引の案内

東京市観光課

市設案内所

東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地市役所内

電話 丸ノ内 四〇九六番 四〇九七番 五一一五二九番

派出所 東京驛構内市設案内所 電話 丸ノ内 三〇九〇番
上野驛構内市設案内所 電話 根岸 三〇三九番

新西蘭

一 總説

新西蘭は一六四二年オランダの航海家タスマンによつて発見され、一七六九年イギリスの航海家クックによつて占領された。イギリスは最初主としてこれを囚人植民地として利用したが、イギリスの手先となつた半開人マオリ族と他種族との間に激烈な闘争があり、またイギリス人とマオリ族との間にも抗争があつて、イギリス人は土人の殺戮を擅にした。その後一八四〇年には、イギリス人は土人酋長等から主権を奪つて名實共にこれをイギリスの植民地たらしめた。その後マオリ族の教育が開始され、植民活動も漸次組織的となり、一八五二年には植民者の自治が認められ、六つの自治州よりなる聯邦を組織し、一八五六年初めて聯邦議會の開會を見るに至つた。他方マオリ族は一時新西蘭王國を建設したが結局失敗に終つた。一八六一年初めて金鑛が発見され、これを續つて再び新西蘭は内部闘争の舞台と化し、領内が著しく混亂に陥つたため、聯邦制は廢止されて統治權は中央に集中された。金鑛そのものはその後十年間に殆ど掘り盡されたが、この黄金熱の影響として農業の促進、土地投機、鐵道の建設等が積極的に行はれ、經濟的に一新局面を開いた。一九〇七年にはつひに自治領となり、また従來の保守黨、自由黨以外に労働黨が勃興した。その後世界大戦及びこれに續く恐慌により經濟的には大打撃を受け、公債負擔を増大

新西蘭

せしめ、労働黨の進出に好機を與へ、殊に最近に至つては、その勢力は抜くべからざるものとなつた。

二 面積・人口

新西蘭は、北島、南島、ステューアート島、チャサム群島及びその他の島嶼から成り、全面積は二六八、一三二年平方軒、そのうち南島が最も大きく、面積の約五割六分、それに次いで北島が約四割三分を占めてゐる。人口は、一九二六年の國勢調査では一、三四四、四六九であつたが、一九三六年三月二十四日に行はれた國勢調査によると一、四九一、四八四で前回の國勢調査以後に於ける人口増加率は年平均一分一厘であつた。更にそれ以外に新西蘭の先住民たるポリネシア族の系統に屬するマオリ族があり、その數は一九三六年の國勢調査當時に於て八二、三二六であつた。そのほかには少數のサモア族があるが、人口の大部分を占めるものはヨーロッパ人で、特にイギリス人の數は百三

都市名	人口 (位千單)
オークランド	212
ウェリントン	159
クリスチチャーチ	133
ダニヂン	62
ワシザナ	23

十萬以上のほつてゐる。なほ新西蘭の主要都市及びその人口(一九三六年)は上表の如くであつた。

三 政治

政治の組織 新西蘭は一九〇七年イギリスの自治領となつたものでイギリス皇帝の任命される總督が統治権を行使してゐる。總督の任期は大體五ヶ年で、議會の召集、解散、議案の承認否認等の権限を有し、更に軍司令官を兼任する。立法権は總督及び二院制の議會に屬する。上院は立法院と呼ばれ、現在の議員數は三十九名で任期七年、すべて總督の任命(但し再任を妨げず)にかゝる。下院は代議院で、四年の任期を以て選舉される八〇名の議員より成り、そのうち四名はマオリ族である。選舉權及び被選舉權は、廣く成年に達せるヨーロッパ人男女の享有するところであるが、國內に一ヶ年以上、同一選舉區に三ヶ月以上居住せる事を條件とする。成年に達せるマオリ人も又四つのマオリ選舉區のうちの一つで選舉權を行使する權利を有する。行政權を統べるものは總督であり、下院に多數を占める政黨の首領の組織する責任内閣が總督の任命のもとに行政權を執行する。司法權は一九三六年九月現在に於て一〇名の高等法院判事及び二九名の治安判事によつて行使され、全國各地に裁判所及び治安裁判所が設置されてゐる。

なほ現總督は、一九三五年四月に就任したガルウェイ伯で首相は労働黨のジョセフ・サヴェイヂ(一九三五年十一月任命)である。

最近に於ける政治の動向 新西蘭は立憲政治のよく發達した國で、古くから自由黨即ち現在の統一黨と革新黨とが對立して政治を分擔して來た。前者は小ブルジョアの勢力を代表し後者は工業家及び大地主等、いはゆるブルジョアの勢力を代表するものであるが、最近に至つては、世界經濟恐慌その他の影響をうけて、無産者勢力を代表する労働黨の進出目覚しく、一九三五年十一月の選舉においては、下院議員總數八〇名のうち五三名を獲得して絕對多數を制し、

一、五五三オンス、一、四四一、七九〇磅であつた。石炭は同年に於て二、一五、一八四噸、二、一三二、九四八噸であつた。石炭は殆ど全部國內に於て消費され輸出される部分は極めて少額にすぎない。また銀の産額は同年に於て三八九、二六三オンスで價格は六一、三一七磅であつた。しかして金及び銀は事實上全部輸出されてゐる。

工業 新西蘭の工業は牧畜業が盛なため畜産物の加工が壓倒的重要性をもつてゐる。即ちバター、チーズ、煉乳工業は一九三四年一三五に於てその産額一八一七萬磅以上のほり、肉類の冷凍その他ハム、ベーコン等の製造工業は産額一六八六萬磅弱であつた。それについては、電気供給、印刷及び製本、製粉、被服、製材等が重要であるが、その生産額はいづれも四五〇萬磅内外乃至それ以下で畜産物加工工業に比すれば重要性は著しく低い。

其他 其他の産業としては、一二六〇萬エーカーの森林地帯を擁する林業の稍々見るべき物がある位で、水産業等は殆ど問題とならぬ貧弱なものである。

五 貿 易

新西蘭の貿易は、一九二六年、二七年、及び三〇年頃、例外的に輸入超過となつたことがあるが、それを除いては最近約十年間輸出超過を續けてゐる。即ち最近數年間に於ける貿易の趨勢は下表の如くである。(單位新西蘭磅。但し數字は前年七月より翌年六月末に至る各一年間の輸出入額を示す)

輸出品中最も重要なものは、バター及びチーズ、羊毛、冷凍肉、皮革等で、一九三六年に於ける輸出額はバター及びチーズが約二〇四四萬、羊毛が約二二三九萬

革新黨及び統一黨の聯立によつて組織されてゐた聯立黨のフォーブス内閣に代つて政權を掌握し今日に至つてゐる。

四 産 業

農業及び牧畜業 新西蘭の全面積のうち約三分の二は、農業及び牧畜業に適し、しかも氣候溫暖、雨量適度といふ自然的好條件に恵まれ、この二産業が、新西蘭に於ける主要産業を構成してゐる。農産物中最も重要なものは、小麦、燕麥、大麥、玉蜀黍等である。一九三六—三七年におけるこれらの農産物の耕作面積及び收穫高を示せば上表の通りである。

	耕作面積 (エーカー)	收穫高 (千ブツシエル)
小麦	221,790	7,167
燕麥	74,772	3,525
大麥	20,544	747
玉蜀黍	6,679	302

また一九三七年における家畜頭數は、馬二七七、七九九頭、牛四、三八九、一〇一頭(うち酪農用の牛一、九三五、五二四頭)、羊三一、三〇五、八一八頭、豚八〇二、四一九頭であつた。牧羊は南北兩島一般に盛に行はれ一九三六年七月より一九三七年六月に至る一年間における産額は三〇二九〇萬磅と見られた。またバターその他脂肪類の産額は四二五〇〇萬磅にのぼつた。

鑛業 鑛産物の主要なものには、金と石炭と銀と、殊に金は一時多數の移民を殺到せしめたほどであるが、最近はかなり減少を來し、一九三五年の産額は一七

四千、冷凍肉が約二二三三萬九千、皮革類が約三三一萬五千磅、これについては金、ソーセイヂ、獸脂、果實等が重要な地位を占めた。また同年の輸入品としては、自動車、其他車輛類の約五九二萬四千、木綿羊毛等より成る織物類の約五五五萬三千、電気機械器具その他機械類の約五二七萬九千、其他の金屬製品約四九五萬六千、植物性食料品及び鹽類の二八四萬三千、石油及び油類の約二七八萬一

年 度	輸 出	輸 入	出 超
1930-31	36,943,774	35,073,948	1,869,826
1931-32	34,668,407	24,655,259	10,013,148
1932-33	37,470,657	25,290,201	12,180,456
1933-34	49,141,914	26,703,380	22,438,534
1934-35	42,953,698	34,301,328	8,652,370
1935-36	53,659,963	39,459,909	14,200,054
1936-37	64,621,474	50,076,468	14,545,006

千磅等が重要であつた。輸出相手國中最も重要なのは、いふまでもなくイギリス本國で、一九三六年に於けるその輸出總額に對する割合は八割二厘弱、之については合衆國の五分一厘弱、歐洲の三分三厘弱、フランスの二分九厘、日本の二分七厘強等で日本への輸出品目は羊毛を筆頭に、カゼイン、獸脂、牛脂等であつた。輸入相手國の筆頭は同じくイギリス本國で、一九三六年に於ける輸入額は二一八五萬二千磅に近く、これに次いで合衆國の約五六〇萬五千、歐洲の約四九四萬一千、カナダの約三三三萬七千磅等が重要であり、日本は第五位を占め、その額は一二二萬八千磅餘、輸入品目は、人絹織物が最も

多く砂糖、綿織物、絹織物、種物、メリヤス製品、陶磁器等がこれに次いで重要なものであった。
なほ新西蘭は、一九三四年七月、百項以上に及ぶ新關稅率を實施したが、大部分は、イギリス商品に對する特惠稅率の引下であつた。

六 金融・幣制

新西蘭に於て營業してゐる銀行は六行であるが、四行は濠洲の銀行であり、二行だけが、純然たる新西蘭の金融機關で一つは新西蘭準備銀行、他の一つは新西蘭國民銀行である。而して右準備銀行の發行する銀行券は法貨となつてゐる。六行の拂込資本金總額は二九、七二五、四七五磅で積立金は二二、〇〇〇、〇〇〇磅にのほつた。また一九三七年二月に於ける銀行券流通高は二二、七五二、〇〇〇磅であつた。其他に、郵便貯金局及び五つの貯蓄銀行があり、前者は一九三六年三月末に於て八九二の支局をもち、後者は孰れも一つ乃至二つの支店をもつてゐた。郵便貯金局の預金總額は一九三六年末に於て五二、九一六、三三二磅、貯蓄銀行の預金は一九三六年三月末に於て一一、七七三、四八二磅であつた。新西蘭に流通してゐる金貨、青銅貨、銀貨はイギリス本國のそれと同じでイギリスの造幣局から輸入されるものである。但し一九三二―三三年の財政法第二號によつて、新西蘭の貨幣を、イギリス本國の貨幣と同一標準によつて鑄造することとなつた。

七 財政

〇七萬磅、教育費が約三四〇萬磅、警察及び國防費が約一六八萬磅、保健及び衛生費施設費が約一三三萬磅、公共事業費が約一七七萬磅であつた。新西蘭の公債は世界大戰以前には主として鐵道敷設のために募集されたが、大戰以來軍事的性質の公債が増し、その後の公債は多くは各種企業への投資としての性質を帯びてゐる。一九三七年三月末に於ける公債總額は二八七、六七〇、二〇〇磅で、國民一人當りの負擔額は一八一磅四先令一〇片にのほつた。

八 投資

新西蘭に於ける最近の外國投資狀態は明確でないが、一九三三年に於いてイギリスの利附無期公債のうち新西蘭の持分が約二四一〇萬磅、中央政府及び地方の外債が約一六二〇九萬七千磅、外國人所有の不動産、國營企業への外國人の投資、その他外國人の直接投資等を含めた長期債務が約二〇〇〇萬磅、即ち合計約二〇六一九萬七千磅と見積られた。一九三〇年末の新西蘭に於けるイギリス資本額は約二二三〇〇萬磅と評價されたが、これは過少評價と見られ、従つて新西蘭に於ける投資の五割以上はイギリス帝國のものと考えられ、また公債以外の直接投資は極めて少額とみられてゐる。(アメリカの投資については濠洲の項参照)

九 交通・通信

新西蘭の道路はよく發達してゐて、一九三六年三月末に於て、主要道路が八

新西蘭の財政上の會計は、概ね銀行に於ける各種の公口座(ペブリック・アカウント)によつて行はれるが、其うち最も重要なものは整理基金で政府の

年 度	歳入(磅)	歳出(磅)	過不足(磅)
1931	23,068,931	24,708,042	- 1,639,111
1932	22,719,733	24,860,552	- 2,140,819
1933	22,568,521	22,528,379	40,142
1934	23,492,749	24,202,027	- 709,278
1935	26,126,094	24,499,595	1,626,499
1936	26,172,368	25,890,568	281,800
1937	31,147,187	30,675,158	472,029
1938 (豫算)	34,778,000	34,728,000	50,000

一般歳入及び歳出は大體この口座の收支に現れてゐる。其他の重要な口座としては、公共事業基金があるが、前者に比較すれば、遙かに小規模である。今最も重要な整理基金について歳入歳出及び過不足を示せば上表の通りである(但し新西蘭の會計年度は四月一日より翌年の三月三十一日までである)。
歳入の主なるものは、租税で一九三七年に於ける租税收入中主なるものは、關稅の約九五〇萬磅、所得稅の約六六二萬磅、失業救済基金稅の約四二二萬磅、賣上稅の約三〇四萬磅、自動車稅の約二五〇萬磅、相續稅の約六萬磅、地租の約一〇五萬磅等であり、そのほか鐵道收入、郵便電信收入等も相當額にのほつた。經費の各方面では、公債費が最も多額を占め、一九三七年に於ては約九三九萬磅にのほつた。その他の經費を分析すると昭和年金費約五

萬四千軒近くあり、その中大六萬四千軒以上は舗道道路であつた。自動車数は一九三七年三月末に於て乗用車一七一、五一四台、タクシー、六九七台、バス六五五台、トラック四七、〇二五台、自動自轉車二四、二〇一台、その他八、九二五台であつた。鐵道は殆ど全部官營で、政府の鐵道局によつて營まれてゐる。一九三六年三月現在において、官營鐵道が北島には約二五〇〇軒餘、南島には二八〇〇軒餘、その他に私設鐵道が約三〇〇軒あつて合計約五六〇〇軒であつた。新西蘭は一九三六年末において登録された船舶四八三隻(總噸數一〇一、一〇六噸)を有し、また同年に於ける入港船舶は六三三隻、八八九、七〇八噸、そのうちイギリス本國及び濠洲だけで三五六隻一七二萬噸にのほり、合衆國の六六隻四一萬五千噸、蘭印の二九隻一四萬一千噸、日本二七隻一〇萬噸等が主要な地位を占めた。また同年に於ける出港船舶は合計六二九隻二八五一、〇三四噸でそのうちイギリス及び濠洲は三九八隻一八八一、四四九噸、合衆國は六二隻四〇萬四千噸、日本は二四隻八萬八千噸、蘭印は一五隻七萬七千噸強であつた。なほわが大坂商船及び山下汽船は月一回の直航々路を有する。
また一九三六年末に於て電話交換局数は一七六六局、一七三七年三月末に於て電話交換局数は三四八局で全部政府の經營にかゝり、政府經營の無電局は二一局であつた。

一九三七年における新西蘭の經濟界 この年における新西蘭經濟は著しく回復した。三六―三七年における羊毛の輸出金額は、價格の下落にも拘らず著しく増加した。肉類及び酪農産物の販路も好調であつた。工業方面では三月以後建築活動の活況が目立ち、失業者数は八月までは増加の傾向を示したが九月末

には前年に比し二割六分方少かつた。農業方面では、羊毛の賣上が著しく増加し、三六―三七年の輸出金額は前年度より五割増を示し、肉類及び酪農産物からの収入も同じく増大した。貿易部面では、總額は八月までは増加の趨勢を辿つたが九月以後逆轉した。一月乃至十月の輸出は前年より二割増、輸入は三割増、輸出は千六百六十萬磅で、前年の出超額より稍々減少した。一月乃至七月の羊毛輸出による収入は千六百九十萬磅で前年より約五百七十萬磅の増加を示し、肉類と酪農産物の輸出は増加し、肉類の輸出は減少した。卸賣価格は全體的に見て絶えず下騰し、九月においては前年より約七分高であつた。生計費も騰貴（九月において前年より六分高）し、債銀も稍々上つた。貨幣價格の變動は英貨磅に準じ、十一月において平價の四割八分八厘八毛であつた。準備銀行の爲替手持高は六月以來減少したが、九月においては前年よりなほ一割四分多かつた。財政方面では、歳入は第一四半期（四月―六月）において前年同期より六百七十萬磅の増加で、増加率は二割二分のほつた。これに反して歳出の増加は極めて輕微であつた。一九三六―三七年の國債は前年より五百十萬磅増で、總額は二億八千七百七十萬磅に達した。經濟政策の部面において注目されるのは、酪農産物の價格統制、ドイツとの通商、支拂協定の締結、一定額のドイツ製品に對する關稅緩和等の諸點であつた。

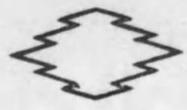
十 軍 事

新西蘭の陸軍は地方軍と水久軍とに分れ、前者は人員約一萬人で、歩兵（乗馬）三旅團、野砲三大隊、その他の砲兵一〇中隊、工兵三中隊、歩兵（徒歩）

一二大隊、輜重三中隊に編成され、後者は人員約七百人である。空軍は人員約一八〇〇人で約四中隊に編成されてゐる。海軍力は、一九三六年九月末現在に於て、七〇三〇噸及び四八五〇噸の巡洋艦各一隻、母艦兼練習艦一隻、スループ二隻、その他一隻であつた。陸軍は新西蘭軍司令官即ち總督の指揮下に立ち、海軍はイギリス本國の海軍との間に密接な連絡を保ち現にシンガポール海軍根據地建設については年々分擔金を支出した。しかして戰時においては新西蘭海軍はイギリス政府の指揮によつて行動することになつてゐる。

支 那 事 變 一 年 誌

火災保險
海上保險
運送保險



大倉火災海上保險株式會社

東京本社
東京・銀座
大阪支店
大阪市東區釣鐘町
新東京支店
滿洲國新京特別市

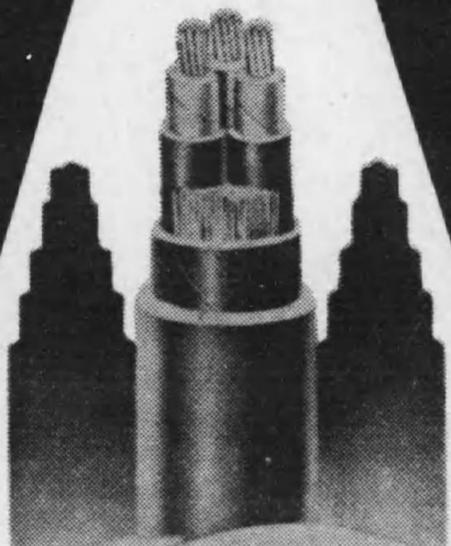
出張所
神戶・京都・福岡・名古屋・橫濱
營業所
仙台・金澤
駐在所
大連・天津・靜岡・小樽
支店
東京市內主要ノ場所
代理店
內外樞要ノ場所

電線 電纜



創業明治四十五年

銅線月産 壹千五百噸



東京製線株式會社

本社 東京・丸の内
工場 川崎
出張所 大阪北區綱堂町

主要營業品目
裸銅線・裸銅燃線・電車線
平角銅線・平角銅條
各種工ナメル銅線 電力用・電燈用
各種絕緣電線電纜 鉞山用・通信用
船船用・發動機用

營業品目

縫	敷	羽	帆
絲	布	布	布
蚊	テ	行	ダ
張	ー	囊	ツ
絲	プ	地	ク
編	ル	刺	天
絲	掛	繡	幕
疊	地	地	地
絲	帶	服	雨
括	地	地	覆
絲	ホ	蕊	地
括	ー	地	タ
絲	ス	地	ー
括	等	の	ボ
絲	織	物	リ
括	並	原	ン
絲	原	絲	

資本金 壹千貳百萬圓

日滿亞麻紡織株式會社

本店

東京市麴町區內幸町二丁目一番地
電話銀座(57)二五二九・五一八一・五二七二番

製品工場

富山市外堀川町掛尾三六五
奉天市鐵西區中央路二五

製品一手販賣

三井物產株式會社

資本金 貳千萬圓



帝國產金興業株式會社

取締役社長

石川博資

本社 東京・銀座・八丁目(帝産ビル)
電話(57)八八・六八〇・八〇八

資本金 五百萬圓



天安產金興業株式會社

取締役社長

石川博資

本社 朝鮮・京城・本町
出張所 東京・銀座・八丁目(帝産ビル)

一支那事變記

北支事變の起るまで

昭和六年の滿洲事變は同八年の熱河作戦を以て一段落を告げたが、支那軍はなほ所謂「失地回復」のため屢々新國境を侵して抗戦を試みるので、日支軍の戦闘は同年五月北支那に發展し、その結果は塘沽停戦協定が成立するに至つた。その際北支の新情勢に應ずるため故冀察を委員長とする政務整理委員會が國民政府行政院の直轄機關として生れたが、この新政權と日本側との關係は圓滿を欠き、一方北支には國民黨其他秘密團體の暗躍によつて抗日テロが頻出し、昭和十年五月天津に於て日本側と關係ある支那新聞社長二名が同時に暗殺の厄に遭ふに至つて日本側は遂に國民黨支那や中央軍の河北撤退を要求した結果梅津何應欽協定が結ばれたのである。これより北支の明朗化の聲と共に日滿支の經濟合作が高唱されるに至つたが、支那側では之を諷解して不協力の態度に出で、北支政權の如きも同年八月突如之を解消して中央化すると共に抗日熱は再び昂揚して來た。その間北支に自治運動なるものが起り、次で殷汝耕氏を長官とする冀東防共自治政府が停戦協定に據る非武装地帯を本據として出現したので、國民政府は新情勢に應ずるため同年十二月宋哲元を委員長として冀察政務委員會と稱する新政權を河北、察哈爾二省を中心として樹立したのである。然るに北支は依然として明朗化せず我方の要求する日支經濟合作に對して全般的

支那事變記

事變勃發

昭和十二年七月七日之夜、北京郊外の豊台に駐屯する我が軍の一隊が程近い瀋陽橋に於て夜間演習中に突如支那兵より射撃を受けた。我が部隊は不意の出來事として大いに驚いたが事態を重大視し、交渉により同地の支那軍の撤退を要求した。然るに交渉中にも附近の龍王廟その他より支那軍は挑戦し來り、我が軍は已むなく應戦し遂に日支兩軍の間に初めて火蓋が切られたのである。我が軍は翌八日龍王廟を占據し、一方瀋陽橋にある支那軍の武装を解除し、次で交渉の結果支那軍はその對岸の永定河岸に撤退するに至つたが、その間中央軍は續々同方面に集結して戦備を整へ、且つ絶えず挑戦的態度を執り、九日支那軍は協定を無視して龍王廟を占據すると共に我軍を攻撃し來つたので、我が牟田口部隊は敢然之を擊退して事態は更に重大化して來た。

然しながら我が方は事件不擴大方針を堅持したので松井特務機關長と第二十九軍代表張自忠との間に十一日現地協定が結ばれるまでに至つたが我が政府は事態の重大化を慮り十一日重大決意を示す聲明を發すると同時に一部兵力増遣の旨を發表した。一方北支支那軍の益々増加すると共に不法行爲は次々と起り、久しく郷里に引籠つてゐた宋哲元が天津に來り香月司令官との間に改めて

約諾する所があつたが、支那軍の不法射撃は依然跡を絶たざるため香月司令官は同日獨自の行動を執る旨を聲明し、彼我の間に再び戦端が行はれるやうになり、當時盧山談話會を開催中であつた蔣介石は十九日重大決意を表明し愈々局面は重大化するに至つた。

次で同廿五日天津・北京間の我が軍用電線を鄭坊驛附近に於て修理中の我が軍に對し同地の支那軍が又も射撃したため我が軍は憤怒のためこゝに始めて激戦を演じて之を驅逐した。茲に於て香月駐屯軍司令官は廿八日正午を期限とする最後の通牒を以て廿九軍第三十七師の湯治安軍の北京よりの撤退を要求したが、その間北京城の廣安門に於て支那軍の不信射撃事件が起つたため更に方針を一變して二十九軍全部を驅逐するに決し、かくて二十八日早朝より北京南邊の敵に對して攻撃を開始して空軍、砲兵隊と協力して南苑西苑沙河鎮等で大部隊の敵を掃蕩し、茲に北支事變は本格的に展開されるに至つたのである。天津に於てはそれまで別段の問題も發生しなかつたが、二十九軍の張自忠の第三十八師が逐次天津附近に集結し市内外の要點を固めるに至つて漸く不穩の空氣が漲るやうになつたため、二十八日夜我が軍が特別配備に就いたところ又も支那軍より射撃し來つたので遂に天津にも戦端が波及するに至つた。我が軍は二十九日より支那軍の據れる天津の各所を攻撃して三十一日まで大體その目的を達し、その間北京城内の三十七師は無事に撤退したので、こゝに北京・天津は我が軍の手に歸したのである。然るに終始平和を期するべく信ぜられてゐた冀東自治政府の所在地通州に於て、二十九日保安隊が叛亂を起し我が守備隊、特務機關を始め在留邦人を皆殺しにして往年の尼浦事件を再現するの大慘事を演じた上、股汝耕長官を拉致して北東方面に向つたものであるが、叛亂兵

は直ちに驅逐された。京津地方は宋啓元の逃走後兩市にそれ／＼治安維持會が生れ、八月八日には我が軍は北京に入城していよいよ治安は確保されたので、大公使館區域に籠城してゐた我が居留民も各自宅に引揚ぐるに至つた。

上海事件の勃發

北支に事變發生以來、國民政府を中心として中支南支の各地の抗日は益々激烈となり、日一日と險惡の空氣が漲るやうになつたため、我が海軍力は上海に増加されたが、これと共に支那の軍事工作は一層緊縮となり、即上海事變によつて取極められた停戰協定區域内にあつても協定に違反して盛んに陣地を構築し始めた。たゞ／＼八月九日海軍特別訓練隊の大山大尉、齋藤兵曹が共同租界の延長道路上に於て支那保安隊のために慘殺されるに及んで局面は急轉し、それより我が方の誠意ある外交交渉の甲斐もなく、同十三日に至り支那便衣隊及び正規兵は我が陣地本部附近に於て我が歩哨を狙撃し、我が軍は已むなく應戦した遂に上海にも戦端が開かれたのである。翌十四日支那軍飛行機は租界上空を飛び我方を襲撃せるのみならずカセイ・ホテル附近その他租界の中心地に爆弾を落して多數の死傷者を出して世界を驚かせた。我が政府は遂に重大決意を固め從來の不擴大方針を一擲して擴大によつて速かに支那の戦意を喪失せしむる方針を執るに至り、十四日の緊急閣議を経て左の聲明を中外に發表した。

帝國政府聲明「帝國風に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せる事久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て國論扇揚と政權強化の具に供し、自國國力の通信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚だしく以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成

せり。近年度々か起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし。今次事變の發端も亦斯くの如き氣勢が其の爆發點を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す。更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し、帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を吞んで一時撤退するの已むなきに至れり。

顧みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に憤怒を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且つ局地的に處理せん事を企圖し、平津地方に於ける支那軍團次の挑戰及び不法行為に對しても我が支那駐屯軍は交通線の確保及び我が居留民保護の爲め眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざるやう注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聽かざるのみならず、却て益々我方に對し戦備を整へ、嚴守の軍事協定を破りて顯る事なく、軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口上海其他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して襲撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐を至らざるなく、全支に亘る我が居留民の生命財產危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲め今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し、日支の共存共榮を嚮望する帝國として衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、之がため

支那に於ける排外抗日運動を根絶し、今次事變の如き不祥事變の根因を悉除すると共に、日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より極末も領土的意圖を有するものにあらず、又支那國民をして抗日に臨らしめつゝある南京政府及び國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず、且つ列國權益の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。」

一方海軍は疾風迅雷の行動を開始した。即ち同日我が海軍航空隊は颶風を冒して遙々海を渡り先づ杭州及びその付近の飛行場、安徽省の奥地の大飛行場廣徳を襲撃して偉功を奏した。それより翌日の如く支那の首都南京、江西首都南昌、江蘇の蘇州其他の重要な飛行場を空襲して先づ敵の空軍力を減殺することに努める一方、陸戦隊と協力して上海付近の上空を制壓した。

陸戦隊は虹口の租界延長道路の北四川路を中心として關北方面及び北郊郊外に押寄せて來た大敵に對し防禦線を布き、十三日戦線の北端八字橋に於て本格的の砲撃戦を開始したのを始め、次で關北の北停車場附近の敵陣地に砲撃を加へ、それよりは北四川路一帯の我が陣地は絶えず攻撃し來る敵と市街戦を繰返し、よく少數を以て大敵に當り、居留民を護つて守備態を確保したのである。

九月四日の帝國臨時議會開院式に於て賜はりたる左の勅語は實に今次事變に對する帝國の根本方針を示し給ふたものである。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧ク
ルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス蓋ニ

事ヲ構へ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百戰ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ實業以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

北支戰の進展

先に北京方面より撤退せる二十九軍のうち内務治安の第三十七師は主として京漢線に集結し、天津付近にあつた第三十八師は多くは津浦線を落ちて行つたが、京漢線では保定に、津浦線では滄州に、京綏では張家口に、それら中心をおいて支那軍は中央軍を始め多數の軍隊をこれら沿線に盛んに送り出して來て、各要地にあつて盛んに陣地を築くと共に、この三方面より京津を包圍攻撃する態勢を整へつゝあるので、我が軍はこれらに對し斷乎排撃を加へることとなり、先づ京綏線方面で察哈爾北部の十廳原・秦德綏協定による非武装地帯を蹂躪せる支那軍に對し北京より行動を起し、八月十二日その最初の要害、萬里長城の南口の攻撃を開始して之を占領した。しかし附近一帶はなほ河北察哈爾省境の岷々たる山嶽地帯で、敵はこの天險によつて頑強に抵抗するため我が軍の勞苦は言語に絶するものであつたが、遂に八月二十五日八達嶺を奪取した。これより先關東軍はこれに策應して熱河より察哈爾へ出動し、京綏線を背後より衝いた結果同廿七日張家口を占領し、察哈爾全省は忽ち我が手に歸した。こ

れと前後して内蒙軍も亦起つて之と協力して京綏線に沿つて轉戦し、それより我が軍は山西省内へ侵入するものと内蒙を自指するものと二手に分れて進んだ京漢線方面では、八月十五日に山嶽地帯の房山の要害を破つてより漸く急進展するに至り、間もなく涿州會戦に移り、各部隊協力の下に十七日涿州を占領して北支戰に劃期的の勝利を獲たが、更に敵を急迫して九月二十一日より早くも同敵の本據とも謂ふべき保定の攻略戦に入り、次いで二十四日左程の抵抗を受くることなく我が坂西、石黒、森田、神田等の諸部隊により之を占領した。

一方津浦線にあつては天津付近より退却の第二十九軍の殘軍と共に敵の大軍は馬廠を第一線として滄州を本陣として堅陣を張つてゐたが、我が軍は大南により泥海と化せる難路なるに拘らず進軍を續け、八月十一日我が赤榮、沼田、長野の各部隊は飛行隊、砲兵隊の緊密の協力の下に馬廠一帯を占領し、繼いで河北に於ける敵の第一據點滄州は保定と同日の二十四日完全に陥落し、寺内最高指揮官は十月初旬から占領地を巡視して將兵の勞をねぎらつた。

上海戰の發展

八月十三日の上海事變發生以來我が海軍陸戰隊が十數倍の支那軍を對手に常に攻勢的守備を以て陣地を確保してゐる間に、八月二十三日我が陸軍の先遣部隊は揚子江下流の羅店鎮に近き江岸及び黃浦江の河口吳淞附近に大膽なる敵前上陸を敢行し、多大の犠牲を拂ひつゝ之に成功し、繼いで遂次作戦地域を擴張して行つた。揚子江上陸の和知、永津部隊は間もなく羅店鎮を淺間部隊は月浦鎮をそれら占領、それより後續部隊は續々上陸し、九月六日寶山縣城を占領せる饒義部隊と間もなく連絡し、それより田上、石井、川原部隊等と連んで江岸

彼我の損害

(上海戰の終了を以て一段落として事變以來の彼我の損害に就き十二年十一月二十日陸軍省よりの發表左の如し)

北支方面	遺棄死體	四一、九七〇
支那	死傷	一六四、二九〇
	俘虜(武装解除)	七、三〇〇
察哈爾方面	我が戦死	五、四二二
支那	遺棄死體	二二、五〇〇
	死傷	九〇、〇〇〇
	俘虜	一、〇〇〇

國庫兵器	銃劍四、五〇〇△各種刀一〇、〇〇〇△槍五〇〇△小銃五、〇〇〇△重機五〇〇輕機三五〇△火砲一五〇△彈藥類無數
我が戦死	四二二

上海方面	八一、〇〇〇
支那	二四五

より奥地へと進撃したが、上海租界に連なる黃浦江岸、軍工路付近の敵はトーチカによつて頑強に抵抗したため、この方面との連絡は稍遅れ九月十三日に至つて漸くその目的を達し、敵を市政府中心區方面に壓迫しつゝ、我が攻撃態勢は頗る整ふやうになつた。しかしそれより所謂クリク戦に入り、敵の頑強なる抵抗と相俟つて戦線はともすれば膠着状態に陥るを免れず、その間我が軍の苦戦は實に言語に絶するばかりであつたが、陸、海兩軍よく協力一致して困難を克服しつゝ遂に十月八日の松井最高指揮官の聲明書發表に次で廿三日總攻撃を開始するや、廿五日に至り敵は總退却を開始して之等の諸陣地はいづれも陥り、それより一週千里の如く各部隊は退却の敵を席巻して甯波、蘇州河方面に進出し、一方この時長く守勢をとつてゐた海軍陸戰隊も關北に進撃して一舉に全地區を掃蕩した。この時十一月五日杭州灣北岸に我が大部隊が上陸して直ちに松江方面、浙江方面へ衝いて出たので敵は更に上海附近から一齊に總退却を爲し上海市は十一月十二日南市とも完全に我が軍の手に落ちたのである。

上海戰の勝勝に當り長くも上海戦線に作戦せる我が將兵に對し十一月二十日左の優渥なる勅語を賜はつた。

支那事變記

死傷 三〇〇、〇〇〇
俘虜 一、〇〇〇

遺棄兵器—△小銃一四、二〇〇△輕機一、九〇〇△重機四八〇△迫撃砲七
〇△山砲四△野砲一〇榴彈砲七△彈藥類無數

我が戦死

一〇、二二四

合計

支那

遺棄死體

一四五、四七〇

死傷

五五四、二九〇

俘虜

九、三〇〇

遺棄兵器—小銃三三、四九六△銃劍一五、九四〇重機五七〇△輕機二、二
九六△刀一〇、四四二△火砲二〇八△自動車類一一△其他彈
藥器具類無數

我が戦死

一六、〇四八

北支の肅清

京漢戦線にあつては九月二十五日保定の晴の入城式が行はれたが、十月八日
より再び正定の攻撃が開始され例の如く砲兵空軍の協力の下に鐵道線路を挟ん
で三路を進み、東北より急襲した岡本部隊の一番乗りを以て同日之を占領した。
更に敗走の敵を追撃して十日より石家荘の總攻撃に移つたが、我が巧妙なる策
戦により案外容易に同日我が軍の手に歸し、我が快速部隊は急進を續けて十五
日河北省の最後の重要都市滄州を占領し、次いで河南省に入り十一月五日彰德
を占領するに至つた。

津浦線方面でも京漢戦線の友軍と呼應しつゝ前進を續け、十月一日には山東
省に進出して魯南を占領し、遂に河北全省は完全に我軍の手に歸し、覆いて山
東北部の要地德州を占領して間もなく黄河に達した。
京漢線に沿つて山西省に進襲した關東軍は九月十三日早くもその北部の最重
要區大同を占領したが、後準備を整へ南下を開始し山岳地帯を行軍して察哈爾
より山西に入つた我が蒙原部隊を先鋒とする山西攻略部隊に協力、十月十三
日より山西の敵が太原守備の第一線として死力を盡して防禦する天與の要害
忻口鎮の攻撃を開始した。容易に拔けなかつたが十一月二日に至り和田工兵部
隊の大爆撃作業と同時に總突進を行つたので敵は無数の死體を残して退却し十
一月三日之を占領した。他方山西攻略のため石家荘占領後止太線に沿つて進襲
した膠濟部隊は十月十三日兗州を以て有名なる井陘を占領し續いて山西省境に
天下の敵を以て聞えた娘子關附近の攻撃に移り連日苦戦を續けたが一方道を南
に迂回して省境を越えた森本部隊がその退路を脅かしたため娘子關は陥り、我
が軍はこの方面よりも山西省内にに殺到して太原に近づき、かくて山西首都太
原は正面及び側面より攻め立てられるに及んで十一月九日遂に陥落し、次で我
が軍はその殘軍及び共産軍の第八路軍に對し南部の山岳地帯に於ける掃蕩に従
事した。

太原の占領を以て北支及び内蒙に於ける戰事一段落を告げたので、十一月十
二日天皇陛下に於かせられてはこの方面の陸軍將兵に對し參謀總長官賜下を召
させられ長くも左の如き優渾なる勅語を下賜あらせられた。

勅語

北支及内蒙方面ニ作戰セル軍ノ將兵ハ艱難ヲ度リ烈奮ヲ蹈ミ克ク異域ノ野ヲ

征キテ困苦ト缺乏トニ堪ヘ長驅邁進同フ所敵陣ヲ擊碎シ皇威ヲ中外ニ宣揚セ
リ朕深ク其忠烈ヲ佳尚ス思フテ敵丸ニ體レ病瘵ニ懼レタル者ニ及ヘハ寔ニ仲
伯ニ勝ヘス

惟フニ派兵ノ目的ヲ達シ東洋長久ノ平和ヲ確立セムコト前程尙遠シナリ爾
等益々志氣ヲ淬厲シ艱難ヲ克服シ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

一方察哈爾首都張家口を占據して以後、綏遠に作戰する關東軍は察北に於け
る内蒙軍と協力して内蒙に侵入せる支那軍を擊破しつゝ進み、九月二十四日平
地泉を奪取し、察哈爾よりの進襲部隊は陶林を陥れ、それより剽悍なる蒙古軍
は北部を長驅して進み、別働隊は三十日内蒙古の聖地百靈廟を奪回し、一方山
西より綏遠に入つた部隊は之に協力して綏遠省城を包圍攻撃し、遂に十月十三
日之を占領、之に接する歸化城も相次いで陥り、更に逃ぐる敵を西方五原方面
へ追撃に移つたが、之によつて内蒙作戰は一段落を告げたのである。

繼つて先に黄河北岸に達し遙かに濟南を臨みつゝ暫く待機しつゝあつた山東
に於ける我が軍は韓復榘は黄河南岸を始め濟南、青島等に嚴重なる防禦陣を敷
いて聊かの反省もなく我が軍に對し飽くまで抵抗の意を示し十二月十八日より
青島にある我が紡績工場は盡く破壊したのを始め濟南其他膠濟線沿線の我が權
益に對し大なる脅威を與へるに至つたので、我が天津派遣軍は遂に斷然意を決
し、十二月二十三日斷乎濟南、青島の不法背信行為に對し應懲を加へる旨を發
表すると同時に行動を開始し、即日黄河を渡り濟南包圍の體形を取つて進襲し
たので、敵は殆ど戦はずして退却し、廿七日朝濟南は容易に我が軍の手に歸
し、我が福榮、赤柴部隊は先づ入城占領したが、敵は退却に當り我總領事館に
火を放つて燒いた。それより更に津浦線に沿つて南進し、一月一日泰安を、四

日曲阜を抜き、西路を往く桑田部隊は四日兗州を、沼田部隊と協力して濟寧を
陥れ、一方青島は一月十日我が海軍陸戰隊により占領、次で陸軍部隊も到着し
て共同してその維持に當り、かくて山東半島は逐次肅清の途に就いた。

南京、杭州の占領

十二月十二日大上海市が南市の掃蕩完了によつて悉く我が軍の手に歸するや
近郊の敵も容易に倒れ立ち南翔の敵は嘉定方面へ、而も嘉定も直ちに落ちて我
が軍の急進は愈々湖東會戰に移り、上海より蘇州へ進む軍と杭州灣に上陸し
て松江青浦を渡り會同せんとする杭州灣上陸軍と共に一月三十日蘇州を難なく
占領し富士井、伊佐部隊の先頭を以て入城した。これより先十一月十三日傳勢
なる新部隊は揚子江の白茆口に突如敵前上陸を敢行し、湖東會戰に参加して佐
藤、高橋兩部隊は先づ常熟を十九日に片桐、大野、野田、助川の各部隊は蘇州
占領後京滬線に沿つて北進の各部隊と共に無錫を總攻撃して二十五日之を陥れ
之によつて湖東會戰は略終了して次で戦局は南京攻略戦へと移行した。

杭州灣上陸軍の内、友軍と分れ西に折れて浙江省に入つた小堀、片岡部隊等
は滬杭甬鐵道に沿つて進み、十一月十三日要衝嘉善を占領し一方海岸に沿つて
進襲せる千葉、矢ヶ崎部隊は獨山附近を突破し山田、山本部隊は乍浦を奪ひ平
湖を抜き、共に浙江の最要害の地嘉興の攻略に移り、十九日遂に之を占領し、
之より太湖の西に廻つて南京攻略戦に参加するに至つたものである。

無錫を占領後追襲を續ける野田、助川、大野、片岡の各部隊は正面の攻撃陣
として二十九日常州を陥れ、右翼となつた田代、兩角、倉林の各部隊は十二月
二日長江唯一の要塞江陰を占領し、左翼陣をなす西進部隊は金壇城を占領し、

相率んで南京第一防禦陣の鎮江、句容の線に進出、五日早くも有名なる句容の飛行場を占領、一方金壇城占領の左翼部隊は三日磨盤山を抜いて句容の西を南京近郊に出でた。一方蘇州攻略後の伊佐、富士井部隊も民船にて太湖を渡り、その西岸に上陸して敵の處を衝きつ、溧陽に出で、四日には溧水を破り五日には南京東南約十里の地點にまで進んだ。更に一方太湖の南岸甯滬を占領した杭州灣軍の長野、山田岡本の諸部隊は水陸よりして南岸の湖州を占領し、長興を陥れ、これより一部の千葉、山田部隊は西岸に沿うて北進して廿九日官輿を占領し、又長興より西に向つた長野、山田部隊は安徽省に入り廣徳を攻撃して二十九日之を占領したものである。それより南京包圍陣に加はるべく西北へと急ぎ十二月三日郎溪を占領し、固城湖、水陽鎮を経て十二月六日無錫の東方近郊に達し、南京に近い當塗(太平)を占領して直に背後より脅かすに至つた。それから廣徳占領後道を西にとつた藤山、野藤、小堀、片岡、諸部隊も頑迷の敵を追ふて宣城を陥れ、之も無錫に迫り、次で十日完全に占領して南京の敵の退路を断たんとした。

十日よりいよく、南京城攻撃は始まつた。東よりは野田、片桐、大野の諸部隊が湯山附近の高地から紫金山に迫り、南よりは下枝、脇坂、富士井、伊佐の部隊が、長谷川、竹下の部隊は西南方面からいづれも城壁に迫つた。この時松井最高指揮官は城内の敵に對し降伏勸告状を發したが、南京衛戍司令官唐牛智は之に答へなかつた爲めに急遽に總攻撃となり、十日の第一日には我が勝坂部隊が先づ光華門を占據し、第三日目は中華門を始め南城一帯に侵入するに至つたので、大手筋の中山門も十三日未明遂に陥り、同日各包圍軍は城内に殺到し、茲に敵首脳は完全に我が軍の手に歸し、十七日朝香宮殿下を初め奉り、松

井軍司令官、長谷川司令官以下隨海の諸部隊は史上に類く入城式を挙げたのである。

南京占領により一段落するや間もなく廿二日杭州攻略の軍を起し少堀、片岡部隊を左翼とし、野藤、藤山兩部隊右翼として疾風の如く浙江に引返し、浙江殘留の友軍と協力して三方より杭州を包圍したので、杭州は一兵も損せずして我が軍の手に歸し藤井、谷川、野藤、小堀の各攻略部隊の入城を見た。かくて揚子江以南無錫、杞州を連ねる廣大なる地域は我が軍の支配下に入つたのである。

天皇陛下には南京攻略に際し、隨海將兵の勞苦を患召され、十四日大本營兩幕僚長官閣下を召させられ左の如き優渥なる御言葉を賜はつた。

中支那方面ノ隨海軍諸部隊カ上海附近ノ作戰ニ引續キ勇猛果敢ナル追擊ヲ行ヒ速ニ首都南京ヲ陥レタルコトハ深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

南京攻略戦に於て我軍が敵に與へた損害其他戦果は左の如し。

- 一、敵の遺棄死體、五三、八七四
- 一、擄獲品、重砲一〇八門。野山砲一九門。迫撃砲七九門。高射砲三七門。高射機銃七門。曲射砲一九門。機關銃九五六挺。自動小銃一三六挺。小銃九、三三四挺。拳銃一、一五挺。戰車一〇輛。飛行機六機。自動車三六輛。手榴彈七七、八五〇發。重砲彈八、二六發。野山砲彈一、〇二六發。迫撃砲彈六二、五七二發。

之より先南京陥落を前にして事變をめぐつて政治的折衝が動いたが、その結果につき廣田外相は議會に於ける演説で

「帝國政府は先に獨逸政府より日支兩國の間に立ち直接交渉の橋渡しをな

黄河作戦

戦つて戦線にあつては、山西首都太原の陥落後も北部河南及び南部山西にはなほ約四十個師の大敵が蟻聚して折衝を續けてゐたが、繼來諸準備を整へつゝあつた我が軍は、之が完了と共に二月十一日の紀元節の佳き日を期して所謂黄河作戦を開始した。行動開始より三月十日の隨軍記念日前後の約一ヶ月の間に我が軍は太原、榆次、邯鄲、彰德村近より起して正面約百里の間に十數本の作戰線を進め、太行山脈及び連枝山脈の峻峻なる山地を踏破し、各線隊は分進合撃の戦術を實行して一舉に席捲した。同蒲線に沿うて南進せるもの、太行山脈の峻を踏破せるもの、北部河南を席捲して山西省内に入り友軍に協力せる部隊等それら、十回乃至十五回の戦闘を交へて西部の黄河以北を肅清するの偉大なる戦果を納めたのである。即ちその具體的戦果は左の如し。

- 一、占據地域 一六〇、〇〇〇平方杆(北海道の二倍強) 河南省北部の沃野山西省實康の大部
- 一、敵に與へし損害 作戰地區に在りし四十數師(三十餘萬)に徹底的打撃を與へ、殆ど收拾し得ざる状態にて黄河以南及び以西に散退し或は山地内に遁入す、其の死傷十數萬に上り隨順を申出でたるもの既に二萬に及ぶ。擄獲品は各種火砲、機關銃、小銃各種銃砲彈、火藥、火具、ガソリン等無數にして機關車、貨・客車の如きも多數
- 一、我が損害 約五百である

徐州會戰

南京攻略後戦局は第二期戦に入り、支那側は津浦、隨海線の陣地を感強化

すべき旨の好意的申出に接しましたので國民政府に最後の反省を與へんが爲、事變解決の基礎條件として左の四點を提示したのであります

- 一、支那は抗日獨逸政策を放棄し日滿兩國の防共に協力すること
- 二、所要地域に非武装地帯を設け且該地方に特殊の機構を設定すること
- 三、日滿支三國間に密接なる經濟協定を締結すること
- 四、支那は帝國に對し所要の賠償を爲すこと

右は何れも帝國政府の絕對必要と認める最少限度の要求を概括したものであります

と述べてゐる。獨逸大使トラウトマン氏と蔣介石との間に十二月二日行はれた會見の結果は支那側が右の我が基礎條件を容るる所とならなかつたので、南京陥落後帝國政府は對支根本國策を確立するため十三年十一月十一日御前會議を開きその結果一月十六日を以て聲明書を中外に發表するに至つた、即ち全文左の通りである。

帝國政府聲明「帝國政府は南京攻略後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戰を策し、内民人塗炭の苦みを察せず外東亞全局の和平を顧みる所なし、仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず」

し、廣西軍約七箇師、四川軍約二箇師、于學忠、龍炳勛の約三箇師、宋哲元、韓復榘の殘軍に中央軍の直系までも加つて津浦線に於て南北より追撃する我が軍を阻止せんとした。之れより先、南京攻略の直前揚子江を江陰附近より渡河して江岸地域に蠢動する敵の掃蕩に従事するに至つた倉林、添田部隊を初め、その他江北に於て行動するに至つた部隊の内前記の部隊は十二月廿日に至り江北の要衝蘇縣を占領したが、本年一月廿八日より一齊に新行動を起して津浦線に沿うて進撃して二月一日添田部隊は臨瀋關を占領し、次で翌二日より添田、田代、倉林、兩角の各部隊を以て軍略上の要衝蚌埠の總攻撃を開始し、同日完全之を占領して徐州會戦の態勢を整へる様になつた。

この間事變が第二段階に入ると共に過去半歳に互り赫々の戦績を樹てた上海方面最高指揮官松井大將を初め、軍司令官胡景翼中將宮殿下、杭州師上陸軍司令官柳川中將は交代歸還を命ぜられ、陸軍大將畑俊六氏が新に同方面最高指揮官に親補され二月廿三日を以て發表された。

黄河作戦の成功を受けて三月十四日より新に山東の津浦線北段より行動を起せる諸部隊は臨縣、界河、臨城の諸要衝を忽ちにして攻略し三月十九日には早くも大運河河畔の鹽莊を陥れ、張氏、台兒莊間の鐵道路線の要地廣莊、嶧縣も相次で我が有に歸し、一方津浦線の作戦に呼應せる山東東部の我が軍が沂州附近で敵と共に敗敵を斃し、台兒莊に壓迫したが、この時湯恩伯の指揮する約六箇師は廣台線東側より嶧縣東方に攻勢をとり來つたので、我が軍は反轉して攻勢を加ふると同時に彼等の突進の勢ひを利用して殊更に寡兵を以て聚敵を山東東部に誘致しつつ四月中旬以來蘇州會戦の準備に移つたものである。然るに敵は我が作戦を知らずして山東南部に三十箇師の大兵を集中して台兒莊方

面に於ける支那軍戦勝の宣傳に夢中になつてゐたのである。斯くて南方より進軍する我が軍は一部を以て江蘇東北部の鹽城、阜寧を攻略し、次で海州を制したが、主力は五月五日淮河を渡河して後宿縣、蕭縣を経て徐州に迫り又津浦線西方地區を北進して徐州方面に通ずる道縣線、水城、高縣等に於て遮斷し、五月十四日早くもその最後の最重要道縣線たる蘭海線を臨山附近に於て遮斷して北支軍との連絡線初めて成り、山東濟寧附近より南下した部隊は五月十三日曹州を経て蘭封方面に突進し茲に徐州は全く包圍態勢下に入つたのである。

支那軍は徐州開封、鄭州を連ぬる線に所謂蔣介石ラインなる鞏固なる防禦陣を構築すると共に、同方面守備司令に李宗仁を任命し、約四十五萬の大部隊を以て反撃の態勢を整ふるに至つたが、其の配備状況は略ぼ左の如くであつた。

- 津浦線南段 龐炳勳の七軍(百七十師、百七十一師、廣西軍) 賈維珍の百七十三師(廣西軍) 董雲松の三十一軍(百三十一師、百三十五師、百三十八師、四川軍) 被勢剛の百一十一師(舊東北軍) 馮治安の七十七軍(二十七師、百七十二師、百七十五師)
- 徐州西北方地區 劉汝明(六十八軍(百十五師、四十三師) 孫桐萱の十二軍(八十一師、二十師、山東軍) 曹福林的五十五軍(二師、七十七師、山東軍) 谷良民の五十六軍(二十二師、山東軍、中央軍二十三師)
- 東部蘭海線 鄒錫侯の四十五軍(百二十五師、百二十七師、四川軍) 舊東北軍百十師、孫連軍(二十七師、三十師、三十一師、宋哲元軍) 王仲廉の八十五軍(四師、八十九師、中央軍) 關麟徵の五十二軍(二師、二十五師、中央軍) 張自忠の五十九軍(三十八師、百八師、宋哲元軍) 龍炳勛の四十軍(中

央傍系) 李延年の二軍、樊松甫の四十六師(中央軍、孫振の四十二軍(百二十二師、四川軍) 周運元の七十五軍(新編六師、騎兵九師) 饒漱流の五十七軍(百十二師、舊東北軍) 二十一師、百二十九師

斯くて我が軍の徐州總攻撃陣は五月上旬一齊に開始されて以來右の如く急激に敵を徐州に壓縮し、海陸航空部隊も連日之に協力し、敵の各重要陣地を徹底的に爆撃し一舉に攻立てた結果、同方面の敵大部隊は全く釜定立ち潰れ大混雜に陥り、遂に十九日兩角部隊が徐州西門城壁の一角を占據したのを初め田代、倉林、高橋、長瀬、前田、筒井、四宮等の諸部隊が突入して之を完全に占領するに至つた。徐州戦勝に當り大元帥陛下に於かせられては二十五日兩幕僚長宮殿下を召させられ左の如き優渥なる御言葉を賜はつた。

今次ノ徐州會戦に於テ我軍カ迅速ニ優勢ナル敵ヲ擊破シ赫々タル勝利ヲ收メ得タルハ其作戰計畫宜シキヲ得各部隊克ク艱苦ニ耐ヘテ勇猛果敢ニ行動シ海軍航空部隊亦適切ニ之ニ協力シタル結果ト認メ深ク満足ニ思フ

此旨將兵ニ申傳ヘヨ

徐州會戦に於て五月二十四日まで判明せる敵に與へた損害に就き大本營陸軍部の發表左の如くである

- 一、敵に與へし損害 約二四〇、〇〇〇
- 一、遺棄死體 約一〇三、〇〇〇
- 一、戰利 火砲九六△重機關銃二七〇△機關車八六△客貨車二、〇三二發甲列車八△小銃彈九、二五〇、〇〇〇各種砲彈四四、五〇〇

かくて廿五日寺内北支派遣軍最高指揮官と畑中支派遣軍最高指揮官との歴史的會見が同地附近の飛行場にて行はれた。

漢口大會戰

徐州會戦に續いて我が軍の一部は敗走の敵を急追しつゝ、臨海線に沿うて西進し北方より黄河を渡つた部隊と協力して五月廿四日安田、那須横山等の各部隊によつて同線の要衝蘭封を占領し、又廿七日歸德を空陸呼應して東北東南及び南方の三方面より攻め立て、之を占領した。次で漢口防衛の第一線とも謂ふべき河南省都開封の攻略に移つたが、我が黄河渡河部隊は蘭海線遮斷後直ちに行動を起し中央軍系約廿箇師をその前面一帯に配備して頑強に抵抗を續ける敵に對し六月四日より總攻撃を開始五日遠山部隊を始め横山、長谷川、富澤の諸部隊によつて占領された。茲に於て鄭州漢陽兩線の交叉點にして徐州以後の重要地點たる鄭州の攻略となつたが、五月十一日我が進撃を阻止せんとして民衆の苦難を犠牲として開封西北方及び鄭州の北方に於て十數ヶ所に互つて黄河の堤防を破壊した。恰も増水期とて之がため支那數萬の民衆は洪水の厄に見舞はれるに至つたが、我が軍は逸早く之が修理に當つたため左程大事に至らずして之を噴ひ止め、附近一帯の人民を救つたのである。

五月十四日合肥(處州)を占領せる部隊の一部は六月六日より新たに安慶に向つて進撃を開始したが、一方海軍江上進攻部隊は空軍の協力を得、陸軍部隊と協力して疾風迅雷的に長江の大要衝、安徽省首都安慶を衝いて五月十三日安慶を次で湖口、九江を陥れ、一方陸上部隊は七月廿六日太湖を占領し宿松を奪取後湖北省境を越え八月二日湖北省の黃梅を占領し斯くて我が軍は臨海線の協力の下に北方、東北、東方の三方より水陸併せて次第々々に武漢に向つて敵を壓迫しつゝある。漢口の危機の近づくにつれ敵は漢口にある行政機關を重慶に移し市民の避難を勧告すると共に漢口防禦陣を強化するに至つた。即ち新防禦

線は鄭州西方の鞏縣を北端とし京漢線許昌を中堅として河南省中部に一大綫陣を布いたもので之を第一綫防禦線として本部を許昌に置き馮恩伯を指揮に充て、第二防禦線は信陽を本部として京漢線を東南に横ぎる斜線陣地で孫連仲をして指揮に當らしめんとし、更に最後の第三綫としては京漢線の武勝關（河南、湖北省境）より漢口東方の麻城を経て揚子江南岸に至る半圓を以てするもので、この最後の第一綫には優秀なる砲兵、機械化部隊に擁護される新銳軍が配備される。之等三綫の側面を守つて更に二軍が配せられてゐるが、その一は隨海線北部の鞏縣、潼關の間、同線南部を潼關、大別山脈に沿うて置かれるものにして、他の一は固始より麻城を経て南方揚子江に至るものである。この北部側面部隊は徐州、開封、開封等より敗走の一部と共に充て洛陽を本據とする程潛が之に當り、南方側面は又二部に分れ一部は津浦線より移動せる李宗仁が指揮して本部を開始に設く。他の一部は張發奎が指揮して麻城に據つて主として揚子江岸よりの我が軍に備へんとするものである。

海軍の活躍

事變に當り我が海軍が終始陸軍と完全なる協調を保ちつゝ、或ひは獨立の行動を以つて、或ひは陸軍の作戦の陰にあつて之を援けつつ擧げて來た偉大な功績は筆紙に盡し難いものがあるが、特異の活躍のみに就き綜合概述すれば左の如くである。

北支戦局の發展に伴ひ、中南支一帯の抗日氣勢が日と共に險惡となるや、我が海軍は當初我が政府の事件不擴大の方針を恪守し事件の波及の防止に努むると同時に、廣大なる地域に亘る我が居留民の引揚げに對し非常の苦心を拂つて

無事その目的を果たしたが、八月九日に發生せる大山大尉事件よりして遂に十三日第二の上海事變となるや、爾來陸軍部隊が決死の防禦陣を張つたことは前述の如くである。

八月十四日支那は軍用飛行機を出動せしめて帝國軍艦、陸軍隊本部、我が總領事館等に爆撃を加へ刺さへカセー・ホテル附近其他の租界自致きの居住地で爆撃を投下して多數の民衆を殺傷するに至つたので、同日我が海軍航空隊は荒天を冒して渡洋し杭州、廣徳を爆撃、次いでその翌日も南昌、南京、蕪湖、蘇州、紹興、杭州、嘉興、蘇州、句容、揚州等廣範圍に亘る地域を襲撃して敵の地上待機中の飛行機凡そ百機を撃破、空中戦で凡そ五十機を撃墜、格納庫凡そ二十棟を潰滅する等いづれも多大の成功を納め、爾來連日の如く渡洋部隊及び上海周邊に於ける海軍機の活躍は眞に目撃しいものである。

八月廿五日長谷川司令長官は揚子江口より汕頭に至る支那沿岸に亘り一切の支那船舶の交通を遮断する左の宣言を發した。

本官は昭和十二年八月廿五日午後六時より北緯卅二度四分、東經百廿一度四十四分より北緯廿三度十四分、東經百十六度四十八分（註）揚子江口北緯三十一度より廣東省汕頭に至る支那沿岸六百八十海里）に至る中華民國沿海を本官の指揮下に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮断することを宣言す、本遮断は中華民國船舶に對してはすべてその効力を有すべし、第三國船舶及び帝國船舶は遮断區域に出入するを妨げず

次で九月五日更にその區域を擴め第三國の租借地及び清島を除きたる剩餘の支那領域の全沿岸に對し、支那船舶の交通を遮断しその旨長谷川司令長官及び吉田司令長官より宣言された。九月三日我が海軍は東沙島を占據す。其後航

行遮断は我が艦船部隊の晝夜を分たぬ努力により嚴重に實施され來つたが、次で軍一指揮の下に置かれることとなり、十一月廿日長谷川司令長官の名を以てこの旨發表した。

天皇陛下にはこの日軍令部總長官殿下を召させられ聯合艦隊司令長官及び支那方面艦隊司令長官に對し各左の勅語を賜はつた。

聯合艦隊司令長官に賜はりたる勅語

聯合艦隊ハ久シキニ亘リテ艱難ヲ凌キ制海ノ實權ヲ掌握シテ敵ノ交通ヲ遮断シ克ク陸軍ト策應シテ敵軍ヲ擊碎シ皇威ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其ノ忠烈ヲ嘉ニス爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

支那方面艦隊司令長官に賜はりたる勅語

支那方面艦隊ハ堅忍力闘事變發生ノ際ニ善處シ克ク陸軍ト協力シテ上海方面ニ敵軍ヲ擊破シ或ハ長驅敵ノ要地ヲ衝キテ其ノ航空機ヲ殲滅シ其ノ諸陣營ヲ毀碎シ或ハ支那沿海ヲ擊陸シテ敵ノ交通ヲ遮断シ以テ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク將兵ノ忠烈ヲ嘉ニス爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

我が海軍により十月四日までに撃沈された支那艦艇は巡洋艦平海、海輝、應瑞、肇和、外に二千五百噸型巡洋艦一隻、海圻型三隻、砲艦逸仙、德勝、永毅、勇勝、外に砲艦四隻にして、之により支那の海軍力を略ぼ全滅せしむるを得たのである。

五月十日我が海軍部隊は廈門島に上陸トチカ航路に據り抵抗する敵を撃破し同島の東端を攻略し、覆いて航空部隊の援助の下に戰果を擴大して十一日完

全に全島を占領した。又同廿日我が軍艦は福海線の終點たる連雲港を攻撃し續いて敵前上陸を敢行して同港一帯を占領した。

海軍航空隊は五月廿八日約三十機の精銳を以て廣東市及び附近の敵軍事施設に對し猛烈な攻撃を爲したが、それより連日に亘つて猛烈なる爆撃を連續敢行したが、支那側は之を無防備都市に對する無差別攻撃にしてそのため多數市民の死傷者を出したとて列國に訴へたため各國の問題となつたが、之に對し大本營海軍部當局は廣東が重要な軍事要源地にして支那側は市街地の中央に陣地を構築して防禦陣を張れる事實を擧げて反駁した。

我が高橋、佐藤兩部隊は海軍に覆られつゝ大舉して揚子江を溯江し六月十二日安慶の下流に上陸し直ちに攻撃を開始したが、敵は我が不意の襲撃に狼狽して退却したので、安慶は同夜容易く我が軍の手に歸し、次で陸軍部隊、海軍江上艦隊及び空軍は協力し、更に或は江上機雷を消掃し閉塞船を啓閉し、或は所在の敵を排撃して進撃し、七月四日その上流の要隘湖口を占領し次で七月廿六日九江に上陸占據した。之によつて漢口は脅威を感じるに至つたのである。

大本營海軍報道部の公表によれば事變以來十三年六月末日までの我が海軍の活躍による戰果の累計は左の如くである。

一、支那飛行機損害	確實	稍不確實	計
擊 墜	四三九	五九	四九八
地上爆破	四五九	五七	五一六
總 計			一〇一四
二、我方損害			

十二年七月七日の盧溝橋事件勃發の一周年記念日に當り天皇陛下には近衛首相及び陸海軍大臣を召されそれ〴〵左の如き優渥なる勅語を賜はつた。

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力既後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムベ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提議ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ海ニ世界中和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ體力ヲ擧ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

陸海軍人に賜はりたる勅語

朕カ親覽スル陸海軍人ニ告ク

不幸客歲倭邦ト邊端ヲ啓クヤ朕カ陸海ノ將兵ハ内籌畫經理ニ勤メ外攻戰防備ニ勞シ克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ對ヘタリ朕ハ汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉シ切ニ鋒鏑ニ驚レ疫癘ニ死シ或ハ癘癘ト爲レルヲ悼ム惟フニ時局ノ前途ハ尙遠シテ出師ノ目的ヲ達センカ爲汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ汝等車人其レ克ク朕カ意ヲ體シ宇内ノ大勢ト時局ト本質トヲ察シ愈々自強淬厲以テ朕カ股肱タルノ本分ヲ全ワセシコトヲ期セヨ

同日大本營陸軍部は當局談として事變一ケ年の戦果を中心として左の如く發表した。

大本營陸軍部發表

支那事變勃發以來早くも茲に一周年を迎ふることとなつた。この間大陸に

を有してゐるが、其實力たるや當初の半にも達せぬ程度に低下したと見るべきである。斯くの如く南に北に皇軍の威武を發揚し、大なる戦果を収めたる反面に於て我軍の捕へる機生も亦決して僅少ではない。即ち事變勃發以來本年六月末日に至る間における砲撃將兵の總數は戦死三萬六千六百廿九名に達した。死を邊野に效し馬革を以て屍を要むは固より男子の本懐とは云へ然るの下に倒れたる多數の殉難烈士に對しては衷心哀悼の情に堪へず。これ等勇士の遺族並に戦傷將兵に對し深厚なる慰問の衷情を捧げる次第である。

今や國民政府は南北戦線に於て大打撃を蒙り昨冬遂に首都南京を放棄し既に中央機關たるの實を失ひ帝國政府又本年一月十六日爾後之を相手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調整して更生支那の建設に協力せんとするの不動の方針を聲明し、國民政府を以て支那國家國民を代表するものにあらずと斷じ、東洋平和の爲め一途にこれが潰滅の聖戦を進むるの決意を中外に闡明して益々將政權を鞏固に追ひ込み、徐州會戦に引き續き抗日の中心漢口も蕞那の危きに瀕してゐるが、彼等は依然以夷制夷の迷想を脱却する能はずして僅かに第三國の援助干渉等に萬一の僥倖を夢みて長期抵抗の意思を放棄せず、第三國中にも亦之に支援を送るものあるを以て、時局の前途決して餘安を許さない。従つて敵國政府を屈服して克く東亞安定の礎石を樹立すべき出師の大目的貫徹の爲には更に物心兩面に亘り戰爭遂行能力を強化し將政權の崩壊に一段の努力を拂はねばならぬ。

斯く觀し來る時吾人は内に外に爲すべき多くを有し眞に多事多端であるが、一方事變と共に進行しある東亞の新事態を眺むる時、多幸なる國家の將

出動せる皇軍は長くも大御機威の加護のもとに、朝北の野に江南の地に敵を察めて攻撃し破竹の勢を以て追戰連勝を續け、萬里の長城の壁上にも、大黃河の畔にも、江蘇、安徽の平原にも、秦金山の山頂にも我日軍旗は高らかに翻へるに至つた。今次事變に於ては我が出動兵力も未曾有の數に上りしだけ、作戦の規模に於て將たその成果に於て又空前と謂はねばならぬ。即ちこれを我戦線に見るに六月下旬に於る我第一線は北は包頭西方地區より山西省境大黃河に沿ひ河南開封附近に至り、更に柘城、正陽關、安慶、蕪湖より南杭州に達し全長約二千二百五十軒にして彼の奉天會戰時に於ける最大戦線の約十倍に相當しこれに包含せらるる我占據地域は今や察哈爾、綏遠、河南、安徽、江蘇、浙江、の九省に亘り、その面積大約百廿五萬平方軒にして我全領土の二倍弱に相當し、占據地域内の住民も一億三千萬に及ぶものと推算せらる。

事變以來の主なる會戰回数も昨年七月の京津地方掃蕩戦を以て發點し爾作戦要領作戦、晋北作戦、涿州保定會戰、石家莊滄陽河會戰、津浦線及び山東作戦、山西南部の大黃河作戦、上海附近會戰、湖東會戰、南京攻戰、江北作戦、徐州會戰の十數回に及び個々の戰回數に至りては枚擧に遑なく、航空部隊も亦戰線に擧發し、偵察に、連絡に、測地に或は獨力を以て或は地上部隊に協力し常に赫々の戦果を収めて來た。此間における海軍の緊密なる協力は吾人の感謝に堪へぬ所である。此等會戰の結果として敵に與へし損害は戦場に遺棄せられたる屍體のみにても五十一萬、其他推算損害總計百卅餘萬に達すべく、事變當初の支那軍保有總兵力の約六割五分に相當するのである。勿論支那軍は其後の改編刷新により現在尙約二百萬、百十萬の兵力

來と光明に滿ちてる東亞の共榮を確認するのである。神武の劍によりて將政權の極權を脱せる大陸の民衆は防共、親日滿の大旗を懸して相携へて共榮の大道を進まんとするのである。まことに東洋の新歴史、アジア更生は多幸なる希望を載せてアジア民衆の祝福を受けつゝ堂々長期建設の歩武を吾人の眼前に進めてゐる。惟へば建國以來二千六百年、今日ほど我大和民族が偉大な聖業の遂行に積極的な活動を繰返したことはあるまい。斯かる歴史的轉換期に方りその中核たるべき大使命を負へる吾人は皇道宣布の第一線に立つの光榮と重責を痛感し更に緊密一番時局を打開し、能く聖戰の目的を達成し光輝ある國史に更に一段の榮光を添へんことを期する次第である。

彼我損害一覽表

支那側

區分	區域	期間	遺棄屍體
支北	上海會戰	十一月末(日)	八五八
	南京攻戰	十一月(旬)より十一月(旬)	一〇〇〇
支中	津浦線方面	二月(中)	一〇〇〇
	大滄州方面	三月(中)	一〇〇〇
支南	安慶作戦	四月、五月、六月	一〇〇〇
	蕪湖作戦	五月、六月	一〇〇〇
支東	平津、津浦、京漢及北太線方面	當初より十一月(旬)	五三、四七〇
	北支作戦	十一月(旬)	五三、四七〇
支西	山西方面	十一月(旬)	二七〇
	察哈爾方面	十一月(旬)	二七〇
支南	蘇州方面	十一月(旬)	二七〇
	杭州方面	十一月(旬)	二七〇
支東	蕪湖方面	十一月(旬)	二七〇
	安慶方面	十一月(旬)	二七〇
支南	南京方面	十一月(旬)	二七〇
	徐州方面	十一月(旬)	二七〇
支北	上海方面	十一月(旬)	二七〇
	南京方面	十一月(旬)	二七〇

支那事變品調査表

Table with columns for various military equipment categories (e.g., rifles, machine guns, artillery) and their quantities across different regions like Shanghai, Nanjing, and others.

【備考】(一) 以上は単に報告に表れたる数字を計上せるものにして報告中多数無数等とあるものは之に算入しあらず (二) 計の其他には太原攻略戦江北作戦を含む

徐州會戰 (山東省及徐州包圍戦、三月下旬より五月廿四日) 徐州會戰後黃河以南會戰 (關封附近、黃河以南一帶五月下旬より六月)

(備考) 本表は判明せる敵の遺棄屍體のみにして敵に與へたる損害總計は百卅余萬と判定する

又同日大本營海軍部よりも海軍側の過去一ケ年の戦果を左の如く公表した。大本營海軍部公表 聖戰茲に一周年、我海軍は此の間支那方面艦隊兵力を以て勇躍海軍並に空軍を粉碎、全支沿岸の制海を完了し以て我陸軍の大進出を絶對安全ならしめたと共に敵船の海上運航を遮断し爾後我陸軍と協同、空陸並に揚子江上の作戦に赫々たる戦果を収めたり。他方我聯合艦隊は支那方面艦隊の作戦を支援すると共に猛訓練を重ねて實力向上に専念し以て紛糾する國際情勢に處し黙々として護國の大任を果し來れり。

支那艦隊損害 七月四日編 北支方面 芝罘威海衛、青島、煙臺港の各港灣並に龍山島、朝連島、大公島、小公島(以上青島沖) 車牛山島(煙臺港沖) 中支方面 馬鞍嶼島並に杭州灣方面の諸島嶼 南支方面 廈門島、黃大興島、平頭山島(以上温州沖) 馬祖島(福州沖) 金門島、小金門島(以上廈門島沖) 南澳島(汕頭沖) 東沙島其 他廣東省方面の島嶼多數

Table showing ship losses and damages across various regions like Jiangsu, Zhejiang, and others, including ship names and counts.

【備考】(一)支那全海軍艦噸數七三、六一〇噸(二)七月四日に興へたる損害約六〇%なり(三)外に砲艦、掃雷艇、民船、民權義勇、綏遠及び水雷艇湖、湖軍等は爆撃を蒙りたるも沈没するに至らず(四)右の多小型敷設艇、魚雷艇等多数の損害あり(五)「沈没」の下に△印あるは後我が方の手により浮揚したもの

二 新政權の誕生と發展

一 中華民國臨時政府

民國廿六年七月七日の瀋陽橋事件發生後事變は益々擴大され、北支に於ける日本軍の占領地域には警察政務委員會が先づ機能喪失したのを始め、殆ど無政府状態となり、辛じて各地に組織された治安維持會により治安の一部が保たれるに過ぎなかつたもので、北支民衆の間に新政權樹立を要する聲が高まり、次で時局の進展と人心の安定とに従ひその機運が漸く熟して王克敏氏の着京と共に急進展を遂げ遂に十二月十四日、國民政府の舊首都南京の陥落の翌日を以て更生支那中央政府として中華民國臨時政府は北京居仁堂に於て成立式典を擧げた。青天白日旗に代るに五色旗を以てし、首都を再び北京に返すと共に新政府はその使命に就き同日左の宣言を發表した。

宣言 國民黨政府を擁護して民衆を擁護すること十有餘年、災禍漏りに弊り

以上の如き國民黨の政策悉く誤りなるも、國民黨中にも老成練達之士り乏しからず、吾等と同じ心理を有する者あり、吾人は初めより區域分別の見解を有せず、諸公光臨せられれば共に大局支持に當らんとす。

要するに東部同志なるが故に決して一率に排する意義なし、天下公器なる爲め一黨一派の壟斷を許さず、區々たる心は天日に誓ふべし、同人は世變に飽經し垂暮の年にて何等の企圖なし、たゞ中國人として祖國の手より祖國の斷裂するを見るに忍びず、故に暫し立ち上りて大難を冒して其の所信を遂行するものなり、然し將來に於て國家の政治軌道に復原すれば吾等は相携へて郷里に歸るべし、茲に宣言す。

中華民國二十六年十二月十四日

於北京 中華民國臨時政府

中華臨時政府組織大綱

次で中華民國臨時政府の根本法たる各部の組織大綱は民國二十七年一月一日附を以て公布即日實施されたが、之と同時に各委員、部長等の政府首腦部も同日それごとく正式に就任し新政府の基礎は茲に全く確立するに至つたが、その主要なる組織大綱は左の通りである。

議政委員會

- 第一條 議政委員は臨時政府の最高議政機關とす
- 第二條 議政委員會に委員長一名、常務委員五名及び委員若干名を置く
- 第三條 議決事項(一)施政方針(二)法律案(三)豫算案及び決算案(四)閣任官の任命(五)宣戰、講和及び條約の締結(六)其他本委員會

支那事變記

稅數苛細、内に民生を剝奪して虐政相踵ぎ、時に大地日に崩れ反復して共黨を客納す、徇行逆施社稷の府に顛覆することを顧みず、猶ほ且つ恬として恥を知らず共黨の唾餘を拾いて「黨權は一切の上に在り」の邪説を唱へ國家を私す、遂に疊を隣邦に構へ同種相食む、口に焦土抗戦を呼號するも百戰百敗數月を経ずして國都を喪い省市の半數を喪ふ、夫れ既に内容の朽腐を知らば何ぞ輕卒に干戈を動かす、又既に戰備十年にして如何して斯くも脆きや、明年國防を名に託して消耗せし金錢數十億に達するや測り知るべからず、若し正途に用ふれば斯かる摧枯拉朽に至らざるべし、而も其の大部分を着服せしむと、審核を俟たざるも明かなり、彼等は廉潔を標榜すれど實は金を外國に運びて名を化して儲金をなしあること公然の秘密なり、また正義に廉恥を唱道するも鬮鬮鬮なるものは白晝公然に出て要路を竊盜し綱紀を蕩然せしめ、加ふるに公論を撲滅して黑白を顛倒し廣く狂犬を飼ひ正人を狙殺せしこと十餘年來の事實たり、今や首都既に喪ひて倉皇として逃避し自ら收拾すること能はず同胞の生命何處にか託せんや。茲に同人相謀りて民國二十六年十二月十四日北京に於て臨時政府を樹立す、志は民主國家を回復し、汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶対に共產主義を排除するにあり、東亞の道義を擁護し世界友邦との和睦を厚くするにあり、産業を開發し民生を向上するにあり、權實を制定し中外を相安んぜしむるにあり、凡て從前政府の對外事務にして既に國民に公にしたるものは吾人之に代りて一切の義務を負ふ、萬惡の國民政府宜しく容其の非を悟り、民衆を誦せし罪を陳謝し又引咎下野して人民に政權を還すべし、若し頑として大言壯語尙ほ止めずして其の罪を被はんか、瀋陽の禍は許容すべからざるものあり。

の議決を経べしと認められる事項

- 第四條 議政委員會の議事規則は別に之を定む
- 第五條 議政委員會に秘書廳を置く
- 行政委員會
 - 第一條 行政委員會は臨時政府の最高行政機關とす
 - 第二條 行政委員會に委員長一名及び委員五名を置く
 - 第三條 議決事項(一)議政委員會に提出すべき法律案(二)同上豫算案及び決算案(三)同上宣戰、講和及び締結條約案(四)特赦、減刑及び復權案(五)所屬機關權限に關する事項(七)本委員會の議決を経べしと認められる事項
 - 第四條 行政委員會の議事規則は別に之を定む
 - 第五條 行政委員會に秘書廳及び行政、内務、治安、教育、司法、經濟、實業の七部を置く
 - 第六條 行政委員會は行政上實益を收むる爲の顧問、參議或は諮議を招聘することを得
 - 第七條 行政委員會は各地方行政狀況を明瞭ならしむる爲調査員を置く事を得
 - 第八條 行政委員會は豫算決算を監督する爲審計員を置くことを得、審計原則は別に之を定む
- 司法委員會
 - 第一條 司法委員會は臨時政府の最高司法機關とす
 - 第二條 司法委員會に委員長一名及び委員五名を置く

第三條 議決事項(一)法令解釋の統一(二)判例の變更(三)議政委員會

に提出すべき主要事項(四)所屬各機關首長官の任免(五)本委員

會の議決を経べしと認められる事項

第四條 司法委員會の議事規則は別に之を定む

第五條 司法委員會に秘書廳、最高法院、行政院及び公務員懲戒委員會を

置く

舊法令の適用

臨時政府は一月一日附を以て政府の各機構につき發表したが、四日從前施行

の各種法令として臨時政府宣言の主旨に抵觸せざるものは暫く適用すべき旨の

左の政府命令を發した。

臨時政府成立により維新の秋に際達す、然りと雖も施政の本源たる法令は一日も間斷あるべからず、依つて新政府に於て未だ發令せられざるものにして從前施行の各種法令の内臨時政府宣言の主旨に抵觸するものを除き、等しく暫行的に之を適用すべきを以て遵守して誤りなからんことを期すべし、茲に之を發表した。

冀東政府の合流

冀東政府は中華民國臨時政府成立當時兩政府の政策が全く同一である爲め依然同政府を解散する目的を以て準備に着手する旨を宣言したが、その後諸般の準備成り、民國二十七年一月三十日冀東政府代表池宗濤長官と臨時政府代表王克敏行政委員長との會見に於て二月一日より合流する旨の協定文を交換し同時に之を發表した。

中華民國臨時政府冀東防共自治政府協定

中華民國臨時政府、冀東防共自治政府は從來の稅政を維持し防共に努め、更に進んで友邦との親睦の強化を圖る爲めに互に其の希望一致し、茲に前項の目的を達成し、並に之を有効ならしむる爲め双方商議のうへ冀東防共自治政府を解消し、中華民國臨時政府に合流することを決定せり。右協定左の如し。

第一條 冀東防共自治政府は民國二十七年二月一日を以て中華民國臨時政府に合流す。

第二條 冀東防共自治政府の一切の政權は中華民國臨時政府之を繼承す。

第三條 中華民國臨時政府は冀東防共自治政府成立の意義及び其の對内外の

宣言並に聲明に對して應くまで之を尊重するの義務を有す。

第四條 冀東防共自治政府が其の權限に基き行使したる一切の行政行為に對しては中華民國臨時政府は之が有効なることを認め之を尊重すべし、又同政府が個人及び法人との間に締結したる契約及び其の他協定は其の性質に應じ中華民國臨時政府及び河北省公署に於て之を尊重し繼承すべし、日滿兩國國民及び其の他外國人に對しても亦同じ。

第五條 日滿兩國と冀東防共自治政府との間に締結したる契約上の義務は中華民國臨時政府に於て繼承、誠實に之を履行す。

第六條 冀東政府の官公吏は速かに中華民國臨時政府に編入す、其の細目の條項に於ては別に之を定む。

第七條 冀東區域の行政費に關しては冀東の現状を維持し並に民衆の福利を低減せしめざるを以て原則とす、其の細目の條項に於ては別に之を定む。

第八條 一切の政務交代は兩政府の特派員が日本帝國特務機關の立會の下に之を實行す。

第九條 本協定は署名調印の日より効力を發生す。

下名は正當なる委任を受け本協定に署名調印して以て證據とす。

中華民國二十七年一月三十日北京寺內邸陸特務部に於て之を作成す

中華民國臨時政府行政委員長 王 克 敏

冀東防共自治政府政務長官 池 宗 濤

立 會 人 喜 多 誠 一

道 制 復 活

臨時政府は國民政府時代の地方制度を改革し省と縣との中間行政區劃として清朝當時の道制度を復活し左の如く區劃された。

一、河北省 冀東、天津、保定、冀南

一、山東省 魯東(兗州)、魯南(曹州)、魯西(濟南)、魯北(平原)

一、河南省 豫東、豫西、豫南、豫北

懲治盜匪暫行條例

臨時政府は四月六日懲治盜匪暫行條例を公布したが、同條例は公衆治安の擾亂に關する十三種の行爲を列挙し、個人の生命財產及び社會の安寧秩序に關する個人的匪に集體的犯罪に對しては悉く銃殺死刑の極刑を以て臨む強力なる法令で、三ヶ年を限つて適用する暫行條例とし政治變動期に於ける過渡的治安維持對策にして、此の種犯罪に輕い刑罰を以て臨んでゐる現行一般刑法、並に刑事訴訟法は適用されないことになつてゐる。新條例の要點は左の如くである。左の行爲をなしたるものは死刑に處す

支那事要記

十一、衆を集めて暴行脅迫強奪若しくは人を拘禁したるもの

懲 育 方 針

臨時政府は三月廿五日左の如き教育の根本方針を決定し、翌廿六日教育部總長湯爾和氏より各教育機關に對し新方針を指示傳達するところあつた。

新政府の教育方針に就いては既に傳達せる所なるが茲に實施上特に留意すべき事項に關し左の如く指示す

一、過去に於ける國民政府の施行せる教育は黨化を以て方針とし、排日を以て手段となせる爲め今次の事態を惹起するに到る。依つて今後黨化

一、公然城、市、村、鎮の鐵路、港灣、飛行場及び軍用地を占據したるもの

二、衆を集めて公署の重要物品若しくは公衆運輸の用に供する舟車、航空機を掠奪したるもの

三、衆を集め兵器を攜帶して強盜をなしたるもの及び掠奪強盜を業とするもの

四、海上にあつて掠奪強盜をなしたるもの

五、故意に人を殺害し若しくは暴行を働き致死若しくは重傷せしめたるもの

六、放火若しくは強盜をなしたるもの

七、人を虜にし又は死體を檢取したるもの

八、強盜強姦の目的を以て人を虜にし害を與へたるもの

九、衆を集め兵器を攜帶し墳墓を毀損、柩を檢取したるもの及びこれを以て業とするもの

十、恐喝取財の意圖を以て擄獲物その他の危險物を利用して人をして致命若しくは重傷せしめたるもの

- 排日の教育に對しては嚴に之を取締るを要す
- 二、事變後に於ける學校の恢復に關しては先づ小學校より着手し、次いで中學校、大學校に及ぼすべきものとす。
- 之が開設に當りては事前に政府に申請し本部の指導を受くるものとし従前施行しありし大學法規は凡て改訂の上公布するものとす。
- 三、教育は元來生活改善に資すること大なるものあるを以て之が實施は生活と密接なる關係を保持せしめざるべからず。爾今小學校より充分生活の職能に重きを置き、教育をして常に生活に即應すべきを期すると共に衛生教育に對し注意すべきなり。
- 四、中學校は男女別に分つか或は班に分つを以て原則となし、大學及び專門學校に於ける女子大學及び女子專門學校の設置される迄は女學生も共に之に收容することを得。
- 五、女子は家庭社會に於ける本來の天職を有しあるものなれば其の受くべき教育も勿論男子の受くべき教育とは同じたるを以て、其の本來の要求を顧慮し適當なる教育を施行すべく特に品物の修養に重きを置くべきものとす。
- 六、總て外國人の經營する學校に對しては適切な監督指導をなし、之をして新政府の教育方針に従はしむべきものとす。
- 七、中小學校元來の體育課程は其の名稱を依然體育と稱し、汎ゆる教材は體操運動及び國術等を酌量の上按配すべきものとす。
- 八、童子軍は少年團と改稱し團體訓練及び服務訓練を以て目標とし訓練すべきものとして軍隊式の聯合編成を廢止し、各都(又は鎮)獨立して

- 實施するを原則とし何々都(又は鎮)少年團と稱すべきものとす。
- 九、舞に各級學校に於て用ひたる教科書及び教材は妥當を缺く點甚だ多かりしを以て之を改訂し、目下既に印刷を終へ書局に於て發賣し一律に採用すべきものとなしたるが、今次の改訂は尙ほ完全なるに至らず、今後更に新政府の教育方針に従ひ部編審會に於て別に編纂せしむるものとす。
- 一〇、合同試驗制度は誤弊多きを以て之を廢止すべきものなるも、各校の經營狀態に關し十分に調査し尙ほ督學制を設け詳細各分科に就き觀察すべきものとす。
- 十一、事變後の各省市學生にして母校の閉鎖により轉校希望をなすも轉校證明書或は其他の證明書を得るの方法なきものは各校に於て嚴格なる檢定試験を行ひ其の轉校を許可するものとす。
- 十二、中小學校教員は新に訓練を加へ以て過去の錯誤を改めしめる如くするものとす、各地方の教育機關に於ては講習會を開催し當地行政長官出席の下に一切を指示すべし、尙ほ本部の主權する北京市中、小學校教職員講演の講演集を別に配布の參考に資す。
- 以上各般は目下の急務なれば各之を遵奉或は之を轉達し以て此の宗旨に添はんことを願ふ、其の辦理狀況に關しては適宜報告すべし、茲に令す。

對日友好聲明

我が帝國政府は、一月十六日「將政權を對手とせず」との對支重大聲明を發表して今後の態度を闡明する所あつたが、中華民國臨時政府は此の聲明に感動し、去る一月二十七日議政委員長湯漪和氏の名を以て左の如き聲明を發表した

國民黨の國を誤り人民に危害を及ぼせるは一黨一身の利得に専念し、國家人民の利益を顧慮せざるに起因す。彼等の罪惡は事實に照して既に明白にして、今更吾人の詳説を待たずとも萬人の等しく認むる所、たゞ其の顯著にして最も重要な點を指摘せば九・一八事變以來六ヶ年間其の經過を回顧するに先づ無抵抗主義を唱へ、次で一面抵抗一面妥協と云ふ不得要領の政策に終始し更に二十四年の冬に至り中樞の改組に際會して愈々抵抗の準備を高唱するに至れり。

又西安事件に際會するや共產黨に強要されて聯蘇容共の政策を容認せり。或は抵抗準備に名を藉り民間に多年蓄積せる現金財寶を擄劫して其の全部を外國へ輸送せり。

又昨夏冀漢橋樑事件に際會せる當時は其の實は衷心より戰爭を欲せざるも其の部下に脅迫され、遂に今日の大事を惹起せり。其の經過を見るに彼等の所謂準備なるものは僅に上海だけの一事に就いて見ても百餘萬人の兵民の生命を犠牲に供せしのみならず、血肉を以て抵抗すと豪語せるも其の實内容は五、六年間に數千億の資財を徒らに消耗せし以外何ものもなし。

其の準備とは果して何物なりしや？ 上海より敗退して想土政策を提唱し居るも、徒らに自ら焦土として退却するのみにて抵抗して焦土とするに非ず。其の意何れに在るや甚だ不可解の次第なり。

我が國人は何の罪ありて斯かる禍に遭遇するや、甚だ遺憾に堪へざる所なり。彼等黨政府は既に吾人の政府たる資格は喪失せり。彼等黨人は専ら民衆を脅して其の權利を保持せんとし、國人を欺騙して排日を煽動し種々の毒計を策す。若し翻然として從來の僞滿計畫を變更せんとしても其の自ら號稱の具を

失ふこととなり、從つて其の内部の崩壞を招來するは必然の歸結にして、此の狀勢よりすれば如何なる便宜を與ふるも藉すに時日を以てするも其の反省は到底望むべからず。

今に至り彼等と絶縁するは又已むを得ざる所なり。友邦日本も亦東洋平和の素志により其の反省を促せども彼等は遂に反省する所とならず、自ら暴穴を掘りて播亂を止めざるなり。

是に於てか吾等同人は十二月十四日黨人に代りて民を致はんと企圖し、臨時政府を組織せしに友邦日本は去る十六日聲明を發表して遂に黨國政府を對手とせず、新興政府と國交を調整し、更生新中國の建設に協力し、以て東洋平和に寄與せんとするの決意を明かにせり。これ我等同人の最も欣快に堪へざる所にして、吾人亦友邦の協力に依り職權を蒙れる民を救ひ、共產赤化を絶対に排除し、更生國家の建設に努力し、相共に携へて東洋平和の確立に邁進せんとする次第なり。

東京辦事處

臨時政府は日本在住民保護並に日本連絡事務の圓滑を圖るため東京に辦事所を設け初代處長孫澤氏は事務開始と共に四月十日左のステートメントを發表した。

臨時政府の方針たるや東亞本然の精神を基調とし且眞に中國の民族性に適合する政治を行はふ事にある乃ち内に在つては民心と背離せる黨府專制の弊政を排撃し、國體を危殆ならしむる日本敵視の政策を徹底的に是正するにある。また外に對しては有無相通し長短相補ふの善隣政策を取り、以て中日兩民族の永久的提携を圖り、延いては東亞の和平に貢獻せんとするにある。

時正に臨時・維新兩政府合流成らむとするに當り、友邦日本との睦誼を厚くする爲、我が臨時政府茲に代表機關として駐日辦事處を設くるに至り、不肖孫提以下職員命を享けて當地に駐在し、僑民の管理と共に臨時政府の立場の闡明乃至は中日兩國國民の相互理解等の爲に微力を傾注する積りである。希くは友邦日本官民各位の御支援あらむことを。

王克敏氏來朝

我が政府要路と懇談の重大要務を兼ねて我が朝野に敬意を表するため臨時政府行政委員長王克敏氏は總務局長李專威氏を帶同し五月一日上海より飛行機にて東京に着したが、同日外務省を通じて左の如きステートメントを發表した。日支間の距離の短縮により即日彼我の間を往復出来るやうになり、著しく兩國の親善關係の密接化を促進する事となりましたが、日支の國交は距離の短縮に掛はらず近年間斷絶えず幾多の不祥事件阻礙して遂に今次のごとき未曾有の事態をひき起しましたとは眞に遺憾の極みであります。自分は朝にあると野にあるとを問はず終始一貫日支兩國の提携に努力し來たり殊に國民黨勢力の北遷後も老軀を擡げて或は北京政務整理委員會委員として或は冀察政務委員會委員としておよばずながら微力を盡してきた次第であります。今次日支事態の發生するや多年主張せる日支親善の方針に鑑み當初より和平を主張してきたのであります。遂に國民政府の爲政者が國民を率ゐて濫炭の苦しみに投するを見るに忍びず驟然同志を求めて北京に中國臨時政府を組織し秩序の回復と民生の安定とに最善の努力を傾倒し日夜砕心いたして来る次第であります。幸ひにして昨今政府の陣容も整ひ中國維新政府との併合に關しても基本的要項を決定いたし、不日これが實現を見る段取と相成りましたについ

中華民國臨時政府

行政委員會委員長 王 克 敏

關稅改正

臨時政府は成立以來關稅整理委員會を設け、關稅改正の具體案を調査審議せしめた結果成案を得、一月二十一日布告と共に行政委員長王克敏氏より左の如く關稅改正の理由及び改正品目稅率を發表し翌廿二日より實施された。その改正の理由は政府當局談にある如く、今次事變によつて蒙つた支那民衆の負擔を軽減し、災區復興の實を擧ぐるにあつて、決して各國製品に對して差別的待遇を與へるものではなく、一律に公正に取扱つたものである。

布告 關稅收入は國家收入の大宗にして常に財政上重要な地位を占むるのみならず、通商及び産業と密接なる關係あるを以て本政府は茲に鑑みる所あり、各海關を整理し關稅收入を確保し以て各國債權を保障すべし。其の整理辦法は原則としてさきに海關の定むる所による。但し本政府の既定方針に基き左の如く改正す。

- 一、滿洲國及び關東州は外國と看做して輸入税を徵收し
- 甲、滿洲國及び關東州に對する輸出品に對しては輸出税を課し
- 乙、滿洲國及び關東州よりの輸入品に對しては輸入税を課す
- 二、現有海關の輸出入稅期中一般人民の救済及び生活安定上必要と認むる最低限度のものに適當の改正を加へ中華民國二十七年一月二十二日より實施す
- 三、現有の關稅附加税を即時停止し災區救済のため全額の百分の五の賑濟金

ては此機會において今次の政府組織に當り多大の御指導と御援助とを與へられたる日本朝野の人士に對し親しく御面晤の機を得て御禮の言葉を申し上げかつ御示教に預らんがために渡日いたしました次第であります。就ては中國の安定こそ東亞安定の不可缺の要件と考へますところ日支兩國國民がその所信に向つて勇往邁進して行く上においては今後ともますます密接なる關係を保持し有無相通し長短相補ひ協心戮力、これに當るを要するがゆゑに前途は多難なる中國臨時政府の將來に對しても東亞の大局的見地に立脚し一層の御擁護と御援助とを期待してやまない次第であります。

北支海關接收

臨時政府は廿六年十二月十六日從來國民政府の管轄下にあつた北支の海關を接收し同時に行政委員長王克敏氏は左の宣言を發表した。去る十四日民衆の總意に基き樹立せられたる本政府は、徒らに容共抗日を標榜し國民生活の安定を外にして國際的政治紛争惹起に狂奔し來れる舊政府に代り、庶民の眞の福祉厚生を圖らんがためには百政策より一として忽ちにすべからずと雖も、就中關稅行政は一に財政上重要なものならず、亦通商産業上極めて重要なる關係を有するを以て、政府は先づ天津、秦皇島兩海關稅務司に對し速かに本政府の指揮監督に服すべきを勸告したところ天津、秦皇島兩海關稅務司をはじめその屬下關員は時勢を明察し欣然わが方の勸告を容れ、こゝに平穩裡に兩海關の接收を了したり。海關收入を擔保とする債務に就て本政府は公正妥當なる方法により分割處理せんとす。

中華民國廿六年十二月十六日

加税を賦課徵收す

政府當局談 今次の中華民國臨時政府の關稅改正は本政府成立以來一ヶ月に亘つて關稅改正委員會を経て慎重審議せしめた結果、先づ必要の措置を實行すべく輸入税は荒廢地を復興せしめ、且民衆を救済せんとする見地から絕對的に必要なる最少限度の品目に對して現行稅率を減免し、また輸出稅率は荒廢地の産業を復興する爲め必要なる若干の主要品目に付き適當なる減免を行つた。右稅率の改正は上述の見地に基いて庶民を救済せんが爲めに行ふもので海外各國に對して何等の差別待遇をなしてゐない。尙ほ冀東政府方面で從來行つて來た特殊貿易は既に廢止され、今後は一律に此の改正稅率を適用し、以て貿易の安定を圖り好商運に脱稅行爲を取縮らんとするものである。尙ほ這次改正と同時に冀東政府の從來施行してゐた冀東特殊貿易は廢止せられた。因に改正後に於ける我が國との關係は左の如くである。

輸出税 にあつては棉花、鐵礦を無税とし豚毛、羊毛、麻類等を半減乃至三分の二減としたことは北支民衆の購買力復興の見地に由たものであるにして、同品目の輸入國たる我が國には各業界に相當の好影響を與ふべく、我が北支生産物買の傾向を一層拍車づけるであらう。

輸入税 に於ては生活必需品、復興材料の稅率引下げを主眼として居り、生活必需品たる綿織物、砂糖、海產物、陶器、印刷包裝紙等は大幅半減され、ゴム製品、人絹糸等は三分の一減であるが、綿織物は在支紡績が事變によつて打撃を受け未だ完全に復舊しない現状からすれば、一時的ながら綿織品の輸出に好影響を與へるであらうし人絹、雜貨其の他の品目に於ても事變勃發以來打撃を受けつあつた業界に光明を與へるであらう。尤も一方冀東特殊

貿易の停止を見ることにより此の方面から相當輸入されてゐた事實を考慮に入れると却つて税率引上げの結果となるが、元來特殊貿易は高率排日關稅の結果生れたものであるから新税率程度ならば我が人絹、砂糖等の對支輸出の余地は相當あらうと見られる。

復興材料 では鑿岩器、載岩器、試錐器等を無税としたことは經濟開發促進目的であり、これ等の重工業の製品が現在の我が國より多量に輸出し得る能力があるか否かは疑問だが、將來我が重工業の生産力擴充の曉には有望なる市場となるであらう。セメント、肥料、木材等は半減であるが、我がセメント業界は限産六割を越ゆる現状であるから、今後北支の建設の進むに伴つて重要な市場となるべく、既に業界では北支洋灰對策委員會を組織して待機してゐる。栽培用種、農業用器具の無税は農民救済の目的であるが、農具の如きは將來相當の需要を見るであらうと豫想される。要するに目下の所では購買力の低い關係から多くを望み得ないが、我が國との提携によりギザ・アソド・テークの方針で原料の買付と製品の輸出とが互に行はれるなれば相當有望であらうと見られる。此の見地から我が業界では新政權の財政的基礎が確立し、將來輸出税の如きは全廢され輸入税も全廢的低下の速かに實現せんことを望んでゐる。

中國聯合準備銀行

臨時政府は産業の開發、國民經濟進展のため幣制、通貨の安定をはかることの急務なることを感じ、幣制の統一に着手すると共に、中國聯合準備銀行を創設するに決し、一月七日左の聲明を發した。

聲明書 中國の幣制は改革以來表面既に安定せるに似たるも、内容未だ脆弱たるを免れざりしが、今次事變の突發により安定貨の基礎は根柢より破壞されるに至れり。通貨の安全は金融制度の確立にあり、之は國家の生存、民生の基礎的條件なり。此の條件具備の爲め政府は重大なる責務を有す苟くも一日にして不安な状態にあらんか必ずや適法を以て之を處理し、完全ならしむる要あり。本政府は成立早々にも拘はらず諸政を革新し、政策を確定すべき使命を有す。殊に産業の開發、國民經濟の進展は一に幣制、通貨の安定によるものなり。依つて通貨の不安を一掃し、幣制の統一に着手すべく決意し、之が爲めに國內各銀行を聯合し中國聯合準備銀行を創立するに決定せり。友邦の朝野も進んで之に援助を與へられたり。茲に本日右銀行創立委員を任命し設立準備を命じたり。本政府は右委員に基き此の新銀行を設立したる以上、該銀行の基礎安定に關しては周密なる計畫を有す。籌へば發行準備金の充實、財政機能の確立の如し。更に政府は金融安定の方策に關し確固たる自信を有する事を國人に闡明するものなり。

次で臨時政府は廿七年二月六日中國準備銀行條例を公布し、更に同條例に基き支那側八銀行の代表者始め日本側關係者が參集して創立總會を開き、各銀行代表者夫々正式參加の意を表明し、政府側及び民間側の拂込手續を終了、總裁は汪時瑛氏日本側よりは阪谷希一氏が顧問に就任、また董事、監事をも決定し本店事務所は北京に置くこととなつた。

中國聯合準備銀行條例

第一章 總 則

第一條 中國聯合準備銀行は通貨の安定、金融の統制を以て目的とす。

第二條 中國聯合準備銀行は政府の命令により股份有限公司(株式會社)の組織を以て之を成立す。

第三條 中國聯合準備銀行は總行を北京に設立し分行を國內主要各地に設け其の他の銀行と代理契約をなすことを得。

第四條 政府は中國聯合準備銀行を監督する爲め必要なる命令を發することを得。

第五條 中國聯合準備銀行は三十年を以て營業期間となし滿期の時は政府に之が延長の許可を申請することを得。

第二章 資 本

第六條 中國聯合準備銀行の株式總額は五千萬元とし五十萬株に分つ、毎株を百元とし第一次拂込は資本額の二分の一とし未拂込株金の拂込期日は董事會議に於て之を定む。

第七條 中國聯合準備銀行株式資本は政府に於て二十五萬株を引受け残余の二十五萬株は中國法人の銀行に於て之を分擔引受く。

第八條 中國聯合準備銀行の株券は記名式とし政府の許可を經るに非れば譲渡するを得ず。

第三章 特權及び業務

第九條 政府は中國聯合準備銀行に對し貨幣の鑄造及び發行の特權を賦與す。

第十條 中國聯合準備銀行發行貨幣は公私一律に通用す。

第十一條 中國聯合準備銀行發行貨幣の種類を左の如く規定す、但し硬貨は紙幣を以て之に換へるを得。

支那事變記

紙幣(百元、十元、五元、一元)硬貨(五角、二角、一角、五分、一分、五厘)

第十二條 中國聯合準備銀行は發行する紙幣額の百分の四十以上に相當する金額の正金銀、外國通貨の預金を保有し且つ發行額の百分の六十以下に相當する金額の公債及び其の他確實なる證券或は貸出金を保有すべし。

第十三條 政府は中國聯合準備銀行をして一般金融機關の監督及び其の他金融事項に對し行ふべき權限の一部を行使せしむることを得。

第十四條 中國聯合準備銀行の業務規定左の如し。

- (一) 政府發行の手形及び證券或は政府保證の證券の割引
- (二) 商業手形の割引
- (三) 確實なる證券、債券或は商品擔保の割引或は貸付
- (四) 諸預金及び當座貸付
- (五) 正金銀、外國通貨の買入
- (六) 平常取引
- (七) 金銀其の他貴重物品の保管
- (八) 諸預金
- (九) 爲替

第十五條 中國聯合準備銀行は公債、證券及び其の他確實なる有價證券の引受或は買入をなすことを得。

第十六條 中國聯合準備銀行は政府の規定により公債及び國庫に關する事務を辦理することを得。

支那事變記

第四章 組織

第十七條 中國聯合準備銀行に總裁一名、副總裁一名、董事八名、監事四名を置く。

第十八條 總裁、副總裁の任期は四年とし何れも政府之を任命す。

第十九條 董事の任期は三年とし株主總會により選任し政府の認可を申請す、董事の半数は株主銀行の代表人たるを要す。

常務董事二名を設け總裁之を指定す。

第二十條乃至第二十八條 (省略)

第二十九條 中國聯合準備銀行に顧問一名を置く、顧問は重要な義務に關し豫め總裁の諮詢を受けることを得、行政に對しても亦隨時總裁に對つて建議するを得、且つ董事會に出席意見を開陳することを得。

第五章 株主總會 (省略)

第六章 決算

第三十四條 中國聯合準備銀行は毎年六月三十日及び十二月三十一日を以て決算期とす。

第三十五條 中國聯合準備銀行は利益分配期毎に純益の百分の二十を積立金として總額資本總額に到達する時を以て止む。

積立金の總額に達したる時前項の積立金の積立額を純益の百分の一以上に改めることを得。

第三十六條 株主に分配さるべき配當金額は一年拂込株式資本の百分の十以上を超過したる時該超過分の二分の一は政府に奉納す。

附 則

第三十七條 本條令は公布の日より之を施行す。

第三十八條 政府は中國聯合準備銀行設立委員を任命し中國聯合準備銀行設立の一切の事務を管理せしむ。

第三十九條 設立委員は本條令の趣旨に依り章程を制定し政府の許可を申請すべし。

第四十條 前條の許可を経たる後株券の分配、株式資本の徴収及び一次成立總會の招集等を速かに辦理すべし。

第四十一條 前條の手續完了の時設立委員會は辦理状況を政府に報告、設立登簿を申請すべし。

前項の登記を経たる後中國聯合準備銀行は即ち成立を告ぐることを得。

首 腦 部

總裁兼副總裁

王 時 瑋

監 事

坂 谷 希 一

董 事

卡白眉 (中國銀行經理)

徐白園 (交通銀行經理)

王毅靈 (金城銀行經理)

許漢卿 (大陸銀行經理)

夏運生 (廣東銀行經理)

李宜偉 (行政部總務局長)

岳乾富 (豫泰銀行經理)

王孟鍾 (中南銀行經理)
熊夢謙 (行政部總務局長)

聲明 本日北京にて中國聯合準備銀行の創立總會を終了し政府は其の設立を認可せり。茲に中國聯合準備銀行は証券銀行として我が通貨金融安定上重大なる使命を帯びて誕生したる次第なり。政府は同行將來の發展の爲めに最大なる努力を盡し、民生の安定及び産業開發の爲めに同行をして大なる寄與をなさしめんとす。依つて各金融機關は勿論、朝野一致協力して其の使命の達成に協力せられんことを切望して止まず。本行の成立に當り友邦銀行團は同資本金の政府拂込に付き政府に對し供與せられたるのみならず精神的にも友邦は絶大なる便宜を惜まず。政府は深く感謝し居る所なり。將來同行發展の爲め益々友邦朝野の後援を期待するものなり。

大藏次官談 中國聯合準備銀行に對する中國臨時政府の出資金に充つべき一千二百五十萬圓に就いて我が日本興業銀行、橫濱正金銀行及び朝鮮銀行の三銀行が共同して同政府に融資することとなり二月十日右借款調印した。惟ふに同銀行の設立はただに北支民衆生活を安定し、北支經濟の復興開發を促進するに止まらず、日支經濟關係を今後一層緊密ならしむるのであつて、日支共存共榮の精神に鑑み誠に慶賀の至りに堪へず。今後も出來得る限りの援助を致し度いと考へる。

次で三月十日開業、同時に新通貨を發行北支各地に流通せしむるに至つた。臨時政府は開業と共に左の如き聲明書を發表し、同時に舊通貨整理辦法及び經濟整理行爲に關する取締辦法を公布し即日施行した

聲明 中國聯合準備銀行は茲々十日を以て開業し唯一の國幣たる紙幣を發行

支那事變記

し、舊通貨は一定期間内に之を回収するとせり。之が爲め政府は舊通貨整理辦法を講じたり。惟ふに事變以來金融機關は能く幾多の異常なる困難に處し戮力之を克服し財界安定の爲に善處し來れるは敬服に堪へざる所なり。然れども事變による中國經濟の打撃は眞に深刻なるものあるに鑑み、政府は深く省察を回らし先づ總ての經濟活動の基礎たるべき通貨金融の制度を確立するために中國聯合準備銀行をして健全なる通貨を供給せしめ複雑なる通貨状態を解消し速かに之を統一する必要を認めたり。又金融の統制系統の錯雜せる状態は、徒らに不安又は困難を生ずる懼れあり、放置することを許さずため之が秩序を調整し如何なる事態にも因應し、以て民衆の生活を全うし得るの方策を確立せんとす。而して從來流通したる各紙幣は夫れ々一定期間を限り流通を認むるも、其の價格は經濟生活に急激なる變動を及ぼさざる意圖に基き國幣に對し當分の間等價とするものなり。また國幣の對外價值は現在の環境に鑑み日本通貨と等價ならしむるを以て適當なりと認む。これ國幣安定の方策にして正に經濟復興の基礎なり。而して政府は之を堅持する方針なり。

斯くして政府は中國聯合準備銀行の健全なる發達及び國幣の普及により中國經濟の更生伸張の礎地を確立せんとするものなりと雖も、抑々金融通貨の事たる民間の協力に俟つべきもの甚だ多きに鑑み、民衆は各金融機關と共によく政府の方針に則り之に協力すべきなり。苟くも政府の方針に反し財界の安寧秩序を攪亂するものあらば法により嚴重に處断すべし。更に國民に告ぐる應むべき一事あり。これ中國聯合準備銀行に日本銀行團と一億圓のクレジットを商定し其の契約成立せることなり。これ即ち友邦朝野の援助より成る

ものにして銀行の基礎は更に鞏固となれり。これ本政府の最も感謝する所なり。

舊通貨整理辦法

第一條 中國聯合準備銀行の發行する貨幣は國幣として總ての支拂ひは之によるものとす、但し從來流通せし各紙幣に就ては本辦法により流通を認むるものとす。

第二條 從來流通したる中國銀行及び交通銀行の紙幣(券面に天津、青島又は山東の銘記あるもの)河北省銀行及び冀東銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より滿一ヶ年間を限り流通することを得。

第三條 從來流通したる中央銀行發行紙幣並に前條に銘記の地域外の中國銀行及び交通銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より三箇月を限り流通することを得。

第四條 從來流通したる紙幣にして第二條及び第三條に掲げざるものに付ては前條に準じて取扱ひ三箇月を限り流通せしむ但し山東民生銀行發行の庫券及び山西省銀行、晋綏地方鐵路銀行、綏西聚業銀號及び晋北鹽業銀號發行の紙幣は別に規定する所によるものとす。

第五條 一圓未満の小額紙幣及び硬貨に付ては別に之を定むるものとす。

第六條 第二條、第三條及び第四條本文の紙幣の發行銀行は政府の命する所を以て流通するものとす。

第七條 公租、公課其他政府に對する一切の支拂ひは國幣を以てなすものとす、但し當分の間政府は本條を適用すべき支拂ひの種目及び收納官廳を指定するものとす。

經濟攪亂行爲取締辦法

本辦法は公布の日より之を施行す。

附則 財界の安寧秩序を維持する爲め之を攪亂する行爲は本辦法により取締るものとす、左に該當する行爲をなすものは重きに從つて處斷す。

- 一、政府の許可なくして現銀の搬出をなす行爲
- 二、投機を目的として紙幣又は爲替の賣買をなす行爲
- 三、金融上の事項に關して謠言を放つ行爲
- 四、其他財界の攪亂を目的とする行爲にして確證あるもの

日華經濟協議會

日支提携による北支經濟開發の最高指導機關として豫て日支當局者間に商議中なりし日華經濟協議會は愈々組織せらるゝ事となり、三月二十六日北京外交大樓に於て中華民國臨時政府代表王克敏氏と北支派遣軍最高指揮官代理との間に之が組織並に運用を協約せる覺書の調印を了し、茲に其の正式成立を見た。斯くて日支兩國は之を標榜として愈々密接不可分の關係を設定、臨時政府の基礎は益々強化されるに至つた次第であるが、右調印後中華民國臨時政府並に日

本軍司令部は左の如き共同聲明を發すると共に、直ちに夫れ々委員を任命し、王、平生正副會長、汪時瑛、殷同、大野龍太、湯河元威の六委員參集して初頭合せを行ひ、第一步を踏み出した。

日本軍司令部・中國臨時政府共同聲明 本日日華經濟協議會の設立を見るに至れることは誠に慶賀に堪へざる所なり。惟ふに過去私闘の秕政に苦しみ、職權の割裂まだ癒えざるうち、中國の民衆に再生の方途を與へ、其の民生を安んじ、民度を向上し、以て中國再建の緒を開き、東西眞實の平和的建設を齎さんとせば今日直ちに中國經濟の復興産業の開發に着手し、速かに其の促進を期するの要あり。茲に右開發促進の機關として本協議會の設置を見るに至れるものとす。本協議會は日華各五名の委員を以て組織し會長は中華民國臨時政府行政委員長を以て之に充て、副會長は日本側委員より選任せらるゝこととなれり。協議會は經濟産業の部門に應じ部會を設け各其の専門に於ける重要事項を企畫立案し、之を協議會の審議に附したる後實行に移さんとすものなり。協議會の委員中敢て選任の手續を了したるもの左の如し。

◇會長 王克敏 ◇副會長 平生正 三郎 ◇委員 汪時瑛、大野龍太、殷同、湯河元威

因に會長並に副會長の權限は日支平等の立場に立つて兩國經濟提携を具現する建前より總べて平等にしたことは注目すべき點である。又協議會の附屬機關は金融、財政、商業、鑛工業、農業の各部を置き日支双方から任命する委員を以て構成される筈であるが、日本側委員は實際上全部經濟委員が兼務することになるべく、各部會を通過した議案を協議會に附議する機構となつてゐるが、今後の北支の經濟開發は大體第一、第二の段階にち分、第一期に

- 於ては日滿兩國の産業五ヶ年計畫を補助し、日・滿・支經濟ブロックの基礎を確立するを目標とし、第二期以降に於ては北支産業自體の積極的増産開發を計らんとするが、其の計畫の内容は大體左の如きものと見られてゐる
- 一、第一期開發四ヶ年計畫(昭和十六年度完了)日滿兩國の重工業資源として大同開鑿などの石炭開發に努力を拂ふこと。
 - 一、之と併行して第二期以降の積極的増産開發に備へる爲め北支鐵道輸送の恢復充實及び建設を計る。同時に北支物資の積出港として港灣施設の整備を急ぐこと。
 - 一、右のほか長蘆鹽の増産計畫に力を注ぎ我が國曹達工業、人體工業、硝子工業等に對する工業鹽の供給確保を圖ること。
 - 一、第一期計畫に於ける農村對策は農村購買力の回復に對する基礎工作として被墾農耕地の復舊、種子の配給、鑿井、農産物の改良指導及び農村合作社の再組織、合作社を通じて農村生産金融の圓滑化を圖ること
 - 一、鑛其の他の鑛物及び棉花、羊毛、植林並に日本紡績、曹達工業其他の産業の積極的開發、増産建設は概ね昭和十六年以降の第二期計畫に於て實行すること、第二期計畫は大體日滿兩國の第二次第三次五ヶ年を以て開發計畫の年限とし、産業別に一定の長期計畫を以て一貫せる開發増産を圖る事。
 - 一、綜合的開發計畫は日華經濟協議會之を指導し、北支産業開發會社の小會社の設立すべき重要産業別の開發會社が夫れ夫れ指示に基き開發の實行に當ること。

新 民 會

臨時政府の施政に即應し民衆の教化、指導に任ずる團體として中華民國新民會は十二月廿四日北京懷仁堂に於て行政院長王克敏の臨席の下に發會式を舉行し、左の宣言と綱領とを發表した。會長は當分空席とし副會長として張燕卿氏が就任した。

宣 言 戰禍全土に漲り社稷將に滅びんとす、一は是れ國民政府の責なり、私闘比類して國事を増にすること十有餘年、稅政百出内外にの信を失す、應りに干戈を交へ國土危殆に類す是れ偏に黨部の責なり。昨是今變諸政機を逸し失策節度なし、徒らに容共媚外、國を瀕つて焦土と化し無辜の幾千萬同胞の生命を損傷し幾百億の財帛を消耗し中華五千年の文化を燬滅するも恬として悔なきに似たり、今や蔣宋の門閥獨り存して四億の民生茲に危うし、是れ誠に中華民族顛覆の秋なり。即ち茲に新政權の樹立を見、吾人相奮勵提携し以て新政權に協力し祖國を危急より救ひ民生を安んぜん。是れ現代中華民族共同の使命たり。宜しく衆議を竭し民力を傾盡して狂瀾を既倒に回すべし。夫れ國は道を履みて昌え人は道を得て信和す、先づ東方の文化道徳を昂揚し先哲の遺訓を顯彰し、進んで國共兩黨の妄執邪説を掃滅せん。新民に啓り以て民意を暢達し地産を開發して民生を安んぜざるべからず。本會は新政權とは表裏一體にして先づ之を護持し反共戰線の嚮土となり、民力の涵養につとめ、更に比隣共榮の實現に邁進し、以て世界の太平和に貢獻するところあらんとす。天下同憂の士來つて本會に加入せよ。右宣言す。

中華民國廿六年十二月廿四日

綱 領

- 一、新政權を護持し民意暢達をはかる
- 一、地産を開發し民生を安んず
- 一、東方文化道徳を實現し光被す
- 一、剿共滅黨の大義の許に反共戰線に参加す
- 一、友隣締盟の實現に邁し人類平和に貢獻す

中央機關として中央指導部を北京に置き中央指導部長が會務を總理し、其の下に委員會を置き重要事項を審議する。地方機關としては省縣都市指導部を置き鄉村に組織單位たる分會員を設ける。又指導部長の諮詢に應じ重要事項を審議し、正當に民意を暢達する機關として全國省縣都市聯合協議會を設ける。此の外監察部の組織を置き會務委員の狀態の審査に當らしめる。

中華民國新民會章程

- 第一章 名 稱
 - 第一條 本會は中國新民會と稱す。
 - 第二章 目 的
 - 第一條 本會は中國新民會と稱す。
 - 第二條 本會は新民主主義を奉じ政府と表裏一體の民衆團體をして日滿支の共榮を顯現し掃共滅黨の徹底を期し世界平和に貢獻するを以て目的とす。
 - 第三章 會 員
 - 第三條 本會は中華民國人及び本會の目的を達成せんとする者を以て稱す。

第四章 會長副會長

- 第四條 本會に會長及び副會長を置く。
- 第五條 會長は政府首班を推薦する、副會長は會長之を任命し任期を二年とす。
- 第六條 會長は本會を統轄す。
- 第五章 中央機關
 - 第七條 北京に中央指導部を置き左の役員を置く。
 - 中央指導部長一名、中央指導部次長一名、中央指導部委員若干名
 - 第八條 中央指導部長は會長之を任命し任期を三年とす。
 - 第十二條 中央指導部委員會は中央指導部委員を以て組織す、中央指導部長の諮詢に應じ重要事項を審議す。
 - 第十三條 左の各件は中央指導部委員會の議を経る事を要す。
 - 一、綱領及び章程の變更に關する事項
 - 二、重要規則の制定改廢に關する事項
 - 三、豫算決算に關する事項
 - 四、全國聯合協議會に關する重要事項
 - 五、本會に關する重要事項
 - 第六章 地方機關
 - 第十四條 省に省指導部を、北京に首都指導部を置く。
 - 第七章 分 會
 - 第十九條 本會の組織單位を分會とす。

支那事變記

第八章 聯合協議會

- 第二十二條 本會に聯合協議會を置き毎年一回或は必要に應じ開會す。
- 第二十三條 聯合協議會は之を分ちて全國聯合協議會、省聯合協議會、縣(市)聯合協議會とす。
- 第二十四條 聯合協議會は首都指導部長の諮詢に應じ重要事項を審議し且正當に民意を暢達す。
- 第九章 監 察 部
 - 第二十六條 本會に監察部を置く監察部は會長の任命せる監察員を以て組織す。
 - 第二十七條 監察員は本會會務面に會員の狀態を審査し狀況により一定の關係をなすことを得。
 - 第二十八條 以下第三十二條(省略)

重要職員

- 副會長 張 燕 卿
- 中央指導部々長 穆 斌
- 中央指導部總務部長 小 澤 開 衆
- 中央指導部教化部長 宋 介

新民運動の指導方針

中華民國新民會は成立後中央機關を整備すると共に指導方針を確立するに至り、地方機構の擴充、民衆の政治訓練及び農村合作社運動を中心とする本格的な新民運動に乗り出したが、同會首領部と臨時政府當局と協議の結果(一)支那農村に傳統的の自治組織を活用して農村合作社運動を提唱し(二)新民政治運

- 動の透徹 (三) 地方新民組織の擴大強化 (四) 農村合作社實驗區域の設置 (五) 民衆醫藥網の全國的結成 (六) 新民塾の開設による中堅指導員の養成 (七) 農村合作社技術指導員の養成 (八) 労働者職業紹介の八項目より成る政治的啓蒙と民生向上の二元的運動方針を決定した新方針の具體的大綱は左の通りである
- 一、新民理論の確立 指導理論を政治經濟の兩側より具體化して國民黨に對する理論闘争を開始し國民思想の統一に乗出し、又國民中核的な指導體を確立して友隣日滿間の民族的、感情的、利害的摩擦を根絶し、東亞大同團結の基礎を建設する諸方策を實施する。
- 二、新民會の擴大強化 中央指導部を強化すると共に地方農村に分會を結成して組織を充實する。先づ三月中旬に河北省指導部、北京首都指導部、天津、青島、太原に各指導部を設置、其の他京漢線の保定、石家莊、彰德其の他十五ヶ所に分會を新設、思想運動と共に農村合作社の基礎工作に着手する。
- 三、民意暢達積極化 各地方分會、之を統一する聯合協議會の整備を行ひ、分會の精神的政治的訓練、分會指導者の訓練を行ひ、民意の暢達を期する。
- 四、實驗區の設置 北京南郊に新民運動の實驗區として模範地區を設定、廣汎なる自治權を賦與して保甲警察教育を委ね、合せて農村合作運動の實驗區として合作常識、農業新知識、新民精神を注入する。
- 五、指導者の養成 四月一日から新民塾を開設して日支兩國國民各百名の青年を集め一ヶ年間教育し實踐能力を涵養す。

- 六、文化運動 日支文化の提携の爲め文化諸施設、列國對支文化事業に檢討を讀み一大文化運動展開の準備を進める。
- 七、農村合作社建設 各地農村に合作社組織を普及して農村の經濟建設を進め、其の機關として取敢ず新民會各地區指導部を通して實施、北京南郊實驗區を理想として各地に普及せしめるが、之によつて農業生産の改良、生産率増進、庶民金融機關の改善充實を圖り、全國に全面的合作網を作る。
- 八、民衆醫藥網の編成 新民病院を各地に設置することを理想として取敢ず北京、天津太原、青島の四縣沿線中心地に半固定的醫藥班を派し診療、施藥をなし、民衆把握に努める。
- 九、職業紹介機關 先づ北京に設置し苦力其の他都市農村の餘剩勞働力の解決策を講ずる。
- 七、合作社指導員養成 百名近くの青年を一ヶ月間共同收容して新民理論、合作原理、信用、供給、運轉、生産利用、倉庫等の合作法を叩き込んで農村の中堅指導員を養成す

臨時政府重要職員

- 議政委員會
- 委員長 湯爾和
- (常務委員) 王克敏、朱深、董康、王揖唐、江朝宗、高凌霨、齊燮元

行政委員會

- 委員長 王克敏
- (委員) 行政部總長 王克敏
- (委員) 內政部總長
- (委員) 治安部總長 齊燮元
- (委員) 教育部總長 湯爾和
- (委員) 法制部總長 朱深
- (委員) 賑濟部總長 王揖唐 次長 姚國楨
- (委員) 實業部總長 王蔭泰
- 建設總署々長 殷同 副署長 李宜威

司法委員會

- 委員長 董康

地方重要職員

- 河北省長 高凌霨
- 山西省長 蘇體仁
- 山東省長 馬良
- 河南省長(署理) 蕭耀臣
- 北京特別市長 余晉蘇
- 天津特別市長 潘毓桂
- 濟南市長 朱之丹
- 青島市長 柏琪
- 芝罘市長 張他南

支那事變記

臨時政府顧問

- 行政 湯澤三千男
- 法制 大達 茂雄

二 中華民國維新政府

我が軍の支方面に於ける作戦進展に伴ひ、各地の自治團體の間に中支政權を要する聲漸く高まり、之と共にかねて在上海有力支那人の間に進められつゝあつた新政權樹立の計畫は進展し、遂に三月廿八日南京國民政府大禮堂に於て中華民國維新政府として成立式典を舉行するに至つた。

同政府は日・滿・支の提携、共產黨排撃を旗印とし東亞和平の再現を期すると共に、地域的に接壤せる漢口政權の死命を制し、今日尚ほ其の壓制下にある中南支一帯にも更生支那建設の喜びを分たんとする理想を以て闡明したものである。而して新政府の五色旗の下に發表せる成立宣言、政綱、對外聲明、政府組織大綱、各部官制通則、省區に特別市政府組織大綱、政府陣容は左の如くである。近年百政腐敗し群小朝に滿ち外交を諂ふこと益々多くして敗報懸々かずして戦を作さしめ軍備無くして空言を待む。營に民命を犠牲となし國家を賄物と爲すに止まらず、遂に神州を藩屏に陥れ、京邑を廢墟と化し萬國に懼無く四民業を失ふに至る。國に當る者師を喪ふこと益々多くして敗報懸々類りなり。失地益々多くして擄取愈々甚だし。併も未だ一事を擧げて以て過を省み、一言を出して以て己を罪せるものあるを聞かず、俾士政策は自殺に等しく容共政策は寇を招くに同じ。是れ中國有史以來唯一の惡政府にして

其の居心行事は蓋し策約も爲すを肯んぜず、關戰も及ばざる所なり。現任四川に一時の安逸を求め、湖北、湖南に潛伏すると雖も、只徒らに呼號するを以て自ら憚むのみにして既に統御の力を失へり。吾人等義憤措く能はず、急に起ちて亡を救ひ禍を除きて新を布き民と共に更始せんとす。爰に三月二十八日南京首都に中華民國新政府を重建す。其の唯一の使命は即ち鎮守主權を戰前状態に復現し隣邦と權相折衝して救難に歸し、勉めて國人をして戰禍の苦みを免れしめ、同種をして兄弟相争ふ事なからしめ、吾國舊有の道德に基き東亞の平和を確立し、更に歐米列國と聯絡を保持するにあり。維新政府の成立は蘇江等の省の事實に根據し、其の性質は暫定的のものにして臨時政府とは始めより對立の心なし。將來中央所管の事項と不可分のものは臨時政府により商酌辦理す。且つ津浦、關海兩路の交通恢復せる後ば臨時政府と合併すべし蓋し同人等は常に國內に對立的兩政府あるを思はざるものなり。秩序を恢復せしむることは目下最緊の急務なり。謹んで常に群力を集合し逐一進行し、以て老父母子弟兄弟をして各常業に安んじ漸次に生計を復さしむべし。人民の爲めに兵災を減少せしむるは即ち國家の爲めに元氣を培養する所以なり。之を醫療に譬ふれば先づ治療を先とし病既に除かるゝを待ちて後徐ろに養生を圖るべし。敢て治理を空談し富強を豪語し以て困苦九死一生の民衆を取かんとするものに非ざるなり。荆襄地に逼り烽火天に滿つ、祖國を灰燼と化し窮民を擄殘せしめたる後に於ては功を表はすこと易からず、又着手最も難きこと明かなり。唯各知能を盡し我が使命を全うし初志を貫徹すべきことを天民と共に誓ふものなり。茲に敢て民衆に告ぐ。

政綱 一、三種分立の憲政制度を實行し一黨專制を消滅す。

- 二、極力共產主義を防護し、赤化の危險を東亞に及ばしめず、以て國本を定め亂源を消す。
- 三、外交は平等を原則とし、國權を喪失せざることを主旨とし、世界の狀態に應じて東洋平和を謀り、聯盟各國との永久的睦誼を確保す。
- 四、各省災區の難民は原地歸還の方法を講じ本來の業務に服せしむ、戰場とならざりし地方に於ても保安組織を設け、匪賊討伐、地方肅清を圖る。
- 五、失業救済、資源開發、工業振興、農産物改善等は國家指導の下に廣く國外の資本を仰ぎ、更に極力友邦との經濟提携を謀る。
- 六、既成の商工業及び金融組織を助成して穩健なる發達を謀り、國富を増加す。
- 七、中國固有の道德文化に基き世界の科學知識を吸收し、以て理智精神、體力強健の國民を養成し、從來の權激なる教育、淺薄なる學説は根本的に廓清す。
- 八、財政は收支の按排を計り、人民の負擔を輕減し、冗費を節減し以て全國の福利を増進す、從前の不急の事業、苛酷なる課税にして人民に害あるものは悉て之を除去す。
- 九、人材を登用し、學識あるものをして十分に國家の爲めに力を盡さしめ、言論を公開し、國人をして隨時政治を批評せしむ。
- 十、官吏の綱紀紊亂を懲懲し、賞罰を勵行し、行政機構を改革し、以て吏治を肅正す。

對外聲明 本政府は各國の正當なる權益に就いては國際法の原則及び國際上の先例によつて之を尊重するが、但し本政府成立後所謂前國民政府及び各省政

府が各國と條約を結ぶことある場合は本政府は之を認めず匪に之によつて生ずる義務は本政府は之が責任を負はず。

政府組織大綱

- 第一條 中華民國維新政府は中華民國の治權を總攬す。
 - 第二條 中華民國維新政府は左に列する三院を以て之を組織す。
 - 一、行政院二、法制院三、司法院
 - 第三條 行政院、法制院、司法院には各院長一人、副院長一人を設く。
 - 第四條 行政院は中華民國維新政府の最高行政機關と爲す。
 - 第五條 行政院は左に列する各部を以て之を組織す。
 - 一、外交部二、内政部三、綏靖部四、財政部五、教育部六、實業部七、交通部
- 部の設置は政務繁簡の情形に因り裁併増減することを得。
- 第六條 行政院内に左に列する各廳局を置く。
 - 一、秘書廳二、銓敘局三、考試局四、統計局五、典禮局六、印鑄局七、僑務局
 - 第七條 行政院には議政委員會を設け常務委員三人を置き政務必要の時を視て委員會を召集す、行政、法制、司法院長、副院長及び行政院各部部長は當然委員となす、其の組織は別に之を定む。
 - 第八條 法制院は國會未成立前に於て法律案、豫算案、大政案、軍機案、媾和案を議決す。
 - 第九條 法制院には法制委員四十人乃至六十人を設け會議の時には院長を以て主席と爲す。

第十條 司法院は全國の最高審判機關と爲す、司法行政部を設け行政審判事項に關しては行政院を設く。

第十一條 本大綱は公布の日より施行す。

各部官制通則

- 第一條 各部には部長一人を設け部務を總攬し所屬職員を監督す。
 - 第二條 各部には次長二人を設け部長の命を承け部内の政務、常務に分けて處理す。
 - 第三條 各部には參事四人を設け部の法令及び單行規則を審議提議す。
 - 第四條 各部には司長四人乃至六人を設く部務の繁簡を視て部令を以て之を定む。
 - 第五條 各部司毎に科長二人乃至四人を設け科毎に科員九人乃至十五人を設く、事務の繁簡を視て部令を以て之を定む。
 - 第六條 各部の職員數は官制あるものを除き其の變更増減は各部長官より議政委員會に提出すべきものとす。
 - 第七條 部と部との間に解決すること能はざる權限或は爭執は議政委員會より之を定む。
 - 第八條 本通則は公布の日より施行す。
- 省政府組織大綱
- 第一條 省政府は中央政府の委任を受け省の行政區域内に於て該省地方政府の最高機關と爲す。
 - 第二條 省政府は中央政府の法令に抵觸せざる範圍内に於て省行政事項に對し省令を設し、省單行條例及び規定することを得、但し人民の自由を制限

し人民の負擔を増加するものに關しては中央政府の認可を経るに非ざれば施行することを得ず。

第三條 省政府は所屬各機關の命令或は處分に對し法令に違背し權限を越え或は其の他不當の情形と認むるときは之を停止或は撤消することを得。

第四條 省政府には省長一人を設け全省の政務を總攬し所屬職員を監督す。

第五條 省政府には左に列する各廳を置く

- 一、民政廳
- 二、財政廳
- 三、教育廳
- 四、建設廳
- 五、實業廳
- 六、秘書廳

第六條 省政府各廳には廳長一人を置き省長の命を受け廳務を總理す。

第七條 廳の官制は別に之を定む。

第八條 本大綱は公布の日より施行す。

特別市政府組織大綱

第一條 特別市政府は行政院に直屬す。

第二條 特別市政府は法令に依つて本市政務を掌理し所屬機關及び自治團體を監督することを得。

第三條 特別市政府は法令に抵觸せざる範圍内に於て市令を發布し市單行規則を制定することを得。

第四條 特別市には市長一人を設け市政を總攬し所屬職員を監督す。

第五條 特別市政府には左に列する各局を設け局長一人を置く。

- 一、社會局
- 二、公安局
- 三、財政局
- 四、工務局
- 五、教育局
- 六、衛生局
- 七、土地局
- 八、公用局
- 九、港務局

以上各局は社會、公安、財政、工務四局の必設局を除くほか其の他の各局

は市政を視て必要あらば酌量増設することを得。

第六條 特別市政府には秘書廳を設け一人は文書、庶務及び各局に屬せざる事項を掌理す。

第七條 特別市政府には參事二人を設け市令及び單行法規を審議擧げす。

第八條 市政府は事務上の必要により専門技術人員を聘用することを得。

第九條 本大綱は公布の日より施行す。

地方行政機構

維新政府の行政機構は次の如く決定された。

一、江蘇、安徽、浙江三省に省政府を置く、省政府所在地は江蘇省政府は蘇州、浙江省は杭州、安徽省政府は未定

一、省政府は省長の下に(一)建設(二)教育(三)民政(四)財政の四局長を置く

一、省を數道に分ち道に道尹を置く

一、道を數縣に分ち各縣に縣知事を置く

一、縣を鄉又は村に分ち各郷村に其の長を置く

一、上海市は行政院直轄とし南京は當分内政部管轄の下にそれら、特別政府及び市長の名稱を廢し上海又は南京市政公署及び上海又は南京市政公署の名稱を用ふ。而して兩市政公署の組織は(一)財政(二)社會(三)警察(四)衛生(五)工務(六)公用(道路及び交通關係)の六局制とす、上海にはこの外に將來港務局を置く

華中鐵道公司

新政權下に於ける最初の合辦事業として華中鐵道股份有限公司は四月八日上海に於て創立總會を開いた。支那側よりは實業部長王子恩氏等、日本側よりは原田少將等出席、次で總會議事に入り左の定款を決定、役員には常務取締役、饒谷光興、白石元治郎、袁乃寬の三氏當選、社長、副社長は當分の間缺員のまゝとすることに決定した

第一章 總 則

第一條 本會社は華中鐵道股份有限公司と稱す。

第二條 本會社は中支那地方に於て鐵道營業並に之に附帶する業務を營むを以て目的とす。

第三條 本會社の資本は一千萬圓とす。

第四條 本會社は本店を上海に置く。

第五條 (略)

第二章 株 式

第六條 本會社の資本は之を二十萬株に分ち一株の金額を五十圓とす。

第七條 本會社は額面以上の價額を以て株式を發行する事を得。

第八條 本會社の株券は記名式とし一株券十株券百株券千株券の四類とす。

第九條 株券拂込は一株につき第一回を十二圓五十錢とし第二回以後の金額、期日及び方法は取締役會の決議を以て之を定む。(以下中略)

第三章 株式總會

第十七條 本會社の定時株主總會は毎月、臨時株主總會は必要ある毎に社長

支那事變記

之を招集す。

第十八條 株主總會の議長は社長を任す。

第十九條 各株主の議決權は一株につき一個とす、但し二株以上は二株増す毎に一圓を加ふ。(以下中略)

第四章 役 員

第二十二條 本會社の役員は取締役三人以上、監査役二人以内とす。

第二十三條 取締役及び監査役は百株以上の有する株主中より株主總會に於て之を選任す。

第二十四條 取締役の任期は三年監査役の任期は一年とす、但し任期中の最終決算期に關する定時株主總會の終結前に任満了すべきときは其の總會の終結に至る迄之を延長する事を得。

第二十五條 本會社は株主總會の決議を以て社長一人、副社長一人常務取締役二人を置くことを得(以下中略)。

第二十九條 本會社は取締役會の決議を以て技術及び顧問を置く事を得。

第五章 計 算

第三十條 本會社の營業期間は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

第三十一條 本會社の利益金は毎營業年限度に於ける剰餘金より總捐金を控除したる剰餘とす。

第三十三條 本會社の利益金は左の方法により處分す。

- 一、法定積立金(利益金の百分の十以上)
- 二、従業員退職積立金、(利益金の百分の一以上)

- 三、投資實與金（利益金の百分の五以上）
- 四、利益金に前朝繰越金を加へたる金額より前三項の金額を引去りたる残額は之を株主に配當し又は特別積立金とし或は後期繰越金とす（以下略）

維新政府重要職員

- 行政院長 梁鴻志
- 外交部長 陳彝
- 同次長 廉隅
- 内政部長 陳群
- 同次長 夏奇峰
- 綏靖部長代理 任援道
- 同次長 任援道
- 財政部長 陳錦濤
- 同次長 嚴家熾
- 教育部長 陳則民
- 同次長 唯法然
- 交通部長 江洪杰
- 同次長 任傅榜
- 同次長 胡勛泰
- 實業部長 王子恩
- 同次長 沈能毅
- 司法行政部長 許修直

- 宣傳局長 溫宗堯
- 行政院秘書長 吳用威
- 江蘇省長 陳則民
- 安徽省長 倪道煊
- 浙江省長 汪瑞蘭
- 南京市政公署督辦 任援道
- 上海市督辦 蘇麟文
- 杭州市長 何璣

兩政府合流問題

臨時政府及び維新兩政府合流問題に關する重大協議は中支維新政府代表の行政院長梁鴻志、財政部長陳錦濤、綏靖部次長任援道の三氏が四月三日大連から飛行機で入京するを待つて四、五の兩日北京臨時政府の所在地たる外交大樓に於て開催された。即ち維新政府代表の三氏は四日正式に臨時政府を訪問、北京臨時政府行政委員長王克敏、議政委員長湯爾和、司法委員長董康、行政部治安部總長齊燮元、振濟部總長王揖唐、法制部總長宋深氏等首腦部と會見後會議室に於て兩首腦者膝を突合せて中國の統一的中央政府實現に對する歴史的の會議を始め先づ梁鴻志氏は維新政府成立の經過を詳細説明して、長江一帯の支那の現状を見るに忍びずして同志相繼起して民衆生活の再檢討、將政權の打倒、友邦日本との強き提携の旗印を掲げて暫定的に政權を樹立するに至つた精神を述べた。次いで王克敏氏は中國臨時政府を代表し同政府成立以來四ヶ月に亘る政治の内容と治安、教育、財政、産業各方面に亘る治政の現状を述べ、願いて核心たる合流問題に入り、支那の正しい再建と其の指導精神に關して兩者の間

熱烈にして率直なる意見の交換があり、維新政府が既に其の成立宣言に於て闡明したる通り津浦、隴海兩鐵路が完全に南北から結ばれて北支、中支の兩地域の現状の如き杜絕状態が全く解消したる頃を以て兩政權合流の適當なる時機とする。ことに兩者の意見は完全に一致し、斯くて中國全體に號令すべき新中央政府成立への基礎的條件は全く成熟するに至つた。合流の具體的方法に關しては、兩政權ともに更に今後調査研究の上改めて協議することとし、取敢へず暫定的辦法として中支方面に於ける中央所管の行政處理辦法に就いて協議を行つたが、中支維新政府から代表者を北京に派遣し、今後續けて之が打合せを進めることとして第一次會見を終り、梁氏は同六日飛行機で上海歸還の途に就いた。前記合流問題及び行政處理辦法に對する兩者の諒解事項は左の如し。

- 一、合流問題（イ）合流は津浦、隴海兩鐵道の南北よりの連絡完成したる後適當なる時機を見て實現する（ロ）合流問題の將來に於ける圓滿な實現を計る爲め兩政權とも合流に障害となるべき事項は之を嚴重戒める（ハ）合流の時機に具體的方法を打合せる爲め中支維新政府から適當なる代表者を北京に常駐せしめ、臨時政府と具體的協議を遂げる。
- 一、外交問題 外交政策は其の性質に鑑みて北京政府に於て主權統一して外交を遂行する、従つて中支維新政府は外交問題發生毎に北京臨時政府に逐一報告する。
- 一、關稅問題 關稅政策も全體に統一を要するが故に北京臨時政府の方針に合致して遂行する、而して現在關稅問題の解決を交渉中なる爲め北京臨時政府は之を政費に充當せず、現在正金銀行に貯金し外債擔保額の償還比率及び關稅賠償金の所管決定を待つて居るが、中支維新政府の國際信義の爲

め取敢へず此の方法を採り問題解決まで政費の財源にしないこと、但し關稅率は北京政府の方針と共に統一的に之を行ふ。

- 一、財政問題 中支維新政府の財政状態は基礎確立してゐないから關稅たるべき鹽稅に統稅の收入は暫定的に中支維新政府の政費として財源に充てることとする従つて中支維新政府にも北支同體鹽稅公署を設立することを許すが、鹽稅收入額は正確に北京臨時政府に報告する、統稅は現在洋灰、麥粉、麵粉、麵粉、麵粉等の諸稅であるが、之を暫定的に中支地方の稅收は維新政府の收入とする、但し稅收の方法として生産地若しくは消費地の何れで行ふかは今後改めて協議する。
 - 一、金融通貨問題 金融通貨を統一する爲め北京の中國聯合準備銀行の夫れを漸次中支にも浸透せしむることとし、中支には同一のものを設置せず當分舊法幣を流通せしめる。
 - 一、教育問題 將政權の黨化排日教育は之を嚴重清算して教科書の改訂其他によつて教育の新しい復興を計る爲め兩政權とも一致して此の政策に進ずる。
- 臨時政府行政委員長王克敏氏は四月二十八日飛行機にて上海に到着し、同卅日維新政府辦公處に於て行政院長梁鴻志氏と會見し、先の梁鴻志の北支訪問に對し答禮の意を表すると共に兩政府の合流問題に就き協議の結果、左の原則的協定の成立を見た。
- 一 津浦隴海兩鐵道の交通恢復せる後維新政府は臨時政府に合併する事
 - 一 形式
 - 一 兩政府同格に於て合流する形式に依るか臨時政府が維新政府を吸収す

- る形式に依るかは今後兩政府間に協議を遂げること
- 口 合流後臨時政府は中央政府の所管に属すべき軍事、外交、財政及び關稅、鹽稅、統稅其他の國稅行政並に教育行政等を統轄すること
- ハ 中南支には其政治的經濟的特殊性に鑑み地域的統治形態を存置する事
- 一 準備機關
 - 合流に關する一切の事項を協議決定するため兩政府間に協同委員會を設置すべき場所（北京又は上海）に就いては更に協議の上決定すること
 - 更に關稅、鹽稅、統稅等の國稅收入の處理に關しては左の如く協定された。
- 一 關稅收入處理に關する日英協定を履行し夫々前月の實績に應じ各海關收入の内から外債負擔額を支拂ひ殘餘は兩政府に於て夫々行政費に充當すること
- 一 鹽稅收入は夫々兩政府の自由處置に任ずること
- 一 統稅は從來通り出廠稅として消費地に於ては徵稅せず、一方の政府の統轄地域に於て生産され、從つて同地で統稅徵收の上地方の政府の統轄地域に於て消費される物品に對する統稅收入は夫々兩政府間に等分すること、但し同一の統轄地域に於て生産される物品に對する統稅收入は當該政府の自由處置に委すこと

上海海關の接收

二月以來上海海關問題に關しクレギーイギリス大使と我が畑内次官との間に折衝が行はれつゝあたつが、五月二日の會見に於て双方の最後の意見一致し、畑内次官より英國側對して帝國政府の措置案を通報せるに對して英國側

- として異議なき旨の書書を傳達して同問題を圓滿に解決し、三日帝國政府よりその經過及び内容を發表したが、之と共に維新政府は五月六日上海海關監督李傑甫氏をして上海海關長ロフオード氏と會見せしめた上、南氏を改めて上海海關長に任命し、且つ上海海關事務に關しては一切維新政府の命令に服すべき旨を申渡したに對し、ロフオード氏は之に従ふべき旨を答へたので、李海關監督は更に改めて
 - 一、外債、團匪賠償金その他の支拂は總て日英間の取極めに從ひ行ふべきこと
 - 二、上海海關所要經費並に外債擔保及び團匪賠償金を支拂ひたる剩餘金は維新政府の命令により之を處理すべきこと
 - 三、稅關の稅率、稅則並に日支問題に關しては一切維新政府の命令に從ふべきこと
 - 四、上海海關屋上には維新政府の國旗たる五色旗を掲揚すべきこと
- を通告したるに對しロフオード氏は何れも異議なく之を履行すべき旨を答へ、茲に上海海關は維新政府によつて接收されるに至つた。

關稅改正

臨時政府は北支海關の接收後民國廿七年一月廿二日應急的に關稅二百五十四品目に對し改正を行つたが、更に中支の維新政府の成立に伴ひ、同政府及び關列國との關係に鑑み、兩政府に於て統一あり且つ時勢に適切なる新關稅を實施すべき必要に迫られた爲め兩政府當局の間に接衝の結果、現行關稅體制に根本的變改を行ひ五月三十一日兩政府よりそれぞれ發表され六月一日より實施さ

れた。

兩政府命令

- 第一條 このに民國廿七年中華民國輸入稅則を訂正公布し民國廿七年六月一日よりこれを實施す
- 第二條 民國廿二年中華民國輸出稅則に改正を加へ民國廿七年六月一日よりこれを實施す
- 第三條 從來の輸入附加稅は徵收を停止し新たに災區救済のため稅額百分の五の賑災附加稅を課す
- 第四條 本令に抵觸せざる從來の海關諸規則は特に命令なき限り引續き有効となす
- 付則（一）滿洲國及び關東州仕向輸出せられる土産物については輸出稅を課す（二）滿洲國及び關東州より仕出輸入せられる物品については輸入稅を課す

新稅率の要點

- 一、一月二十二日の北支政權による改正稅率中輸出稅率十五種をその徵收入れた點
 - 一、同改正稅率中の輸入稅率六十種目中トタン板、農具、硝安、ガソリン、人造絹糸、鮮魚、鹽鮭、茶、柑橘等の復興材料及び支那農民の生活必需品二十種目をそのまゝ收入れた點
 - 一、重量單位をメートル制とした點
 - 一、品種別の配列を若干入れ替へた點
- 從つて一九三二年の國定稅率を殆どそのまゝ踏襲したと言つても大過なく新

稅率の根幹をなす輸入稅率を大別して見ると五〇%、四五%、四〇%、三五%、三〇%、二五%、二〇%、一五%、一二・五%、一〇%、七・五%、五%の十二等級から成り五割程度の高率稅率を課せられるものは洋酒、日本酒各種鹽草等の鹽澤品、四割五分程度は高級衣服類、四割程度は陶磁器、革製品、象牙製品、金銀器、毛織、敷物等の裝飾品で復興材料、食料品等は五分から二割程度の低率となり書籍、地圖、定期刊行物、動物性肥料等は免稅品となつてゐる。

臨時政府聲明 本政府は一月廿二日付布告を以つて荒廢地の復興及び民衆の救済並に産業復興のため小數品目につき輸入稅及び輸出稅の減免をなせり、該改正は北支事應より見て差し追つて絕對必要な最少限度の改廢をなしたるものなるが今や北支において荒廢地の復興及び民衆救済のため並に産業復興の爲更に合理的なる關稅率を制定する必要があるのみならず中支においても同様なる必要あり、かつ北支と中北との關稅率を調整するをもつて本政府は維新政府と協議の上左記の改正を行ひ六月一日より各海關に實施するとせり

- 一、輸入稅は新に制定せる輸入稅率による同稅則は特に民國十九年十二月廿九日公布の稅則のメートル制に換算するものによりたるも去る一月廿二日の布告により減免せる品目中復興及び救済のため特に必要なものにつき減免せられたる稅率を撤廢し稅率表中に記載せり
- 二、轉口稅は上海方面において昨年十月一日改正實施せるも天津方面においては未だこれを實施せざりしものなるが、同地方の轉口稅率に差異あるは差額徵收等の問題を生じ面白からざるにつき天津等の北支海關においては本政府の命令により上海において六月一日現在實施しある稅率と同一の稅率を

實施せしめることとせり

三、輸出税率は去る一月廿二日付布告第三條申項により改正せられたるものをそのまゝ引續き實施し上海方面その他においては一月廿二日の改正を未だ實施しあらざりしも六月一日よりこれを實施す

四、一月廿二日布告第一條滿洲輸出入品の取扱收入及び第二號收入附加税に代る被災附加税の徴收は引續き有効とし、その他の現行海關規則も亦特に改正の命令なき限り引續き有効にして各海關をしてこれに準據して處理せしむ

抑々關稅は國家收入の大宗たるのみならず通商産業上にも重大なる關係を有するものなるをもつてこれが爲には中國經濟の基礎確立を俟ちかすに時日をもつて慎重周到なる研究をなすを要す、しかれども現行の民國廿三年輸入税率と去る一月廿二日に改正せられたるものをそのまゝ長期にわたり持續するは中國の經濟的復興を促進する所以にあらず、よつてこゝに輸入税に關しては比較的公正かつ安當なる民國十九年の輸入税率を基礎とし、これに一月廿二日改正の一部を加味したるものなり、輸出税及び轉口税についても輸出及び移出の促進は經濟復興のため重要なもこれまた慎重周到なる研究を要するをもつて差當り前記の處置を決定せる次第なり、即ち本政府は今後共引續き關稅政策の合理化に向つて努力すべきも關稅率をしばしば變更するは通商及び産業安定に害あるをもつて今後次第に安定し慎重周到なる研究を完了するまで今次改正せるところを變更せざる所存なり、なほ今次改正により輸入税は極端なる高率關稅は概ね除去せられたるを以て不正貿易は當然減少すべしと信するも若し關稅通關の不正行為をなすものあらば本政府は正

常貿易の保護及びこれが確保のため嚴重なる處置をもつて取締るべく友邦諸國も新政府の右努力に協力せられんことを希望す

維新政府聲明 惟ふに關稅は國家收入の大宗たるのみならず通商産業上にも重大緊密なる關係を有す現行關稅率は中國の産業經濟並びに國民生活の現狀に照し不合理または不適當と認めらるゝものあり、すでに北支においては去る一月廿二日付臨時政府布告をもつて應急的措置として少數品目につき輸出入税の減免を實施したるが今や中支においても更に合理的なる關稅率を制定するの必要あり、且つ北支と中支との税率を調整するの要あるをもつて本政府は臨時政府と協議の上六月一日より新税率を實施することとせり、改正の要點は左の如し

一、輸入税は新たに制定公布せる輸入税率による同稅則は概ね民國十九年十二月廿九日公布の稅則をメートル制に換算せるものによりたるも臨時政府において去る一月廿二日の布告により減免せる品目中復興及び救済のためとくに必要なるものについては中支においても右減免せられたる税率の据置を安當と認めこれを採用實施することとせり

二、輸出税は現行稅則によるも荒廢地の産業復興に必要な輸出の促進をはかるためさきに臨時政府において減免せる主要なる輸出品若干については中支においても同様の見地より北支と同一の改正税率を實施することとせり

三、轉口税は客年十月一日改正せるものを引續き實施す北支の海關においては從來右改正税率を實施せざりしも今回中支と同一の税率を實施することとなれり

四、從來の輸入付加税はこれが徴收を停止することとせりも新たに災區救済

のため被災付加税を徴收すその他現行海關規則はとくに改正の命令なき限り引續き有効にして海關をしてこれに準據して處理せしむ今次の改正は以上の説明にて明かなる如く庶民救済荒廢地經濟復興を目的とし兼て一般産業貿易の振興を期せんとするものにして一般諸國に對しても何等差別的取扱をなすものにあらず、從つて輸入税に關しては比較的公平且つ安當なる民國十九年公布の税率を基礎としこれに復興救済のため必要なる少數品目につきさきに北支の改正せる品目の一部を加味せるものを採用せり輸出税及び轉口税については今後更に慎重なる研究を遂げることとし差當り前記の如き措置を決定せり

なほ事變發生以來蘇州河北の租界及浦東等における上海海關の機能は半ば停止の状態なりしが本政府は日本政府と協議により本件稅則改正と同時に同方面における海關機能完全に恢復し稅收の確保を全からしむることを得たる次第なり

我が外務當局談 今般中華民國臨時政府に維新政府は新輸出入稅則並に轉口稅則を制定し六月一日よりこれを實施する旨發表したが、新稅則の要點は次の諸點である。

(イ) 新輸入税率は原則として一九三一年一月一日より實施の稅則を「メートル」制に換算せるものを採用しこれに去る一月廿日中華民國臨時政府の公布せる改正税率の一部(廿品目)を据置きたるものを北支中支を通じ統一的に實施することとせること

(ロ) 新輸出税率は去る一月廿日中華民國臨時政府の公布せるものをその儘上海方面にも實施することとせること

(ハ) 新轉口税率は客年十月一日以降上海方面において改正實施せるものを北支方面にも實施することとせること

先づ新輸入税率の標準となつた一九三一年の輸入税率は國民政府が一九二九年列國によつて承認せられたる關稅自由權に基いて制定した最初の國定税率であつてわが對支輸出品に對する税率も大體適當なものであつた、その後國民政府は一九三三年及び三四年等の關稅改正に當り主として稅收増加の目的上相當範圍の税率引上を行ふと共に右日支關稅協定の期間満了を口實に或種品に對して不當に高率な輸入税を課してこれが輸入の防遏を圖つたが右排日關稅の撤廢方に關して帝國政府は國民政府に對し屢々交渉を行つたことは衆知の點である

今回臨時及び維新兩政府が以上の様な不都合な税率を全廢し一般的に税率の低い且排日的税率を含まない一九三一年の税率を採用したことはわが國に取つても諸外國にとつても歡迎に應ずるものと認められる、勿論數年前の税率を復舊するものであるから最近の情勢に適應しない憾なしとはいへ、關稅改正の如きは十分の日時と慎重な研究を要する問題であるから支那事變も未だ終結せず從つてまた中國の經濟の基礎も十分確立してゐない今日としては右は蓋し已むを得ない處置と言はざるを得ないであらう、なほ新税率中には去る一月廿二日以來臨時政府が民衆救済及び復興の目的を以て北支方面において實施してゐる約六十品目の改正税率中約二十品目を選んでこれを存置してゐるが、これまたその性質上時宜を得た措置と認められる

次に輸出税率は去る一月廿二日以來臨時政府が實施してゐる輸出税率をそのまゝ採用した轉口税率は客年十月一日以來上海方面において實施され來つ

たものを採用したがこれ等は共に支那關稅統一上尤もな障礙であるといはねばならぬ
要するに今回の稅率改正は一般的に見て稅率の引下げであり且邦品防衛を目的とするが如き稅率を撤廢したものであるからわが國にとつてもまた諸外國に對しても大體穩當な改正であるといはねばならぬ、また支那關稅制度が臨時及び維新兩政府の緊密な提携によつて再び確固たる統一の下に持來されたことは新支那の將來のため眞に慶賀に堪へぬ次第である

(三) 蒙疆委員會

察南自治政府

察哈爾省政府は民國廿六年八月二十四日省政府主席劉汝明等の進言により潰滅せる省內十縣の治安維持のため同廿八日治安維持會が成立したが、九月三日各界代表參集して國民政府より分離獨立して察南自治政府を創立することを決議し、翌四日新政府の成立式が舉げられると共に左の宣言が發表せられた。
宣言 茲に察南自治政府の成立に當り察哈爾地方二百萬民衆に告ぐ。由來察哈爾の地は僻處に位し中國四千年の歴史を以てすと雖も德治及ばず、文化に浴せざること既に久しきものあり、特に最近爲政者は羊頭狗肉の策を講じ、美名に隠れて民衆を侮欺し、軍閥又專制を以て相區み、苛歛誅求をこととせり。之が爲め人民は流離の苦しみに沈淪し社會の道徳廢頹せり。故に志ある者は心に密に軍閥政權と絶縁し、以て察哈爾省は察哈爾民の手により自治することの最も適當なるを思ひ、其の時期の到來せんことを待望せり。然るに

今次河北に起りたる事變により地方軍閥相次いで潰滅し、民生漸く繁榮の緒に就かんとす。機運すべからず、察哈爾省民衆の起つべき秋は今なり。即ち多年の要隘に從ひ東洋獨特の信義に立脚して政治の公明を期せざるべからず。即ち自衛の組織を完備して清郷を行ひ盜匪の横行を防止し民心を安定せしめ、進んで教育を改善し産業を振興して民衆の生活を向上せしむる我等の任務は極めて重大なりといふべし。本委員等は茲に民衆の輿望に基き委員會の推薦を受け新政權を樹立し、初志の自治を實施して、地方人民の福利増進に邁進せんことを期す。省民各位は本總旨を理解し政府の命を遵守し流言に惑はされることなく、安んじて其の業に就くべし。爾今何國人たるを問はず萬邦協和して、省民自治を完成し省内の平和に貢獻せんことを期すべし。茲に聲明す。

政府組織最高委員

杜 運 宇
于 品 卿

同政府の重要職員左の如し

最高委員 杜 運 宇 (財政金融委員)

同 于 品 卿 (交通委員)

同 陳 王 錕

晋北自治政府

山西省大同地方は民國廿六年九月十三日の我が軍の同地白鎮の翌日晋北治安維持會が同地に於て成立したが次で十月十五日同地方十三縣を包含する區域を以て晋北自治政府樹立され同日聲明書と共に新政府組織法が公布された。

晋北自治政府組織法

- 第一條 晋北自治政府は晋北地方人民の總意により成立す。
 - 第二條 晋北自治政府に最高顧問一、最高委員一及び委員二を置く。最高委員は政務を總理し政府組織各機關を統轄す、重要政務は最高顧問、最高委員及び委員の協議を経て之を行ふ。
 - 第三條 晋北自治政府に左の機關を置く、官房、民政廳、財政廳、公安廳
 - 第四條 各廳に顧問及び廳長各一を置く、廳長は最高委員の命を受けて各廳の事務を管理し其の所屬職員を監督す。
 - 第五條 官房は官印を保管、文書、人事、經理其他政府の機密に關する事項を管理す。
 - 第六條 民政廳は地方行政、教育、禮俗、土地、土木、地方産業に關する事項を管理す。
 - 第七條 財政廳は租稅、公債、金融、官業及び重要産業に關する事項を管理す。
 - 第八條 公安廳は警務及び司法に關する事項を管理す。
 - 第九條 官房及び各廳の組織條例は別に之を定む。
 - 第十條 本組織法は公布の日より之を施行す。
- 政府區域は山西省北部の内外長城線に圍まれたる大同、陽高、天鎮、廣靈、靈邱、渾源、懷仁、應州、朔州、左雲、右玉、平魯、山陰の十三縣である。最高委員には大同出身の劉望家葛燕氏が就任した。

蒙古聯盟自治政府

蒙古聯盟自治政府は昭和十二年十月廿七日綏遠城に於て開かれた蒙古大會により樹立が決定せられたが同日左の組織大綱が通過した。

組織大綱

- 第一條 蒙古聯盟自治政府の主權者を主席となす、主席は蒙古大會により選舉高重にして且つ蒙古復興運動に大なる功勞あるものを推任す、主席は蒙古聯盟自治政府の主權者となす、主席事故ある時は副主席之を代行す。
- 第二條 蒙古聯盟自治政府は蒙古固有の疆土を以て領域とし暫く烏蘭察布盟、錫林郭勒盟、伊克昭盟及び厚和、包頭兩市を以てその統治區域となす
- 第三條 蒙古聯盟自治政府は共產防止、民族協和の施政基本となる生、聚、教、興、養、徳の六字を以て施政綱領をなす。
- 第四條 蒙古聯盟自治政府の旗章を藍地左上角に紅黃、白綠列とす。
- 第五條 蒙古聯盟自治政府は成吉思汗紀元を以て年號と爲す。
- 第六條 蒙古聯盟自治政府を厚和に置く。
- 第七條 蒙古聯盟自治政府その所屬地方機關の權限は均衡の原則に基き別に法律を以て之を定む。
- 第八條 蒙古聯盟自治政府の組織法は別に之を定む。

蒙古聯盟自治政府は同日主席に雲王、副主席に德王を推して即日成立し、德王は左の宣言文を朗讀した

宣言 蒙古はもと元朝の後裔にして、偉大なる歴史を保有し、明代に至り朝北に退去せりと雖も、なほ且つ對等の地位を確保せり。清朝の初に及びては更

に分藩兄弟の國となると雖もその固有の土地人民主權は毫も失はるゝ所なし。しかして民國成立するや、五族協和を標榜稱呼せるに計らざりき廿餘年來わが國をもつて外府となしこれに省權を設け土地は瓜分し、主權を侵蝕して刺すところなく蒙古の生活日に窮窮を致し、盟旗の凋落日に甚だし。(中略)かつて昨春西烏珠穆沁において大會を開き、軍政府設置を決議し、並に蒙古軍を訓練し、外防共の努め内治安を圖り漸くその規模を備へるに至る。しかるに日支和を破るや事を構へてわれを攻むるに及びやむなくこゝに防衛の計をたて長城以北の故土を收復せり。これ實に天われに復蘇の良機を與へたるものといふべく、吾人の奮然興起して勇往邁進もつて更生を意圖せしゆあんなり。すなはち各盟旗王公、縣長官及び軍民代表を召集し、綏遠に蒙古大會を舉行して大義を求め、大會決議を経て太祖成吉思汗の保持せる諸民族抱擁、一致合作の大精神に則り即日蒙古聯盟自治政府を建設蒙古固有の疆土をもつて領域となす。かくて友邦との親睦を圖り、その堅持する東洋平和確立の大理想實現に協力すべし。政府主席に雲端旺楚克(雲王)副主席に德穆楚克(德王)を推舉し、即日蒙古聯盟自治政府の成立を宣言す。凡そわが全盟官民及び將士は舉つて一致擁護すべく願くはわが民族の補助支持により相共に人類和平に貢獻するを得ばたとに蒙古の榮華たるに止まらず全世界の光輝たるべし。

成吉思汗紀元七百三十二年十月廿八日

蒙古自治政府暫行組織法

蒙古聯盟自治政府は暫行組織法を制定し十二月八日之を公布した

第一條 蒙古聯盟自治政府は政務院及び總軍司令部を以て之を組織し主席之

を統轄す

第二條 主席は蒙古大會に於て之を推戴しその任期は五年とす、蒙古大會の組織權限に關しは別に之を定む

第三條 主席は蒙古聯盟統治に關し一切の責に任す

第四條 主席を輔佐し主席故障ある時之を代理せしめる爲め副主席を置く副主席は蒙古大會の議を経て主席之を任命す

第五條 政務院は諸般の業務を處理す政務院に院長を置く

第六條 總軍司令部は軍事に關する事項を整理す、總軍司令部に總司令を置く

第七條 主席の發する命令の中軍事に關しては總司令その他の命令に關しては院長之に副署す

第八條 政府に政務最高顧問及び軍事最高顧問を置く各最高顧問は主席を輔佐す

第九條 政府に參議を置く參議は政務に關し主席の諮問に應ず

第十條 蒙古聯盟自治政府各部及び地方公署の組織に關しては主席命令を以て別に之を定む

附 則

本組織法は成吉思汗紀元七百卅二年十二月一日より之を施行す

蒙古聯盟自治政府重要職員

- 主席 席 德 王
- 副主席 席 李 守 信
- 政務院長 席 陶 克 陶
- 總務廳部長 席 陶 克 陶

- 民生部長 特克志卜彦
- 財政部長 吉 璽 嘎 朗
- 保安部長 薩 諾 多 璽 布
- 畜產部長 鄂 璽 托 璽 札 布
- 總 司 令 李 守 信
- 參謀部長 烏 古 停
- 軍事部長 (未 定)
- 察哈爾盟長 卓 特 巴 札 布
- 錫林郭勒盟長 德 穆 楚 克 德 魯 布
- 烏蘭察布盟長 巴 寶 多 爾 濟
- 伊克昭盟長 沙 克 都 爾 札 布
- 巴彥達拉盟長 補 英 達 額
- 厚和特別市長 賈 乘 溫
- 包頭特別市長 劉 繼 廣

最初雲王が主席に選ばれたが三月廿四日死去せるにより德王に代つた。尙輔佐機關として政務最高顧問及び軍事最高顧問を置き、諮問機關として參議を置く、正副主席の下に政務院、及び總軍司令部を設け、地方機關としては盟廳、市公署を設く。

蒙疆聯合委員會

防共、民族共和、民生向上を標榜して、曩に南京政府の羈絆を離脱し、朔北七百萬民衆の總意に基き輝かしい新生の第一歩を踏み出した察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府は、利害得失を同うし、相輔する重要事項に關して各々其

の有する機能の一部を移譲し、緊密なる協調統制によつて共同目的を達成せんとして蒙疆聯合委員會の成立を見るに至つた。即ち廿六年十一月二十二日張家

口の察哈爾財政金融委員會會議室に於て政府代表間に劃期的調印が取交はされ即日左の如き協定文、宣言文及び聲明書が發表された。斯くて曩に日・獨・伊防共協定の成立を見、歐亞防共陣容は更に強化されたが、今又蒙疆防共協定の完成は極東防共陣容は有力なる一翼を増強するに至つた。

宣言 暴戾なる南京政府軍に軍閥の羈絆を脱し敢然起つて東亞永遠の平和確立の大旗を掲げ相次いで設立を見たる我が察南自治政府、晋北自治政府、蒙古聯盟自治政府は相互の善隣關係を促進し、各政府共同の時敵たる防共、民族協和並に民生向上の促進に向つて邁進するが爲め茲に相諮りて本日を期し蒙疆聯合委員會を設立し以て相互に利害休戚を同しうし、共に相輔する重要事項に關し緊密なる協調統制を加へ、以て各自政府の協力により蒙疆方面七百萬の人心の安定を圖り、本地方一帯をして明朗一點の曇り無き樂土たらしめんことを期す、聯合委員會の成立に當り右宣言す。

民國二十六年十一月二十二日

成吉思汗紀元七百三十二年十一月二十二日

蒙疆聯合委員會

協定全文 蒙古聯盟自治政府、察南自治政府、晋北自治政府は蒙疆方面に於て利害休戚を同しうし、若くは相輔する重要事項に關して緊密なる協調統制を加へるの必要と認めたるにより、茲に聯合委員會を構成するに決し左の通り協定を締結せり。

第一條 本聯合委員會は蒙疆聯合委員會と稱し、各政權に相輔して永久其大

なる産業、金融交通其の他必要なる重大事項に關し各政權の有する權能の一部を移譲せらるゝものとす。

第二條 聯合委員會は總務委員會及び産業金融、交通等の各専門委員會より成り各政權より暫派する委員及び必要なる職員を以て構成す。

第三條 總務委員長は聯合委員會を代表す。

第四條 聯合委員會に日本人最高顧問一名同參議及び顧問若干名を置く。

第五條 聯合委員會の決議は凡て關係委員會に最高顧問及び關係顧問の合議を要するものとす。

第六條 聯合委員會の指導統制に關する命令及び實行は聯合委員會の名に於て之を行ふ、各政權は其の執行に付き之を援助し若くは之を容易ならしむべき義務を分擔するものとす。

第七條 聯合委員會に要する經費は各政權の分擔とす。

第八條 聯合委員會は各政權の移譲により各政權の共有財産を管理し得るものとす。

第九條 各政權は合議を要するに非ざれば委員會を脱會することを得ず。

第十條 本協定は日文、漢文、蒙文、を以て各三通を作成し、條文の解釋に疑義を生じたる時は日文によるものとす。

加盟各政權の正當なる委任を受け茲に記名調印す。

咸吉思汗紀元七百三十二年十一月二十二日張家口に於て

蒙古聯合自治政府代表 卓圖巴札布
察南自治政府代表 于品卿
晉北自治政府代表 夏 蒸

聲明 本日茲に蒙疆聯合委員會の設立を見たるは、我が蒙疆七百萬同胞の爲め眞に慶賀に堪へず。人類は相寄り相結びて共存共榮以て社會の福祉を増進せざるべからず、然るに亞細亞の現状を見よ亞細亞民族は數千年の昔に於て既に文化漸進、而も精神文藝に於て世界に冠たるものありしも、最近西洋物質文明の侵蝕する所となり、思想の動搖を招來し爲めに天與の光明暗然たり。加ふるに經濟提携の好餌を以て侵略の野望を達せんとする列強あり。之と敵を通じて自己政權擁護に汲々たる軍閥官僚あり、南京政府及び之に屬する軍閥共兩黨の如きは正に其の一にして自ら墓穴を掘るの愚を演じつゝあり。彼等は國政を恣にして利を圖り、民福を犠牲にして軍に自己の保全に努め、上下沓々腐敗、墮落の極に達し、爲めに社會は暴崩の危きに陥れり。而も彼等は時勢を見るの鑑識なし。自己腐弊に陥り、大日本帝國に對し暴戾なる挑戦を敢てせり茲に於て大日本帝國は東亞盟主として驟然起つて破邪顯正の劍を揮ひ、暴戾なる軍閥官僚を打倒して民衆の福祉を増進し、國共兩黨を排撃して東洋固有の文化傳統を擁護促進、以て永遠の和平を確立せんとし、今や將に其の聖業成らんとす。東亞の爲め亞細亞全民族の爲め欣快之に過ぐるものなからん。我が蒙疆地方に於ては既に大日本軍隊により肅清せられ、暴戾なる南京政權並に軍閥の極權暴政を脱し察南、晉北、蒙古の各自治政府相次いで成立し、積年の稅政革りて民利民福を念とする善政を見るに至る。其の理想とする所は防共、民族協和、民生の向上にして、其の念とする所は東亞永遠の平和確立に外ならず而して前記三政府は各々其の地域、成立時期等を異にするも、所謂蒙疆地域として一大ブロックを形成し、政治的に經濟的に分離し難き關係にあり、其の包含する民族には蒙古族あり、漢民族あり、日滿

民族あるも、これ皆等しく東亞民族にして離るべからざる同族關係を有し、幾多の重要なる共通事項を有する亦明瞭なり。従つてこれら等共通事項は當然三政府成立の本來の主旨に鑑み、綜合的に統制運営せられざるべからず。然らざれば結局三政府は相互に緊密なる連絡を缺き、完全なる民利民福を確保するに難し。斯くては三政府成立の意義は減却せらるゝに至るべし。三政府は茲に深く鑑みる所あり、管内七百萬民衆の總意として共に相諮りて本日を期し蒙疆聯合委員會を設立し、相互の善隣關係を促進し、各政府共同の目的たる防共、民族協和並に民生向上の實現に向つて邁進するに決定せり。茲に本委員會成立の主旨を宣明し、普く内外の協力支持を希望する所以なり

三自治政府代表

蒙疆聯合委員會重要職員
總務部長 卓特巴札布 同顧問 野田清武
産業部長 金永昌 同顧問 高津彦次、森田久
財政部長 馬永魁 同顧問 寺崎英雄、久野猛
交通部長 杜運宇 同顧問 瀧尾若石、伊藤豊、寺坂佑一
民政部長 杜運宇 同顧問 野田清武
保安部長 陶克陶 同顧問 伊藤豊

蒙疆銀行

蒙疆聯合委員會の成立の翌日十二月廿三日の同委員會の第一回總務委員會に於て蒙疆銀行創立の件と可決した。新銀行は察南、綏遠の官錢局及び豐業銀行を吸収し資本金一千二百萬元三自治政府均等出資、四分の一拂込みとし即日成

立したが、右新銀行創立に際し察南銀行は左の如きステートメントを發表した
綏遠線一帶の中樞機關たる將來を約束されて去る十月一日本店を張家口に置いて開業した察南銀行は、今日既に懷來、宣化、大同、綏遠、包頭に支店を設置し、又平地泉、豐鎮、涿鹿及び北京には夫れ々駐在員を置いて支店開設の準備に着手し、小規模ながらも京綏沿線の金融促進に貢獻するに至つてゐます。内外各方面の絶大なる御援助によるものと深甚の敬意を表します。然るに、今般其の主なる營業地たる蒙古、察南、晉北の各自治政府は互ひに緊密に聯合して蒙疆聯合委員會を組織せらるゝに至り、之を機會に察南銀行も其の名を蒙疆銀行と改め、資本金も一躍一千二百萬元に増加せられ、形式上からは新銀行の出現となりました。而して綏遠平市官錢局と豐業銀行は名實共に新銀行は吸収せられました。而して此の蒙疆銀行は元の察南銀行と同様日本金圓並に滿洲國々幣と等價を保つ新紙幣を發行することは勿論であります。其の新紙幣は目下印刷準備中に屬する爲め茲三、四ヶ月は矢張り従來通り察南銀行と印刷した改造紙幣を繼續發行致します。此の察南銀行券、綏遠平市官錢局券は孰れも蒙疆銀行に於て之を繼承し、總て等價を以て蒙疆銀行新紙幣と交換せられる次第であります。斯くて滿蒙を通ずる金圓ブロックの完成を見るに於ては、三者相互間の物資の移動と資金の融通は極めて圓滑に行はれ、蒙疆地域の産業開發は期して俟つべきものと信じます。外官民各位の御援助を切望して已まない次第であります。斯くて蒙疆銀行は十二月一日より愈々營業を開始し民即日我が日本銀行に對し公債百萬圓の買入申込を行つたが、右は同行の滿洲中央銀行に對する預金を運用する爲めと見られ同地方に於ける金融工作の一端を示すものとして注目さ

れてゐる。蒙藏銀行の内容は次の如くである。

(イ) 公積資本金一千二百萬圓、拂込三百萬圓(ロ) 出資三百自治政府が南銀行より稅收擔保、期限五年、利子四分の條件にて各百萬圓の借入金をなし平等に出資(ハ) 本店張家口、支店懷來、宣化、涿鹿、大同、厚和、包頭(確定)、豐鎮(確定)(ニ) 總裁包悅卿、副總裁山田茂二、理事王中勳、劉東漢、崔効寒、監事久間豪

三 事變と支那經濟

一 概觀、工業及資源

支那が事變によつて直接間接に失つた經濟的損失は誠に莫大なものである。その調査の正確なるを求めることは困難であるが、三月末までの支那側の損害として支那の一經濟専門家は、次の如き概算を示してゐる。即ち軍事上の消耗約二億元、その他一般建物財産の損害約百億元、商工業の損失及び稅收合せて約八億元、一般個人所得の損失三十億元でこの總計は百四十億元に達するといふ。又上海については戰禍のために直接蒙つた損害について今日左の如き推定がなされてゐる。

一九三二年の第一次上海事變の被害十四億八千三百四十六萬一千八百五十四圓の約三倍
内、民家の損失による被害は三億三千三百萬元、(一米人地産商の推算によると、この損害は一億一千二百四十二萬四千六百六十米弗、) 支那幣二億七千四百三十八萬七百七十八元
各文化機關の被害額一千三十六萬元(大學專門學校十五校で六百萬元、中學校二十七校で二百十萬元、小學校四十二校で二十六萬元、その他社會教育機關二百萬元)
また船舶の被害は支那側航業界の推定によると七千萬元で上海附近で擧げられ沒收又は封鎖のため使用された百噸以上の汽船四百七十五隻五十七萬噸一米人の推計せるところによると外人の被害總額は八億四千四百四十萬元、その内譯は次の如くである。(單位) 千元

- 工場及び設備 三五〇,〇〇〇
- その他不動産 二〇〇,〇〇〇
- 輸入利益 一一,五〇〇
- 輸出利益 五,〇〇〇
- 國內貿易減少 一四〇,〇〇〇
- 鋼鐵及び金物被害 一三,四〇〇
- 輸入品他港運送 一一,五〇〇
- 倉庫被害 五〇,〇〇〇
- 戰區内商品紛失 五〇,〇〇〇
- 船會社運賃損失 一〇,〇〇〇

市民雜損

計 八四四、四〇〇

(上海市府社會局が實業部に提出した十一月八日の報告によると關北、江甯、吳淞、鎮江等を含む上海市内の被害工場數三千餘損失總額五億元といつてゐる。) 紡績工場のみについて見れば、事變による紡績工場被害は次の如くである。

工場數	鐘數	織機
上海市紡績工場 三三一	一、三三七、〇七四	八、七五四
被害紡績工場 一一三	四、三三、三九四	二、三四二
被害百分比 四二	三、四	二六・七

これらの概算には支那が事變によつて失つた軍隊の死傷百萬が數へられてはゐない。これもまた經濟上の損失を加算すべきものであらう。

工場労働者にして失業したのもまた莫大の數にのほつてゐる。十一月初旬上海に於ける工場労働者數は約五萬人で事變前の三割に過ぎず約十三萬の失業者を出してゐたわけである。

上海—南京地帯を失つたことは支那經濟にとつて大打撃であつた。しかもこの際注意すべきことは、同じく地帯の喪失の場合でも、軍に北支の北京—天津地帯の如く、南京政權の支配下から離れ去つたといふだけの場合と上海—南京地帯の如く徹底的に戰火による破壊が行はれた場合とは、支那の國民經濟に於ける影響が甚しく異なることである。

ともかくも上海は支那經濟の中心地である。支那全工業生産の二分の一を産出してゐるあらゆる工業部門が存在してゐたのである。紡績を初め製糸、セメ

ント、製粉、武器製造、造船等が存在し、これとやらんで無数の工場手工業、小規模家内機械工業が生存してゐたのである。南京には製氷工場、膠粉工場、多數の船機物工場があり、無錫には大糧米所、大製粉工場、紡績工場、製茶工場その他多數の小規模工業があつた。蘇江には製粉工場、彈子工場、セメント工場があり、杭州には兵器工場及び支那で唯一の飛行機製作所があつた。

支那の代表的民族工業である紡績、製粉、製糸は、戰爭による破壊によるか若くは日本資本の管理下に落ちるかによつて殆んど潰えたのである。

上海華人紡績全工場統計

工場名	所在地	精紡鐘數	燃米鐘數	織機	労働者數
永安紡績第二廠	吳淞	四六六	—	—	一、八六
永安紡績第四廠	同	六、九〇〇	—	—	一、八〇〇
寶興紡績	寶山	三、三〇〇	—	—	一、八〇〇
天生紡績	南市	二、六八	—	—	一、八〇〇
申新第一紡績廠	滬西	三、三〇〇	—	—	一、八〇〇
申新第八紡績廠	同	五、四〇〇	—	—	一、八〇〇
民生紡績	關北	九、〇〇〇	—	—	一、八〇〇
恒大新記紡績	浦東	三、〇〇〇	—	—	一、八〇〇
計		三六、三〇〇	—	—	一、八〇〇

大豐慶記紡績 關北 元、三三 二九三

支那事要記

崇信紡織	同	一、〇〇〇
振興紗廠	同	一、〇〇〇
泰記紡織	同	一、〇〇〇
恒豐申記紡織	揚州浦	一、〇〇〇
計	共	四、〇〇〇

事變によつて日本紡績の蒙つた被害は、これを純粹に支那經濟の損失として

支那新式工業の地域的分布(一九三三年度)

業別	全産額	東三省	河北、山東、江蘇、浙江	福建、廣東	其他内地
鋼鐵	日産、高嶺	一三〇%	一〇%	—	—
鑄鐵	一、七〇〇千元	四〇%	六〇%	—	—
皮革	四、五〇〇千元	〇%	一〇〇%	—	—
セメント	三、三〇〇千桶	〇%	一〇〇%	—	—
硫酸	—	—	—	—	—
酒精	—	—	—	—	—
ゴム	三、一〇〇千元	—	—	—	—
探油	二二、〇五〇千元	—	—	—	—
機械器具	二、〇〇〇千元	—	—	—	—
マツチ	八、五〇〇千元	—	—	—	—
製紙	三、三〇〇千元	—	—	—	—
硝子	六、三〇〇千元	—	—	—	—
巻煙草	四、〇〇〇千元	—	—	—	—
製糖	一、八〇〇千元	—	—	—	—
製糸	一、八〇〇千元	—	—	—	—
羽粉製造	—	—	—	—	—

(改造社版支那經濟年報十二年版二七四頁による)

分類すべき性質のものではないが、なほしかし支那の持つ經濟的内容の一部を構成してゐるものに違ひないのである。日本人の總權益の被害は、上海に於て二億圓といはれ、紡績業の被害は四千萬圓程度と見られる。青島に於ては織機六千五百、然糸四萬七千、織機四千四百十二台の全設備が殆ど灰燼に歸しその損害總額は一億數千萬圓と推定されてゐる。

分は破壊又は作業停止の余儀なきにいたり、近年衰落の一途を辿りつゝあつた製糸業は愈々没落の運命に立到らんとしつゝある。兩省に存在する製糸工場は上海百五工場を筆頭に無錫四十八工場、杭州十四工場、その他合計百八十五であるが十二月初め操業してゐたのは上海租界内の三工場のみであり失業職工數は十萬を超えてゐた。

今や將政權は敗戦の結果湖北、湖南、江西、四川、廣東、廣西、貴州、雲南等の地域を支配するのみとなつた。重要工業地帯として残るものは漢口、長沙、廣州、廣東等に過ぎないのである。重要工業地帯の大部分は滿洲事變以來殆ど失はれてしまつたのである。

以上によつても知り得られる如く、重要産業の比重は日本軍占領地區—支那における北支の新政權領域に於て絶對に大きいのである。

(屯萬百位單) 量產埋炭石省各支北

省別	埋藏量	全支%
河北省	三、〇七一	一・二六
山東省	一、六三九	〇・六七
河南省	六、六二四	二・七二
山西省	一一七、一一七	五二・一七
陝西省	七、九五〇	二九・五三
察哈爾省	五〇四	〇・二一
綏遠省	四一七	〇・一七
計	二二一、三三三	八六・七三

(屯千位單・年一三九一) 高炭出省各支北

省別	出炭高
河北省	七、六六〇
山東省	二、〇九三
河南省	一、八四四
山西省	二、二六六
陝西省	二二七
察哈爾省	一一四
綏遠省	九一
計	一九一

また資源としての觀點から

省別	埋藏量	%
河北省	三三、四二四	一三・六九
山東省	一三、七〇〇	五・七八
河南省	一、〇一九	〇・四三
察哈爾省	九一、六四五	三八・六九
計	一三八、七八八	五八・五九

見れば、これは今更詳述の必要がない程繰りかへし今迄述べられて居り、日本の經濟開發の對象として、日滿支經濟プロツクの環として日本經濟の補充的意味に於て第一に北支の資源が着目されてゐた

ことは説明の要なきところである。これらの重要な原料供給地が舊來の支那經濟から脱落し、日滿支經濟プロツクの中に組み入れられやうとしてゐるので

支那事要記

ある。

次に中支について見れば、石炭埋藏量に於て次の如くである。

省別	埋藏量(百萬屯)	%
安徽省	三六〇	〇・一五
浙江省	一〇〇	〇・〇四
江蘇省	二二七	〇・〇九
計	六七七	〇・二八

鐵の埋藏量については日本の制壓下に歸した地域に於てはさまで多くはない。しかしながら、安徽省の桃中(繁昌縣附近)當塗(太平)の兩鎮は支那に於ける鐵礦山中重要な地位を占めるものである。その鐵石年産額を示せば、次の如くである。

省別	一九三三年	一九三四年
桃中	一〇一、三三三屯	一一〇、〇〇〇屯
當塗	一六六、七〇〇	一五〇、〇〇〇

中支主要農産物生産高 (單位千擔)

省別	米	小麥	大麥	糯米	菜種	胡麻	棉花
江蘇	七、六三三	七、四三三	六、六六〇	一、五三〇	三、六六〇	一、七六〇	三、五一一
安徽	四、三三三	三、八八八	一、〇〇〇	四、三三三	三、三三三	一、三三三	四、三三三
浙江	八、八八八	八、八八八	六、六六六	三、三三三	三、三三三	一、三三三	三、三三三
合計	三三、八八八	三三、八八八	一五、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

支那事變記

北支主要農産物生産高(單位千擔)

省別	小麥	高粱	粟	大豆	玉蜀黍	米
河北省	七、七三	一、七七一	六、五五	五、五五	三、三〇	二、八〇
山東省	六、二〇	一、四〇	四、九三	六、九六	一、六〇	三、〇〇
河南省	六、六五	三、三三	六、三三	六、六〇	一、五〇	四、〇〇
山西省	七、六五	八、一〇	三、八〇	一、六〇	五、二〇	九、〇〇
陝西省	二、三三	二、〇五	四、八〇	一、二〇	五、〇〇	二、八〇
察哈爾省	二、三三	五、五〇	三、七〇	三、七〇	四、〇〇	(三五〇)
綏遠省	二、三三	一、六五	一、八〇	三、七〇	四、〇〇	—
合計	三〇、〇〇	三〇、六九	二六、〇六	三〇、五五	二六、三五	一〇、五九

(註)一九三五年、民國二十五年申報年鑑に據る、括弧内は別の出典に據る。

北支主要農産物生産高(單位千擔)

省別	棉花	花生
河北省	二、三三	七、三三
山東省	一、五〇	二、〇〇
河南省	一、七〇	四、六〇
山西省	一、七〇	一、七〇
陝西省	〇、〇〇	〇、〇〇
察哈爾省	〇、〇〇	〇、〇〇
綏遠省	〇、〇〇	〇、〇〇
合計	七、三三	三三、六六

一會計統業華中は(就一花棉) 一會計統業華中は(就一花棉) 一會計統業華中は(就一花棉)

高、農作物の価格は云ふに及ばない。去年夏の北支大水害の災禍もまた競争に

よつて擴大された點が少くないと思はれる。(水害調査によると河北省では耕地面積二七、四七九千畝全省耕地の二五%が浸水の厄に遭ひ、罹災者は八百萬と推算されてゐる。穀物の減收四四%、三億一千五百萬元の損失である。山東省に於ても二・三%の耕地浸水を見た。最近の黄河堤防決潰による破壊の損害は充分な調査が得られないが災害地は中牟、尉氏、通許、扶溝の四縣城の外數千の大鎮、村落がある(六月十七日現在における新黄河延長四百支里、被害面積百五十平方支里、水底に没した部落二千餘、半浸水部落一千五百、罹災民七十萬、一瞬にして消失した財産、農作物の被害數千萬元)

二 貿易

支那事變の影響は、日本による軍事的占領と沿岸封鎖と、戦争による國內經濟機構の破壊によつて顯著なる影響を被りつゝあることは當然といはねばならないが、上半期は支那に於て近年にないといはれる活況を呈したのであつたが、事變以來、ことに上海の喪失以後影響は漸く顯著となつて來たのである。戦火の影響なき一—七月迄の貿易を前年同期に比すれば次の如くである。

	一九三七年一—七月	前年同期
輸入	七三二、五八七	五三三、七五九
輸出	五七一、八三七	三九三、五五二
合計	一、三〇三、四二四	九二九、三一一
入超	一五九、七五〇	一四二、二〇七

然るにこれを事變後の八—十二月について見るに(單位千元へ印出超)

八—十二月 前年同期

輸入	二二四、六四七	四〇八、七六四
輸出	二六六、二八六	三三三、三三九
合計	四九〇、九三三	七四二、一〇三
入超	△四二、二八六	九五、五二五

出超の奇現象は戦火による急激なる輸入の減少(四五%)に比して、各港の貨庫に貯蔵されてゐた上貨が急ぎ輸出されたためと見られる、この輸出の中には香港への輸出増加が目立つてゐるのである。(香港貿易は支那からの昨年度の輸出、一六二、九〇四千元、前年に比し一六、三五七千円の増加である。總輸出中の割合も一五・一%より一九・四%と昇つてゐる。一月—七月までは七七、一五六千元、八月—十二月までの五ヶ月間には八五、七四八千元と増加してゐる。)

この條件下にあつて對日貿易の激減を見たことは何等あやしむに足りない。

一—七月 八—十二月

輸入	一九、五二七(千元)	二、七四九(千元)
輸出	一〇、二二二(千元)	二、五五三(千元)

輸入に於ては事變前平均二、五〇〇千元、事變後五五〇千元、輸出に於ては事變前平均一、四六〇千元、事變後五一〇千元である。

次に對米貿易が比較的打撃を多く蒙つてゐることが目立つのである。輸入に於て事變前平均二千六百萬元あつたものが月平均一千萬元に激減してゐる。イギリスの貿易が目立つた減少を示してゐないことは香港貿易の繁榮とともに日支事變におけるイギリスの立場の根強さと事變における特殊性とを物語るもの

支那事變記

のと見るべきである。

香港の繁榮と對比せられるのは、上海の貿易上の地位低下であつて、昨年度

地方別	貿易額(單位千元)								
	1936年		1937年		1—7月		8—12月		
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	
輸入	北支	140,903	14.9	145,790	15.3	114,194	15.6	31,636	14.1
	中支	637,697	67.5	591,944	61.9	500,372	68.3	91,572	40.8
	南支	165,923	17.6	218,500	22.8	117,061	16.1	101,439	45.1
	合計	944,523	100.0	956,234	100.0	731,587	100.0	224,647	100.1
輸出	北支	191,112	27.0	215,741	25.7	160,452	28.4	55,289	20.7
	中支	380,640	53.0	417,025	49.7	312,714	54.6	104,313	39.1
	南支	135,039	19.1	205,004	24.6	98,673	17.0	107,331	40.2
	合計	706,791	100.0	838,770	100.0	571,837	100.0	266,933	100.0

上海の貿易額は輸入五億一千萬元、輸出四億四百萬元、合計九億一千四百萬元で一昨年を比すると輸入は八%減、輸出は一・八%増合計〇・一%の減少となつてゐる。全支貿易中に占める割合は一昨年度の五六%から五一%に減じてゐる。事變の影響は特に顯著であつて、一—七月の累計では全支貿易額の五六・九%を占めてゐたのが、八—十二月の累計では三四・七%に減じてゐる。總して、支那貿易中における南支の割合が著しく増大して來てゐる。一九三八年第一、四半期に於ける海關統計によれば

全支貿易、輸入二三三、八四〇千元（前年同期二七一、四八六千元に比し一五%）輸出に於て二三四、二六八千元（前年同期三三九、九八一千元に比し三八%の減少）を示してゐる。

北中南支貿易は次の如き變化を示してゐる。しかして南支貿易増大の中心は九龍である。

	輸 入		輸 出	
	一月三月	前年同期	一月三月	前年同期
北支	一五・四八%	一四・四七%	二四・七四%	二八・六一%
中支	二四・五〇	七〇・二七	二五・五五	五二・八六
南支	六〇・〇二	一五・二六	四九・七一	一八・五三
九龍	四三・二三	四・五三	四・三四	〇・三四
廣東	七・一五	三・二〇	一九・八八	六・一六

この好況もどれだけ恒久性ありやといふことになれば、相當の問題である。從來支那の貿易の脊梁は揚子江であつた。事變以來、揚子江下流の斷離によつて、粵漢鐵路を脊梁とするにいたつたことは注目すべき變化である。

三 鐵道・交通

鐵道建設は、支那近來の經濟建設中の主座を占めるものであつた。一九三六年九月の粵漢線の完成を中心にして、あたかも北方における風雲の急なるに追はれる如く南支中心の鐵道網の完成が目論まれ遂行されつゝあつたのである。

上海への戰火擴大の結果、國民政府は滬杭甬線、玉蓉線を繋ぎ、更に湖南省株州において粵漢線に連絡する新交通路を九月二十日以來開いたのであつた。なほ國民政府は粵漢線より桂林を經、福州につなぐ鐵道建設に従事しつゝあ

地方別	鐵道名	本支線合計		日本軍占領		務政權下ノ	記事
		本支線合計	日本軍占領	本支線合計	日本軍占領		
揚子	京滬鐵道	一、三一九	八〇〇	一、三一九	八〇〇	一、三一九	郵政占領
揚子	津浦鐵道	一、〇一五	一、〇一五	一、〇一五	一、〇一五	一、〇一五	全線占領
揚子	京綏鐵道	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	同
揚子	北寧鐵道	四六六	四六六	四六六	四六六	四六六	同
揚子	膠濟鐵道	四五三	四五三	四五三	四五三	四五三	同
揚子	隴海鐵道	一、二二六	五三〇	一、二二六	五三〇	一、二二六	一部占領
揚子	正大鐵道	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	全線占領
揚子	道清鐵道	一、〇一三	一、〇一三	一、〇一三	一、〇一三	一、〇一三	同
揚子	同蒲鐵道	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	同
揚子	淮南鐵道	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	同
揚子	漢口鐵道	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	全部占領
揚子	滬杭甬	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	全部占領
揚子	蘇嘉鐵道	七四	七四	七四	七四	七四	全部占領
揚子	粵漢鐵道	一、二四二	一、二四二	一、二四二	一、二四二	一、二四二	全部占領
揚子	浙贛鐵道	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	同
揚子	南粵鐵道	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	同
揚子	廣九鐵道	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	同
揚子	江甯鐵道	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	全部占領
合 計		一〇、一三五	六、六七九	一〇、一三五	六、六七九	一〇、一三五	

日本軍の管理下に關した鐵道は既に六割五分であるが、しかしその軍事的經

濟的重要性から見れば、その比重は更に加はるであらう。

かくの如き事情のもとに當面の軍事目的及び經濟的目的に合致せしめるために國民政府が全力を傾けつゝあるものは交通路の建設である。これは鐵道建設に比し遙に容易な事業である。これらの中の主要路線は

一、對佛道印度支那交通路（A）海防から國境に到る鐵道の廣西省西南端の國境驛鎮南關から福州、南寧、柳州、桂林を經て湖南省に入り、粵漢線上の衡陽に至る一千キロの湘桂公路。（B）漢口鐵路の終點昆明より、貴州省城貴陽を經て湖南省に入り粵漢線の株州に到るもの、これも約一千キロの公路である。この公路は支那側官路の談によれば一月十日に開通してゐる筈である。

二、對ビルマ交通路（C）ビルマから雲南省境には現在三鐵道線が敷かれて居るが、支那は事變以來全力をあげてビルマに對する公路建設を急いだ、既にバモより騰越まで、および昆明より大理に至る間には自動車路が通してゐるから騰越で、大理間約三百キロの完成によつて昆明ビルマ間七百キロの自動車輸送路が完成するわけである。

三、對ソヴェト交通路（D）一九三七年十二月末傳へられたところによると、四川の重慶より成都、蘭州、哈密、迪化を經てトルクシブ鐵道のセルギオボルに至る一萬キロの公路が建設せられつゝあり、この完成によつてソ聯支那間を十五日をもつて聯絡する軍需品の自動車輸送が實現されると傳へられた。同時に之と並行して外蒙に到る公路が聯絡建設される計畫であるといはれた一九三八年一月十一日の漢口電報の傳へるところでは國民政府は西南交通路強化のため交通部長張公權自ら西南各地に出張、雲南、四川間の道路建設の

るやうである。

北支における日本の軍事行動の進展の結果、現在に於ては南支鐵道をのぞき鐵道輸送力の大部分を日本が掌握しつゝあるのである。その狀況は次の如くである。

爲の調査を行ふ豫定であると傳へ、中國旅行社の湖南、廣西、雲南、貴州四省を結ぶ定期バスを用意したと傳へられた。交通政策遂行のため廣東に西南運輸處設立廣東市長官兼用を處長に任命した筈である。

航空方面についても奥地との聯絡のために一層重要性が認められたが、中國航空公司も一月以來香港重慶線を開設した。この線は歐亞航空会社の香港、漢口、重慶と平行して奥地との重要航路となつたわけである。

以上を通過して我々に看取せられるところは、鐵道といひ、公路といひまた航空路といひ、悉くが列強資本の援助を増加し、かつ直接に列強との結びつきを目的としたものである事である。これはまことに注目すべきものである。事變はもはや支那に對してこの點についての反省や考慮を入れしむる余裕を與へてはゐないのである。

四 國民政府の戰時體制

内に封建的植民地的なる社會經濟遺制を持ちつゞけながら、近年ひたすら資本主義的發展を目ざして躍進しつゝあつた支那の國民ブルジョアにとつて日支紛争の展開は、彼等のなほ脆弱なる經濟的地盤の基礎を根柢から揺り動かす事件として驚愕せしめたのであつた。

支那の資本主義化に對して不可欠の要件は列強資本の援助である。この場合支那の國民ブルジョアは國際資本内部の對立を相當巧みに自己の政權強化のために利用し來つたのであるが、これは一方に於てその對立そのものを激成せしめ、自ら衝擊の矢表に立たざるを得ない破目に立ち到つたのである。支那

の現在立つてゐる半植民地的地位は自らを過中に投することなくして列強互の對立を操る能力は無かつたのである。

國民ブルジョア政權としての南京政府は、事態を破局に導くことに甚だしき惧れを感じ、日本との抗争を容易に決意し難かつたのであつたが、この問題を更に決定の方向に導いたのは、國際間における別個の更に基本的な對立がこれに適合したことである。

國民黨政權の本來の性質からして、その戦時體制が、少くとも現在にいたるまでは、その本來の民族資本としての要求に添ふ如く編まれて來てゐるといふことは明かであるがしかし次第に新なる社會經濟的要求が加はれる趨勢にあることは注目すべきである。これについてまづその財政政策に意見を加へること、しよう。

財政對策

一、外債及金融的求援 國民政府は風雲急なる時、財政部長孔祥熙をして歐米を訪問せしめつゝあつたが話合ひのあつた外債・金融援助を急に成立せしめ又新債の募集に努めしめた。

- (1) 廣梅鐵道借款。七月三十日孔祥熙と中英銀公司(プリチッシン・アンド・チャイニーズ・コーポレーション)との間に成立。(金額)二百萬ポンド(利率五分)(用途)廣九鐵道を石澗より廣東省梅縣まで延長建設す。借款の一部は建設材料の購入に充つ。(擔保)鐵道收入並に鹽稅收入
- (2) 浦口—襄陽鐵道(金額)四百萬ポンド(利率その他)前者に同じ。(用途)津浦鐵道浦口より湖北省襄陽に至る鐵道を建設す

募されたか明かでないのに第二回の發行を見たのは實質的に條件を悪化せしめる他に方法なきに到つたためである。結局に於て、政府系銀行その他各地銀行で金融機關をして額面より非常な割引をなして強制的に應募せしめる例の手を用ひるものと見られる。擔保が所得稅といふ不確實なものである點から見ても内容はほゞ明かである。

(3) 外債公債五億六千三百萬元發行。第二回國防公債發行の翌廿三日、發表された。内容は、一、億海關金單位の金單位公債一、二千萬ポンドの英貨債一、五千萬米ドルの米貨債で元利拂ひをいづれも外貨を以て支拂はんとするものである。漢口新政府の發表した右外貨債發行の目的及條件は(一)目的、金、外債及び外國證券の獲得、(二)擔保、從來の鹽稅外債擔保剩餘額を擔保とす(一)選擇、申込みは海關金單位債英貨債又は米貨債の何れを選択するも自由とし金を以て申込みたるものは金の價值に對應する海關金單位債を交付され、外貨債を申込みたるものはその市場價值に應じ英貨債又は米貨債を交付されるものとす(二)利率、年利五分(三)償還、元利償還期限は十五年とし元利拂は金單位英貨或ひは米貨の何れかによる外貨拂ひとす。この外貨債發行は主として華僑の送金を狙つたものと見られてゐる。國民政府の内外債は不確實擔保のものも入れると内債廿七億五千萬元、外債十四億一千萬元、團匪賠償金一億七千萬元、合計四十三億三千萬元の巨額である。これに新に公債十億余が加はつたわけである。(4) 難民救濟公債一億元發行。五月十七日行政院會議にて決定。

三、其他の對策 (1) 國民工役法の發布。六月十七日發布、戰時徵發を目的とするものであつて、七月十二日軍事費用法の發布により組織化され

- (3) 佛國民間銀行との間に二億法の幣制維持借款成立、
- (4) チェッコ、スロヴァキアのスコダ社から一千萬鎊の武器借款成立、
- (5) アメリカとの間に孔祥熙の渡米に際し第三次金融協定(七月十日發表)が更改された。
- (6) 南寧鐵道(鎮南關—南寧間)六月二十二日パリにて調印、フランス資本(佛支銀行、佛印銀行、パリ・オランダ銀行、ラザール兄弟商會より成るフランス銀行團)と中國建設銀行との間に成る鐵道用材一億二千萬フラン現銀三千萬フラン計一億五千萬フラン。年七分四ヶ年償還、十二年賦償還、擔保は該鐵道及び鹽稅。

二、公債政策 國民政府はその膨大なる軍務費及債務費の支出によつて生ずる不足を公債によつて補つて來たのであつた。事變直前における國民政府債務の未償還額は外債二十億元、内債亦二十一億といふ状態であつた。(七月一日現在)、勿論莫大なる戦費支辨に對して國民政府の對策はまづ内債に求められねばならない。

- (1) 救國公債の發行。九月一日發行、總額五億元、年利四分、一九三八年一月一日より利息計算をなし三ヶ年償還、(註)財政部は始め年利二分、利息計算の開始期を賣出し後一ヶ年償還きの一九三八年九月一日としたが、財閥の要求によつて改めた。これについて三月二日廣東で開かれた廣東省勸募救國公債分會の閉會式に於ける副分會會長曾養甫の報告によると、廣東省の額當三千一百萬元で、結局一千六百七十七萬元しか集らなかつたことが分る。
- (2) 國防公債。一九三八年四月二十一日附で民國廿七年國防公債條例を發布した。一、總額五億元(割引なし)一、利率六分、期限三十年一、擔保所得稅收入。第一回國防公債は中間報告があつたのみで、遂にその何割が應

た。

(2) 官吏の減俸及海汰。南京政府は九月分の月給から官吏の月俸を三ヶ月分割拂ひとし三分の一だけを支給殘額を救國公債買上金に充當した。また普通官吏の月給を半額とした。

(3) 農工商管理條例の發布。十二月二十二日、重慶に於て二十ヶ條より成る本條例を公布した。これは軍事委員會の物資管理委員會の管理するところであつて、管理の對象たる企業は次の二群である。第一類、燃料、金屬及び同製品、セメント、アルコールその他液劑、ゴム、交通機材、電氣及び動力機材、その他礦産物軍工業製品、第二類、食料品、植物性油、絹毛糸、麻、皮革、畜産品、藥品、木材、砂糖、鹽、茶、陶器類

(4) 經濟部の新設。一九三八年一月一日の國民政府改組により新設されたが、新經濟部長翁文灝の談によると、その性質と戦時財政經濟計畫の大要とをうかゞふことが出来る。「經濟部は從來の實業部、經濟委員會、及び最高軍事會議の戰事經濟委員會の機能を合併したもので關係當局の統一をはかつたものである。經濟部で目下計畫中の建設計畫の第一は交戦地區にある個人企業を東地に移し外部の影響を避け工業の發展をはかり、國內諸省に對する經濟的刺戟を興へんとするもので移轉に要する費用は國庫負擔とし移轉を獎勵する等だ。第二は礦産物の増産政策でまづ漢口附近の炭礦の開發を行ひ、これを利用して東地の電化を實現したい。湖南、浙江、廣西、雲南の礦産物の増産も獎勵されるであらう。又非常に困難であるが輸出の増加をはかるため凡ゆる方策をとる心算だ。(十一日外人記者に對するインタビュー) (5) 工業獎勵法。六月八日發布十二條から成る國內工業獎勵の方法として

(一)輸出税の遞減乃至免除、(二)原料税の遞減乃至免除、(三)國營交通事業の運輸費の遞減、(四)獎勵金の給與等をあげてゐる。
 (6)特殊工業補助條例。六月八日發布、拂込み資本百萬元以上の會社に対し株式の利息年五分、社債の利息年六分を國民政府が保障す。
 その他特殊部門にわたつては次の如き考慮が行はれた。

通貨對策

一、紙幣の準備 七月十三日南京政府は政府系銀行をして軍資金をして法幣五億元の發送方を準備せしめた。(内二千萬元の農民銀行紙幣は直ちに長江上流に發送された。)
 二、妨害國幣統治條例の公布 七月二十六日公布された本條例は(1)銀銅貨、銀條、銀塊類を密輸出する者(2)銀銅貨、銀條を毀滅せる者(3)銀條を變造せる者、(4)銀條券を變造せる者。について其罪に應じ有期無期乃至死刑に處することを定めた。
 三、匯劃貨の流通 八月末(八月二十日附布告)から上海に於て匯劃貨と稱する一種の振替通貨の發行が許可された。(匯劃は嚴密に云へば通貨ではなく銀行決済のための取極めであるが通貨的役割を行つてゐる。これは支那銀行及び錢莊の發行する便法的通貨で、従來これら金融業者の發行してゐた莊票及び小切手に等しく實力に應じ金額に制限なく發行され自由に流通せしめるものである。法幣との兌換は許されない。この發行は一般的インフレーション(法幣の増發による)を防止するためだといはれてゐたが、寧ろ急激に起つたデフレの状態を緩和する目的であつたと思はれる。

四、既に市場から回収せる民間銀行券も一部市場に再び流通したやうである地方によつては、政府系銀行券がこれら舊幣に對し一割以上の打歩を生じたものもある。(湖南省に於ては政府銀行券百萬元、省立銀行券百二十元。)
 五、補助紙幣の發行 一月以來政府は武漢造幣廠に命じ、その最高能力たる一日卅萬枚の補助券を印刷せしめ更に四川省内に新に完備せる造幣廠を建設することゝなつた。この法例は五月一日發布施行された「地方金融機構改辦法綱要」であらう。財政部は「抗戰時における内地の金融を調節し農工商各業を扶助し、生産と需要を増加させるため」と稱してゐるが、一元券及び補助券の發行を地方金融機關に許すことを主目的とするものである。その條件としては、(一)法幣二〇%以上(二)中央政府發行の公債或ひは中央において承認済の地方公債一三〇%以上(三)合法手續を完了し收益中の不動産及び動産一五〇%以上の比率による引受準備を必要とする。又その引受け期日は二ヶ年で(必要ある場合は一ヶ年延長し得る)券面通貨は引受け額百萬元に對して二萬五千五百元納めなければならない。

これは殆んど法幣制度の實質的放棄に近いものであり、幣制確立前の地方銀行、錢莊の手に逆轉したものである。事變以來紙幣の増發は一月既に二億元に達した、しかし豫想された如き印刷機インフレは表はれてゐない。國民政府は極力インフレを防止せんと試み、事件最初に於ては寧ろデフレ的傾向をさへ生じた。匯劃貨の流通、小額紙幣の發行の如きは一種のインフレ防止手段と認め得られる。

六、法幣移動制限 三月十三日上海に於ける爲替統制實施放棄に引つゞいて、異地から上海及び香港へ紙幣の集中することを阻止すべく、次の三項よりなる

辦法を制定、二十六日これを九龍、澳門、溫埠州の海各關に通牒した。法幣の維持對策たることはいふまでもない。
 (1)紙幣を運搬せんとするものは先づその數量、用途、積出し及び到着地點を明示して當局の許可を受くべし。許可證なき紙幣の輸送は官廳に於てこれを沒收す。
 (2)五百元以上の紙幣を携帶して上海或ひは香港へ往く旅客は前項の規定に照し許可證の發給を受くべし。五百元以内は許可證を要せず。
 (3)海關は香港或は上海へ向ふ飛行機、汽船、汽車、自動車及びその旅客を出發に際し嚴密に検査す。

爲替對策

一、外貨買入對する實施 政府は中央銀行をして「キャッシュ」外貨買入對し無制限に賣應せしめた。
 二、外貨買入の防止及制限 (1)銀行預金帳簿を調査し外貨買入を目的とする預金引出の防止に努めた。(2)外貨買入對しては相當の制限を加へた。
 三、英米に可成の現銀 金塊が送られた。香港への銀塊の流出は九月末早くも二億元に達した。一九三七年中に支那から積み出された現銀は海關統計によれば三億九千八百萬元の三百額に上り從來の最高記録である。(支那の所有銀及在外正貨が幾何ありやといわくはその抗戰能力を決定する重要な問題である。これに關して二月十日の同盟通信は次のやうに報じてゐる。「各方面の調査を綜合するに現存額は總計三億五千萬元乃至四億五千萬元と推定されてゐる。これを事變前より見て約一億五千萬元乃至二億五千萬元の減少である。昨年中に支那より積出された現銀は海關發表によれば三億五千萬元に上り、此金額は事

變前の國內在銀高に略ぼ匹敵し、事變勃發以來支那國內の銀は殆ど全部國外に搬出されたものと見ることが出来る。而してその大部分は一旦香港に積出されたとそれれロンドン及びニューヨークへ輸送されて一部は支那の武器購入資金に充てられ、或は爲替維持資金として消費されたもので、その額は一億五千萬元乃至二億五千萬元と見られ正貨の減少額に匹敵する。更に海外へ積出された銀の一部は列國との借款の擔保に提供され對外クレジットに變形して在外正貨の一部となつてゐる。

(註一九三七年五月九日新聞がロンドンで發表した談話では支那は米國に一億二千萬ドル、英國に二千五百萬磅の在外資金を持つてゐるとなしてゐる。これは支那貨にして八億三千三百萬元であつた。

四、爲替政策の變更 國民政府の爲替維持策は相當の成功を示した。上海を失ひ南京を失つてもなほ爲替が維持せられた。しかしながら三月十日北京に開業した中國聯合準備銀行の支進出を豫想するかの如く、漢口政府は十三日に突如として爲替政策の變更を聲明した。國民政府の「通貨政策の變更」は次の三項を骨子とせるものであつた。

(1)三月十四日以降外貨の賣却は集中せられ、政府所在地(漢口)の中央銀行を通じて行はれる。而して便宜上中央銀行は香港に辦事處を置くことを得
 (2)思惑的ならざる需要のため外貨を購入せんと欲する銀行は別に發せられたる手續に従ひ中央銀行本店或ひは香港の中央銀行辦事處を通じて申込みべきものとす。
 (3)中央銀行は申込みを審査せる後現在の爲替の水準において外貨を供給す

べきものとす。上海における中央銀行の爲替統制實現は突如停止されたのである。三月十八日第一回の爲替買却は漢口の中央銀行により行はれたが申込總額約百二十萬磅に對し爲替買却四五萬磅であつた。爲替は急激なる値下りを示し二十八日には對英十片半、對米二十一弗四分三の買ひ値が出止金對日マーチャント・レート七十六圓まで引下げた、平價四分の一以上の切下げである、十八日には圓元パーであつた。

外貨割當事務を上海辦事所にて四月十九日より實施することとなり國民政府は可成りの無理をして毎週四十五萬磅から始めて、次第に減額しつつも外貨割當を繼續したのである。日本側銀行に對しても少額ながら爲替割當に應じた。

金融對策

- 一、資金貸出の制限 事件の始め銀行界は資金の貸出を手控へると共に統制を更に強化するため外貨買對して制限を加へた。
- 二、政府系銀行の手持紙幣の發送 風雲急を告げるや政府系銀行の手持紙幣を削ぎ、之を全國の要所に送り、萬一の場合に備へた。
- 三、銀行の移轉 中央銀行は七月二十日より貸出を禁止し、中央信託局は萬一の場合を考慮し、一部を香港に移轉した。次いで中國、交通、中央始めの重要銀行・會社の奥地移轉が行はれた。漢口中心の體制は暮までに一應成つたのであるが、更に四川への進出も試みられ、四月始めまでに交通、浙江興業、上海商業の三銀行は既に重慶へ支店を開設、中南、鹽業、江蘇、農民、大陸、四明、通商、中國實業、綢業、四行貯蓄會また重慶移轉を劃策中であると傳へて

公債對策

- 一、空賣買の禁止 各銀行の公債所有者を調査し、其現在高を毎日報告せしめ、市場に對しては現物の提示なき賣買を禁止し、且買買取組の内容を詳細に報告せしむる等、空賣買嚴禁の方針を採つた。
- 二、政府系銀行の買應じ 公債價格暴落の場合には政府系銀行をして買上げしむる方針で其所要資金として一千萬元を準備せりと傳へられる。
- 三、公債價格最低水準の維持 公債は額面の七割を最低水準として堅持する旨政府系諸銀行をして決議發表せしめ、最低價格以下の取引を無効となす旨指令した。

市場統制

- 一、證券交易所の立會停止 南京政府は各商品市價暴落を防止する見地から各市場の統制に乗出したが、まづ公債の取引組織を變更するため八月初旬以來數日間證券交易所の立會停止を命じた。
- 二、商品交易所の立會停止 麵粉、棉花取引所も亦七月三十日立會の停止を命ぜられた。
- 三、空賣の取締 公債商品交易所に於ける空賣取締のため、空賣者の調査を實施した。
- 四、價格暴落の防止 商品相場暴落の場合政府系銀行をして買上げしめ、相場暴落を防止せんとし、之が爲め所要資金一千萬元を準備したと傳へられる。

貿易統制

- 一、糧食の移出禁止又は移出制限 (1)七月十六日小麦粉、七月廿三日穀の外國同輸出を禁止した。(2)七月二十九日粉麥を含有する混合物は契約済のものと同小麦と同様外國同輸出を禁止した。(3)七月三十日小麦粉の沿岸同積出港及び到着港双方の支那商業會議所又は麵粉業同業公會からの護照の取付を要する旨告示した。4八月二十一日切の輸出禁止令、5九月四日雜穀類の輸出禁止、6、九月區類の輸出禁止。
- 二、鐵類の輸出禁止 七月三十日鉄鐵片、鐵條等一切の鐵類は國産品たる外國品たるを問はず海外への輸出を禁止する旨告示し、即日之を實施した。

- 三、硝磺類の輸出禁止 八月十一日實勝
 - 四、石炭賣買の許可制 石炭の賣渡は許可を要することとし、資源統制に一步を踏み出した。
- 國民政府の移轉にともなひ、西南地方を中心とする經濟開發とこれに關聯せる貿易政策が立てられつゝあるがこゝにはまたその内容を詳にし得ない。
- 六月三日漢口における金融會議(銀行家會議)終了後行政院長兼財政部長孔祥熙は事件發生以來の一般財政状態を次の如く發表してゐる。
- 一、預金の増加 廣東、漢口、四川、湖南方面の預金は増加してゐる、これは利率の引上げや強制的獎勵のためではなく、社會自然の趨勢によるものである。安徽銀行は民國廿七年以來當座預金の利率を停止してゐるが預金は減少してゐない。長沙の各銀行も利率停止の議がある。又天津青島等の預金も減少してゐない。これは金融の健全性と信用の深いことを示すものだ。
 - 二、地方金融機關の荒廢 全國各銀行は未だ戰爭の影響を受けて倒産したる例を聞かない。戦區より他に移轉して營業を續行してゐる感預金者の利益は毫も害されてはをらぬ。若干の錢莊で漢口、河南において營業を停止してゐるものもあるが法律により預金の償還を行つてゐる。
 - 三、法幣の發行状況 法幣發行額は事變前より増加してゐる。平津地方は昨年日本軍の手に陥ちたるも七・八十萬元の増加を見てゐる。地方金融機關は財政部の許可を得て補助券を發行してゐるがその數は許可額の半分にも及ばない。奥地において缺乏してゐるものは補助貨幣で、國民經濟上全國一致の心理を示すものである。
 - 四、金融辦法 昨年八月金融守定辦法を公布した時はその意義明瞭ならず相

支那事變記

富衝動を受けたところもあるが、補充辦法公布後人心安定してその成績は良好である。

- 五、銀行貸出し 中央、中國、交通、農民四銀行の四行を除く他の割引貸出しは五千萬元で、重慶の一千五百萬元、漢口の一千百萬元が最も多い、利率は江蘇、廣東の月七厘（七%）が最低で最高も九分を越えぬ。
- 六、國內送金 平時と異り軍隊の送金増加、戦区より四川、湖南、廣東、雲南等への送金多く、それに行政費の送金も増加してゐる。
- 七、農村經濟 農村は資金潤滑し農産品の價格低落、輸入税關の缺乏で重大問題となつてゐる。よつて農村貸付のため従來農民銀行があつたが近く中國交通銀行よりもこれが貸付を行はせる豫定である。

五 國民政府收入の減少

國民政府收入の主要部分を占めるものが、關稅、鹽稅、統稅の收入であることは周知の如くである。

一九三七年度の支那海關收入たる輸入税、輸出税、轉口税、噸稅及び水質附加税の總收入は約三億四千二百九十萬元（この海關收入中には戦區の蘇州、杭州の兩海關の十一、十二月分は包含されてゐない）で、これを前年度の三億二千四百六十三萬元に比べると一千八百二十萬元即ち五・七%の増加である。これは昨年上半期の貿易が異常に活潑であつたためで（前掲貿易の項参照）一月以降七月までの海關收入は約二億六千二百二十萬元で、若しも事件がなかつたとすれば昨年度の海關收入は一九三二年度の三億八千八百五十一萬元を遙

に突破したと想像されるのである。

海關收入兩年度比較

	一九三六年	一九三七年
輸入税	一二七、一一三、九二四	一九三、三三九、八二六(元)
輸出税	一四、三六七、四四二	二〇、九九五、三二八
轉口及附加税	七、一六七、六三八	八、四六五、二〇九
噸稅	二、三七三、七九一	二、五二七、三九六
水災附加税	七、〇七〇、四八〇	一一、四五〇、五二五
海關附加税	七、〇六四、五六九	一一、四四二、九八八
計	一六五、一五七、八四四	二六二、二六一、二六二
一九三六年	八一十二月	一九三七年
輸入税	一二七、四二五、〇四六	五三、八九六、七〇八
輸出税	一〇、一〇六、六八四	八、〇七七、八六一
轉口及附加税	六、五二七、一七二	一一、六八三、六六一
噸稅	一、六五八、八六六	七〇七、二二五
水災附加税	六、八九四、八五六	三、一三七、一八四
海關附加税	六、八七二、八三三	三、一三八、八四八
計	一五九、四七五、四四七	八〇、六三八、四七七
總計	三三四、六三三、二九一	三四二、八九九、七三九

これを地域別に見る時は明瞭に戦争の影響を觀取し得るのである。輸入税につきこれを見るに次の如くである。

金單位別輸入税額

地方別	一九三六年			一九三七年		
	一—七月	八—十二月	計	一—七月	八—十二月	計
天津(北京事務所を含む)	五、一〇一、〇〇〇	五、五八、〇〇〇	一〇、六八〇、〇〇〇	八、八三三、〇〇〇	一、四三六、〇〇〇	一〇、二六九、〇〇〇
北方諸港(秦皇島から青島まで、天津を除く)	四、三〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	七、二二五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九、二二五、〇〇〇
揚子江諸港(重慶から鎮江まで)	七、二八六、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	一七、三八六、〇〇〇	三、二二二、〇〇〇	五、三〇八、〇〇〇	八、五三〇、〇〇〇
上海	三、八七六、〇〇〇	三、八七六、〇〇〇	七、七五二、〇〇〇	五、三〇八、〇〇〇	一、九〇二、〇〇〇	七、二一〇、〇〇〇
中部沿岸諸港(蘇州から温州まで)	二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、二二二、〇〇〇	一〇、二二二、〇〇〇
廣東	一、四二二、〇〇〇	二、六八八、〇〇〇	四、一一〇、〇〇〇	六、二二二、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇
南部沿岸及西江諸港(二都澳から北海廣東を除く)	四、七六六、〇〇〇	五、七六六、〇〇〇	一〇、五三二、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	一、四二二、〇〇〇	一〇、九七七、〇〇〇
南方國境諸口(龍州から騰越まで)	四、七六六、〇〇〇	四、七六六、〇〇〇	九、五三二、〇〇〇	八、八三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	一二、一六六、〇〇〇
計	五、三三三、〇〇〇	五、三三三、〇〇〇	一〇、六六六、〇〇〇	九、五五五、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	一二、八八八、〇〇〇

一九三六年…金單位=2.26元 一九三七年…金單位=2.27元

關稅に次ぐ國民政府の財源たる鹽稅收入は三月十六日漢口の鹽務稽核總處の發表によれば、一九三七年鹽稅收入總額は三億一千二百萬元に達し、前年に比し僅に五百萬元の減少に止つた旨發表した。このうちには我が軍によつて占領された長蘆鹽、晉北、安徽、山東、松江の五區の收入を含んでゐない。而して鹽稅擔保公債償還は完全に履行、英貨九十四萬三千ポンド及び米貨三十萬三千ドルを支拂つたと稱してゐる。

この計算の内容は、近年鹽稅徵收方法を變更し増收をはかりつゝ、あつた事實ありとするもなほ疑問然である。國民政府は奥地に於て、地方的な經濟地盤——おくれた農業經濟に基礎を置かねばならなくなつて來たことは明かである。

の點があるやうに思はれる。

統稅區中重要な上海、南京工業地帯、天津、青島工業地帯が失はれたことは統稅についてもその收入の大半を失つたことを認するに足るのである。

一九三六年度末における國民政府の赤字は二億二千萬元（豫算總額の二割三分）であつた。毎年初二期見當の赤字を出して來たのであつて、戦時下においてこの收入源の喪失によつて普通の意味における財政は成り立ち得ないこと當

支那事變記

六 經濟地盤としての支那の西南角

五月徐州戦の段落について支那軍の退却を追って日本軍は一舉漢口を衝くの姿勢を示してゐる。直ちに漢口攻略が實現しないにしても漢口の軍事、外交、經濟上の中心點としても安全性と、恒久性は失はれたのである。南京撤退前國民政府は首都を重慶に移すとともに政治・軍事・經濟上の樞軸を漢口―長沙に置いたのであつた。僅かながら武器工業を中心とする軍工業を漢口に集中し、金融方面の主力もこゝに集つたのであつた。湖南省政府も上海戦争の初期に活躍した張治忠が主席に任せられ専ら湖南經營に當りつゝあつた。彼は長沙を各種工業の奥地移轉の目的地たらしむべく臨氣となつてゐた。

漢口は早くも動搖を傳へ、各種工業の移轉が既に一部分着手せられつゝありと云はれてゐる。長沙もまた安全圏内にはないのである。かくて經濟的諸機關諸施設は一部は四川に他の一部は湖南南部からやがて雲南、廣西方面へと移行するものと思はれる。

西南の重要性は著るしく高まりつゝある。
(註) 西南六省、湖南、廣東、廣西、貴州、四川、雲南は面積百六十二萬八千平方キロ、人口一億四百萬人、支那本土十八省に對する面積人口の比重は三分の一以上になつてゐる。

上海同盟通信はこの西南の經濟情勢を次の如く報告してゐる。「西南諸省の經濟開發の水準は現在のところ著るしく低く、紡績の如きも未だ建設中のもの

られるところの内容と關聯し、經濟開發の問題であり、日本の大陸經營の問題に關するものである。

この問題は日支事變の露した支那經濟變革の上で最も複雑な問題なのである。戦争によつて露らされた大規模の經濟的破壊などは異なる影響を支那の國民經濟の上に齎らすものである。地域的には日本の軍事的占領の跡に蒙難地區、北支、中支にそれぞれ蒙難聯合自治政府、中國臨時政府、維新政府が發生し舊支那の政權から離脱したのであるが、支那の國民經濟における決定的な變革をもたらすためには、これらの地域における經營の經濟的プランの成功にまたねばならないのである。

北支及中支における經濟建設設計書の中核をなすものは北支那開發會社、及中支那振興會社設立設計書である。

北支那開發會社は資本金三億五千萬圓(政府出資一億七千五百萬圓)、業務(北支那開發株式會社法十二條)は(一)交通運輸及港灣(二)通信(三)發電(四)鑛産(五)鹽の製造、販賣、利用(六)以上の外北支に於ける經濟開發を促進するために特に統合調整を必要とする事業―等の諸事業に對する投資又は融資を行ひ、その經營を統合調整する。

中支那振興株式會社は資本金一億圓(政府出資五千萬圓、業務(中支那振興株式會社法十二條)は(一)交通、運輸(二)通信(三)電氣、瓦斯、水道、(四)鑛産(五)水産(六)その他公共の利益又は産業振興のため必要なる諸事業―に對する投資又は融資をなす。

現下の日本による大陸經營の富面の露害は、日本自體の經營資本の不足、列強資本との對立、戦時下における支那民族資本の協力を得る困難に關するもの

を含め廣東、長沙、重慶、昆明に五工場あるに過ぎない。生産能力は支那全土の1%乃至2%に過ぎない。従つて經濟的根幹は農業及び手工工業に求めざるを得ないのである。而も戦争に伴ふ國工業の阻害によつて奥地における農産物價格は崩落し恒常的半恐慌状態は益々深刻化してゐるので國民政府は五月以來地方金融機構改善辦法を始め國內資源開發條令、工業獎勵法、特殊工業補助及び補助條令などを矢張り、農業金融を促進し、農村の發展を圖ると共に工業生産力の擴充を企圖して來た。云々(六月九日、上海同盟)

こゝに於て大いに問題となるのは、この西南の地方が、蔣介石の統一に對して最もおくれた地域であり社會、經濟の上に於て最も多く封鎖なるものを殘存せる地域であることである。

西南地區に盤踞する地方軍閥の封建的勢力は今なほ充分に清算されてゐないことは周知の如くである。事件發生以來、李宗仁、白崇禧の率ゐる廣西軍閥の動向はしばしば問題とされたところである。廣東軍閥の總帥余漢謀と、省主席吳鐵城の對立する廣東省、劉少軍閥等の中央勢力浸透を好まざる變動を齎する四川。雲南の主席龍雲もまた中央に對して必ずしも心からなる歡迎の意を示してはゐないのである。かく觀じ來ると西南今後の動きは相當な波瀾を豫想せしむるものがあるのである。

七 日本の大陸經營

支那經濟の變質に決定的影響を與ふべき最大のエレメントは日本經濟への支那經濟への切り込み方である。それは所謂日滿支經濟ブロックの問題として語

のといふことが出来るであらう。

北支(蒙疆を含む)及中支における經濟建設事情の主なるものを示せば次の如くである。

先づ北支に於いては左の如くである。

蒙疆銀行の設立、十一月二十二日成立、資本金一千二百萬元、三百政府均等出資四分の一拂込み

蒙疆電氣通信會社、一九三八年三月五日創立、資本金一千二百萬元、日蒙折半出資、合辦蒙疆特殊法人、蒙疆聯合委員會出資六百萬元内二百萬元は現物、日本側からは日滿電氣電話工業株式會社四百萬元、日本無銀二百萬元の共同出資、配當六分保障

北支製粉界(日本三社の進出、日東は大原製粉(日産千バレル) 檢次製粉(千五百バレル) 新製通糧(千二百五十バレル) 石家莊製粉(六百バレル) 保定乾義(千五百バレル) 日清は北京唯一(三百バレル) 濟南成紀(二千バレル) 日粉は天津瑞瑞(千二百バレル) 濟南工場(何れも進出)。

濟南における支那の三紡績は、それぞれ日本紡績の委託に附せられた。

一、仁豐紡(紡績一五、三八四錠、織機二四〇台)――鐘紡

一、魯豐紡(紡績二八、〇一六錠)――東洋紡

一、成通紡(紡績一六、八〇〇錠)――長崎紡

煙草會社の北支進出、東亞煙草は天津を基點とする津浦沿線、滿洲煙草は北京を基點とする京漢沿線を分野と決定。

北支石油會社、石聯加盟社(日石、小倉石油、三菱石油、愛國石油、旭石油)を主體とし之に滿洲石油、朝鮮石油が加はり、資本金二千萬元の北支石油會社

を前設に決定。
北支の電力會社買収方針決定。電力總盟は四月四日委員會に於て北支の電力開發事業買収につき左の件を承認した。

- 一、濟南電業公司（資本金四百萬元二分の一拂込）を設立地元出資二百萬元、公中公司、東亞電業兩者二百萬元出資とす
- 一、冀東電業（資本金二百萬元）をして山海關電業を十五萬元程度で買収せしむ

一、滄縣電燈を五萬元で東亞電業に買収せしむ
一、蒙疆電業公司（資本金六百萬元）設置に對して蒙疆自治政權、及び地元銀行三百萬元、東亞電業、興中兩者三百萬元を出資す。
更に中支に於ては左の如くである。

華中鐵礦株式會社 四月八日設立、これは本年中に五十萬噸、昭和十七年迄に五百萬噸を産出する豫定。
内河航行株式會社 日清汽船會社の別途會計により支辨せられ、三月中旬より營業を開始した。その他上海附近の小汽艇による水運は、江浙輪船公司（日本側組合）が獨占的に經營する。
紡績業については中支における支那側紡績工場を日本人紡績に割當て支那側との共同經營を行ふべきプランがある。
始め上海華紡の復舊のための支那側との交渉條件は次の如きものであつた。
一、華商工場は日本側の協助を得て工場を修繕復舊工作をなす
二、右のせめに要したる費用はすべて華商側において負擔す
三、復舊操業開始後は日本側より技術上のすべての幫助をなす

四、右の復舊及び復舊操業に對する援助に對して支那側は日本側に相當の利益分配をなす。
日本側の援助によつて復舊をはかることとなつた支那側工場は次の如くである。（、印は復舊にあたる日本側工場）
豐田 振泰（上海、二五、五〇〇錘、織機六四〇）、緯通（上海、三三、〇二四錘）嘉豐（嘉定、一一、〇〇〇錘、織機四一四）
日華 泰安、永安第一（上海、四八、一六〇錘、織機一、三〇一一）
上海紡績 申新第六（上海、七三、〇〇〇錘、織機八一四台）
裕豐 永安第二（吳淞、四九、六九六錘）永安第四（吳淞、六九、四六〇錘）
同興 大豐（上海、二九、九五二錘、織機二二四）
大康 恒豐（上海、五四、五四四錘、織機六一四）
東華 鼎隆（上海、二八、五九二錘）
公大 申新第七（上海、五九、八四八錘、織機四五二）
内外 蘇輪（蘇州、五一、三六八錘、織機五〇〇）
以上合計五三三、一四四錘、織機台數四、九六〇台に達する。この他、通州（南通）崇明島にある優秀工場もまたそれ／＼割當を受ける筈である。上海邦人紡績の復活せるものは五月下旬までに五割二分に達した。
江南地區にある生糸會社についても、日本の有力製糸關係者によつて新に構成せられる中支製糸業組合に於て經營のはこびに入るものと思はれる。
その他重要工業工場にして邦人の委託經營乃至共同經營となつたものに三、菱、重工業（上海江南造船所）

小野田セメント（上海セメント會社）
啓成セメント（南京セメント會社）
三井關係及三菱關係會社（上海製粉、五工場）
東洋高壓工業（南京硫酸工場）
日本油脂會社（上海五洲石鹼工場）
東洋製糖會社（上海中原工廠、新華工廠）
東亞煙草（華東工廠、華中工廠）
その他、南京製粉、上海美化煙草、ゴム工場、中國冷感廠、印刷工場、人絹織物工場等が共同經營、委任經營として邦人のコントロール下に歸した。上海より崇明、南通を含め無錫に到る揚子江三角地帯主要工場二十九中七月現在操業のもの數工場に過ぎない。

日滿支經濟ブロックの中心問題は幣制問題であるが、北支における中國聯合準備銀行の設立（三月十日）はこの中心課題に對する解決の任務を負ふて出現したものであつた。資本金五千萬圓（二千五百萬圓は臨時政府に於て、残り半額は中國、交通、中央、河北四銀行に於て出資）圓ヘリシクし圓元パーとす。舊法幣とは等質引換へを行ふ。而して聯合準備銀行に對し日本民間金融團は一億元のクレジットを與へたのである。（鮮銀、白銀、三井、三菱、正金、第一、安田、第百、住友、三和、野村、愛知、名古屋、神戸の諸銀行をもつて對中國準備銀行クレジットシケイト團を結成す）
中支における幣制問題は頗る困難なる問題を含んでゐる。現下の狀態に於ては直ちにこれに對應するが如き處置を講じ得ないのであるが、一方に於ては舊支那政權の財政的勢力の急激なる退潮により、法幣の急激なる値下り來しつ

つある事情に鑑み何等かの處置を講ずる必要ありと見られるのである。
臨時政府及維新政府が六月一日より實施した關稅改正もまた注目すべき意義を持つてゐるのである。（臨時政府は一部稅率の改正をこの一月に行つてゐる）發表された稅率は一九三二年の稅率を基準としたものでこれに一部改正を行つたものである。
支那の占領地域全般にわたる經濟復興の基調はこれら地域の復興に求むべきことは言をまたないものである。
戦火による破壊、洪水その他による荒廢、住民の流離による生産の破壊等は甚しく北中支における農業生産力を低下せしめた。（支那側發表によれば、戰爭被害者一億五千萬人、その中三千萬人が流離してゐると）
農村經濟の復興は先づ治安狀態の回復によつて自然回復をまつて出發すべきものであつて、現在までは未だ充分なる處置が講ぜられてゐるといふことは出來ないやうに見受けられる。
支那經濟の復興に決定的な役割をかつむべき日本の大陸經營の前途は、しかし現在の段階に於て充分展開されたとはいひ得ないのである。嚴密に云へば、日本の戰爭遂行乃至は重工業への轉換を行ふための資源獲得を必要とする第一段階からして日滿支經濟ブロックの圓滑なる相互依存的關係に基づく經營の第二段階に達することを必要とするのである。現在に於ては未だ戰爭による利得としての原始的蓄積（敵人經營の諸企業に對して行はれた如き）以上に進んでゐるとはいひ難いのである問題は今や日本が全力を擧げて取らうとし、また取らざるを得ない大陸經營の成功率如何にかゝつてゐるといはずを得ないのである。

四事變と外交

日支事變以來、列國中イギリスとソ聯とが、物心両面に亘る對支援助に乗出してゐることは周知の通りである。アメリカは中立法を適用することは差控へてゐるが、中立的態度を厳守しつゝ頗るデリケートな動きを見せてゐる。フランスの態度は大體に於てイギリスに從順するものである。ドイツ、イタリアは共に日本と防共協定によつて緊密に結びついてゐるが、支那に對する經濟的利害から、ドイツの態度は、相々イタリアと異なるものがあつた。

一 事變下の英支關係

北支事變から飛火して、再度の上海事變勃發するや、多年上海を定場とし、長江一帯を自己の艦張り視して來たイギリスは、一昨年その援助せる幣制改革の成功と相待ち、一層蒋介石援助に躍進となり、恰かも自己の運命に關する如く狼狽し、全然半棄の冷靜を失ひ、日本を醜視して直接間接支那側に好意を寄せ、殊に上海戦中色々目に余る行動を敢てした。現に香港を唯一の出入り口として武器其他の援助に力を注いでゐるのである。財政的には事變後逸早く支那現銀を香港に集中し、同地よりロンドンに輸送し、在外正貨を増補して、法幣の爲替維持と軍需品購入資金に充つる等ばかり無き處置を援つたのである。

同時にイギリスはアメリカ、フランスを誘ふて、日支紛争に介入しようとして、外交上絶えず策動してゐるのである。北支事變發生するや、イギリス政府はこれに關して、英米兩國の緊密なる協働を希望し、アメリカに對し或種の申出で爲したのである。このイギリスの申出でに關し、當時アメリカ國務長官ハル氏は記者團との會見に於いて「イギリス外相から北支事變に關する通告に接したが、アメリカ政府は右申出でを諒承したのみ」であると答へ、イギリスの申出を應諾したものでないことを言明した。申出の内容は下明であるが、日支兩國に武力行使中止の共同通告を提議したその説が傳へられた。これは國民政府が英米佛三國に共同動作を取るやう示唆せるに基いて、イギリスはフランスと協議し、アメリカに謀つたのである。ところがアメリカは慎重の態度を取つて應ぜんとする模樣がなかつたので、結局、單獨に外交機關を通じて、日本政府にその見解と希望とを表明したのであつた。

上海中立地帯設置案提議

上海事變の起るに及び、英米兩國は各自單獨に上海に於ける事態を極度に憂慮し、上海を日支交戦の戦場に使はれないやう要請の申出でを爲した。然るに事變が急激に悪化するに至つた結果、イギリス政府はイデン外相、外相代理ハリファックス樞相、ダフ・ターパー海相、ホーア・ペリンシア陸相、ゴア樞相の五相會議の決定に基き、八月十八日日支兩國政府に對し、突如左の如き上海中立地帯設置案を提出したのである。

- 一、上海地區を中立地帯とし、日支兩國軍隊は右地帯より撤退する。
- 二、中立地帯の劃定は、現地に於いて局地的折衝により行ふ。

- 三、中立地帯内日本臣民の保護に關しては、米佛兩國政府の援助あることを條件として、イギリス政府に於いて行ふ。

右中立地帯設置案は、上海イギリス總領事ジュー・ダブリュー・デヴィッドソン氏の立案したものを、イギリス本國政府で審議採用したものであるといふ。イギリス政府は向これを米佛兩國政府に提示して協力を求めたが、支那政府の受諾とフランス側の賛成を得たけれど、アメリカは案を實行不可能と見て冷淡な態度を取り、遂に回答しなかつた。日本政府は今回の上海事變の勃發は、支那側の挑戰に由ること明かであるから、上海事變解決の鍵は、支那側が協定區域からその正規兵及び保安隊を撤退するにありとし、イギリス側の調はれなき提議を拒絶するに至つたこと勿論である。

イギリスの賠償要求

イギリス政府は八月廿一日日本政府に對し、損害賠償を要求する公文を通過して來た。

- 一、日支兩國は今大事變によつて、イギリス在留民の蒙むれる損害に就き、損害賠償を爲すべき責任がある。
- 二、更に日本は共同租界に在るイギリス人の建物にして、日本軍隊により占據されたものに就いては、損害の賠償は勿論、その使用料をも支拂ふべき義務である。

イギリスは北支事變の最初にアメリカを誘つて、何とか防止しようとして果さず、事變が上海に擴大するや、日本の駐兵權や、居留民保護の警備をも否認する如き上海中立案を提議し、その容れられなや、自己の損害賠償の要求

を爲すといふ風に次ぎから次ぎと外交の手を打つてゐるのである。初めからイギリスの狙ふところは、アメリカであるが、アメリカは獨りで能ふ限りの援助を取つてゐるのである。國際聯盟が思はしく行かず、そこで會て九國條約會議の主役であつたアメリカを巧く利用しようとして、國際聯盟のお鉢を九國條約會議に廻し、アメリカを挑らせようとしたのである。アメリカが要償に要償して、イギリスの笛に踊らず、アメリカを誘導して日支紛争に介入しやうとするイギリスの思惑は、今までのところ、結局、失敗に終はつたのであつた。

イギリス外交の現段階

ここに於いて、イギリス政府は列國協調隊にアメリカとの一致協力の期し難きに鑑み（對米協力を要切つた譯ではなく、自己單獨で能ふ限りの援助を爲す決意を爲すと共に、また日支双方に對する大使の更迭を行ひ、事變の發展に對處すべき態勢を整へたのである。事變以來對支援助は二つの方面から爲されてゐる。一つはイギリスであり他はソ聯である。前者の對支援助は主として、財政であり、後者は武器其他主として軍事的である。イギリスの財政的對支援助が今後何時まで續くか、それは自ら限度はあらうその現度の目安と見られてゐるものは支那の在外正貨の高である。支那の在外正貨はロンドン及びニューヨークに在るのであるが、從來銀は多く支那に於いて死蔵退蔵されてゐたのである。それが幣制改革と共に、政府の手に集中されることとなり、曾て無い多量のものが收集されるので、在外正貨も支那として稀有の多額に上つたものと信じられる。（孔祥熙は昨年五月八億元以上と發表）これが物をいつて、イギリスの對支援助が持續されてゐるのである。その在外正貨も段々枯渇して

行く一方で、イギリスの援助の力の入れ方もそれに比例するものと思はれるがイギリスの對支援助は尙依然尙勁に繼續されつゝあるのである。本年五月二十五日イギリス下院に於ける聯盟の對支援助決議及び對支經濟に關する労働黨領袖ヘンダーソン氏の質問に對する外務次官ペトラー氏の應答は、箇中の消息をよく物語つたもので、イギリスが尙未だ對支援助の迷夢から覺め切らぬことを明かにしてゐるのである。その答辭は左の如きものである。(ロンドン二十五日發同盟)

ハリファックス外相は、五月十四日聯盟理事會の最終日に當り、英政府は環境の許す限り、聯盟決議による義務の完全履行を期する爲、最善を盡して來た旨報告した。この報告に基づき、政府は支那から受ける如何なる要請に對しても、慎重且つ同情ある考慮を拂ふであらう。對支援助に關しては、英國政府は已に本年二月十四日政府の方針を闡明したが、英國の金融機關が對支長期融資を行ふこととなり、大藏省にその同意を求めて來る場合、政府はこれに對し好意的考慮を加へる用意がある。これは要するに、イギリス對支外交は、固く將政權の擁護を持續してゐるのであるが、變通自在にして彈力性に富む現實主義のイギリス外交が、事變の發展と將政權の轉落加速化の大勢に對應し、今後如何なる動向を示すかと注目される。

ニ 米國政府の態度

北支事變の發生と共に、イギリスがアメリカに對して或種の申入れを爲し、アメリカがこれに應じなかつたことは前述の通りである。アメリカ政府は事變

に對し終始一貫日支の紛争に介入することを避くる態度を嚴守して變はらないのであるが、言説の上では最初の冷靜の態度から、漸次神經過敏となりつゝある。これを滿洲事變當時の傾き型の典型であり、ステイムソン・ドクトリンの張本人である前國務長官ステイムソンの顯著なる對日抗議に比ぶれば、アメリカ現政府は頗る慎重な態度を取つてゐたのであるが、事變の發展につれて、ステイムソン程傾きは無いが、條約尊重を振擧げすことに於いて、漸く大同小異の觀を呈して來たのである。前者ほど病的にしつこく無いことが違つてゐるだけで、東亞に對するアメリカの見解、方策等は共和黨の政府も現民主黨政府も少しも異なるところとは無いのである。唯注目される事はイギリスの誘ひの手に乗らず、砲まで獨自の立場を保持して、事變に對處して行かうとする努力を續けてゐることである。

ハル長官の第一次聲明

北支事變に對し、冷靜の態度を持してゐたアメリカ政府は、七月十六日國務長官ハル氏の口を破つて最初の第一聲を擧げたのである。併しその第一聲では何處の國といつた名前を指示することを避け、用心深い修辭を以て「世界の如何なる部分に於ける抗爭も世界性關係性を持ち、アメリカの利益、權利乃至義務に影響しないものは有り得ない」との切實なる關心を示して、抽象的な平和原則、即ち條約尊重を強調し、軍備のことにも説き及んだのである。その聲明の要點を示せば、

第一の點に於いて、あらゆる國家が政策の爲め實力を行使し、更に他國の内政に干渉することを抑制し、國際協定を忠實に履行して、國際關係に於

ける諸問題を平和的交渉と協定の手續きによつて調整せんことを勸奨(アドヴォケート)し、

第二の點に於いて、條約神聖の原則を擁護する必要の生じた際には、相互扶助及諒解(ミューチュアル、ヘルプフルネス、アンド、アッコモデーション)の精神をもつて、遂行された秩序によつて、條約規定は修正されるべきものであり、あらゆる國家によつて諸外國の權利が尊重され、既存條約が履行されるべきものであることを指摘し、

第三の點に於いて、全世界を通じて、經濟的保全と安定(エコノミック、セキユリテイ、アンド、スタビリティ)の増進の爲め、國際貿易に於ける出来るだけの特權を除去し、通路上に於ける効果的な機會均等と且つあらゆる國家に對して均等待遇の原則適用を希求し

第四の點に於いて、諸外國によつて爲される軍備の制限、縮少乃至増加に比例して、軍備の縮少、乃至増加する用意あり、同盟などの約束は回避するものであるが、併し平和及び實際的手段に由る前述諸原則の擁護に關してアメリカは確信を有するものである

と述べてゐるのである。以上第一次の聲明は、從來のアメリカの對外方針を反覆したのである。何國にもさし觸れはりの無いものであつて、アメリカの事變に對する戒愼振りが窺へるのである。

中立法發動見合はせ

上海事變が起り、事態愈々險惡なる舉行を呈するに及びアメリカ朝野の間に中立法發動に就いての論議が盛んに行はれるやうになつたがアメリカとして

は、第一に必要なことは居留民の安全を確保することであり、第二は砲まで紛争の渦中に捲き込まれぬことであり、その爲めには寧ろ中立法を發動しないことが必要であるとの論が大勢をリードし、居留民の安全確保を第一とする目的のためサンデイゴ駐屯のマリオン二百名の上海急派を命じたのである。(八月十七日及び同十八日命令)これと共に、アメリカ政府は、日支兩軍に通牒を送り、アメリカのあらゆる權益を擁護するやう要望し、戰鬪行為の結果、アメリカ政府及び市民の蒙つた損害に對しては、兩國政府に於いて責任を負ふべき旨通告して來たのである。八月三十一日アメリカ汽船プレシデン・ト・フヴァ號が上海港外吳淞に於いて、支那飛行機の爆撃を受けた事件があつたが、國民政府は百方手を盡して陣調したのである。

九月十四日ルーゾヴェルト大統領は、國內の輿論に鑑み、政府所有船による日支向け武器の輸送を禁止する左の正式聲明を爲すに至つた。

アメリカ政府所有船舶は、追つて通告するまで、五月一日大統領布告に記載の武器彈藥及び戰爭材料を日支兩國に向け輸送することを得ず、政府所有以外の船舶にしてアメリカ國旗を掲揚するものが、上記物品を日支兩國に向け輸送せんとするものは、追つて通告あるまで、自己の危險に於いてこれを行ふものとす。

この禁止命令によつて、第一に問題になつたのは、ウイチタ號であつた。同船はパイオニア汽船會社の運船として、支那向けペランカ戰艦十九台その他軍需品を満載して、九月十六日サンペトロに入港したのである。ところへ大統領の禁令に引つかうつて、ペランカ機を同港に離揚げし、香港行きを中止して

マニラに向ふことになつたのであつた。

第一次聲明以來、アメリカ政府が、中立的態度を維持することに苦心を拂つてゐることは、「中立法發動見合はせ」に「武器輸出禁止」に一々現はれてゐるのである。事變が擴大して上海に飛火し、支那空軍の爆撃によつて、上海の目撃の場所、死者が数百名出で、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙特派員ピリガム氏等外人四名が含まれてゐるとの報は、國際的に大なるセンセーションを起し、ハル國務長官は、九月二十三日熾烈なる抗議を國民政府に電達すると共に、第二次の聲明を發表したのである。

ハル長官第二次聲明

第二次聲明は大體第一次聲明を敷衍したものであるが、最初の聲明でほかにされてゐたものを、今回はやゝハッキリさせ、アメリカ政府は政治的同盟乃至紛争に捲き込まれることは御免を蒙るが、同時に、極端なる孤立も亦排除する方針であるとの決意の一端を仄かしたのである。試みに全文を擧ぐれば左の如きものである。

アメリカ政府は日支兩國が戰爭に訴へず、兩國間の紛争をアメリカ國民のみならず、世界の大部分の國民の輿論に依つて、國際關係を律すべしとなす原理に基き解決すべき事を要請する。アメリカ政府は、紛争勃興の當初より兩國が武力抗争を回避し、協議により紛争の平和解決を圖るやう主張してゐるのである。アメリカ政府は、政治的同盟乃至紛争に捲き込まれる事は嚴に回避する方針であるが、同時に極端なる孤立も亦これを排除する方針である。アメリカ政府の方針は、國際的協力にあり七月十六日附聲明に列擧した各種

の目的を平和的手段により、達成するのがその目的である。世界の何處たるを問はず、不幸にも敵對行為が存在し、若しくは勃發の慮れある場合、それは各國の關心事である。アメリカ政府は紛争原因の當否に關する判断は別として、この際日支兩國政府が、戦に訴へぬよう要請するものである。アメリカ政府は、これらの原則は、太平洋沿岸に於けると同様、世界の他の部分にも適用し得るものと信ずる。アメリカ政府の意圖は、アメリカ市民を危險地域より救出し、暴徒や統制なき分子の盲動に對し、彼等を保護するにあり、またアメリカの支那駐屯軍に目下支那に向ひつゝある増援部隊は、斷じて侵略的使命を帯びるものでない。太平洋地域に於ける現在の情勢に關聯して、アメリカ政府の關心を惹く問題は、單にアメリカの權益保護のみに止らない同地域の情勢は、去る七月十六日中外に聲明し、五十餘國政府より承認の意思表示を受けた一般的原則に、直接根本的關係を有するものである。アメリカ政府は、右聲明に於いて概説された諸原則は、有効に國際關係を律すべきものと信ずる。

アメリカ大統領ルーズヴェルト氏は、十月五日シカゴに於いて、一般民衆を前に一場の演説を行ひ、國際平和の危機を指摘して、侵略國(日本とか、スペインとか特定國の名前に觸れてないが)を論難して、平和を愛好する諸國は協力し之を降服(クワランティン)しなければならぬとの意味の煽動的演説を弄したのである。氏の演説は、果然各方面に意外の反響を起しアメリカは愈々露骨主義の殻を破つて動き出すのではないかと印象を與へた。が、事實は必ずしもさうでなく、國內輿論の手に對する國內消費のゼスチユアーと、聯盟や九國外

ル大統領のシカゴ演説

民の最大關心事であること。

を重ねて指摘した。見るべし、アメリカの態度は、平和原則論、國際條約尊重を二板看板とする一種の言論戰、通電戰を繰返してゐるに過ぎないことを。

圖に對するゼスチユアーが主であつたやうに思はれる。

アメリカの第三次聲明

大統領の演説に次いで翌六日國務省は、日本の支那に於ける行動をもつて國際原則に反し、且つ九國條約並にケロッグ不戰條約の條項に抵触するものであるとの重大なる第三次聲明を發表した。これは六日國際聯盟總會の公式報告に接し、これを確認せるアメリカ政府の見解を闡明したのである。この聲明は特に戰時行為に適用されるべきものであるが、不幸にして目下日支兩國間にこの戰闘が行はれて居り、アメリカ政府は平和維持のため、國際關係を支配すべき諸原則と信ずるものうち、

- 一、政策遂行の爲め武力行使、並に他國の内政干渉を排除する。
- 一、國際關係諸問題の調整は平和的商議及び協定による。
- 一、各國民は他國民の權利を尊重し、且つ遵守する。
- 一、條約神聖の原則を保持する。

ルーズベルト大統領は五日シカゴに於いて、これらの原則を闡明し、その重要性を強調したのである。更に大統領は世界の情勢を検討するに當つて、

- 一、各國が法律と道徳とを遵守するに非れば、一國內にも國際間にも安定と平和の存在し得ざること。
- 一、國際的無政府状態は、平和の基礎そのものを破壊すること。
- 一、而してこれが直ちに若しくは將來に於いて、大小を問はず各國の安全を危殆に陥れること。
- 一、従つて、條約並に國際道徳尊重の精神が回復されることは、アメリカ國

アメリカの對聯盟方針

支那の提訴を受理した聯盟は、滿洲事變當時設置された二十三ヶ國國際委員會を復活させて、アメリカ誘引に便ならしめ、アメリカも亦滿洲事變當時と同様の資格並びに目的を以てスイス駐在のハリソン公使をオブザーバーとして聯盟會議に参加させたのである。即ち單に諮問に應ずるだけで攻撃に加はらなかつた。聯盟から九國條約會議に舞台は移り、アメリカからはノーマン・デヴィス氏を主席として、ブラッセルの九國會議に参加、イギリスは會での九國會議の要領入たりし縁故をもつて、アメリカを主動役たらしめんとしたが、アメリカはイギリスの思惑に乗らず、ブラッセル會議も亦聯盟同様の結末に終はつたことは、上述の通りである。

アメリカ不承認固執

ハル長官は五月十二日國際聯盟のエチオピア併合承認と關聯して侵略地不承認主義を闡明したが、國務省當局は十四日更に右聲明を敷衍し、アメリカ政府は滿洲國獨立を承認せざると同一の見地から支那に於ける北支、中支の兩政權の非承認主義を堅持する旨言明したのである。従つて、現駐支大使ネルソン・ジョンソン氏は蔣介石政權が漢口に止まる限り、同地に駐蒞し、同政權が移轉すれば之に従つて移轉する方針であるといつてゐる。

對日精神的壓迫強化

六月に入つて我が海軍部艦隊の二週間に亙る廣東襲撃は、無防禦都市の非戦闘員を攻撃殺傷するかの如き支那側の宣傳がきいて、イギリス、アメリカ、フランス等夫々空爆非難の聲明となつたが、六月十一日ハル國務長官は記者團との會見に於いて、この事に言及し、軍用機の輸出阻止による空爆反對の態度を取る意向であることを明かにした。日本に對する精神的壓迫が、現在アメリカの爲し得る態度であつて、それ以上中立活の適用、乃至は他の方法によつて法的拘束を加へることを避けようとしてゐることは從來と變はらないだらう

三 ソ聯の援助と密約説

ソ聯と支那との關係に就ては、別項ソ支不可侵條約成立の項に於いて、簡單なる記述を試み、その序でにソ支密約のことも、一言觸れるところがあつた。今年正月本國出發渡歐した國民政府の特使孫科は、ソ聯を始め英佛諸國を歴訪して、支那に對する求援運動に奔走しつゝあるが、六月彼れが再度モスコ入り爲すや、又復ソ支軍事密約説の囂頭を見たのである。時恰かも支那は徐州戰の大敗を招き、周章狼狽漢口落を決定せんとした條である。溺るゝもののおもつかむやうに、ソ聯の積極的援助を懇望する交換條件として、苛酷なる代償を甘受せる協定を余儀なくされたものではなからうか。その傳へらるゝソ支軍事密約は、ソ聯の援助を條件として

一、ソ支國境の共同防衛、

- 二、共產黨遊撃隊に對する武器供與、
- 三、新疆、寧夏、青海地方に於けるソ聯の特殊權益の承認、
- 四、國民政府主席顧問としてソ聯人の招聘、
- 五、國民政府の行政機構の改革、

等五項に亙るものといはれてゐる。密約内容が果してそうであるか否か、は尙不明であり、疑問でもあるが、新疆方面に對してソ聯が特殊利權を確保したものであるまいか。蔣政権は新協定に於いて、遂にソ聯からの武器援助の代償として、新疆にソ聯の軍隊一面師を遣駐せしめる件をも承認するに至つたと傳へられる。恐らくこのことは事實であらうと思はれる。ソ聯は茲數年來着々新疆方面對して野望を遂げ來たつたが、今また敗戦支那の弱味に乗じて、益々その目的達成に向つて努力を傾倒すると共に、支那共產黨勢力の増大、強化を兼しつゝ、對日長期戰援助の裏面に於いて、積極的な潛行行動を遂ふしてゐることが窺はれる。

四 フランスの積極的活動

事變以來フランスの支那に對する態度は、歐洲に於ける英佛の協同外交をその體反映し、大體イギリスの政策に追隨してゐるのである。支那の爲に事變以來武器の供給に努め、(孔祥熙との間に武器購入の二億フランのクレジット成立)そのため一つは、印度支那の海防より雲南省昆明へ鐵道輸送を爲し、昆明より更に自動車、馬車の便を借りて、貴州省貴陽に輸送するものと、他の一つは、海防より廣西省境にある滇南關に鐵道輸送の上、同じく自動車、馬車にて

西省南寧、桂林へ送り、更にまた湖南省衡陽へ運んでゐるのである。併し乍ら尙ほ甚しく輸送能力が不足を告げてゐる爲、最近支那側との折衝の結果、フランス資本による滇南關、南寧間の鐵道契約を締結、五ヶ月以内に急設することとなつたと傳へられてゐる。かうした矢先き、蔣政権は徐州戰の大敗によつて、遂に漢口を捨て、雲南に潛入する羽目となつた。六月九日引揚命令公布)從來印度支那との關係で、特に密接なる利害を有するフランスは、これを機會に一層大がかりな對支積極援助に乗出さんとするもの如くである。ナジャール佛大使が支那側と頻りに商榷してゐるのは、恐らくこのためであらう。同大使は通設ハノイに於て、印度支那の總督と會見し、對支援助方針を決定した上香港より漢口に飛び、蔣政権と懇談して一旦香港に引返し、再び廣東訪問、余漢謀、吳鐵城の廣東當局と折衝を重ねつゝある模様で、同大使の廣東折衝の條件として、

- 一、雲南、廣西兩省の自動車道路の擴張に伴ふ西南運輸公司に對する財政的援助、
- 二、諒山鐵道の廣西への延長問題、
- 三、雲南省の鎮山採掘權獲得、
- 四、雲南、貴州、四川、廣西と佛領印度支那との經濟ブロックの構成と支那重工業施設との關聯性樹立問題

等の廣範圍に亙つた内容が噂傳されてゐる。

漢口を捨てることとなつた蔣政権最後の根據地が雲南、貴州、四川、廣東、廣西等の西南五省となり、その中心が雲南となつた關係上、蔣政権援助の代償としてフランスが利權獲得の潛行運動に猛然と暗躍を開始してゐることは恐らく

正に想像以上であらう。

ドイツ軍事顧問引揚後の補充は佛ソ兩國人をもつて爲さるゝこととなり、フランス顧問は已に本國から到着したと報せられてゐる。今やフランスは絶好のチャンスを選んで、對支援助の利權獲得に大膽となつてゐるのである。今後何處までその活動が發展するか、深甚なる注目に値ひしやう。

五 ドイツとイタリー

ドイツとイタリーとは、日本との防共協定によつて、固く結ばれてゐる關係上、日支事變に對して當然日本側の味方であるべき善であるが、イタリー側が早く對支武器賣込みから手を引き、軍事顧問を引揚げて、苟くも對支援助と思はる手が、りを縮小強張りと言算して、對日好意を明白にしたのと比すればドイツ側の態度は、事變直初は勿論、其後に於いても不徹底なものがあつた。固よりドイツ政府が日本に好意を持つてゐない譯でないが、ドイツ側の對支武器援助と軍事顧問の活動に就いては、テキハキしたドイツ政府の處断を期待することが出来なかつた。然るに、今年五月下旬ドイツ政府は、蔣政権の軍事顧問たるファルケンハウゼン將軍以下四十余名のドイツ軍人の引揚げを嚴命した。これまでも引揚げを命じたのであるが、用ひられなかつた。今回の命令は、ヒッラー總統の強い決意に依るものと見へ、從來その命に従はなかつた態度を一變して、將軍以下一律に歸國することとなつた。蔣介石の作戦も防禦陣の築造も悉くドイツ顧問の指導に待つたものであるから、その引揚げは支那側に大打撃を與へ、蔣介石等を極度に狼狽させてゐる。尙ドイツの日支

兩國の間に立つての、好意的仲介の橋渡しをなさんとする旨だが、支那側の無
意意によつて、失敗に終つたことは、別項記載の通りである。

五 支那事變誌

昭和十二年七月

- 七 日 瀋陽橋事件發生
- 八 日 我軍支那軍の挑戦に應じて龍王廟を占據
- 九 日 支那軍永定河右岸に撤退
- 十 日 支那軍龍王廟占領
- 十一日 緊急會議を開き北支派兵を決定し事件不擴大方針を聲明、二十
九軍代表我が要求を約諾
- 十三日 馬村に於て我が軍隊射撃さる
- 十五日 内地より一部軍隊派遣を發表
- 十六日 瀋陽山談話會開かる
- 十八日 宋哲元香月司令官を訪ひ陳謝す
- 十九日 瀋陽橋の支那軍我が部隊を射撃、香月司令官は獨自の行動を執
るべき旨を通告。
- 橋本參謀長と二十九軍との間に現地協定成る。
- 蔣介石瀋陽に於て現地協定を否認し重大決意を示せる聲明發表

- 二十日 瀋陽橋附近にて交戦
- 二十五日 郎坊事件發生
- 二十六日 郎坊の支那軍を擊破、廣安門事件起る
- 二十七日 香月司令官最後通牒を發す
- 二十八日 北京附近の支那軍掃蕩を開始し略奪の目的を達す
- 二十九日 天津に戦争波及
- 通州事件勃發
- 三十日 太沽占領
- 長辛店占領
- 北京治安維持會成立

八月

- 一 日 天津治安維持會成立
- 六 日 支那國防會議を召集
- 北支事變臨時增設軍事會議通過
- 八 日 我が部隊北京入城
- 九 日 上海に大山大尉事件發生
- 十二日 南口占領
- 上海陸隊警備に就く
- 五國大使日支に對し共同申入れ
- 上海停戰委員會召集さる
- 十三日 上海事變勃發

十四日 支那機鐵道を共同租界バンド其他に投下。

我海軍航空隊濰洋して廣徳飛行場等を襲撃、
青島にて我水兵射殺さる。

- 十五日 帝國政府支那軍廣徳の重大聲明を發す。
- 十八日 國民政府戰時糧食管理令公布
- 英國上海中立化案提示
- 十九日 支那事變と改稱さる
- 二十日 黨務委員會解散す
- 二十一日 蘇支不可侵條約締結さる
- 二十二日 内蒙方面の我部隊張家口を占領
- 二十三日 陸軍部隊上海付近に上陸。
- ハル長官聲明發表
- 二十四日 津浦線の膠海を占領
- 國民政府戰時軍律條例公布
- 二十五日 長谷川司令長官、支那沿海に於ける支那船の航行遮断を宣言す
- 二十六日 八津嶺(京綏線)を占領す
- 駐支英大使ヒューゲッセン氏常務太倉間に於て負傷
- 二十七日 ハル長官、米の損害に對する日支の責任に關し聲明
- 三十日 米船フーズアー號支那機の爆弾に見舞はる
- 國民政府、聯盟事務局に對し警告提出

九月

- 二 日 支那事變と改稱さる
- 支那事變記

四 日 臨時議會開院式

天皇陛下時局に對する勅諭を下し賜ふ
察南自治政府成立

- 五 日 支那船の航行遮断は全支沿海に擴大さる
- 六 日 寶山縣城(上海方面)占領
- 九 日 國民黨、戰時最高政府會議法を設く
- 月浦鎮(上海戦線)占領
- 十一日 馬廠(津浦線)占領
- 十三日 上海市政府一帯地區を占據
- 國民政府國際聯盟に提訴
- 十六日 聯盟理事會、廿三國委員會へ移議
- 十八日 涿州(京漢線)占領
- 二十二日 南京大艦隊を發行
- 二十四日 保定(京漢線)陥落
- 滄州(津浦線)陥落
- 平地泉(京綏線)占領
- 二十八日 ボゴモロフ大使モスコウに向ふ
- 三十日 百靈廟(内蒙)占領

十月

- 一 日 劉家行(上海戦線)占領
- 三 日 德州(山東)占領
- 五 日 ルーズヴェルト大統領シカゴに於て反日的演説

支那事變記

- 六日 英國に於て反日大會開かる
- 加納部隊吳淞クリック(上海戦線)渡河
- 聯軍總會二十三國諮問委員報告を可決
- 米國務省の日本糾弾聲明
- 十日 石家莊(京漢線)陥落
- 十一日 井陘(正太線)占領
- 十二日 北平を北京に改稱さる
- 十四日 綏遠省城(京綏線)占領
- ベルギー九國條約會議主催國となる
- 十五日 順德(京漢線)占領
- 米國九國條約會議参加を回答
- 内閣參議任命さる
- 十七日 包頭(京綏線)占領
- 二十二日 政府九國會議参加拒絶に決す
- 二十四日 上海戦線の撤退退却を開始す
- 二十五日 企業院官制公布
- 二十六日 大場鎮、廟行鎮占領
- 二十七日 江蘇鎮、關北一帶肅清、娘子關(山西)占領
- 二十八日 蒙古聯盟自治政府成立

十一月

- 三日 忻口鎮(山西)占領
- 九國條約會議開かる

- 四日 彰德(京漢線、河滄)占領
- 五日 杭州灣に大兵團上陸
- 六日 日獨防共協定に伊太利參加
- 九日 太原陥落
- 松江占領
- 十二日 南市を掃蕩、全上海市我が有に歸す
- 十三日 揚子江岸白茆口附近に上陸
- 嘉定陥落
- 十四日 太倉陥落
- 十五日 九國條約會議、宣言案を採擇
- 十九日 常熟陥落
- 羅興(浙江)占領
- 二十日 蘇州陥落(湖東會戰終了)
- 我が大本營設置さる
- 國民政府重慶遷都を宣言
- 二十三日 蒙疆聯合委員會成立
- 二十四日 湖州(浙江)占領
- 九國會議委員報告書採擇と共に無期休會となる
- 二十六日 國府議機關漢口に移る

十二月

- 二日 江陰砲台占領
- 蔣介石とトラウトマン大使會見

- 五日 上海大道市政府成立
- 七日 蔣介石南京退却
- 十二日 米艦パネー號、英艦レディバード號事件起る
- 十三日 南京陥落
- 十四日 中華民國臨時政府成立
- 十七日 南京入城式
- 十八日 青島の支那軍我が防壁工場を全部破壊す
- 二十二日 國府、戰時農工商管理條令公布
- 二十三日 北支派遣軍の濟南青島の不法背信行為に膺懲を加へる旨を聲明
- 二十四日 杭州占領
- 通州事件解決
- 二十六日 パネー號事件解決す
- 二十七日 濟南占領
- 三十一日 レディバード號事件解決す

十三年一月

- 一日 國民政府改組
- 十日 青島占領
- 十一日 御前會議に於て帝國の最高方針確定す
- 十六日 帝國政府は爾後國民政府を對手とせざる旨の聲明を發表す
- 十七日 孫科モスコに着
- 十八日 獨逸を仲介とする和平交渉に關し發表す
- 二十日 許世英大使歸國す

支那事變記

- 寺内最高指揮官北京に移る
- 二十一日 臨時政府、關稅改正公布
- 二十二日 ソ聯駐支大使オレルスキー氏重慶にて國書提出
- 二十八日 川越大使上海を引揚ぐ
- 三十日 冀東政府新政府に合流す
- 三十一日 アリソン米領事件解決

二月

- 二日 蚌埠(江蘇)占領
- 聯盟對日決議議案可決
- 三日 芝罘(山東)占領
- 八日 谷公使を上海へ派遣
- 十七日 新駐支英大使カー氏香港着
- 二十二日 朝香宮殿下血びに松井、柳川兩將軍隨遣
- 畑大將最高指揮官に就く
- 敵機臺灣に襲來

三月

- 八日 黃河作戦終る
- 十日 中國聯合準備銀行開幕
- 十一日 平北支軍最高顧問着任
- 十六日 國家總動員法案衆議院通過
- 十七日 臨城(津浦)占領
- 南通州(江北)占領

支那事變記

- 十八日 崇明島占領
 - 十九日 支那事變増徴法案衆議院通過
 - 二十四日 雲王逝去
 - 二十六日 日華經濟協議會成立
 - 二十七日 承德古北口開新線開通
 - 二十八日 中華民國維新政府南京に成立
 - 二十八日 王克敏氏襲はる
 - 二十九日 國民黨臨時全國代表大會漢口に開かる
- 四月
- 四日 新政權の兩首腦北京に於て會見
 - 四中全会、漢口に開かる
 - 台兒莊占領
 - 八日 華中鐵道公司上海に創立總會を開く
 - 十日 臨時政府東京辦事處開設
 - 十二日 孫科、チエンパン首相と會見
 - カ、駐支英大使國民政府に信任狀提出
 - 二十三日 第一次論功行賞發表
 - 二十六日 蔣介石、徐州に於て軍事會議召集
 - 二十八日 北支開鏡、中支振興兩會社設立委員決定
 - 王克敏氏上海に維新政府訪問
 - 三十日 支那方面艦隊司令官更迭
 - 及川中將新任務に就く

五月

- 一日 王克敏氏來朝
 - 二日 上海海關に關する日英覺書發表
 - 聯盟理事會反日を決議
 - 九日 蒙城占領
 - 十一日 海軍陸戰隊廈門占領
 - 楊杰駐ソ大使に任命さる
 - 十四日 合肥(蘆州)占領
 - 十六日 關海縣を崑山附近にて遮斷し兩軍連絡成る
 - 十八日 徐州總攻撃開始
 - 孫科モスコウ着
 - 十九日 徐州陥落
 - 二十日 海軍連雲港上陸
 - 二十二日 ヒットラー總統獨軍事項の引揚を命ず
 - 二十四日 蘭封占領
 - 二十五日 南北兩最高指揮官會見
 - 二十六日 近衛内閣改選さる
 - 二十八日 廣東猛進開始
 - 三十一日 臨時政府關稅改正を發表
- 六月
- 二日 漢口に銀行家會議開かる
 - 三日 板垣陸相親任さる

四月

- 四日 秩父宮殿下戰線より御歸還
 - 五日 開封占領
 - 九日 蔣介石の時局談話を發表
 - 支那軍黃河を決潰
 - 十一日 支那大使館閉鎖さる
 - 十二日 安慶占領
 - 十七日 五相會議初會合
 - 十八日 臨時政府、維新政府兩政府、和平に關し宣言及び通電を發表
 - オレルスキー駐支ソ聯大使歸國
 - 二十日 宇垣外相、戰闘區域指定を列國に通告す
 - 二十二日 維新政府南京に辦公處を移す
 - 二十四日 物資需給計劃發表さる
 - 二十五日 海軍南澳島占領
 - 二十八日 德王蒙疆政府主席となる
- 七月
- 六日 國民參政會漢口に開會
 - 七日 事變一周年に勅語を賜ふ
 - 佛國の西沙群島占有に帝國政府抗議す
 - 十二日 ソ聯兵張鼓峰を不法占據
 - 二十六日 九江占領
 - 二十八日 事變第二回論行實

八月

- 十日 日ソ停戰協定成立
 - 十五日 オレルスキー大使漢口歸還
 - 十六日 支那事變處理方針決定
 - 十七日 瀋州(山西)占領
 - 二十四日 中國航空公司桂林號事件
 - 瑞昌(江西)占領
 - 二十八日 東亞文化協會總會式北平に擧げらる
- 九月
- 一日 東亞研究所開かる

支那事變記

朝日東亞年報・昭和十三年版・定價一圓五十錢

昭和十三年十月一日印刷
昭和十三年十月五日發行

不許
複製

東京朝日新聞社内東亞問題調査會

發行人 大西

東京市麹町區有樂町二丁目三番地

編輯人 比佐

東京市板橋區志村町五番地

印刷人 河合

東京市板橋區志村町五番地

印刷所 凸版印刷株式會社

發行所

東京丸の内

朝日新聞社

14.5
661

13年 12月 13日 70

閱覽濟

終

